内閣府令第19条第1項 第1号

項　　目	添 付 書 類 名
1.貸借対照表等 （提出の日前6 ヶ月以内の一定の日のもの）	・貸借対照表等 1.株式会社じもとホールディングス (1)連結 ① 第12期末（2024年3月31日現在）貸借対照表 ② 第12期末（2023年4月1日から2024年3月31日まで）損益計算書 2.株式会社仙台銀行 (1)単体 ① 第103期末（2024年3月31日現在）貸借対照表 ② 第103期末(2022年4月1日から2024年3月31日まで）損益計算書 (2)連結 ① 第103期末（2024年3月31日現在）貸借対照表 ② 第103期末(2023年4月1日から2024年3月31日まで）損益計算書
2.自己資本比率を記載した書面 （提出の日前6ヶ月以内の一定の日のもの）	・自己資本比率を記載した書面 1.株式会社じもとホールディングス (連結)自己資本比率の状況（2024年3月末） 2.株式会社仙台銀行 ①(単体)自己資本比率の状況（2024年3月末） ②(連結)連結自己資本比率の状況（2024年3月末）
3.最終の株主資本等変動計算書	・株主資本等変動計算書 1.株式会社じもとホールディングス (連結)第12期末 連結株主資本等変動計算書 2.株式会社仙台銀行 ①(単体)第103期末 株主資本等変動計算書 ②(連結)第103期末 連結株主資本等変動計算書
4.関連する注記	・注記表 1.株式会社じもとホールディングス 連結注記表 2.株式会社仙台銀行 個別注記表 連結注記表
5.最近の日計表	・最近の日計表 総勘定元帳（2024年5月31日現在）
6.その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることのできる書類	・その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることのできる書類 該当資料なし

第12期末（2024年３月31日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	358,624	預金	2,269,810
買入金銭債権	756	譲渡性預金	181,422
金銭の信託	201	借用金	128,761
有価証券	347,075	その他負債	8,199
貸出金	1,916,174	賞与引当金	714
外国為替	12	退職給付に係る負債	108
リース債権及びリース投資資産	12,392	睡眠預金払戻損失引当金	145
その他資産	51,075	偶発損失引当金	1,058
有形固定資産	20,456	繰延税金負債	677
建物	7,675	再評価に係る繰延税金負債	817
土地	10,275	支払承諾	5,481
建設仮勘定	1	負債の部合計	2,597,198
その他の有形固定資産	2,503	（純資産の部）	
無形固定資産	1,659	資本金	28,733
ソフトウェア	1,418	資本剰余金	78,862
その他の無形固定資産	241	利益剰余金	△ 3,402
退職給付に係る資産	5,015	自己株式	△ 88
繰延税金資産	294	株主資本合計	104,104
支払承諾見返	5,481	その他有価証券評価差額金	△ 22,319
貸倒引当金	△ 38,394	土地再評価差額金	1,806
		退職給付に係る調整累計額	△ 197
		その他の包括利益累計額合計	△ 20,710
		非支配株主持分	232
		純資産の部合計	83,626
資産の部合計	2,680,825	負債及び純資産の部合計	2,680,825

第12期　（2023年４月１日から 2024年３月31日まで）　連結損益計算書

（単位：百万円）

科目	金	額
経常収益		**37,942**
資金運用収益	**23,449**	
貸出金利息	22,403	
有価証券利息配当金	741	
コールローン利息及び買入手形利息	0	
預け金利息	280	
その他の受入利息	23	
役務取引等収益	**6,864**	
その他業務収益	**1,361**	
その他経常収益	**6,267**	
償却債権取立益	91	
株式等売却益	766	
その他の経常収益	5,408	
経常費用		**60,271**
資金調達費用	**269**	
預金利息	197	
譲渡性預金利息	5	
コールマネー利息及び売渡手形利息	△ 0	
借用金利息	56	
その他の支払利息	10	
役務取引等費用	**3,634**	
その他業務費用	**9,672**	
営業経費	**22,258**	
その他経常費用	**24,436**	
貸倒引当金繰入額	17,767	
その他の経常費用	6,669	
経常損失		**22,329**
特別利益		**788**
固定資産処分益	124	
収用補償金	664	
特別損失		**1,881**
固定資産処分損	187	
減損損失	1,694	
税金等調整前当期純損失		**23,422**
法人税、住民税及び事業税	**561**	
法人税等調整額	**△ 525**	
法人税等合計		**36**
当期純損失		**23,458**
非支配株主に帰属する当期純利益		**3**
親会社株主に帰属する当期純損失		**23,462**

第１０３期末　（２０２４年3月３１日現在）　貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	126,032	預金	1,047,707
現金	12,633	当座預金	19,976
預け金	113,399	普通預金	739,575
買入金銭債権	756	貯蓄預金	6,430
金銭の信託	201	通知預金	878
有価証券	257,225	定期預金	272,772
国債	5,184	定期積金	5,068
地方債	36,287	その他の預金	3,007
社債	35,366	譲渡性預金	175,200
株式	2,672	借用金	70,103
その他の証券	177,714	借入金	70,103
貸出金	935,859	その他負債	2,555
割引手形	1,553	未決済為替借	197
手形貸付	23,993	未払法人税等	437
証書貸付	846,603	未払費用	400
当座貸越	63,708	前受収益	294
外国為替	12	従業員預り金	123
外国他店預け	12	給付補填備金	0
その他資産	11,547	資産除去債務	2
未決済為替貸	245	その他の負債	1,099
前払費用	65	賞与引当金	365
未収収益	630	睡眠預金払戻損失引当金	77
金融派生商品	95	偶発損失引当金	267
その他の資産	10,509	再評価に係る繰延税金負債	915
有形固定資産	12,040	支払承諾	373
建物	3,754	負債の部合計	1,297,566
土地	7,210	（純資産の部）	
建設仮勘定	1	資本金	22,735
その他の有形固定資産	1,074	資本剰余金	11,039
無形固定資産	500	資本準備金	11,039
ソフトウェア	440	利益剰余金	18,533
その他の無形固定資産	59	利益準備金	573
前払年金費用	603	その他利益剰余金	17,960
繰延税金資産	386	繰越利益剰余金	17,960
支払承諾見返	373	株主資本合計	52,308
貸倒引当金	△ 6,574	その他有価証券評価差額金	△ 12,656
		土地再評価差額金	1,746
		評価・換算差額等合計	△ 10,910
		純資産の部合計	41,397
資産の部合計	1,338,964	負債及び純資産の部合計	1,338,964

第１０３期　（２０２３年４月　１日　から　２０２４年３月３１日　まで）　損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		15,118
資金運用収益	11,422	
貸出金利息	10,974	
有価証券利息配当金	278	
コールローン利息	0	
預け金利息	145	
その他の受入利息	23	
役務取引等収益	3,072	
受入為替手数料	630	
その他の役務収益	2,442	
その他業務収益	38	
外国為替売買益	0	
金融派生商品収益	38	
その他経常収益	584	
貸倒引当金戻入益	21	
償却債権取立益	1	
株式等売却益	473	
その他の経常収益	87	
経常費用		13,425
資金調達費用	60	
預金利息	52	
譲渡性預金利息	5	
コールマネー利息	△ 0	
借用金利息	0	
その他の支払利息	3	
役務取引等費用	2,306	
支払為替手数料	101	
その他の役務費用	2,205	
その他業務費用	420	
国債等債券売却損	3	
国債等債券償還損	416	
営業経費	10,208	
その他経常費用	429	
株式等売却損	19	
株式等償却	7	
金銭の信託運用損	19	
その他の経常費用	383	
経常利益		1,693
特別利益		12
固定資産処分益	12	
特別損失		86
固定資産処分損	82	
減損損失	4	
税引前当期純利益		1,619
法人税、住民税及び事業税	453	
法人税等調整額	△ 1	
法人税等合計		452
当期純利益		1,167

（２０２４年3月３１日現在）　連結貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	126,032	預金	1,047,628
買入金銭債権	756	譲渡性預金	175,200
金銭の信託	201	借用金	70,103
有価証券	257,176	その他負債	2,563
貸出金	935,859	賞与引当金	367
外国為替	12	睡眠預金払戻損失引当金	77
その他資産	11,549	偶発損失引当金	267
有形固定資産	12,040	再評価に係る繰延税金負債	915
建物	3,754	支払承諾	373
土地	7,210	負債の部合計	1,297,496
建設仮勘定	1	（純資産の部）	
その他の有形固定資産	1,074	資本金	22,735
無形固定資産	500	資本剰余金	11,039
ソフトウェア	440	利益剰余金	18,556
その他の無形固定資産	59	株主資本合計	52,330
退職給付に係る資産	674	その他有価証券評価差額金	△ 12,656
繰延税金資産	364	土地再評価差額金	1,746
支払承諾見返	373	退職給付に係る調整累計額	49
貸倒引当金	△ 6,574	その他の包括利益累計額合計	△ 10,860
		純資産の部合計	41,469
資産の部合計	1,338,966	負債及び純資産の部合計	1,338,966

（２０２３年４月　１日　から
２０２４年３月３１日　まで）　連結損益計算書及び連結包括利益計算書

（１）連結損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		15,168
資金運用収益	11,420	
貸出金利息	10,974	
有価証券利息配当金	275	
コールローン利息及び買入手形利息	0	
預け金利息	145	
その他の受入利息	23	
役務取引等収益	3,117	
その他業務収益	38	
その他経常収益	591	
貸倒引当金戻入益	21	
償却債権取立益	1	
その他の経常収益	567	
経常費用		13,472
資金調達費用	60	
預金利息	52	
譲渡性預金利息	5	
コールマネー利息及び売渡手形利息	△ 0	
借用金利息	0	
その他の支払利息	3	
役務取引等費用	2,308	
その他業務費用	420	
営業経費	10,252	
その他経常費用	429	
その他の経常費用	429	
経常利益		1,696
特別利益		12
固定資産処分益	12	
特別損失		86
固定資産処分損	82	
減損損失	4	
税金等調整前当期純利益		1,622
法人税、住民税及び事業税	455	
法人税等調整額	△ 1	
法人税等合計		454
当期純利益		1,168
親会社株主に帰属する当期純利益		1,168

（２）連結包括利益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
当期純利益		1,168
その他の包括利益		941
その他有価証券評価差額金	829	
退職給付に係る調整額	111	
包括利益		2,109
親会社株主に係る包括利益	2,109	

カード区分	計表番号	勘定区分	業態	銀行番号	(地域・店舗)	時期			カード枚数
						年	月	区分	
1	2 4	5	6	7 10	11 14	15		19	20 22
0	652	1	0	00	0000	06	03	6	002

〔国内基準に係る連結自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	標準的手法

（単位：百万円）

項目	コード	当期末		前期末	
			経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目					
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額		104,104		106,339	
うち、資本金及び資本剰余金の額		107,596		87,629	
うち、利益剰余金の額		△ 3,402		19,042	
うち、自己株式の額（△）		88		92	
うち、社外流出予定額（△）		－		240	
うち、上記以外に該当するものの額		－		－	
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額		△ 197		△ 1,045	
うち、為替換算調整勘定		－		－	
うち、退職給付に係るものの額		△ 197		△ 1,045	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額		－		－	
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額		－		－	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額		8,343		6,218	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額		8,343		6,218	
うち、適格引当金コア資本算入額		－		－	
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		－		－	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		－		－	
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		－		22	
コア資本に係る基礎項目の額　（イ）		112,251		111,735	

コア資本に係る調整項目					
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額		1,151		902	
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額		－		－	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額		1,151		902	
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額		141		－	
適格引当金不足額		－		－	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		1,142		1,278	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		－		－	
退職給付に係る資産の額		3,665		2,579	
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額		0		0	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		－		－	
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額		－		－	
特定項目に係る10%基準超過額		－		－	
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額		－		－	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		－		－	
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		－		－	
特定項目に係る15%基準超過額		－		－	
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額		－		－	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		－		－	
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		－		－	
コア資本に係る調整項目の額（ロ）		6,100		4,760	
自己資本					
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	０１０	106,150		106,975	
リスク・アセット等					
信用リスク・アセットの額の合計額		1,340,581		1,334,638	
資産（オン・バランス）項目		1,334,739		1,328,918	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		－		4,433	
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額		－		－	
うち、上記以外に該当するものの額		－		4,433	
オフ・バランス項目		5,671		5,533	
CVAリスク相当額を8%で除して得た額		161		176	

中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額		8		10	
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額		－		－	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額		51,940		58,378	
信用リスク・アセット調整額		－		－	
オペレーショナル・リスク相当額調整額		－		－	
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	０２０	1,392,521		1,393,017	
連結自己資本比率					
連結自己資本比率（（ハ）／（ニ））		7.62%		7.67%	

カード区分	計表番号	勘定区分	業態	銀行番号	地域・店舗	時期			カード枚数
						年	月	区分	
1	2 4	5	6	7 10	11 14	15		19	20 22
0	380	1	0	0512	0000	06	03	6	002

13 自己資本比率の状況

〔国内基準に係る単体自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	標準的手法

（単位：百万円）

項　　目	コード	当期末		前期末	
			経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目					
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額		52,308		51,140	
うち、資本金及び資本剰余金の額		33,774		33,774	
うち、利益剰余金の額		18,533		17,637	
うち、自己株式の額（△）		－		－	
うち、社外流出予定額（△）		－		271	
うち、上記以外に該当するものの額		－		－	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額		－		－	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額		1,520		1,753	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額		1,520		1,753	
うち、適格引当金コア資本算入額		－		－	
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		－		－	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		－		－	
コア資本に係る基礎項目の額　（イ）		53,828		53,013	
コア資本に係る調整項目					
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額		347		380	
うち、のれんに係るものの額		－		－	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額		347		380	
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額		－		－	
適格引当金不足額		－		－	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		－		－	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		－		－	
前払年金費用の額		418		388	

自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額		－		－	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		－		－	
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額		－		－	
特定項目に係る10%基準超過額		－		－	
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額		－		－	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		－		－	
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		－		－	
特定項目に係る15%基準超過額		－		－	
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額		－		－	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		－		－	
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		－		－	
コア資本に係る調整項目の額（ロ）		766		769	
自己資本					
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	０１０	53,062		52,244	
リスク・アセット等					
信用リスク・アセットの額の合計額		664,537		635,392	
資産（オン・バランス）項目		663,461		634,125	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		－		2,661	
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額		－		－	
うち、上記以外に該当するものの額		－		2,661	
オフ・バランス項目		1,022		1,226	
CVAリスク相当額を8%で除して得た額		44		30	
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額		8		10	
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額		－		－	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額		23,807		24,642	
信用リスク・アセット調整額		－		－	
オペレーショナル・リスク相当額調整額		－		－	
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	０２０	688,345		660,035	
自己資本比率					
自己資本比率（（ハ）／（ニ））		7.70%		7.91%	

カード区分	計表番号	勘定区分	業態	銀行番号	(地域・店舗)	時期			カード枚数
						年	月	区分	
1	2 4	5	6	7 10	11 14	15		19	20 22
0	652	1	0	0512	0000	06	03	6	002

3　連結自己資本比率の状況

〔国内基準に係る連結自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	標準的手法

（単位：百万円）

項　　目	コード	当期末		前期末	
			経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目					
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額		52,330		51,162	
うち、資本金及び資本剰余金の額		33,774		33,774	
うち、利益剰余金の額		18,556		17,659	
うち、自己株式の額（△）		－		－	
うち、社外流出予定額（△）		－		271	
うち、上記以外に該当するものの額		－		－	
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額		49		△ 62	
うち、為替換算調整勘定		－		－	
うち、退職給付に係るものの額		49		△ 62	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額		－		－	
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額		－		－	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額		1,520		1,753	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額		1,520		1,753	
うち、適格引当金コア資本算入額		－		－	
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		－		－	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		－		－	
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		－		－	
コア資本に係る基礎項目の額　（イ）		53,900		52,973	

コア資本に係る調整項目					
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額		347		380	
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額		－		－	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額		347		380	
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額		－		－	
適格引当金不足額		－		－	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		－		－	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		－		－	
退職給付に係る資産の額		468		326	
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額		－		－	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		－		－	
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額		－		－	
特定項目に係る10%基準超過額		－		－	
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額		－		－	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		－		－	
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		－		－	
特定項目に係る15%基準超過額		－		－	
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額		－		－	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		－		－	
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		－		－	
コア資本に係る調整項目の額（ロ）		815		707	
自己資本					
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	０１０	53,084		52,266	
リスク・アセット等					
信用リスク・アセットの額の合計額		664,490		635,344	
資産（オン・バランス）項目		663,414		634,076	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		－		2,661	
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額		－		－	
うち、上記以外に該当するものの額		－		2,661	
オフ・バランス項目		1,022		1,226	
CVAリスク相当額を8%で除して得た額		44		30	

中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額		8		10	
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額		－		－	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額		23,891		24,712	
信用リスク・アセット調整額		－		－	
オペレーショナル・リスク相当額調整額		－		－	
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	０２０	688,381		660,056	
連結自己資本比率					
連結自己資本比率（（ハ）／（ニ））		7.71%		7.91%	

第12期 （2023年４月１日から 2024年３月31日まで） 連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本					その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	18,750	68,879	19,042	△ 92	106,579	△ 31,095	3,064	△ 1,045	△ 29,076	227	77,730
当期変動額											
新株の発行	9,983	9,983			19,966						19,966
剰余金の配当			△ 240		△ 240						△ 240
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△ 23,462		△ 23,462						△ 23,462
自己株式の取得				△ 1	△ 1						△ 1
自己株式の処分		△ 0		4	4						4
土地再評価差額金の取崩			1,258		1,258						1,258
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						8,775	△ 1,258	848	8,365	5	8,371
当期変動額合計	9,983	9,983	△ 22,444	3	△ 2,475	8,775	△ 1,258	848	8,365	5	5,896
当期末残高	28,733	78,862	△ 3,402	△ 88	104,104	△ 22,319	1,806	△ 197	△ 20,710	232	83,626

第１０３期（２０２３年　４月　１日から　２０２４年　３月　３１日まで）株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本							評価・換算差額等			純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計					
当期首残高	22,735	11,039	11,039	519	17,118	17,637	51,411	△ 13,486	1,746	△ 11,739	39,671
当期変動額											
利益準備金の積立				54	△ 54	－	－				－
剰余金の配当					△ 271	△ 271	△ 271				△ 271
当期純利益					1,167	1,167	1,167				1,167
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								829		829	829
当期変動額合計	－	－	－	54	841	896	896	829	－	829	1,725
当期末残高	22,735	11,039	11,039	573	17,960	18,533	52,308	△ 12,656	1,746	△ 10,910	41,397

〔 ２０２３年　４月　１日から
２０２４年　３月　３１日まで 〕　連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本				その他の包括利益累計額				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	22,735	11,039	17,659	51,433	△ 13,486	1,746	△ 62	△ 11,802	39,631
当期変動額									
剰余金の配当			△ 271	△ 271					△ 271
親会社株主に帰属する当期純利益			1,168	1,168					1,168
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					829		111	941	941
当期変動額合計	－	－	896	896	829	－	111	941	1,838
当期末残高	22,735	11,039	18,556	52,330	△ 12,656	1,746	49	△ 10,860	41,469

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第２条第８項及び銀行法施行令第４条の２に基づいております。

1. 連結計算書類の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項
① 連結される子会社及び子法人等　　７社
会社名
・株式会社きらやか銀行
・株式会社仙台銀行
・きらやかカード株式会社
・きらやかリース株式会社
・きらやかコンサルティング＆パートナーズ株式会社
・山形ビジネスサービス株式会社
・株式会社仙台銀キャピタル＆コンサルティング
② 非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項
① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。
② 持分法適用の関連法人等　　１社
会社名
・株式会社富士通山形インフォテクノ
③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。
④ 持分法非適用の関連法人等
該当ありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項
すべての連結される子会社及び子法人等の決算日は連結決算日（３月末日）と一致しております。

2. 会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

② 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社の有形固定資産は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物　　２年 ～ 50 年

その他　　２年 ～ 20 年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として５年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」（及び「無形固定資産」）中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

銀行業を営む連結される子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後 1 年間の予想損失額又は今後 3 年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1 年間又は 3 年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 2,743 百万円であります。

その他の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、一部の連結される子会社及び子法人等において、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

なお、当連結会計年度は、支給見込額が零であるため計上しておりません。

(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(9) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、銀行業を営む連結される子会社において、信用保証協会の責任共有制度に係る信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来発生する可能性のある負担金支払見積額を計上しております。

(10) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年又は11年）による定額法により費用処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年又は11年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理

なお、一部の連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(11) 収益の計上方法

① 顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務は、金融サービスに係る役務の提供であります。主に約束したサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該サービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

② ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

③ クレジットカード業を営む連結される子会社における受取保証料（役務取引等収益）については、当連結会計年度末における被保証債務残高が全額期限前弁済されると仮定した場合に返戻を要する保証料額（契約に基づく金額）を、受取保証料の総額から除いた額を収益として計上する方法を採用しております。

(12) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

銀行業を営む連結される子会社の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

その他の連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債はありません。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

① 金利リスク・ヘッジ

銀行業を営む一部の連結される子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号　2022年３月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

また、銀行業を営む一部の連結される子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、一部の資産・負債に金利スワップ取引の特例処理を行っております。

② 為替変動リスク・ヘッジ

銀行業を営む連結される子会社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号　2020年10月８日。以下「業種別委員会実務指針第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

その他の連結される子会社及び子法人等は、ヘッジ会計を適用しておりません。

(14) 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

投資信託（上場投資信託を除く。）の解約・償還に伴う損益については、個別取引毎に、解約益及び償

還益は「資金運用収益」の「有価証券利息配当金」として、解約損及び償還損は「その他業務費用」として計上しております。

（重要な会計上の見積り）

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、貸倒引当金であります。

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
   貸倒引当金　38,394百万円
2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
   (1)算出方法
   貸倒引当金の算出方法は、「2. 会計方針に関する事項」「(5) 貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

   (2)主要な仮定
   主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。特に、返済状況、財務内容又は業績が悪化している債務者については「債務者区分の判定における将来の業績見通し」を具体化した経営改善計画等の合理性及び実現可能性を評価しております。
   (3)翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響
   個別債務者の業績の変化等により、見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌連結会計年度に係る連結計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

（追加情報）

1.（株式給付信託（BBT））

当社は、当社並びに当社子会社である株式会社きらやか銀行及び株式会社仙台銀行（以下「当社グループ」という。）の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象役員」という。）に対して業績連動型の株式報酬制度「株式給付信託（BBT)」を導入しております。

(1) 取引の概要

当社が拠出する金銭を原資として、本制度に基づき設定される信託を通じて当社株式を取得します。取得した当社株式は、対象役員に対して、当社グループが定める「役員株式給付規程」に従い受益者要件を満たした者に当社株式等を給付します。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。

当連結会計年度における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、39百万円、45千株であります。

2.（賞与引当金）

前連結会計年度において、当社及び一部の連結子会社の従業員に対する未払賞与については「その他負債」に含めて計上しておりましたが、当連結会計年度において賞与の算定方法を変更したことに伴い、当連結会計年度より「賞与引当金」として計上しております。なお、前連結会計年度において「その他負債」に計上していた従業員未払賞与は376百万円であります。

連結貸借対照表に関する注記

1．関係会社の株式（及び出資金）総額（連結子会社及び連結子法人等の株式（及び出資金）を除く）　112百万円

2．銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）等であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	22,423	百万円
危険債権額	73,465	百万円
三月以上延滞債権額	－	百万円
貸出条件緩和債権額	3,697	百万円
合計額	99,587	百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3．手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、6,045百万円であります。

4．担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金	8	百万円
有価証券	59,291	百万円
貸出金	114,347	百万円
その他資産	1	百万円

担保資産に対応する債務

預金	1,189	百万円
借用金	120,700	百万円

上記のほか、為替決済、共同システム及び金融派生商品取引等の担保として、有価証券290百万円を差し入れております。また、その他資産には、敷金保証金539百万円、金融商品等差入担保金20,000百万円が含まれております。

5．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、336,680百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が336,164百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後

も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律（1998年３月31日公布法律第34号）に基づき、株式会社きらやか銀行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日　　1999年３月31日

同法律第３条第３項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年３月31日公布政令第119号）第２条第１号に定める地価公示法の規定により公示された価格、第２条第３号に定める土地課税台帳及び第４号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額　1,595百万円

7. 有形固定資産の減価償却累計額　22,196百万円

8. 有形固定資産の圧縮記帳額　1,274百万円

9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する保証債務の額は27,281百万円であります。

10. 当社の取締役との間の取引による取締役に対する金銭債権総額　28百万円

連結損益計算書に関する注記

1.「その他の経常費用」には、貸出金償却 495 百万円、株式等売却損 21 百万円、株式等償却 10 百万円を含んでおります。

2. 当連結会計年度において、当社グループが保有する以下の資産について、営業キャッシュ・フローの低下、使用範囲または方法の変更、地価の下落等に伴い投資額の回収が見込めなくなったことから、減損損失を計上しております。

減損損失　（単位：百万円）

用途	種類	場所	金額
営業用店舗	土　地	宮城県	81
営業用店舗	土　地	山形県	291
営業用店舗	建　物	宮城県	4
営業用店舗	建　物	山形県	80
店舗外現金自動設備	建　物	宮城県	1
店舗外現金自動設備	その他	宮城県	0
遊　休	土　地	山形県	1,220
遊　休	建　物	宮城県	2
遊　休	建　物	山形県	12
遊　休	その他	宮城県	0
遊　休	その他	新潟県	0
合計			1,694

資産のグルーピングは、営業用店舗については、それぞれを収益管理上の区分ごとにグルーピングし、最小単位としております。また、遊休資産及び使用中止予定資産並びに処分予定資産は、各資産を最小単位としております。本部等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

なお、当連結会計年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額としております。正味売却価額は、主として不動産鑑定評価基準等に基づき算定しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	21,540	5,300	－	26,840	（注）１
Ｂ種優先株式	13,000	－	－	13,000	
Ｃ種優先株式	10,000	－	－	10,000	
Ｄ種優先株式	5,000	－	－	5,000	
Ｅ種優先株式	－	18,000	－	18,000	（注）２
合　計	49,540	23,300	－	72,840	
自己株式					
普通株式	102	3	5	99	（注）３、４、５
合　計	102	3	5	99	

（注）１．普通株式の発行済株式の増加5,300千株は、第三者割当による新株の発行であります。
２．Ｅ種優先株式の発行済株式の増加18,000千株は、第三者割当による新株の発行であります。
３．当連結会計年度期首及び当連結会計年度末の自己株式（普通株式）には、株式給付信託（BBT）が保有する自社の株式がそれぞれ、51千株、45千株含まれております。
４．自己株式（普通株式）の増加３千株は、単元未満株式の買取請求による増加３千株であります。
５．自己株式（普通株式）の減少５千株は、株式給付信託（BBT）に基づく、対象役員４名の退任に伴う給付による減少５千株、単元未満株式の買増請求による減少０千株であります。

2．配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

（決議）	株式の種　類	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
2023年６月22日定時株主総会	普通株式	107百万円	5.00円	2023年３月31日	2023年６月23日
	Ｂ種優先株式	１百万円	0.11円	2023年３月31日	2023年６月23日
	Ｃ種優先株式	131百万円	13.10円	2023年３月31日	2023年６月23日
	Ｄ種優先株式	０百万円	0.10円	2023年３月31日	2023年６月23日
合　　計		240百万円			

（注）2023年６月22日定時株主総会決議による配当金の総額には、「株式給付信託（BBT）」が保有する当社株式に対する配当金０百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

該当事項はありません。

金融商品に関する注記

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社グループは、銀行業務を中心にクレジットカード業務などの金融サービスに係る事業を行っております。主たる業務である預金業務、貸出業務及び有価証券による運用等において、金利変動及び市場価格の変動を伴う金融資産及び金融負債を有しております。そのため、こうした変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ＡＬＭ）を行っております。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、主として国内のお取引先に対する貸出金及び国内外の有価証券であります。貸出金は、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託及び組合出資金であり、売買目的、満期保有目的、純投資目的及び政策投資目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利リスク、価格変動リスク、為替リスクに晒されております。

金融負債は、主として国内のお取引先からの預金であり、予期せぬ資金流出が発生するなどの流動性リスクが存在します。また、そのほかの資金調達については、一定の環境の下で当社グループが市場を利用できなくなる場合等において必要な資金が確保できない、あるいは、通常よりも高い金利での調達を余儀なくされるといった流動性リスクに晒されております。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社グループでは、信用リスク管理に関する諸規程・基準に従い、個別案件の与信審査、個別債務者の信用格付、貸出資産の自己査定、事業再生支援への取組み、問題債権の管理など適切な信用リスクの管理を行っております。

与信ポートフォリオについては、業種集中度合や大口集中度合等のモニタリングを行い、集中リスクを排除したポートフォリオ構築を図っております。

これらの信用リスク管理は、各営業店のほか与信管理部門により行われ、また、定期的にグループリスク管理委員会等に報告しております。

②市場リスクの管理

当社グループでは、市場リスク管理に関する諸規程・基準に従い、市場取引執行部門であるフロントオフィス、市場取引事務部門であるバックオフィス、及び市場リスク管理部門であるミドルオフィスの３部門による相互牽制体制とし、市場リスクの評価、モニタリング及びコントロールを行い、適切な市場リスクの管理を行っております。

市場リスク管理部門は、計量可能な市場リスクについて市場リスク量を計測するとともに、市場リスク量を適切にコントロールするため、保有限度枠や損失限度枠等を設定し、遵守状況をモニタリングし、月次でグループリスク管理委員会等に報告しております。

また、ストレス・テストやシミュレーション分析を行い、金利・株・為替市場が大きく変動した場合に、市場リスク量や損益に与える影響等を試算し、グループリスク管理委員会等において、市場リスク量が自己資本の状況に対して許容できる状況に収まっていることを確認しております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループでは、流動性リスク管理に関する諸規程・基準に基づき流動性リスク管理部門が、マーケット環境の把握、資金の運用調達状況の分析等により、日々の適切かつ安定的な資金繰り管理を実施しております。

短期間で資金化できる資産を流動性準備として一定水準以上確保するとともに流動性リスク管理指標を設定し、日々モニタリングしております。

（４）市場リスクに係る定量的情報

当社グループにおいて、市場リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、「預金」、「借用金」です。

当社グループでは、これら金融資産、金融負債についてVaR（観測期間は1年、保有期間は政策投資以外の上場株式、国債、地方債、社債、投資信託は２ヶ月、外国証券・預金・貸出金・政策投資株式・その他金利感応性を有する資産・負債は６ヶ月、信頼区間は99%、分散・共分散法）を用いて市場リスク量として、把握・管理しております。

当社グループの市場リスク量は、子銀行であるきらやか銀行及び仙台銀行の市場リスク量を合算した値として管理しており、2024年３月31日における当社グループの市場リスク量は、全体で△13,343百万円（前

連結会計年度末は△6,972百万円）になります。
なお、有価証券評価損益が損失の場合、当該評価損をリスク量に加算せず、資本配賦時に配賦原資から予め控除しております。
また、預金及び貸出金等の金利リスクの影響を受ける金融商品（有価証券を除く）においては、当連結会計年度末現在で指標となる金利が上昇した場合には、全体で価値が高まるため、内部管理上ではリスク量を負の値として計測しております。
有価証券のVaRについて、市場リスク量の計測モデルの正確性を検証するため、モデルが計測したVaRと実際の損益変動額を比較するバックテストを子銀行毎に実施しており、使用する計測モデルは十分な精度で市場リスクを捕捉しているものと考えております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を算出しているため、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

（５）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項
2024年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（(注１）参照)。また、現金預け金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 有価証券（※１）			
満期保有目的の債券	7,738	7,627	△110
その他有価証券	335,622	335,622	－
(2) 貸出金	1,916,174		
貸倒引当金（※２）	△36,987		
	1,879,186	1,883,718	4,531
資産計	2,222,547	2,226,968	4,420
(1) 預金	2,269,810	2,270,004	193
(2) 譲渡性預金	181,422	181,422	0
(3) 借用金	128,761	128,780	18
負債計	2,579,994	2,580,207	212
デリバティブ取引（※３）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	95	95	－
ヘッジ会計が適用されているもの	－	－	－
デリバティブ取引計	95	95	－

（※１）当連結会計年度の有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2021年６月17日）の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。
（※２）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
（※３）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。
（※４）連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

（注１）市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含めておりません。

（単位：百万円）

区　分	連結貸借対照表計上額
非上場株式（※１）（※２）	1,863
組合出資金（※３）	1,850

（※１）非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 19 号 2020年３月31日）第５項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（※２）当連結会計年度において、非上場株式について２百万円減損処理を行っております。

（※３）組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号 2021年６月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券				
その他有価証券				
国債	5,184	－	－	5,184
地方債	－	36,287	－	36,287
社債	－	25,961	19,477	45,439
株式	3,520	－	－	3,520
その他	232	243,639	－	243,871
デリバティブ取引				
金利関連	－	95	－	95
資産計	8,936	305,984	19,477	334,398

（＊） 有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2021年６月17日）第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-3項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は－百万円、第24-9項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は1,319百万円であります。

① 第24-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

（単位：百万円）

期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、償還の純額	投資信託の基準価額を時価とみなすこととした額	投資信託の基準価額を時価とみなさないこととした額	期末残高	当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益（※１）
	損益に計上（※１）	その他の包括利益に計上（※２）					
1,000	－	18	300	－	－	1,319	－

（※１）連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」に含まれております。

（※２）連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	－	－	7,627	7,627
貸出金	－	－	1,883,718	1,883,718
資産計	－	－	1,891,345	1,891,345
預金	－	2,270,004	－	2,270,004
譲渡性預金	－	181,422	－	181,422
借用金	－	120,781	7,999	128,780
負債計	－	2,572,208	7,999	2,580,207

（注１）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

有価証券

有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関又は情報ベンダーから提示された価格などの公表された相場価格のうち、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル１の時価に分類しています。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル２の時価に分類しています。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル２の時価に分類しております。

相場価格が入手できない場合には、内部格付及び期間に基づく区分ごとに元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いているため、レベル３の時価に分類しています。

貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。デリバティブの要素が含まれている貸出金及び住宅ローン債権は、取引金融機関及び情報ベンダーなど第三者から入手した相場価格を利用しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フロー又は担保及び保証による回収可能見込み額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した

金額に近似しており、当該価額を時価としております。
　貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。
　いずれの時価についても観察できないインプットによる影響額が重要であるため、レベル３の時価に分類しております。

負 債
預金、及び譲渡性預金
　要求払預金について、連結決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としています。また、定期預金、定期積金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いているため、レベル２の時価に分類しております。

借用金
　借用金のうち、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を、格付に応じた信用スプレッドを市場金利に加算した利率で割り引いて時価を算出しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル３の時価、そうでない場合はレベル２の時価に分類しております。

デリバティブ取引
　レベル２に分類しているデリバティブ取引は、インプットである金利が全期間にわたって一般に公表されており、観察可能である同一通貨の固定金利と変動金利を交換する金利スワップ（いわゆるプレイン・バニラ型）であるため、レベル２に分類しています。

（注２）時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル３の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報（2024年３月31日）

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券				
その他有価証券				
私募債	割引現在価値法	割引率	0.09%-1.50%	0.39%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益（2024年３月31日）

（単位：百万円）

	期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル３の時価への振替	レベル３の時価からの振替	期末残高	当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益（※１）
		損益に計上（※1）	その他の包括利益に計上（※2）					
有価証券								
その他有価証券								
私募債	20,728	－	△101	△1,149	－	－	19,477	－

（※１）連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」に含まれております。

（※２）連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当社グループはリスク統括部門において時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って同一部門で時価を算定しております。算定された時価は、独立した市場金融部門において、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。検証結果は毎期経理部門に報告され、時価の算定の方針及び手続に関する適切性が確保されております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においては、利用されている評価技法及びインプットの確認や月次推移分析等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

私募債の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットである割引率は、OISなどの基準市場金利に対する調整率であり、主に信用リスクから生じる金融商品のキャッシュ・フローの不確実性に対し市場参加者が必要とする報酬額であるリスク・プレミアムから構成されます。一般に、割引率の著しい上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。

有価証券に関する注記

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券（2024年３月31日現在）

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券（2024年３月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	－	－	－
	地方債	－	－	－
	社債	15	15	0
	その他	－	－	－
	小計	15	15	0
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	－	－	－
	地方債	－	－	－
	社債	7,723	7,612	△110
	その他	－	－	－
	小計	7,723	7,612	△110
合計		7,738	7,627	△110

3. その他有価証券（2024年３月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	3,045	2,107	937
	債券	10,305	10,258	46
	国債	－	－	－
	地方債	84	84	0
	社債	10,220	10,174	45
	その他	1,500	1,422	77
	小計	14,850	13,789	1,061
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	474	511	△37
	債券	76,606	77,173	△567
	国債	5,184	5,292	△107
	地方債	36,202	36,462	△259
	社債	35,218	35,419	△200
	その他	243,691	266,470	△22,779
	小計	320,772	344,156	△23,384
合計		335,622	357,945	△22,322

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2023年４月１日 至 2024年３月31日）

	売却原価（百万円）	売却額（百万円）	売却損益（百万円）
社債	21	20	△0
合計	21	20	△0

（売却の理由）買入消却実施のため。

5．当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 2023年４月１日　至 2024年３月31日）

	売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	2,725	637	6
債券	27,856	－	1,422
国債	－	－	－
地方債	6,749	－	233
社債	21,107	－	1,188
その他	1,764	129	15
合計	32,345	766	1,444

6．減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、７百万円（うち、株式７百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、主として資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先・実質破綻先・破綻懸念先	時価が取得原価に比べ下落
要注意先	時価が取得原価に比べ30％以上下落
正常先	時価が取得原価に比べ50％以上下落、または、時価が取得原価に比べ30％以上50％未満下落したもので市場価格が一定水準以下で推移等

破綻先：破産、特別清算、会社更生、民事再生、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社

実質破綻先：実質的に経営破綻に陥っている発行会社

破綻懸念先：今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社

要注意先：今後の管理に注意を要する発行会社

正常先：上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要

金銭の信託に関する注記

１.運用目的の金銭の信託（2024年３月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	201	0

２.満期保有目的の金銭の信託（2024年３月31日現在）

該当事項はありません。

３.その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2024年３月31日現在）

該当事項はありません。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を分解した情報（2024年３月31日）

（単位：百万円）

区分	当連結会計年度
経常収益	37,942
うち役務取引等収益	6,864
預金・貸出業務	2,968
為替業務	1,395
証券関連業務	261
代理業務	190
保護預り・貸金庫業務	20
保証業務	91
投信窓販業務	352
保険窓販業務	1,199
その他	384

（注）役務取引等収益は主に銀行業から発生しております。なお、上表には企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づく収益も含んでおります。

１株当たり情報に関する注記

１株当たりの純資産額　201円72銭

１株当たりの親会社株主に帰属する当期純損失金額　1,023円15銭

（注）潜在株式調整後１株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの１株当たり親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載しておりません。

重要な後発事象に関する注記

公的資金返済に関する国との協議開始の決定

当社と当社連結子会社の株式会社きらやか銀行（以下「きらやか銀行」といいます。）は、2024年４月26日開催の取締役会において、当社グループにおける公的資金返済について、国との間で協議を開始することを決定いたしました。

（１）協議開始の決定理由

当社ときらやか銀行は、これまで国から資本参加を受けた公的資金を活用し、地元企業の支援を通じた地域経済の活性化に取組んできております。

この公的資金のうち、2009 年にきらやか銀行が資本参加を受けた 200 億円（当社Ｃ種優先株式、震災特例）につきましては、本年９月に返済を予定しておりましたが、今般、きらやか銀行において、抜本的な再生支援を要する企業への引当金計上などにより、2024 年３月期に多額の当期純損失を計上しております。

このため当社ときらやか銀行は、きらやか銀行の自己資本比率の状況に鑑み、きらやか銀行が地元山形県において引き続き金融仲介機能を発揮し、地元の中小企業を支える責務を果たしていくためには、2024 年９月に予定していた当該公的資金の返済は困難と判断いたしました。

（２）今後の対応

こうした方針を踏まえ、当社ときらやか銀行は、当該公的資金の取扱いについて、今後、公的資金の返済に向けた財源の確保に取り組むとともに、改めて国との間で、返済時期の見直しを含めた、公的資金返済に関する協議をしてまいります。

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

１．商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

２．有価証券の評価基準及び評価方法

（１） 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

（２） 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

３．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

４．固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物　　２年～50 年

その他　　２年～20 年

（２）無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。

（３）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」（及び「無形固定資産」）中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

５．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

６．引当金の計上基準

（１）貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後１年間の予想損失額又は今後３年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、１年間又は３年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 903 百万円であります。

（２）賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

（３）退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：　その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理

数理計算上の差異：　各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理

（４）睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

（５）偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に係る信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来発生する可能性のある負担金支払見積額を計上しております。

７．収益の計上方法

顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務は、金融サービスに係る役務の提供であります。主に約束したサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該サービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

８．ヘッジ会計の方法

（１）金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、一部の資産・負債に金利スワップ取引の特例処理を行っております。

（２）為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第 25 号　2020 年 10 月８日。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

９．消費税等の会計処理

有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

10．関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

投資信託（上場投資信託を除く。）の解約・償還に伴う損益については、個別取引毎に、解約益及び償還益は「資金運用収益」の「有価証券利息配当金」として、解約損及び償還損は「その他業務費用」の「国債等債券償還損」として計上しております。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、貸倒引当金であります。

１．当事業年度の財務諸表に計上した金額

貸倒引当金　6,574 百万円

２．識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

（１）算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針」「６．引当金の計上基準」「（１）貸倒引当金」に記載しております。

（２）主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。特に、返済状況、財務内容又は業績が悪化している債務者については「債務者区分の判定における将来の業績見通し」を具体化した経営改善計画等の合理性及び実現可能性を評価しております。

（３）翌事業年度に係る財務諸表に及ぼす影響

個別債務者の業績の変化等により、見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

注記事項

（貸借対照表関係）

１．関係会社の株式総額　50 百万円

２．銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	2,128百万円
危険債権額	26,621百万円
三月以上延滞債権額	－百万円
貸出条件緩和債権額	3,308百万円
合計額	32,058百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従

った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

３．手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第 24 号　2022 年３月 17 日。）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、1,553 百万円であります。

４．担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金	0 百万円
有価証券	59,291 百万円
貸出金	25,391 百万円
その他資産	1 百万円

担保資産に対応する債務

預金	961 百万円
借用金	70,000 百万円

上記のほか、金融派生商品取引の担保として、有価証券 290 百万円を差し入れております。また、その他の資産には、金融商品等差入担保金 10,000 百万円、敷金保証金 110 百万円が含まれております。

５．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、179,830百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が179,314百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

６．土地の再評価に関する法律（1998 年３月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1998年３月31日

同法律第３条第３項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998 年３月 31 日公布政令第 119 号）第２条第４号に定める地価税法（1991 年法律第 69 号）第 16 条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、奥行価格補正等、合理的な調整を行って算出しております。

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額　　252 百万円

７．有形固定資産の減価償却累計額　　5,871 百万円
８．有形固定資産の圧縮記帳額　　266 百万円
９．「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する当行の保証債務の額は 9,539 百万円であります。
10．取締役との間の取引による取締役に対する金銭債権総額　　38 百万円
11．関係会社に対する金銭債権総額　　1,001 百万円
12．関係会社に対する金銭債務総額　　1,025 百万円
13．銀行法第 18 条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。
剰余金の配当をする場合には、会社法第 445 条第４項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に５分の１を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。
当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は、54 百万円であります。

（損益計算書関係）
１．関係会社との取引による収益
資金運用取引に係る収益総額　　6 百万円
役務取引等に係る収益総額　　0 百万円
その他経常取引に係る収益総額　　3 百万円
関係会社との取引による費用
資金調達取引に係る費用総額　　0 百万円
その他の取引に係る費用総額　　119 百万円
２．減損損失
当事業年度において、当行が保有する以下の資産について、営業キャッシュ・フローの低下、使用範囲または方法の変更、地価の下落等に伴い投資額の回収が見込めなくなったことから、減損損失を計上しております。

（単位：百万円）

地域	用途	種類	減損損失額
宮城県仙台市青葉区	遊休	建物	2
		その他の有形固定資産	0
宮城県仙台市泉区	店舗外現金自動設備	建物	0
		その他の有形固定資産	0
宮城県名取市	店舗外現金自動設備	建物	0
		その他の有形固定資産	0
宮城県登米市	店舗外現金自動設備	建物	0
		その他の有形固定資産	0

資産のグルーピングは、営業用店舗については、それぞれを収益管理上の区分ごとにグルーピングし、最小単位としております。
また、遊休資産及び使用中止予定資産並びに処分予定資産は、各資産を最小単位としております。本部等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。
なお、当事業年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であります。
正味売却価額は、主として不動産鑑定評価基準等に基づき算定しております。

（株主資本等変動計算書関係）

１．自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

（有価証券関係）

貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

１．売買目的有価証券（2024年３月31日現在）

該当ございません。

２．満期保有目的の債券（2024年３月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	―	―	―
	地方債	―	―	―
	短期社債	―	―	―
	社債	165	165	0
	その他	―	―	―
	小計	165	165	0
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	―	―	―
	地方債	―	―	―
	短期社債	―	―	―
	社債	9,374	9,258	△116
	その他	―	―	―
	小計	9,374	9,258	△116
合計		9,539	9,423	△116

３．子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（2024年３月31日現在）

	貸借対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
子会社・子法人等株式	―	―	―
関連法人等株式	―	―	―
合計	―	―	―

（注）上表に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 （百万円）
子会社・子法人等株式	50
関連法人等株式	―

４．その他有価証券（2024 年３月 31 日現在）

	種類	貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	2,268	1,582	686
	債券	685	684	0
	国債	―	―	―
	地方債	84	84	0
	短期社債	―	―	―
	社債	600	600	0
	その他	441	429	12
	小計	3,395	2,695	699
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	173	178	△5
	債券	66,614	67,090	△476
	国債	5,184	5,292	△107
	地方債	36,202	36,462	△259
	短期社債	―	―	―
	社債	25,226	25,336	△109
	その他	176,686	189,570	△12,883
	小計	243,473	256,839	△13,365
合計		246,868	259,535	△12,666

（注）上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 （百万円）
非上場株式	180
組合出資金	586

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号　2021 年６月 17 日）第 24-16 項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

５．当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自　2023 年４月１日　至　2024 年３月 31 日）

	売却原価 （百万円）	売却額 （百万円）	売却損益 （百万円）
社債	21	20	△0
合計	21	20	△0

（売却の理由）買入消却実施のため。

６．当事業年度中に売却したその他有価証券（自　2023 年４月１日　至　2024 年３月 31 日）

	売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	2,305	344	4
債券	496	―	3
国債	―	―	―
地方債	―	―	―
短期社債	―	―	―
社債	496	―	3
その他	1,764	129	15
合計	4,566	473	23

７．減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、７百万円（うち、株式７百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、主として資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先・実質破綻先・破綻懸念先	時価が取得原価に比べ下落
要注意先	時価が取得原価に比べ 30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べ 50%以上下落、または、時価が取得原価に比べ 30%以上 50%未満下落したもので市場価格が一定水準以下で推移等

破綻先　　：破産、特別清算、会社更生、民事再生、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社

実質破綻先：実質的に経営破綻に陥っている発行会社

破綻懸念先：今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社

要注意先　：今後の管理に注意を要する発行会社

正常先　　：上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社

（金銭の信託関係）

１．運用目的の金銭の信託（2024 年３月 31 日現在）

	貸借対照表計上額 （百万円）	当事業年度の損益に含まれた評価差額 （百万円）
運用目的の金銭の信託	201	0

２．満期保有目的の金銭の信託（2024 年３月 31 日現在）

該当ございません。

３．その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2024 年３月 31 日現在）

該当ございません。

（税効果会計関係）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	2,041 百万円
有価証券償却	69
減損損失及び減価償却超過額	128
その他	543
繰延税金資産小計	2,784
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△2,200
評価性引当額小計	△2,200
繰延税金資産合計	584
繰延税金負債	
前払年金費用	△184
その他	△13
繰延税金負債合計	△198
繰延税金資産の純額	386 百万円

（関連当事者情報）

1．役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称または氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員及びその近親者	堀内　松子	—	—	不動産賃貸業	—	金銭貸借関係	貸付金の返済 利息の受取	30	貸出金	93
役員及びその近親者	堀内　登	—	—	不動産賃貸業	—	金銭貸借関係	貸付金の返済 利息の受取	00	貸出金	22
親会社の役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	株式会社ハギワラ	宮城県仙台市青葉区	15	屋根工事業	—	金銭貸借関係	資金の貸付 貸付金の返済 利息の受取	410	貸出金	17

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）融資取引につきましては、一般の貸出金と同様であります。

（１株当たり情報）

１株当たりの純資産額	1,190 円 37 銭
１株当たりの当期純利益金額	33 円 57 銭

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第２条第８項及び銀行法施行令第４条の２に基づいております。

会計方針に関する事項

（１）商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

（２）有価証券の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

② 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

（３）デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

（４）固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物　　２年～50 年

その他　　２年～20 年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、定額法により償却しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行で定める利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」（及び「無形固定資産」）中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

（５）貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後１年間の予想損失額又は今後３年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、１年間又は３年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 903 百万円であります。

（６）賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

（７）睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

（８）偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に係る信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来発生する可能性のある負担金支払見積額を計上しております。

（９）退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：　その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理

数理計算上の差異：　各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理

(10) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債はありません。

(11) 収益の計上方法

顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務は、金融サービスに係る役務の提供であります。主に約束したサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該サービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

(12) 重要なヘッジ会計の方法

① 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、一部の資産・負債に金利スワップ取引の特例処理を行っております。

② 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第 25 号　2020 年 10 月８日。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

連結される子会社及び子法人等は、ヘッジ会計を適用しておりません。

(13) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(14) 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

投資信託（上場投資信託を除く。）の解約・償還に伴う損益については、個別取引毎に、解約益及び償還益は「資金運用収益」の「有価証券利息配当金」として、解約損及び償還損は「その他業務費用」として計上しております。

未適用の会計基準等

・「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第 27 号 2022 年 10 月 28 日）
・「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第 25 号 2022 年 10 月 28 日）
・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 28 号 2022 年 10 月 28 日）

（１）概要

その他の包括利益に対して課税される場合の法人税等の計上区分及びグループ法人税制が適用される場合の子会社株式等の売却に係る税効果の取扱いを定めるもの。

（２）適用予定日

2025 年３月期の期首より適用予定であります。

（３）当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は、評価中であります。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、貸倒引当金であります。

１．当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

貸倒引当金　6,574 百万円

２．識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

（１）算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「会計方針に関する事項」「（５）貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

（２）主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。特に、返済状況、財務内容又は業績が悪化している債務者については「債務者区分の判定における将来の業績見通し」を具体化した経営改善計画等の合理性及び実現可能性を評価しております。

（３）翌連結会計年度に係る連結財務諸表に及ぼす影響

個別債務者の業績の変化等により、見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌連結会計年度に係る連結財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

注記事項

（連結貸借対照表関係）

１．銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	2,128百万円
危険債権額	26,621百万円
三月以上延滞債権額	－百万円
貸出条件緩和債権額	3,308百万円
合計額	32,058百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

２．手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第 24 号　2022 年３月 17 日。）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、1,553 百万円であります。

３．担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金	0 百万円
有価証券	59,291 百万円
貸出金	25,391 百万円
その他資産	1 百万円

担保資産に対応する債務

預金	961 百万円
借用金	70,000 百万円

上記のほか、金融派生商品取引の担保として、有価証券 290 百万円を差し入れております。また、その他資産には、金融商品等差入担保金 10,000 百万円、敷金保証金 110 百万円が含まれております。

４．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、179,830百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が179,314百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。

また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

5．土地の再評価に関する法律（1998 年３月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1998年３月31日

同法律第３条第３項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998 年３月 31 日公布政令第 119 号）第２条第４号に定める地価税法（1991 年法律第 69 号）第 16 条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、奥行価格補正等、合理的な調整を行って算出しております。

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額　　252 百万円

6．有形固定資産の減価償却累計額　　5,872 百万円

7．有形固定資産の圧縮記帳額　　266 百万円

8．「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する保証債務の額は 9,539 百万円であります。

9．当行の取締役との間の取引による取締役に対する金銭債権総額　　38 百万円

（連結損益計算書関係）

1．「その他の経常費用」には、株式等売却損 19 百万円、株式等償却７百万円を含んでおります。

2．減損損失

当連結会計年度において、当行が保有する以下の資産について、営業キャッシュ・フローの低下、使用範囲または方法の変更、地価の下落等に伴い投資額の回収が見込めなくなったことから、減損損失を計上しております。

（単位：百万円）

地域	用途	種類	減損損失額
宮城県仙台市青葉区	遊休	建物	2
		その他の有形固定資産	0
宮城県仙台市泉区	店舗外現金自動設備	建物	0
		その他の有形固定資産	0
宮城県名取市	店舗外現金自動設備	建物	0
		その他の有形固定資産	0
宮城県登米市	店舗外現金自動設備	建物	0
		その他の有形固定資産	0

資産のグルーピングは、営業用店舗については、それぞれを収益管理上の区分ごとにグルーピングし、最小単位としております。

また、遊休資産及び使用中止予定資産並びに処分予定資産は、各資産を最小単位としております。本部等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

なお、当連結会計年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であります。

正味売却価額は、主として不動産鑑定評価基準等に基づき算定しております。

（連結包括利益計算書関係）

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	929	百万円
組替調整額	△99	〃
税効果調整前	829	〃
税効果額	△0	〃
その他有価証券評価差額金	829	〃
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	171	〃
組替調整額	△10	〃
税効果調整前	160	〃
税効果額	△49	〃
退職給付に係る調整額	111	〃
その他の包括利益合計	941	〃

（連結株主資本等変動計算書関係）

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	34,776	－	－	34,776	
合　計	34,776	－	－	34,776	

（注）当連結会計年度期首において自己株式はなく、当連結会計年度における異動がないため、自己株式の種類及び株式数については記載しておりません。

２．配当に関する事項

（１）当連結会計年度中の配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
2023年６月22日定時株主総会	普通株式	271百万円	7.81円	2023年３月31日	2023年６月23日

（２）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの
該当事項はありません。

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

１．現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

（単位：百万円）

現金預け金勘定	126,032
定期預け金	△　0
その他の預け金	△ 142
現金及び現金同等物	125,889

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当行グループ（以下、「当行」と総称。）は、預金業務、貸出業務等の銀行業務を中心に、クレジットカード業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

主に法人・個人及び地方公共団体等を中心としたお客様からの預金等を受け入れ、中小企業向け及び地方公共団体向け貸出や住宅ローン等で貸出し、また、有価証券で運用しております。貸出金については、特定の取引先や特定先のグループ、特定の業種等へ与信が集中することのないように小口分散化し、集中リスクを排除しております。また、有価証券については、株式のほか、国債や地方債、公社公団債及び格付の高い事業債等、安全性の高い金融資産で運用しております。主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しており、金利変動による不利な影響が生じないように、当行では、資産及び負債の総合的管理（ＡＬＭ）を行っております。デリバティブは、ヘッジを目的としたデリバティブ取引を行っておりますが、原則として投機的な取引は行わない方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

当行が保有する金融資産は、主として宮城県内の法人・個人及び地方公共団体等に対する貸出金であり、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。有価証券は、主に株式、債券、投資信託及び組合出資金であり、満期保有目的、純投資目的、政策投資目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利リスク、価格変動リスク、為替リスクに晒されております。

当行が利用しているデリバティブ取引は、主に近い将来の金利上昇局面に備えるための金利スワップ取引であり、市場の変化によって発生する市場リスクと取引相手の信用リスクに晒されております。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

①　信用リスクの管理

当行では、「信用リスク管理方針」及び「信用リスク管理規程」をはじめ、当行で定める信用リスクに関する管理諸規程に従い、個別案件の与信審査、個別債務者の信用格付、貸出資産の自己査定、企業再生支援への取組み、問題債権の管理など、信用リスク管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの信用リスク管理は、各営業店のほか信用リスク管理の主管部署である融資部により行われ、定期的にリスク管理委員会及び取締役会を開催し、信用リスク管理状況等について審議・報告を行っております。

② 市場リスクの管理

当行では、市場リスクのリスク管理主管部署を市場関連業務の運営部門から独立したリスク統括部とし、市場関連業務のミドル・オフィスの機能を果たすこととし、また、市場関連業務の運営部門については、フロント・オフィスである市場金融部市場運用課とバック・オフィスである市場金融部証券管理課を分離し、相互牽制機能を果たす組織体制としております。

（ⅰ）金利リスクの管理

当行は、取締役会において決定した「市場リスク管理方針」に基づき、「市場リスク管理規程」において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、リスク管理委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的にはリスク統括部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、銀行勘定の金利リスクやＶａＲ及び金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでリスク管理委員会に報告しております。なお、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップ等のデリバティブ取引も行っております。

（ⅱ）為替リスクの管理

当行は、為替の変動リスクに関して、通貨ごとにポジションがスクエアになるよう日次で管理しております。

（ⅲ）価格変動リスクの管理

株式等の価格変動リスクの管理については、特に株式下落リスクに留意し、投資銘柄の業種分散や１銘柄毎の投資限度額及び適切なポジション枠及びロスカットルールを設定し、過度なリスクテイクを回避することとし、価格変動リスクの軽減を図っております。

また、株式の時価評価及び価格変動リスクに関する情報は日次管理しており、リスク統括部及び市場金融部担当役員に報告しております。

株式等の価格変動リスクについては、他の市場リスクのファクターとともに、経営会議及びリスク管理委員会に報告しております。

（ⅳ）デリバティブ取引

当行のデリバティブ取引は主にヘッジ目的で行っており、過大なリスクの発生は回避しております。

また、取引に関しては、約定を行うフロント・オフィスと勘定処理や照合等を行うバック・オフィスに分離することにより、相互牽制が働く体制としております。

（ⅴ）市場リスクに係る定量的情報

当行において、市場リスクの影響をうける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、「預金」、「借用金」、「デリバティブ取引」です。

当行では、これら金融資産、金融負債についてＶａＲ（観測期間は１年、保有期間は政策投資株式以外の上場株式・国債・地方債・社債・投資信託は２ヶ月、外国証券・預金・貸出金・政策投資株式・金利スワップ・その他金利感応性を有する資産・負債は６ヶ月、信頼区間は 99%、分散・共分散法）を用いて市場リスク量として、定量分析を行っております。

当該リスク量の算出に当たっては、各種リスクファクターに対する感応度及び各種リスクファクターの相関を考慮した変動性を用いております。

なお、上記のほか、市場信用リスク等については、近似的解析法等の方法によりリスク量を補完しております。

2024 年３月 31 日において、当該リスク量の大きさは△10,021 百万円になります。

なお、市場リスク量算定において有価証券評価損益が損失の場合、当該評価損をリスク量に加算せず、資本配賦時に配賦原資から予め控除しております。

また、預金及び貸出金等の金利リスクの影響を受ける金融商品（有価証券を除く）においては、当連結会計年度末現在で指標となる金利が上昇した場合には、全体では価値が高まるため、内部管理上ではリスク量を負の値として計測しております。

なお、有価証券のＶａＲについて、市場リスク量の計測モデルの正確性を検証するため、モデルが計測したＶａＲと実際の損益変動額を比較するバックテストを実施しており、使用する計測モデルは十分な精度で市場リスクを捕捉しているものと考えております。ただし、ＶａＲは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を算出しているため、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③　資金調達に係る流動性リスクの管理

当行では、「流動性リスク管理方針」及び「流動性リスク管理規程」に基づき市場金融部が、マーケット環境の把握、資金の運用調達状況の分析等により、日々の適切かつ安定的な資金繰り管理を実施しております。

短期間で資金化できる資産を流動性準備として一定水準以上保有することなど、日々資金繰り管理や資金調達の状況を監視し、その監視状況をリスク管理委員会に報告する体制としております。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

2024 年３月 31 日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（(注１）参照)。また、現金預け金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時　価	差　額
（１）有価証券（※１）			
満期保有目的の債券	9,539	9,423	△116
その他有価証券	246,869	246,869	－
（２）貸出金	935,859		
貸倒引当金（※２）	△6,503		
	929,356	931,723	2,367
資産計	1,185,764	1,188,015	2,250
（１）預金	1,047,628	1,047,654	26
（２）譲渡性預金	175,200	175,200	0
（３）借用金	70,103	70,092	△10
負債計	1,292,931	1,292,947	15
デリバティブ取引（※３）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	95	95	－
ヘッジ会計が適用されているもの	－	－	－
デリバティブ取引計	95	95	－

（※１）その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号 2021 年６月 17 日）第 24-3 項及び第 24-9 項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

（※２）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（※３）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

（※４）連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

（注１）市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区　分	連結貸借対照表計上額
非上場株式（※１）（※２）	180
組合出資金（※３）	586

（※１）非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 19 号 2020 年３月 31 日）第５項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（※２）当連結会計年度において、非上場株式について０百万円減損処理を行っております。

（※３） 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号 2021 年６月 17 日）第 24-16 項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（注２）金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超 ３年以内	３年超 ５年以内	５年超 ７年以内	７年超 10年以内	10年超
預け金	113,399	―	―	―	―	―
有価証券	14,681	40,101	21,065	2,286	3,482	171,714
満期保有目的の債券	2,649	4,060	2,729	100	―	―
うち社債	2,649	4,060	2,729	100	―	―
その他有価証券のうち満期があるもの	12,031	36,040	18,336	2,186	3,482	171,714
うち国債	―	―	2,000	―	3,300	―
地方債	2,324	25,504	5,773	2,186	182	―
社債	9,707	6,614	9,609	―	―	―
その他	―	3,922	954	―	―	171,714
貸出金	172,613	134,379	106,540	85,892	98,967	337,466
合　計	300,693	174,480	127,605	88,178	102,450	509,180

（注３）借用金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超 ３年以内	３年超 ５年以内	５年超 ７年以内	７年超 10年以内	10年超
預金(※)	1,024,957	16,202	6,467	―	―	―
譲渡性預金	175,200	―	―	―	―	―
借用金	70,009	19	13	12	18	31
合　計	1,270,167	16,222	6,481	12	18	31

(※)　預金のうち、要求払預金については、「１年以内」に含めて開示しております。

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（１）時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2024 年３月 31 日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券				
その他有価証券				
国債	5,184	－	－	5,184
地方債	－	36,287	－	36,287
社債	－	25,827	－	25,827
株式	2,441	－	－	2,441
その他	232	176,590	－	176,822
デリバティブ取引				
金利関連	－	95	－	95
資産計	7,858	238,801	－	246,659

（※）有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号　2021 年６月 17 日）第 24-3 項及び第 24-9 項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-3項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は－百万円、第24-9項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は 305 百万円であります。

①第 24-9 項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

（単位：百万円）

期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却及び償還の純額	投資信託の基準価額をなし時価とみなした額	投資信託の基準価額をなし時価とみなさないこととした額	期末残高	当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益
	損益に計上（※1）	その他の包括利益に計上（※2）					
－	－	5	300	－	－	305	－

（※１）連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」に含まれております。

（※２）連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

（２）時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2024 年３月 31 日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	－	－	9,423	9,423
貸出金	－	－	931,723	931,723
資産計	－	－	941,146	941,146
預金	－	1,047,654	－	1,047,654
譲渡性預金	－	175,200	－	175,200
借用金	－	70,092	－	70,092
負債計	－	1,292,947	－	1,292,947

（注１）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資　産

有価証券

有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関又は情報ベンダーから提示された価格などの公表された相場価格のうち、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル１の時価に分類しています。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル２の時価に分類しています。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル２の時価に分類しております。

相場価格が入手できない場合には、内部格付及び期間に基づく区分ごとに元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いているため、レベル３の時価に分類しています。

貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1 年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。デリバティブの要素が含まれている貸出金及び住宅ローン債権は、取引金融機関及び情報ベンダーなど第三者から入手した相場価格を利用しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フロー又は担保及び保証による回収可能見込み額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

いずれの時価についても観察できないインプットによる影響額が重要であるため、レベル３の時価に分類しております。

負　債

預金、及び譲渡性預金

要求払預金について、連結決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としています。また、定期預金、定期積金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いているため、レベル２の時価に分類しております。

借用金

借用金のうち、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を、格付に応じた信用スプレッドを市場金利に加算した利率で割り引いて時価を算出しております。なお、残存期間が短期間（1 年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル３の時価、そうでない場合はレベル２の時価に分類しております。

デリバティブ取引

レベル２に分類しているデリバティブ取引は、インプットである金利が全期間にわたって一般に公表されており、観察可能である同一通貨の固定金利と変動金利を交換する金利スワップ（いわゆるプレイン・バニラ型）であるため、レベル２に分類しています。

（有価証券関係）

連結貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

１．売買目的有価証券（2024年３月31日現在）

該当ございません。

２．満期保有目的の債券（2024年３月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	―	―	―
	地方債	―	―	―
	短期社債	―	―	―
	社債	165	165	0
	その他	―	―	―
	小計	165	165	0
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	―	―	―
	地方債	―	―	―
	短期社債	―	―	―
	社債	9,374	9,258	△116
	その他	―	―	―
	小計	9,374	9,258	△116
合計		9,539	9,423	△116

３．その他有価証券（2024年３月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	2,268	1,582	686
	債券	685	684	0
	国債	―	―	―
	地方債	84	84	0
	短期社債	―	―	―
	社債	600	600	0
	その他	441	429	12
	小計	3,395	2,695	699
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	173	178	△5
	債券	66,614	67,090	△476
	国債	5,184	5,292	△107
	地方債	36,202	36,462	△259
	短期社債	―	―	―
	社債	25,226	25,336	△109
	その他	176,686	189,570	△12,883
	小計	243,474	256,839	△13,365
合計		246,869	259,535	△12,666

４．当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自　2023 年４月１日　至　2024 年３月 31 日）

	売却原価 （百万円）	売却額 （百万円）	売却損益 （百万円）
社債	21	20	△0
合計	21	20	△0

（売却の理由）買入消却実施のため。

５．当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自　2023 年４月１日　至　2024 年３月 31 日）

	売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	2,305	344	4
債券	496	―	3
国債	―	―	―
地方債	―	―	―
短期社債	―	―	―
社債	496	―	3
その他	1,764	129	15
合計	4,566	473	23

６．減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、７百万円（うち、株式７百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、主として資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先・実質破綻先・破綻懸念先	時価が取得原価に比べ下落
要注意先	時価が取得原価に比べ30％以上下落
正常先	時価が取得原価に比べ50％以上下落、または、時価が取得原価に比べ 30％以上 50％未満下落したもので市場価格が一定水準以下で推移等

破綻先　　：破産、特別清算、会社更生、民事再生、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社

実質破綻先：実質的に経営破綻に陥っている発行会社

破綻懸念先：今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社

要注意先　：今後の管理に注意を要する発行会社

正常先　　：上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社

（金銭の信託関係）

１．運用目的の金銭の信託（2024 年３月 31 日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	201	0

２．満期保有目的の金銭の信託（2024 年３月 31 日現在）

該当ございません。

３．その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2024 年３月 31 日現在）

該当ございません。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報（2024 年３月 31 日）

（単位：百万円）

区分	当連結会計年度
経常収益	15,168
うち役務取引等収益	3,117
預金・貸出業務	1,042
為替業務	630
証券関連業務	131
代理業務	213
保護預り・貸金庫業務	10
保証業務	19
投信窓販業務	177
保険窓販業務	656
その他	236

（注）役務取引等収益は主に銀行業から発生しております。なお、上表には企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」に基づく収益も含んでおります。

（１株当たり情報）

１株当たりの純資産額	1,192 円 45 銭
１株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額	33 円 59 銭

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

計表ID	FN001	Ver.202103
基準日(西暦年/月)	2024	5
金融機関コード	0512	
金融機関名	株式会社仙台銀行	
担当部署	経理部経理課	

別紙様式1-1の1

末 残 日 計 表 （銀行勘定、国内店）

（令和6年5月末現在）

（単位：百万円）

借方 科目	コード	金額
現金預け金	16058014	148,295
現金	16058024	13,597
（うち切手手形）	16058034	(56)
外国通貨	16058044	
金	16058054	
預け金	16058074	134,698
（うち日銀預け金）	16058094	(130,070)
（うち譲渡性預け金）	16058104	( )
コールローン	16058124	
買現先勘定	16151044	
債券貸借取引支払保証金	16178174	
買入手形	16058134	
買入金銭債権	16058184	566
商品有価証券	16058224	
商品国債	16058234	
商品地方債	16058244	
商品政府保証債	16058254	
その他の商品有価証券	16140994	
金銭の信託	16058114	201
有価証券	16058264	270,017
国債	16058274	5,292
（うち手元現在高）	16058284	(2,003)
地方債	16058294	36,546
短期社債	16178184	
社債	16058304	35,407
（公社公団債）	16058314	(1,029)
（金融債）	16058324	( )
（事業債）	16058334	(34,377)
株式	16058344	1,822
外国証券	16058354	
その他の証券	16058404	190,948
貸出金	16058444	933,626
割引手形	16058494	913
（うち商業手形）	16058504	(913)
貸付金	16058514	932,713
（手形貸付）	16058534	(23,732)
（証書貸付）	16058554	(851,340)
（当座貸越）	16058564	(57,641)
外国為替	16058574	12
外国他店預け	16058584	12
外国他店貸	16058594	
買入外国為替	16058604	
取立外国為替	16058614	
その他資産	16058624	16,563
未決済為替貸	16058634	
前払費用	16058644	
未収収益	16058654	
先物取引差入証拠金	16097924	
先物取引差金勘定	16097934	
保管有価証券等	16097944	
金融派生商品	16151054	95
金融商品等差入担保金	16321854	
社債発行費	16149934	
リース投資資産	16321724	
代理店貸	16058724	
仮払金	16058714	1,277
その他の資産	16058734	15,190
本支店未達	16058674	
有形固定資産	16192024	12,045
建物	16192034	3,757
土地	16192044	7,210
リース資産	16312774	
建設仮勘定	16058834	1
その他の有形固定資産	16192054	1,076
無形固定資産	16192064	501
ソフトウェア	16192074	441
のれん	16192084	
リース資産	16312784	
その他の無形固定資産	16192094	59
前払年金費用	16327664	623
繰延税金資産	16146174	386
再評価に係る繰延税金資産	16147204	
支払承諾見返	16058884	342
貸倒引当金	16060504	△ 6,574
投資損失引当金	16149944	
合計	16058894	1,376,609

貸方 科目	コード	金額
預金	16059824	1,063,023
当座預金	16059844	18,894
普通預金	16059854	742,983
貯蓄預金	16109974	6,213
通知預金	16059864	859
定期預金	16059904	284,925
定期積金	16059944	5,093
別段預金	16059874	3,803
納税準備預金	16059884	250
非居住者円預金	16059974	
外貨預金	16059984	
（金融機関預金）	16060004	(3,592)
譲渡性預金	16060054	175,200
コールマネー	16060064	
売現先勘定	16151074	
債券貸借取引受入担保金	16178194	
売渡手形	16060074	
コマーシャル・ペーパー	16141004	
借用金	16060094	75,096
再割引手形	16060104	
（うち日銀再割引手形）	16060114	( )
借入金	16060124	75,096
（うち日銀借入金）	16060134	(75,000)
当座借越	16060144	
外国為替	16060164	
外国他店預り	16060174	
外国他店借	16060184	
売渡外国為替	16060194	
未払外国為替	16060204	
短期社債	16178204	
社債	16139294	
新株予約権付社債	16060024	
信託勘定借	16060214	
その他負債	16060224	6,604
未決済為替借	16060234	
未払法人税等	16060304	437
未払費用	16060314	
前受収益	16060324	
従業員預り金	16060334	111
給付補填備金	16060344	0
先物取引受入証拠金	16097964	
先物取引差金勘定	16097974	
借入商品債券	16097984	
借入有価証券	16060354	
売付商品債券	16109854	
売付債券	16109864	
金融派生商品	16151084	
金融商品等受入担保金	16321864	
リース債務	16312794	
資産除去債務	16318594	2
代理店借	16060364	
未払配当金	16060384	
未払送金為替	16060244	0
預金利子税等預り金	16060394	22
仮受金	16060404	5,317
その他の負債	16060414	712
本支店未達	16060254	
賞与引当金	16162594	
役員賞与引当金	16188634	
退職給付引当金	16060524	
役員退職慰労引当金	16311584	
その他の引当金	16060534	344
特別法上の引当金	16060544	
繰延税金負債	16146184	
再評価に係る繰延税金負債	16147214	915
支払承諾	16060574	342
純資産	16060594	54,054
資本金	16060604	22,735
新株式申込証拠金	16192114	
資本剰余金	16178214	11,039
資本準備金	16060634	11,039
その他資本剰余金	16165514	
利益剰余金	16178254	18,533
利益準備金	16060644	573
その他利益剰余金	16192124	17,960
積立金	16060664	
繰越利益剰余金	16192134	17,960
自己株式	16162604	
自己株式申込証拠金	16192144	
その他有価証券評価差額金	16151104	
繰延ヘッジ損益	16192154	
土地再評価差額金	16147224	1,746
株式引受権	16356764	
新株予約権	16192164	
期中損益	16060744	1,027
合計	16060754	1,376,609

コールローン(外貨建分を除く)のうち無担保分		コールマネー(外貨建分を除く)のうち無担保分	
コールローンのうち外貨建分		コールマネーのうち外貨建分	
割引手形のうち手形割引市場関係分		再割引手形のうち手形割引市場関係分	
貸付金のうち金融機関貸付金	16065974	借入金のうち金融機関借入金	16066004
貸付金のうち現地貸付		定期預金のうち円デポ取引	

内閣府令第19条第1項 第1号

項　　目	添　付　書　類　名
代表者が前号の書類に記載された事項が適正であると確認し、その旨を記載した書面	・代表者による記載事項について適正であることの確認書

項　　目	添　付　書　類　名
監査法人の監査証明を受けたことを証する書面	・（単体）（連結）独立監査人の監査報告書

2024年6月28日

記載事項について適正であることの確認書

宮城県仙台市青葉区一番町二丁目1番1号
株式会社じもとホールディングス
代表取締役社長　鈴木　隆

宮城県仙台市青葉区一番町二丁目1番1号
株式会社仙台銀行
代表取締役頭取　坂爪　敏雄

株式会社じもとホールディングスおよび株式会社仙台銀行が、金融機能強化法第12条第1項の規程により、経営強化計画を提出するにあたり添付すべき金融機能強化のための特別措置に関する内閣府令第19条第1項第1号に規定する以下の書類につきまして、記載された事項が適正であることを確認しております。

記

1. 株式会社じもとホールディングス
   - 第12期末（2024年3月31日現在）連結貸借対照表及び第12期（2023年4月1日から2024年3 月31 日まで）連結損益計算書
   - 連結自己資本比率の状況（2024年3月末）
   - 第12期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）連結株主資本変動計算書

2. 株式会社仙台銀行
   - 第103期末（2024年3月31日現在）貸借対照表及び第103期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）損益計算書（単体）
   - 第103期末（2024年3月31日現在）連結貸借対照表及び第103期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）連結損益計算書
   - 単体自己資本比率の状況（2024年3月末）
   - 連結自己資本比率の状況（2024年3月末）
   - 第103期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）株主資本等変動計算書（単体）
   - 第103期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）連結株主資本変動計算書
   - 総勘定元帳（2024年5月31日現在）

以上

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

２０２４年5月１３日

株式会社じもとホールディングス

取締役会　　御　中

EY新日本有限責任監査法人

東　　京　　事　　務　　所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	浅　野	功
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山　田	修

監査意見

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社じもとホールディングスの２０２３年４月１日から２０２４年３月３１日までの第１２期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は２０２４年４月２６日開催の取締役会において、公的資金返済について国との間で協議を開始することを決定している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

第12期

（2023年４月１日
2024年３月31日）

計　　算　　書　　類

貸借対照表
損益計算書
株主資本等変動計算書
個別注記表

株式会社じもとホールディングス

第12期末 （2024年3月31日現在） 貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	946	未払金	1
貯蔵品	0	未払費用	1
前払費用	2	未払法人税等	7
未収収益	0	未払消費税等	5
未収入金	47	未払配当金	24
その他	5	預り金	1
流動資産合計	1,002	賞与引当金	7
固定資産		流動負債合計	50
有形固定資産		固定負債	
工具、器具及び備品	1	その他	4
有形固定資産合計	1	固定負債合計	4
無形固定資産		負債の部合計	54
ソフトウェア	5	（純資産の部）	
無形固定資産合計	5	株主資本	
投資その他の資産		資本金	28,733
関係会社株式	117,032	資本剰余金	
敷金	7	資本準備金	27,233
繰延税金資産	4	その他資本剰余金	60,868
投資その他の資産合計	117,044	資本剰余金合計	88,101
固定資産合計	117,051	利益剰余金	
繰延資産		その他利益剰余金	1,284
株式交付費	31	繰越利益剰余金	1,284
繰延資産合計	31	利益剰余金合計	1,284
		自己株式	△ 88
		株主資本合計	118,030
		純資産の部合計	118,030
資産の部合計	118,085	負債及び純資産の部合計	118,085

第12期（2023年４月１日から 2024年３月31日まで）損益計算書

（単位：百万円）

科目	金	額
営業収益		
手数料収入	401	
受取配当金	271	
営業収益合計		672
営業費用		
販売費及び一般管理費	342	
営業費用合計		342
営業利益		329
営業外収益		
受取利息	0	
受取家賃	8	
雑収入	7	
営業外収益合計		15
営業外費用		
株式交付費償却	10	
雑損失	28	
営業外費用合計		39
経常利益		306
税引前当期純利益		306
法人税、住民税及び事業税	12	
法人税等調整額	△ 0	
法人税等合計		11
当期純利益		294

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社株式については、移動平均法による原価法により行っております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

工具、器具及び備品　５年　～　15 年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。

3. 繰延資産の処理方法

株式交付費　　３年間の均等償却を行っております。

4. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

5. 消費税等の会計処理

固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

追加情報

1.（株式給付信託（BBT））

当社は、当社並びに当社子会社である株式会社きらやか銀行及び株式会社仙台銀行（以下「当社グループ」という。）の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象役員」という。）に対して業績連動型の株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」を導入しております。

（1）取引の概要

当社が拠出する金銭を原資として、本制度に基づき設定される信託を通じて当社株式を取得します。取得した当社株式は、対象役員に対して、当社グループが定める「役員株式給付規程」に従い受益者要件を満たした者に当社株式等を給付します。

（2）信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。

当事業年度末における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、39 百万円、45 千株であります。

2.（賞与引当金）

前事業年度において、従業員に対する未払賞与については「流動負債」の「その他」に含めて計上しておりましたが、当事業年度において賞与の算定方法を変更したことに伴い、当事業年度より「賞与引当金」として計上しております。なお、前事業年度において「流動負債」の「その他」に計上していた従業員未払賞与は8百万円であります。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額　　10 百万円
2. 関係会社に対する金銭債権

　現金及び預金　　946 百万円

　未収収益　　0 百万円
3. 関係会社に対する金銭債務

　その他　　9 百万円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

(1) 営業取引による取引高

　営業収益

　　手数料収入　　401 百万円

　　受取配当金　　271 百万円

　販売費及び一般管理費　　128 百万円

(2) 営業取引以外の取引による取引高

　営業外収益

　　受取利息　　0 百万円

　　受取家賃　　8 百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	102	3	5	99	注
合　計	102	3	5	99	

（注）１．自己株式（普通株式）の当事業年度期首及び当事業年度末株式数には、株式給付信託（BBT）が保有する株式がそれぞれ、51 千株、45 千株が含まれております。

２．自己株式（普通株式）の増加３千株は、単元未満株式の買取請求による増加３千株であります。

３．自己株式（普通株式）の減少５千株は、株式給付信託（BBT）に基づく対象役員４名の退任に伴う給付による減少５千株、単元未満株式の買増請求０千株であります。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

（単位：百万円）

繰延税金資産	
未払金	0
未払費用	0
未払事業税	1
賞与引当金	2
繰延税金資産合計	4
繰延税金負債合計	－
繰延税金資産の純額	4

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

（単位：百万円）

種　類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内　容	取　引金　額	科　目	期　末残　高
その他の関係会社	SBI 地銀ホールディングス株式会社	被所有直　接33.89%	資本業務提携の締結	増資の割当（注）	1,966	資本金 資本準備金	983 983

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)普通株式の第三者割当による新株式の発行は、当該第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前営業日（2023 年 8 月 31 日）の株式会社東京証券取引所における普通株式の終値である 407 円を参考とし、1 株 371 円で行っております。

2. 子会社

（単位：百万円）

種　類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内　容	議決権等の所有(被所有)割　合	関連当事者との関係	取引の内　容	取　引金　額	科　目	期　末残　高
子会社	株式会社きらやか銀行	山形県山形市	34,183	銀行業	所　有直　接100%	経　営管　理 役員の兼　任	経営管理料の受取（注1）	229	―	―
							増資の引受（注2）	19,966	―	―
子会社	株式会社仙台銀　行	仙台市青葉区	22,735	銀行業	所　有直　接100%	経　営管　理 役員の兼　任	経営管理料の受取（注1）	171	―	―

(注) 1.当社の業務予算に基づき、経営活動に必要な諸経費を鑑みて算定しております。

(注) 2.増資の引受は、株式会社きらやか銀行の行った株主割当増資を引き受けたものです。

3. 兄弟会社等

該当事項はありません。

4. 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たりの純資産額　1,497 円 00 銭

2. 1株当たりの当期純利益金額　12 円 82 銭

３．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額　　１円 81 銭

重要な後発事象に関する注記

公的資金返済に関する国との協議開始の決定

当社と当社連結子会社の株式会社きらやか銀行（以下「きらやか銀行」といいます。）は、2024 年４月 26 日開催の取締役会において、当社グループにおける公的資金返済について、国との間で協議を開始することを決定いたしました。

（１）協議開始の決定理由

当社ときらやか銀行は、これまで国から資本参加を受けた公的資金を活用し、地元企業の支援を通じた地域経済の活性化に取組んできております。

この公的資金のうち、2009 年にきらやか銀行が資本参加を受けた 200 億円（当社Ｃ種優先株式、震災特例）につきましては、本年９月に返済を予定しておりましたが、今般、きらやか銀行において、抜本的な再生支援を要する企業への引当金計上などにより、2024 年３月期に多額の当期純損失を計上しております。

このため当社ときらやか銀行は、きらやか銀行の自己資本比率の状況に鑑み、きらやか銀行が地元山形県において引き続き金融仲介機能を発揮し、地元の中小企業を支える責務を果たしていくためには、2024 年９月に予定していた当該公的資金の返済は困難と判断いたしました。

（２）今後の対応

こうした方針を踏まえ、当社ときらやか銀行は、当該公的資金の取扱いについて、今後、公的資金の返済に向けた財源の確保に取り組むとともに、改めて国との間で、返済時期の見直しを含めた、公的資金返済に関する協議をしてまいります。

第12期　附 属 明 細 書

〔　2023年４月１日から
　2024年３月31日まで　〕

株式会社じもとホールディングス

目　　次

１　計算書類に関する事項

２　事業報告に関する事項

1．計算書類に関する事項

（1）有形固定資産及び無形固定資産

(単位：百万円)

種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	償却累計額	償却累計率
有形固定資産	2	-	-	0	1	10	86.72%
無形固定資産	0	6	0	0	5	25	80.74%
計	2	6	0	0	7	35	82.45%

（2）引当金

(単位：百万円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高	計上理由及び算定方法
			目的使用	その他		
賞与引当金	-	7	-	-	7	

（3）営業経費

(単位：百万円)

区分	金額	摘要
広告宣伝費	6	
給料・手当	172	
法定福利費	21	
通信費	4	
水道光熱費	1	
保険料	5	
地代家賃	20	
支払手数料	0	
会議費	6	
租税公課	8	
外部報酬	64	
保守料	16	
減価償却費	0	
雑費	11	
その他	1	
計	342	

（4）その他の重要な事項

該当事項はありません。

２.事業報告に関する事項

（１）会社役員の状況

区　分	氏　名	兼職法人等名	役　職	摘　要
取　締　役	川　越　浩　司	(株)きらやか銀行	代表取締役頭取	当社及び(株)きらやか銀行に従事する取締役のため、銀行法の規定に基づき、兼職の認可を受けております。
取　締　役	鈴　木　　隆	(株)仙台銀行	代表取締役頭取	当社及び(株)仙台銀行に従事する取締役のため、銀行法の規定に基づき、兼職の認可を受けております。
取　締　役	尾　形　　毅	(株)仙台銀行	取　締　役	
取　締　役	内　田　巧　一	(株)きらやか銀行	代表取締役常務	
取　締　役	太　田　順　一	(株)仙台銀行	代表取締役常務	
取　締　役	遠　藤　裕　治	(株)きらやか銀行	取　締　役	
取　締　役	坂　爪　敏　雄	(株)仙台銀行	常務取締役	
取　締　役	笠　原　　守	(株)きらやか銀行	取　締　役	
取　締　役	半　田　　稔	半田稔法律事務所	所　　長	
取　締　役	長谷川　靖	地方創生パートナーズ(株)	執行役員事務局長	
		SBI地銀ホールディングス(株)	取　締　役	
		(株)きらやか銀行	取　締　役	
取　締　役	佐　竹　　勤			
取　締　役 (監査等委員)	遠　藤　　宏			
取　締　役 (監査等委員)	伊　藤　吉　明	伊藤公認会計士事務所	所　　長	
取　締　役 (監査等委員)	髙　橋　　節			
取　締　役 (監査等委員)	伊　東　昭　代	宮城県美術館	館　　長	

（２）その他の重要な事項

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

２０２４年5月１３日

株式会社じもとホールディングス

取締役会　　御　中

EY新日本有限責任監査法人

東　京　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	浅　野	功
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山　田	修

監査意見

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、株式会社じもとホールディングスの２０２３年４月１日から２０２４年３月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社じもとホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は２０２４年４月２６日開催の取締役会において、公的資金返済について国との間で協議を開始することを決定している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

第12期

（2023年４月１日
2024年３月31日）

連　結　計　算　書　類

連結貸借対照表
連結損益計算書
連結株主資本等変動計算書
連結注記表

株式会社じもとホールディングス

第12期末（2024年３月31日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	358,624	預金	2,269,810
買入金銭債権	756	譲渡性預金	181,422
金銭の信託	201	借用金	128,761
有価証券	347,075	その他負債	8,199
貸出金	1,916,174	賞与引当金	714
外国為替	12	退職給付に係る負債	108
リース債権及びリース投資資産	12,392	睡眠預金払戻損失引当金	145
その他資産	51,075	偶発損失引当金	1,058
有形固定資産	20,456	繰延税金負債	677
建物	7,675	再評価に係る繰延税金負債	817
土地	10,275	支払承諾	5,481
建設仮勘定	1	負債の部合計	2,597,198
その他の有形固定資産	2,503	（純資産の部）	
無形固定資産	1,659	資本金	28,733
ソフトウェア	1,418	資本剰余金	78,862
その他の無形固定資産	241	利益剰余金	△ 3,402
退職給付に係る資産	5,015	自己株式	△ 88
繰延税金資産	294	株主資本合計	104,104
支払承諾見返	5,481	その他有価証券評価差額金	△ 22,319
貸倒引当金	△ 38,394	土地再評価差額金	1,806
		退職給付に係る調整累計額	△ 197
		その他の包括利益累計額合計	△ 20,710
		非支配株主持分	232
		純資産の部合計	83,626
資産の部合計	2,680,825	負債及び純資産の部合計	2,680,825

第12期　（2023年４月１日から 2024年３月31日まで）　連結損益計算書

（単位：百万円）

科目	金	額
経常収益		37,942
資金運用収益	23,449	
貸出金利息	22,403	
有価証券利息配当金	741	
コールローン利息及び買入手形利息	0	
預け金利息	280	
その他の受入利息	23	
役務取引等収益	6,864	
その他業務収益	1,361	
その他経常収益	6,267	
償却債権取立益	91	
株式等売却益	766	
その他の経常収益	5,408	
経常費用		60,271
資金調達費用	269	
預金利息	197	
譲渡性預金利息	5	
コールマネー利息及び売渡手形利息	△ 0	
借用金利息	56	
その他の支払利息	10	
役務取引等費用	3,634	
その他業務費用	9,672	
営業経費	22,258	
その他経常費用	24,436	
貸倒引当金繰入額	17,767	
その他の経常費用	6,669	
経常損失		22,329
特別利益		788
固定資産処分益	124	
収用補償金	664	
特別損失		1,881
固定資産処分損	187	
減損損失	1,694	
税金等調整前当期純損失		23,422
法人税、住民税及び事業税	561	
法人税等調整額	△ 525	
法人税等合計		36
当期純損失		23,458
非支配株主に帰属する当期純利益		3
親会社株主に帰属する当期純損失		23,462

第12期 （2023年４月１日から 2024年３月31日まで） 連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本					その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	18,750	68,879	19,042	△ 92	106,579	△ 31,095	3,064	△ 1,045	△ 29,076	227	77,730
当期変動額											
新株の発行	9,983	9,983			19,966						19,966
剰余金の配当			△ 240		△ 240						△ 240
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△ 23,462		△ 23,462						△ 23,462
自己株式の取得				△ 1	△ 1						△ 1
自己株式の処分		△ 0		4	4						4
土地再評価差額金の取崩			1,258		1,258						1,258
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						8,775	△ 1,258	848	8,365	5	8,371
当期変動額合計	9,983	9,983	△ 22,444	3	△ 2,475	8,775	△ 1,258	848	8,365	5	5,896
当期末残高	28,733	78,862	△ 3,402	△ 88	104,104	△ 22,319	1,806	△ 197	△ 20,710	232	83,626

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第２条第８項及び銀行法施行令第４条の２に基づいております。

１．連結計算書類の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等　　７社

会社名

・株式会社きらやか銀行
・株式会社仙台銀行
・きらやかカード株式会社
・きらやかリース株式会社
・きらやかコンサルティング＆パートナーズ株式会社
・山形ビジネスサービス株式会社
・株式会社仙台銀キャピタル＆コンサルティング

② 非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

② 持分法適用の関連法人等　　１社

会社名

・株式会社富士通山形インフォテクノ

③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

④ 持分法非適用の関連法人等

該当ありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

すべての連結される子会社及び子法人等の決算日は連結決算日（３月末日）と一致しております。

2．会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

② 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社の有形固定資産は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物　　２年 ～ 50年

その他　　２年 ～ 20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として５年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」（及び「無形固定資産」）中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

銀行業を営む連結される子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該

部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,743百万円であります。

その他の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、一部の連結される子会社及び子法人等において、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

なお、当連結会計年度は、支給見込額が零であるため計上しておりません。

(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(9) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、銀行業を営む連結される子会社において、信用保証協会の責任共有制度に係る信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来発生する可能性のある負担金支払見積額を計上しております。

(10) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年又は11年）による定額法により費用処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年又は11年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理

なお、一部の連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(11) 収益の計上方法

① 顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務は、金融サービスに係る役務の提供であります。主に約束したサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該サービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

② ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

③ クレジットカード業を営む連結される子会社における受取保証料（役務取引等収益）については、当連結会計年度末における被保証債務残高が全額期限前弁済されると仮定した場合に返戻を要する保証料額（契約に基づく金額）を、受取保証料の総額から除いた額を収益として計上する方法を採用しております。

(12) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

銀行業を営む連結される子会社の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

その他の連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債はありません。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

① 金利リスク・ヘッジ

銀行業を営む一部の連結される子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号　2022年３月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

また、銀行業を営む一部の連結される子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、一部の資産・負債に金利スワップ取引の特例処理を行っております。

② 為替変動リスク・ヘッジ

銀行業を営む連結される子会社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号　2020年10月８日。以下「業種別委員会実務指針第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

その他の連結される子会社及び子法人等は、ヘッジ会計を適用しておりません。

(14) 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

投資信託(上場投資信託を除く。)の解約・償還に伴う損益については、個別取引毎に、解約益及び償還益は「資金運用収益」の「有価証券利息配当金」として、解約損及び償還損は「その他業務費用」として計上しております。

（重要な会計上の見積り）

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、貸倒引当金であります。

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

貸倒引当金　38,394百万円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(1)算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「2. 会計方針に関する事項」「(5) 貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

(2)主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。特に、返済状況、財務内容又は業績が悪化している債務者については「債務者区分の判定における将来の業績見通し」を具体化した経営改善計画等の合理性及び実現可能性を評価しております。

(3)翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

個別債務者の業績の変化等により、見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌連結会計年度に係る連結計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

（追加情報）

1.（株式給付信託（BBT））

当社は、当社並びに当社子会社である株式会社きらやか銀行及び株式会社仙台銀行（以下「当社グループ」という。）の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象役員」という。）に対して業績連動型の株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」を導入しております。

（1）取引の概要

当社が拠出する金銭を原資として、本制度に基づき設定される信託を通じて当社株式を取得します。取得した当社株式は、対象役員に対して、当社グループが定める「役員株式給付規程」に従い受益者要件を満たした者に当社株式等を給付します。

（2）信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。

当連結会計年度における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、39百万円、45千株であります。

2.（賞与引当金）

前連結会計年度において、当社及び一部の連結子会社の従業員に対する未払賞与については「その他負債」に含めて計上しておりましたが、当中間連結会計年度において賞与の算定方法を変更したことに伴い、当中間連結会計年度より「賞与引当金」として計上しております。なお、前連結会計年度において「その他負債」に計上していた従業員未払賞与は376百万円であります。

連結貸借対照表に関する注記

1．関係会社の株式（及び出資金）総額（連結子会社及び連結子法人等の株式（及び出資金）を除く）　112 百万円

2．銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）等であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	22,423	百万円
危険債権額	73,465	百万円
三月以上延滞債権額	―	百万円
貸出条件緩和債権額	3,697	百万円
合計額	99,587	百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3．手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、6,045百万円であります。

4．担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金	8	百万円
有価証券	59,291	百万円
貸出金	114,347	百万円
その他資産	1	百万円

担保資産に対応する債務

預金	1,189	百万円
借用金	120,700	百万円

上記のほか、為替決済、共同システム及び金融派生商品取引等の担保として、有価証券290百万円を差し入れております。また、その他資産には、敷金保証金539百万円、金融商品等差入担保金20,000百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、336,680百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が336,164百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律（1998年３月31日公布法律第34号）に基づき、株式会社きらやか銀行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日　　1999年３月31日

同法律第３条第３項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年３月31日公布政令第119号）第２条第１号に定める地価公示法の規定により公示された価格、第２条第３号に定める土地課税台帳及び第４号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額　1,595百万円

7. 有形固定資産の減価償却累計額　22,196百万円

8. 有形固定資産の圧縮記帳額　1,274百万円

9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する保証債務の額は27,281百万円であります。

10. 当社の取締役との間の取引による取締役に対する金銭債権総額　28百万円

連結損益計算書に関する注記

1.「その他の経常費用」には、貸出金償却 495 百万円、株式等売却損 21 百万円、株式等償却 10 百万円を含んでおります。

2．当連結会計年度において、当社グループが保有する以下の資産について、営業キャッシュ・フローの低下、使用範囲または方法の変更、地価の下落等に伴い投資額の回収が見込めなくなったことから、減損損失を計上しております。

減損損失　（単位：百万円）

用途	種類	場所	金額
営業用店舗	土　地	宮城県	81
営業用店舗	土　地	山形県	291
営業用店舗	建　物	宮城県	4
営業用店舗	建　物	山形県	80
店舗外現金自動設備	建　物	宮城県	1
店舗外現金自動設備	その他	宮城県	0
遊　休	土　地	山形県	1,220
遊　休	建　物	宮城県	2
遊　休	建　物	山形県	12
遊　休	その他	宮城県	0
遊　休	その他	新潟県	0
合計			1,694

資産のグルーピングは、営業用店舗については、それぞれを収益管理上の区分ごとにグルーピングし、最小単位としております。また、遊休資産及び使用中止予定資産並びに処分予定資産は、各資産を最小単位としております。本部等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

なお、当連結会計年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額としております。正味売却価額は、主として不動産鑑定評価基準等に基づき算定しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	21,540	5,300	－	26,840	（注）１
Ｂ種優先株式	13,000	－	－	13,000	
Ｃ種優先株式	10,000	－	－	10,000	
Ｄ種優先株式	5,000	－	－	5,000	
Ｅ種優先株式	－	18,000	－	18,000	（注）２
合　計	49,540	23,300	－	72,840	
自己株式					
普通株式	102	3	5	99	(注)３、４、５
合　計	102	3	5	99	

（注）１．普通株式の発行済株式の増加5,300千株は、第三者割当による新株の発行であります。

２．Ｅ種優先株式の発行済株式の増加18,000千株は、第三者割当による新株の発行であります。

３．当連結会計年度期首及び当連結会計年度末の自己株式（普通株式）には、株式給付信託（BBT）が保有する自社の株式がそれぞれ、51千株、45千株含まれております。

４．自己株式（普通株式）の増加３千株は、単元未満株式の買取請求による増加３千株であります。

５．自己株式（普通株式）の減少５千株は、株式給付信託（BBT）に基づく、対象役員４名の退任に伴う給付による減少５千株、単元未満株式の買増請求による減少０千株であります。

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

（決議）	株式の種　類	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
2023年６月22日定時株主総会	普通株式	107百万円	5.00円	2023年３月31日	2023年６月23日
	Ｂ種優先株式	１百万円	0.11円	2023年３月31日	2023年６月23日
	Ｃ種優先株式	131百万円	13.10円	2023年３月31日	2023年６月23日
	Ｄ種優先株式	０百万円	0.10円	2023年３月31日	2023年６月23日
合　　計		240百万円			

（注）2023年６月22日定時株主総会決議による配当金の総額には、「株式給付信託（BBT）」が保有する当社株式に対する配当金０百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

該当事項はありません。

金融商品に関する注記

１．金融商品の状況に関する事項

(１) 金融商品に対する取組方針

当社グループは､銀行業務を中心にクレジットカード業務などの金融サービスに係る事業を行っております。主たる業務である預金業務、貸出業務及び有価証券による運用等において、金利変動及び市場価格の変動を伴う金融資産及び金融負債を有しております。そのため、こうした変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ＡＬＭ)を行っております。

(２) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、主として国内のお取引先に対する貸出金及び国内外の有価証券であります。貸出金は、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託及び組合出資金であり、売買目的、満期保有目的、純投資目的及び政策投資目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利リスク、価格変動リスク、為替リスクに晒されております。

金融負債は、主として国内のお取引先からの預金であり、予期せぬ資金流出が発生するなどの流動性リスクが存在します。また、そのほかの資金調達については、一定の環境の下で当社グループが市場を利用できなくなる場合等において必要な資金が確保できない、あるいは、通常よりも高い金利での調達を余儀なくされるといった流動性リスクに晒されております。

(３) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社グループでは、信用リスク管理に関する諸規程・基準に従い、個別案件の与信審査、個別債務者の信用格付、貸出資産の自己査定、事業再生支援への取組み、問題債権の管理など適切な信用リスクの管理を行っております。

与信ポートフォリオについては、業種集中度合や大口集中度合等のモニタリングを行い、集中リスクを排除したポートフォリオ構築を図っております。

これらの信用リスク管理は、各営業店のほか与信管理部門により行われ、また、定期的にグループリスク管理委員会等に報告しております。

②市場リスクの管理

当社グループでは、市場リスク管理に関する諸規程・基準に従い、市場取引執行部門であるフロントオフィス、市場取引事務部門であるバックオフィス、及び市場リスク管理部門であるミドルオフィスの３部門による相互牽制体制とし、市場リスクの評価、モニタリング及びコントロールを行い、適切な市場リスクの管理を行っております。

市場リスク管理部門は、計量可能な市場リスクについて市場リスク量を計測するとともに、市場リスク量を適切にコントロールするため､保有限度枠や損失限度枠等を設定し､遵守状況をモニタリングし、月次でグループリスク管理委員会等に報告しております。

また、ストレス・テストやシミュレーション分析を行い、金利・株・為替市場が大きく変動した場合に、市場リスク量や損益に与える影響等を試算し、グループリスク管理委員会等において、市場リスク量が自己資本の状況に対して許容できる状況に収まっていることを確認しております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループでは、流動性リスク管理に関する諸規程・基準に基づき流動性リスク管理部門が、マーケット環境の把握、資金の運用調達状況の分析等により、日々の適切かつ安定的な資金繰り管理を実施しております。

短期間で資金化できる資産を流動性準備として一定水準以上確保するとともに流動性リスク管理指標を設定し、日々モニタリングしております。

(４)市場リスクに係る定量的情報

当社グループにおいて、市場リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、「預金」、「借用金」です。

当社グループでは、これら金融資産、金融負債についてVaR（観測期間は1年、保有期間は政策投資以外の上場株式、国債、地方債、社債、投資信託は２ヶ月、外国証券・預金・貸出金・政策投資株式・その他金利感応性を有する資産・負債は６ヶ月、信頼区間は99%、分散・共分散法）を用いて市場リスク量として、把握・管理しております。

当社グループの市場リスク量は、子銀行であるきらやか銀行及び仙台銀行の市場リスク量を合算した値

として管理しており、2024年３月31日における当社グループの市場リスク量は、全体で△13,343百万円（前連結会計年度末は△6,972百万円）になります。

なお、有価証券評価損益が損失の場合、当該評価損をリスク量に加算せず、資本配賦時に配賦原資から予め控除しております。

また、預金及び貸出金等の金利リスクの影響を受ける金融商品（有価証券を除く）においては、当連結会計年度末現在で指標となる金利が上昇した場合には、全体で価値が高まるため、内部管理上ではリスク量を負の値として計測しております。

有価証券のVaRについて、市場リスク量の計測モデルの正確性を検証するため、モデルが計測したVaRと実際の損益変動額を比較するバックテストを子銀行毎に実施しており、使用する計測モデルは十分な精度で市場リスクを捕捉しているものと考えております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を算出しているため、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

（５）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

2024年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（(注１）参照)。また、現金預け金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 有価証券（※１）			
満期保有目的の債券	7,738	7,627	△110
その他有価証券	335,622	335,622	－
(2) 貸出金	1,916,174		
貸倒引当金（※２）	△36,987		
	1,879,186	1,883,718	4,531
資産計	2,222,547	2,226,968	4,420
(1) 預金	2,269,810	2,270,004	193
(2) 譲渡性預金	181,422	181,422	0
(3) 借用金	128,761	128,780	18
負債計	2,579,994	2,580,207	212
デリバティブ取引（※３）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	95	95	－
ヘッジ会計が適用されているもの	－	－	－
デリバティブ取引計	95	95	－

（※１）当連結会計年度の有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2021年６月17日）の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

（※２）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（※３）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

（※４）連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

（注１）市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含めておりません。

（単位：百万円）

区　分	連結貸借対照表計上額
非上場株式（※１）（※２）	1,863
組合出資金（※３）	1,850

（※１）非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 19 号 2020年３月31日）第５項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（※２）当連結会計年度において、非上場株式について２百万円減損処理を行っております。

（※３）組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号 2021年６月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券				
その他有価証券				
国債	5,184	－	－	5,184
地方債	－	36,287	－	36,287
社債	－	25,961	19,477	45,439
株式	3,520	－	－	3,520
その他	232	243,639	－	243,871
デリバティブ取引				
金利関連	－	95	－	95
資産計	8,936	305,984	19,477	334,398

（＊） 有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年６月17日）第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-3項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は－百万円、第24-9項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は1,319百万円であります。

① 第24-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

（単位：百万円）

期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、償還の純額	投資信託の基準価額を時価とみなすこととした額	投資信託の基準価額を時価とみなさないこととした額	期末残高	当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益（※１）
	損益に計上（※１）	その他の包括利益に計上（※２）					
1,000	－	18	300	－	－	1,319	－

（※１）連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」に含まれております。

（※２）連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	－	－	7,627	7,627
貸出金	－	－	1,883,718	1,883,718
資産計	－	－	1,891,345	1,891,345
預金	－	2,270,004	－	2,270,004
譲渡性預金	－	181,422	－	181,422
借用金	－	120,781	7,999	128,780
負債計	－	2,572,208	7,999	2,580,207

（注１）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

有価証券

有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関又は情報ベンダーから提示された価格などの公表された相場価格のうち、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル１の時価に分類しています。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル２の時価に分類しています。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル２の時価に分類しております。

相場価格が入手できない場合には、内部格付及び期間に基づく区分ごとに元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いているため、レベル３の時価に分類しています。

貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。デリバティブの要素が含まれている貸出金及び住宅ローン債権は、取引金融機関及び情報ベンダーなど第三者から入手した相場価格を利用しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フロー又は担保及び保証による回収可能見込み額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

いずれの時価についても観察できないインプットによる影響額が重要であるため、レベル３の時価に分類しております。

負 債

預金、及び譲渡性預金

要求払預金について、連結決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としています。また、定期預金、定期積金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いているため、レベル２の時価に分類しております。

借用金

借用金のうち、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を、格付に応じた信用スプレッドを市場金利に加算した利率で割り引いて時価を算出しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル３の時価、そうでない場合はレベル２の時価に分類しております。

デリバティブ取引

レベル２に分類しているデリバティブ取引は、インプットである金利が全期間にわたって一般に公表されており、観察可能である同一通貨の固定金利と変動金利を交換する金利スワップ（いわゆるプレイン・バニラ型）であるため、レベル２に分類しています。

（注２）時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル３の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報（2024年３月31日）

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券				
その他有価証券				
私募債	割引現在価値法	割引率	0.09%-1.50%	0.39%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益（2024年３月31日）

（単位：百万円）

	期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル３の時価への振替	レベル３の時価からの振替	期末残高	当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益（※１）
		損益に計上（※1）	その他の包括利益に計上（※2）					
有価証券								
その他有価証券								
私募債	20,728	-	△101	△1,149	-	-	19,477	-

（※１）連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」に含まれております。

（※２）連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当社グループはリスク統括部門において時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って同一部門で時価を算定しております。算定された時価は、独立した市場金融部門において、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。検証結果は毎期経理部門に報告され、時価の算定の方針及び手続に関する適切性が確保されております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においては、利用されている評価技法及びインプットの確認や月次推移分析等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

私募債の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットである割引率は、OISなどの基準市場金利に対する調整率であり、主に信用リスクから生じる金融商品のキャッシュ・フローの不確実性に対し市場参加者が必要とする報酬額であるリスク・プレミアムから構成されます。一般に、割引率の著しい上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。

有価証券に関する注記

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券（2024年３月31日現在）

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券（2024年３月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	―	―	―
	地方債	―	―	―
	社債	15	15	0
	その他	―	―	―
	小計	15	15	0
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	―	―	―
	地方債	―	―	―
	社債	7,723	7,612	△110
	その他	―	―	―
	小計	7,723	7,612	△110
合計		7,738	7,627	△110

3. その他有価証券（2024年３月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	3,045	2,107	937
	債券	10,305	10,258	46
	国債	―	―	―
	地方債	84	84	0
	社債	10,220	10,174	45
	その他	1,500	1,422	77
	小計	14,850	13,789	1,061
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	474	511	△37
	債券	76,606	77,173	△567
	国債	5,184	5,292	△107
	地方債	36,202	36,462	△259
	社債	35,218	35,419	△200
	その他	243,691	266,470	△22,779
	小計	320,772	344,156	△23,384
合計		335,622	357,945	△22,322

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2023年４月１日 至 2024年３月31日）

	売却原価(百万円)	売却額(百万円)	売却損益(百万円)
社債	21	20	△0
合計	21	20	△0

（売却の理由）買入消却実施のため。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 2023年４月１日　至 2024年３月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	2,725	637	6
債券	27,856	－	1,422
国債	－	－	－
地方債	6,749	－	233
社債	21,107	－	1,188
その他	1,764	129	15
合計	32,345	766	1,444

6. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、７百万円（うち、株式７百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、主として資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先・実質破綻先・破綻懸念先	時価が取得原価に比べ下落
要注意先	時価が取得原価に比べ30％以上下落
正常先	時価が取得原価に比べ50％以上下落、または、時価が取得原価に比べ30％以上50％未満下落したもので市場価格が一定水準以下で推移等

破綻先：破産、特別清算、会社更生、民事再生、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社
実質破綻先：実質的に経営破綻に陥っている発行会社
破綻懸念先：今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社
要注意先：今後の管理に注意を要する発行会社
正常先：上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社

金銭の信託に関する注記

１.運用目的の金銭の信託（2024年３月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	201	0

２.満期保有目的の金銭の信託（2024年３月31日現在）

該当事項はありません。

３.その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2024年３月31日現在）

該当事項はありません。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を分解した情報（2024年３月31日）

（単位：百万円）

区分	当連結会計年度
経常収益	37,942
うち役務取引等収益	6,864
預金・貸出業務	2,968
為替業務	1,395
証券関連業務	261
代理業務	190
保護預り・貸金庫業務	20
保証業務	91
投信窓販業務	352
保険窓販業務	1,199
その他	384

（注）役務取引等収益は主に銀行業から発生しております。なお、上表には企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づく収益も含んでおります。

１株当たり情報に関する注記

１株当たりの純資産額　201円72銭

１株当たりの親会社株主に帰属する当期純損失金額　1,023円15銭

（注）潜在株式調整後１株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの１株当たり親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載しておりません。

重要な後発事象に関する注記

公的資金返済に関する国との協議開始の決定

当社と当社連結子会社の株式会社きらやか銀行（以下「きらやか銀行」といいます。）は、2024年４月26日開催の取締役会において、当社グループにおける公的資金返済について、国との間で協議を開始することを決定いたしました。

（１）協議開始の決定理由

当社ときらやか銀行は、これまで国から資本参加を受けた公的資金を活用し、地元企業の支援を通じた地域経済の活性化に取組んできております。

この公的資金のうち、2009 年にきらやか銀行が資本参加を受けた 200 億円（当社Ｃ種優先株式、震災特例）につきましては、本年９月に返済を予定しておりましたが、今般、きらやか銀行において、抜本的な再生支援を要する企業への引当金計上などにより、2024 年３月期に多額の当期純損失を計上しております。

このため当社ときらやか銀行は、きらやか銀行の自己資本比率の状況に鑑み、きらやか銀行が地元山形県において引き続き金融仲介機能を発揮し、地元の中小企業を支える責務を果たしていくためには、2024 年９月に予定していた当該公的資金の返済は困難と判断いたしました。

（２）今後の対応

こうした方針を踏まえ、当社ときらやか銀行は、当該公的資金の取扱いについて、今後、公的資金の返済に向けた財源の確保に取り組むとともに、改めて国との間で、返済時期の見直しを含めた、公的資金返済に関する協議をしてまいります。

独立監査人の監査報告書

２０２４年5月１３日

株　式　会　社　仙　台　銀　行
　取締役会　　御　中

EY新日本有限責任監査法人
東　　京　　事　　務　　所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	浅　野	功
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山　田	修

監査意見
　当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社仙台銀行の２０２３年４月１日から２０２４年３月３１日までの第１０３期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

第103期

（2023年４月１日 から
2024年３月31日 まで）

計　　算　　書　　類

貸借対照表
損益計算書
株主資本等変動計算書
個別注記表

株式会社　仙台銀行

第１０３期末　（２０２４年3月３１日現在）　貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	126,032	預金	1,047,707
現金	12,633	当座預金	19,976
預け金	113,399	普通預金	739,575
買入金銭債権	756	貯蓄預金	6,430
金銭の信託	201	通知預金	878
有価証券	257,225	定期預金	272,772
国債	5,184	定期積金	5,068
地方債	36,287	その他の預金	3,007
社債	35,366	譲渡性預金	175,200
株式	2,672	借用金	70,103
その他の証券	177,714	借入金	70,103
貸出金	935,859	その他負債	2,555
割引手形	1,553	未決済為替借	197
手形貸付	23,993	未払法人税等	437
証書貸付	846,603	未払費用	400
当座貸越	63,708	前受収益	294
外国為替	12	従業員預り金	123
外国他店預け	12	給付補填備金	0
その他資産	11,547	資産除去債務	2
未決済為替貸	245	その他の負債	1,099
前払費用	65	賞与引当金	365
未収収益	630	睡眠預金払戻損失引当金	77
金融派生商品	95	偶発損失引当金	267
その他の資産	10,509	再評価に係る繰延税金負債	915
有形固定資産	12,040	支払承諾	373
建物	3,754	負債の部合計	1,297,566
土地	7,210	（純資産の部）	
建設仮勘定	1	資本金	22,735
その他の有形固定資産	1,074	資本剰余金	11,039
無形固定資産	500	資本準備金	11,039
ソフトウェア	440	利益剰余金	18,533
その他の無形固定資産	59	利益準備金	573
前払年金費用	603	その他利益剰余金	17,960
繰延税金資産	386	繰越利益剰余金	17,960
支払承諾見返	373	株主資本合計	52,308
貸倒引当金	△ 6,574	その他有価証券評価差額金	△ 12,656
		土地再評価差額金	1,746
		評価・換算差額等合計	△ 10,910
		純資産の部合計	41,397
資産の部合計	1,338,964	負債及び純資産の部合計	1,338,964

第１０３期 （２０２３年４月１日から２０２４年３月３１日まで） 損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		15,118
資金運用収益	11,422	
貸出金利息	10,974	
有価証券利息配当金	278	
コールローン利息	0	
預け金利息	145	
その他の受入利息	23	
役務取引等収益	3,072	
受入為替手数料	630	
その他の役務収益	2,442	
その他業務収益	38	
外国為替売買益	0	
金融派生商品収益	38	
その他経常収益	584	
貸倒引当金戻入益	21	
償却債権取立益	1	
株式等売却益	473	
その他の経常収益	87	
経常費用		13,425
資金調達費用	60	
預金利息	52	
譲渡性預金利息	5	
コールマネー利息	△ 0	
借用金利息	0	
その他の支払利息	3	
役務取引等費用	2,306	
支払為替手数料	101	
その他の役務費用	2,205	
その他業務費用	420	
国債等債券売却損	3	
国債等債券償還損	416	
営業経費	10,208	
その他経常費用	429	
株式等売却損	19	
株式等償却	7	
金銭の信託運用損	19	
その他の経常費用	383	
経常利益		1,693
特別利益		12
固定資産処分益	12	
特別損失		86
固定資産処分損	82	
減損損失	4	
税引前当期純利益		1,619
法人税、住民税及び事業税	453	
法人税等調整額	△ 1	
法人税等合計		452
当期純利益		1,167

第１０３期（２０２３年　４月　１日から　２０２４年　３月　３１日まで）株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本							評価・換算差額等			純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計					
当期首残高	22,735	11,039	11,039	519	17,118	17,637	51,411	△ 13,486	1,746	△ 11,739	39,671
当期変動額											
利益準備金の積立				54	△ 54	－	－				－
剰余金の配当					△ 271	△ 271	△ 271				△ 271
当期純利益					1,167	1,167	1,167				1,167
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								829		829	829
当期変動額合計	－	－	－	54	841	896	896	829	－	829	1,725
当期末残高	22,735	11,039	11,039	573	17,960	18,533	52,308	△ 12,656	1,746	△ 10,910	41,397

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

１．商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

２．有価証券の評価基準及び評価方法

（１） 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法)、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

（２） 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

３．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

４．固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物　　２年～50年

その他　　２年～20年

（２）無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。

（３）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」(及び「無形固定資産」) 中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

５．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

６．引当金の計上基準

（１）貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後１年間の予想損失額又は今後３年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、１年間又は３年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は903百万円であります。

（２）賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

（３）退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：　その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理

数理計算上の差異：　各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理

（４）睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

（５）偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に係る信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来発生する可能性のある負担金支払見積額を計上しております。

７．収益の計上方法

顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務は、金融サービスに係る役務の提供であります。主に約束したサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該サービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

８．ヘッジ会計の方法

（１）金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、一部の資産・負債に金利スワップ取引の特例処理を行っております。

（２）為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号　2020年10月８日。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

９．消費税等の会計処理

有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

10．関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

投資信託（上場投資信託を除く。）の解約・償還に伴う損益については、個別取引毎に、解約益及び償還益は「資金運用収益」の「有価証券利息配当金」として、解約損及び償還損は「その他業務費用」の「国債等債券償還損」として計上しております。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、貸倒引当金であります。

１．当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金　6,574百万円

２．識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

（１）算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針」「６．引当金の計上基準」「（１）貸倒引当金」に記載しております。

（２）主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。特に、返済状況、財務内容又は業績が悪化している債務者については「債務者区分の判定における将来の業績見通し」を具体化した経営改善計画等の合理性及び実現可能性を評価しております。

（３）翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別債務者の業績の変化等により、見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

注記事項

（貸借対照表関係）

１．銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	2,128百万円
危険債権額	26,621百万円
三月以上延滞債権額	－百万円
貸出条件緩和債権額	3,308百万円
合計額	32,058百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる

債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

２．手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号　2022年３月17日。）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、1,553百万円であります。

３．担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金	0百万円
有価証券	59,291百万円
貸出金	25,391百万円
その他資産	1百万円

担保資産に対応する債務

預金	961百万円
借用金	70,000百万円

上記のほか、金融派生商品取引の担保として、有価証券290百万円を差し入れております。また、その他の資産には、金融商品等差入担保金10,000百万円、敷金保証金110百万円が含まれております。

４．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、179,830百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が179,314百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

５．土地の再評価に関する法律（1998年３月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1998年３月31日

同法律第３条第３項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める地価税法（1991年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、奥行価格補正等、合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額　　252百万円

６．有形固定資産の減価償却累計額　　5,871百万円

７．有形固定資産の圧縮記帳額　　266百万円

８．「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する当行の保証債務の額は9,539百万円であります。

９．取締役との間の取引による取締役に対する金銭債権総額　　38百万円

10．関係会社に対する金銭債権総額　　1,001百万円

11．関係会社に対する金銭債務総額　　1,025百万円

（損益計算書関係）

１．関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額　　6百万円

役務取引等に係る収益総額　　0百万円

その他経常取引に係る収益総額　　3百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額　　0百万円

その他の取引に係る費用総額　　119百万円

２．減損損失

当事業年度において、当行が保有する以下の資産について、営業キャッシュ・フローの低下、使用範囲または方法の変更、地価の下落等に伴い投資額の回収が見込めなくなったことから、減損損失を計上しております。

（単位：百万円）

地域	用途	種類	減損損失額
宮城県仙台市青葉区	遊休	建物	2
		その他の有形固定資産	0
宮城県仙台市泉区	店舗外現金自動設備	建物	0
		その他の有形固定資産	0
宮城県名取市	店舗外現金自動設備	建物	0
		その他の有形固定資産	0
宮城県登米市	店舗外現金自動設備	建物	0
		その他の有形固定資産	0

資産のグルーピングは、営業用店舗については、それぞれを収益管理上の区分ごとにグルーピングし、最小単位としております。

また、遊休資産及び使用中止予定資産並びに処分予定資産は、各資産を最小単位としております。本部等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

なお、当事業年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であります。

正味売却価額は、主として不動産鑑定評価基準等に基づき算定しております。

（株主資本等変動計算書関係）

１．自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

（有価証券関係）

貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

１．売買目的有価証券（2024年３月31日現在）

該当ございません。

２．満期保有目的の債券（2024年３月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	―	―	―
	地方債	―	―	―
	短期社債	―	―	―
	社債	165	165	0
	その他	―	―	―
	小計	165	165	0
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	―	―	―
	地方債	―	―	―
	短期社債	―	―	―
	社債	9,374	9,258	△116
	その他	―	―	―
	小計	9,374	9,258	△116
合計		9,539	9,423	△116

３．子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（2024年３月31日現在）

	貸借対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
子会社・子法人等株式	―	―	―
関連法人等株式	―	―	―
合計	―	―	―

（注）上表に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 （百万円）
子会社・子法人等株式	50
関連法人等株式	－

４．その他有価証券（2024年３月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	2,268	1,582	686
	債券	685	684	0
	国債	―	―	―
	地方債	84	84	0
	短期社債	―	―	―
	社債	600	600	0
	その他	441	429	12
	小計	3,395	2,695	699
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	173	178	△5
	債券	66,614	67,090	△476
	国債	5,184	5,292	△107
	地方債	36,202	36,462	△259
	短期社債	―	―	―
	社債	25,226	25,336	△109
	その他	176,686	189,570	△12,883
	小計	243,473	256,839	△13,365
合計		246,868	259,535	△12,666

（注）上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 （百万円）
非上場株式	180
組合出資金	586

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2021年６月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

５．当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自　2023年４月１日　至　2024年３月31日）

	売却原価 （百万円）	売却額 （百万円）	売却損益 （百万円）
社債	21	20	△0
合計	21	20	△0

（売却の理由）買入消却実施のため。

６．当事業年度中に売却したその他有価証券（自　2023年４月１日　至　2024年３月31日）

	売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	2,305	344	4
債券	496	―	3
国債	―	―	―
地方債	―	―	―
短期社債	―	―	―
社債	496	―	3
その他	1,764	129	15
合計	4,566	473	23

７．減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、７百万円（うち、株式７百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、主として資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先・実質破綻先・破綻懸念先	時価が取得原価に比べ下落
要注意先	時価が取得原価に比べ30％以上下落
正常先	時価が取得原価に比べ50％以上下落、または、時価が取得原価に比べ 30％以上 50％未満下落したもので市場価格が一定水準以下で推移等

破綻先　　：破産、特別清算、会社更生、民事再生、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社

実質破綻先：実質的に経営破綻に陥っている発行会社

破綻懸念先：今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社

要注意先　：今後の管理に注意を要する発行会社

正常先　　：上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社

（金銭の信託関係）

１．運用目的の金銭の信託（2024年３月31日現在）

	貸借対照表計上額 （百万円）	当事業年度の損益に含まれた評価差額 （百万円）
運用目的の金銭の信託	201	0

２．満期保有目的の金銭の信託（2024年３月31日現在）

該当ございません。

３．その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2024年３月31日現在）

該当ございません。

（税効果会計関係）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	2,041 百万円
有価証券償却	69
減損損失及び減価償却超過額	128
その他	543
繰延税金資産小計	2,784
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△2,200
評価性引当額小計	△2,200
繰延税金資産合計	584
繰延税金負債	
前払年金費用	△184
その他	△13
繰延税金負債合計	△198
繰延税金資産の純額	386 百万円

（関連当事者情報）

１．役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称または氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員及びその近親者	堀内　松子	—	—	不動産賃貸業	—	金銭貸借関係	貸付金の返済 利息の受取	30	貸出金	93
役員及びその近親者	堀内　登	—	—	不動産賃貸業	—	金銭貸借関係	貸付金の返済 利息の受取	00	貸出金	22
親会社の役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	株式会社ハギワラ	宮城県仙台市青葉区	15	屋根工事業	—	金銭貸借関係	資金の貸付 貸付金の返済 利息の受取	410	貸出金	17

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）融資取引につきましては、一般の貸出金と同様であります。

（１株当たり情報）

１株当たりの純資産額	1,190 円 37 銭
１株当たりの当期純利益金額	33 円 57 銭

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

第 103 期　附属明細書

（2023年 4月 1日　から
2024年 3月31日　まで）

株 式 会 社

仙　台　銀　行

第１０３期　〔２０２３年　４月　１日　から　２０２４年　３月３１日　まで〕　附属明細書

住　　所　　仙台市青葉区一番町二丁目１番１号

株式会社　　仙　台　銀　行

取締役頭取　　鈴　木　　隆

目　　次

1　　計算書類に関する事項

（1）有形固定資産及び無形固定資産

（2）引当金

（3）営業経費

（4）その他の重要な事項

2　　事業報告に関する事項

（1）会社役員の兼務の状況

（2）その他の重要な事項

1　計算書類に関する事項

（1）　有形固定資産及び無形固定資産

（単位：百万円）

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	償却累計額	償却累計率
有形固定資産							
建物	3,692	333	5 (4)	265	3,754	4,082	52.09%
土地	7,209	1	1	—	7,210	291	3.88%
建設仮勘定	39	152	190	—	1	—	—
その他の有形固定資産	573	713	5 (0)	207	1,074	1,994	64.98%
有形固定資産計	11,515	1,200	202 (4)	472	12,040	6,368	
無形固定資産							
ソフトウェア	484	136	1	179	440	1,964	81.69%
その他の無形固定資産	63	50	53	0	59	1	2.08%
無形固定資産計	547	186	55	179	500	1,965	

（注）1．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2．償却累計率は小数点第三位以下を切り捨てて表示しております。
3．当期減少額の（　　）内は減損損失の計上額であり、内書であります。

（2）　引当金

（単位：百万円）

区　分	当期首残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高	計上理由及び算定方法
			目的使用	その他		
貸倒引当金	(4,914) 6,667	(5,054) 6,574	(71) 71	(4,842) ※1　6,596	(5,054) 6,574	※1 洗替及び回収等による取崩
賞与引当金	371	365	371	—	365	
睡眠預金払戻損失引当金	89	42	54	—	77	
偶発損失引当金	219	267	—	※2　219	267	※2 洗替による取崩
計	7,348	7,250	497	6,815	7,284	

（注）1．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2．貸倒引当金の（　　）内は個別貸倒引当金であり、内書であります。

（３）　営業経費

（単位：百万円）

区　　分	金　　額
給　料　・　手　当	4,114
退　職　給　付　費　用	182
福　利　厚　生　費	667
減　価　償　却　費	652
土　地　建　物　機　械　賃　借　料	323
営　繕　費	38
消　耗　品　費	118
給　水　光　熱　費	95
旅　費	8
通　信　費	450
広　告　宣　伝　費	184
諸　会　費　・　寄　付　金　・　交　際　費	70
租　税　公　課	925
そ　の　他	2,375
計	10,208

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

（４）　その他の重要な事項

該当ありません。

2　事業報告に関する事項

（1）　会社役員の兼務の状況

区　　分	氏　　名	兼　務　会　社　名	役　　職	摘　　要
取　締　役	鈴　木　　隆	(株)じもとホールディングス	代表取締役社長 (非常勤)	銀行法第7条第1項の規定に基づき認可を受けております。
		(株)仙台放送	監査役(非常勤)	
		東北総合信用保証(株)	取締役(非常勤)	
	斎　藤　　義　明	(株)仙台港貿易促進センター	取締役(非常勤)	
		(株)東日本放送	監査役(非常勤)	
		宝来産業(株)	監査役(非常勤)	
	太　田　　順　一	(株)じもとホールディングス	取締役(非常勤)	
		(株)東北電子計算センター	取締役(非常勤)	
		宝来産業(株)	監査役(非常勤)	
	坂　爪　　敏　雄	(株)仙台銀キャピタル&コンサルティング	代表取締役 (非常勤)	銀行法第7条第1項の規定に基づき認可を受けております。
		(株)じもとホールディングス	取締役(非常勤)	
		仙台空港鉄道(株)	監査役(非常勤)	
	尾　形　　毅	(株)じもとホールディングス	常務取締役 総合企画部長	
		(株)河北ランド	取締役(非常勤)	
	池　田　　清	宮城県開発(株)	監査役(非常勤)	
	丹　野　　俊　敬	(株)仙台銀キャピタル&コンサルティング	取締役(非常勤)	
	柴　田　　健	(株)仙台銀キャピタル&コンサルティング	取締役(非常勤)	
	堀　内　　政　司	弁護士法人堀内法律事務所	弁護士	
取締役監査等委員	千　葉　　裕　子	(株)仙台銀キャピタル&コンサルティング	監査役(非常勤)	
	柴　田　　純　一	柴田公認会計士事務所	所長	

（2）　その他の重要な事項

該当ありません。

独立監査人の監査報告書

２０２４年5月１３日

株式会社仙台銀行
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	浅野　功
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田　修

監査意見
当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、株式会社仙台銀行の２０２３年４月１日から２０２４年3月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社仙台銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

第103期

（2023年４月１日　から
2024年３月31日　まで）

連　結　計　算　書　類

連結貸借対照表
連結損益計算書
連結株主資本等変動計算書
連結注記表

株式会社　仙台銀行

第１０３期末　（２０２４年3月３１日現在）　連結貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	126,032	預金	1,047,628
買入金銭債権	756	譲渡性預金	175,200
金銭の信託	201	借用金	70,103
有価証券	257,176	その他負債	2,563
貸出金	935,859	賞与引当金	367
外国為替	12	睡眠預金払戻損失引当金	77
その他資産	11,549	偶発損失引当金	267
有形固定資産	12,040	再評価に係る繰延税金負債	915
建物	3,754	支払承諾	373
土地	7,210	負債の部合計	1,297,496
建設仮勘定	1	（純資産の部）	
その他の有形固定資産	1,074	資本金	22,735
無形固定資産	500	資本剰余金	11,039
ソフトウェア	440	利益剰余金	18,556
その他の無形固定資産	59	株主資本合計	52,330
退職給付に係る資産	674	その他有価証券評価差額金	△ 12,656
繰延税金資産	364	土地再評価差額金	1,746
支払承諾見返	373	退職給付に係る調整累計額	49
貸倒引当金	△ 6,574	その他の包括利益累計額合計	△ 10,860
		純資産の部合計	41,469
資産の部合計	1,338,966	負債及び純資産の部合計	1,338,966

第１０３期 （２０２３年４月１日から２０２４年３月３１日まで） 連結損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		15,168
資金運用収益	11,420	
貸出金利息	10,974	
有価証券利息配当金	275	
コールローン利息及び買入手形利息	0	
預け金利息	145	
その他の受入利息	23	
役務取引等収益	3,117	
その他業務収益	38	
その他経常収益	591	
貸倒引当金戻入益	21	
償却債権取立益	1	
その他の経常収益	567	
経常費用		13,472
資金調達費用	60	
預金利息	52	
譲渡性預金利息	5	
コールマネー利息及び売渡手形利息	△ 0	
借用金利息	0	
その他の支払利息	3	
役務取引等費用	2,308	
その他業務費用	420	
営業経費	10,252	
その他経常費用	429	
その他の経常費用	429	
経常利益		1,696
特別利益		12
固定資産処分益	12	
特別損失		86
固定資産処分損	82	
減損損失	4	
税金等調整前当期純利益		1,622
法人税、住民税及び事業税	455	
法人税等調整額	△ 1	
法人税等合計		454
当期純利益		1,168
親会社株主に帰属する当期純利益		1,168

第１０３期 〔 ２０２３年　４月　１日から ２０２４年　３月　３１日まで 〕 連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本				その他の包括利益累計額				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	22,735	11,039	17,659	51,433	△ 13,486	1,746	△ 62	△ 11,802	39,631
当期変動額									
剰余金の配当			△ 271	△ 271					△ 271
親会社株主に帰属する当期純利益			1,168	1,168					1,168
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					829		111	941	941
当期変動額合計	－	－	896	896	829	－	111	941	1,838
当期末残高	22,735	11,039	18,556	52,330	△ 12,656	1,746	49	△ 10,860	41,469

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第２条第８項及び銀行法施行令第４条の２に基づいております。

１．連結計算書類の作成方針

（１）連結の範囲に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等　　１社

会社名

株式会社仙台銀キャピタル＆コンサルティング

② 非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

（２）持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

② 持分法適用の関連法人等

該当ありません。

③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

④ 持分法非適用の関連法人等

該当ありません。

２．会計方針に関する事項

（１）商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

（２）有価証券の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

② 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

（３）デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

（４）固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物　　２年～50年

その他　　２年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、定額法により償却しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行で定める利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」（及び「無形固定資産」）中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

（５）貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後１年間の予想損失額又は今後３年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、１年間又は３年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は903百万円であります。

（６）賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

（７）睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

（８）偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に係る信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来発生する可能性のある負担金支払見積額を計上しております。

（９）退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：　その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理

数理計算上の差異：　各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理

(10) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債はありません。

(11) 収益の計上方法

顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務は、金融サービスに係る役務の提供であります。主に約束したサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該サービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

(12) 重要なヘッジ会計の方法

① 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、一部の資産・負債に金利スワップ取引の特例処理を行っております。

② 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第 25 号　2020 年 10 月８日。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

連結される子会社及び子法人等は、ヘッジ会計を適用しておりません。

(13) 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

投資信託（上場投資信託を除く。）の解約・償還に伴う損益については、個別取引毎に、解約益及び償還益は「資金運用収益」の「有価証券利息配当金」として、解約損及び償還損は「その他業務費用」として計上しております。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、貸倒引当金であります。

１．当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

貸倒引当金 6,574 百万円

２．識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

（１）算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「２．会計方針に関する事項」「（５）貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

（２）主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。特に、返済状況、財務内容又は業績が悪化している債務者については「債務者区分の判定における将来の業績見通し」を具体化した経営改善計画等の合理性及び実現可能性を評価しております。

（３）翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

個別債務者の業績の変化等により、見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌連結会計年度に係る連結計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

注記事項

（連結貸借対照表関係）

１．銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	2,128百万円
危険債権額	26,621百万円
三月以上延滞債権額	－百万円
貸出条件緩和債権額	3,308百万円
合計額	32,058百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

２．手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第 24 号　2022 年３月 17 日。）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、1,553 百万円であります。

３．担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金	0 百万円
有価証券	59,291 百万円
貸出金	25,391 百万円
その他資産	1 百万円

担保資産に対応する債務

預金	961 百万円
借用金	70,000 百万円

上記のほか、金融派生商品取引の担保として、有価証券 290 百万円を差し入れております。また、その他資産には、金融商品等差入担保金 10,000 百万円、敷金保証金 110 百万円が含まれております。

４．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、179,830百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が179,314百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。

また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

5．土地の再評価に関する法律（1998年３月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1998年３月31日

同法律第３条第３項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める地価税法（1991年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、奥行価格補正等、合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額　　252百万円

6．有形固定資産の減価償却累計額　　5,872百万円

7．有形固定資産の圧縮記帳額　　266百万円

8．「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する保証債務の額は9,539百万円であります。

（連結損益計算書関係）

1．「その他の経常費用」には、株式等売却損19百万円、株式等償却７百万円を含んでおります。

2．減損損失

当連結会計年度において、当行が保有する以下の資産について、営業キャッシュ・フローの低下、使用範囲または方法の変更、地価の下落等に伴い投資額の回収が見込めなくなったことから、減損損失を計上しております。

（単位：百万円）

地域	用途	種類	減損損失額
宮城県仙台市青葉区	遊休	建物	2
		その他の有形固定資産	0
宮城県仙台市泉区	店舗外現金自動設備	建物	0
		その他の有形固定資産	0
宮城県名取市	店舗外現金自動設備	建物	0
		その他の有形固定資産	0
宮城県登米市	店舗外現金自動設備	建物	0
		その他の有形固定資産	0

資産のグルーピングは、営業用店舗については、それぞれを収益管理上の区分ごとにグルーピングし、最小単位としております。

また、遊休資産及び使用中止予定資産並びに処分予定資産は、各資産を最小単位としております。本部等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

なお、当連結会計年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であります。

正味売却価額は、主として不動産鑑定評価基準等に基づき算定しております。

（連結株主資本等変動計算書関係）

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	34,776	－	－	34,776	
合　計	34,776	－	－	34,776	

（注）当連結会計年度期首において自己株式はなく、当連結会計年度における異動がないため、自己株式の種類及び株式数については記載しておりません。

２．配当に関する事項

（１）当連結会計年度中の配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
2023年６月22日定時株主総会	普通株式	271百万円	7.81円	2023年３月31日	2023年６月23日

（２）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

該当事項はありません。

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当行グループ（以下、「当行」と総称。）は、預金業務、貸出業務等の銀行業務を中心に、クレジットカード業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

主に法人・個人及び地方公共団体等を中心としたお客様からの預金等を受け入れ、中小企業向け及び地方公共団体向け貸出や住宅ローン等で貸出し、また、有価証券で運用しております。貸出金については、特定の取引先や特定先のグループ、特定の業種等へ与信が集中することのないように小口分散化し、集中リスクを排除しております。また、有価証券については、株式のほか、国債や地方債、公社公団債及び格付の高い事業債等、安全性の高い金融資産で運用しております。主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しており、金利変動による不利な影響が生じないように、当行では、資産及び負債の総合的管理(ＡＬＭ)を行っております。デリバティブは、ヘッジを目的としたデリバティブ取引を行っておりますが、原則として投機的な取引は行わない方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

当行が保有する金融資産は、主として宮城県内の法人・個人及び地方公共団体等に対する貸出金であり、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。有価証券は、主に株式、債券、投資信託及び組合出資金であり、満期保有目的、純投資目的、政策投資目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利リスク、価格変動リスク、為替リスクに晒されております。

当行が利用しているデリバティブ取引は、主に近い将来の金利上昇局面に備えるための金利スワップ取引であり、市場の変化によって発生する市場リスクと取引相手の信用リスクに晒されております。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

①　信用リスクの管理

当行では、「信用リスク管理方針」及び「信用リスク管理規程」をはじめ、当行で定める信用リスクに関する管理諸規程に従い、個別案件の与信審査、個別債務者の信用格付、貸出資産の自己査定、企業再生支援への取組み、問題債権の管理など、信用リスク管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの信用リスク管理は、各営業店のほか信用リスク管理の主管部署である融資部により行われ、定期的にリスク管理委員会及び取締役会を開催し、信用リスク管理状況等について審議・報告を行っております。

②　市場リスクの管理

当行では、市場リスクのリスク管理主管部署を市場関連業務の運営部門から独立したリスク統括部とし、市場関連業務のミドル・オフィスの機能を果たすこととし、また、市場関連業務の運営部門については、フロント・オフィスである市場金融部市場運用課とバック・オフィスである市場金融部証券管理課を分離し、相互牽制機能を果たす組織体制としております。

（ｉ）金利リスクの管理

当行は、取締役会において決定した「市場リスク管理方針」に基づき、「市場リスク管理規程」において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、リスク管理委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的にはリスク統括部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、銀行勘定の金利リスクやＶａＲ及び金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでリスク管理委員会に報告しております。なお、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップ等のデリバティブ取引も行っております。

（ⅱ）為替リスクの管理

当行は、為替の変動リスクに関して、通貨ごとにポジションがスクエアになるよう日次で管理しております。

（ⅲ）価格変動リスクの管理

株式等の価格変動リスクの管理については、特に株価下落リスクに留意し、投資銘柄の業種分散や１銘柄毎の投資限度額及び適切なポジション枠及びロスカットルールを設定し、過度なリスクテイクを回避することとし、価格変動リスクの軽減を図っております。

また、株式の時価評価及び価格変動リスクに関する情報は日次管理しており、リスク統括部及び市場金融部担当役員に報告しております。

株式等の価格変動リスクについては、他の市場リスクのファクターとともに、経営会議及びリスク管理委員会に報告しております。

（ⅳ）デリバティブ取引

当行のデリバティブ取引は主にヘッジ目的で行っており、過大なリスクの発生は回避しております。

また、取引に関しては、約定を行うフロント・オフィスと勘定処理や照合等を行うバック・オフィスに分離することにより、相互牽制が働く体制としております。

（ⅴ）市場リスクに係る定量的情報

当行において、市場リスクの影響をうける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、「預金」、「借用金」、「デリバティブ取引」です。

当行では、これら金融資産、金融負債についてＶａＲ（観測期間は１年、保有期間は政策投資株式以外の上場株式・国債・地方債・社債・投資信託は２ヶ月、外国証券・預金・貸出金・政策投資株式・金利スワップ・その他金利感応性を有する資産・負債は６ヶ月、信頼区間は 99%、分散・共分散法）を用いて市場リスク量として、定量分析を行っております。

当該リスク量の算出に当たっては、各種リスクファクターに対する感応度及び各種リスクファクターの相関を考慮した変動性を用いております。

なお、上記のほか、市場信用リスク等については、近似的解析法等の方法によりリスク量を補完しております。

2024 年３月 31 日において、当該リスク量の大きさは△10,021 百万円になります。

なお、市場リスク量算定において有価証券評価損益が損失の場合、当該評価損をリスク量に加算せず、資本配賦時に配賦原資から予め控除しております。

また、預金及び貸出金等の金利リスクの影響を受ける金融商品（有価証券を除く）においては、当連結会計年度末現在で指標となる金利が上昇した場合には、全体では価値が高まるため、内部管理上ではリスク量を負の値として計測しております。

なお、有価証券のＶａＲについて、市場リスク量の計測モデルの正確性を検証するため、モデルが計測したＶａＲと実際の損益変動額を比較するバックテストを実施しており、使用する計測モデルは十分な精度で市場リスクを捕捉しているものと考えております。ただし、ＶａＲは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を算出しているため、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③　資金調達に係る流動性リスクの管理

当行では、「流動性リスク管理方針」及び「流動性リスク管理規程」に基づき市場金融部が、マーケット環境の把握、資金の運用調達状況の分析等により、日々の適切かつ安定的な資金繰り管理を実施しております。

短期間で資金化できる資産を流動性準備として一定水準以上保有することなど、日々資金繰り管理や資金調達の状況を監視し、その監視状況をリスク管理委員会に報告する体制としております。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

2024年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（(注１）参照)。また、現金預け金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時　価	差　額
（１）有価証券（※１）			
満期保有目的の債券	9,539	9,423	△116
その他有価証券	246,869	246,869	－
（２）貸出金	935,859		
貸倒引当金（※２）	△6,503		
	929,356	931,723	2,367
資産計	1,185,764	1,188,015	2,250
（１）預金	1,047,628	1,047,654	26
（２）譲渡性預金	175,200	175,200	0
（３）借用金	70,103	70,092	△10
負債計	1,292,931	1,292,947	15
デリバティブ取引（※３）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	95	95	－
ヘッジ会計が適用されているもの	－	－	－
デリバティブ取引計	95	95	－

（※１）その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年６月17日）第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

（※２）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（※３）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

（※４）連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

（注１）市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区　分	連結貸借対照表計上額
非上場株式（※１）（※２）	180
組合出資金（※３）	586

（※１）非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年３月31日）第５項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（※２）当連結会計年度において、非上場株式について０百万円減損処理を行っております。

（※３） 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年６月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（１）時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2024年３月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券				
その他有価証券				
国債	5,184	－	－	5,184
地方債	－	36,287	－	36,287
社債	－	25,827	－	25,827
株式	2,441	－	－	2,441
その他	232	176,590	－	176,822
デリバティブ取引				
金利関連	－	95	－	95
資産計	7,858	238,801	－	246,659

（※）有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2021年６月17日）第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-3項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は－百万円、第24-9項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は305百万円であります。

①第24-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

（単位：百万円）

期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却及び償還の純額	投資信託の基準価額をなし時価とみなした額	投資信託の基準価額をなし時価とみなさないこととした額	期末残高	当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益
	損益に計上（※1）	その他の包括利益に計上（※2）					
－	－	5	300	－	－	305	－

（※１）連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」に含まれております。

（※２）連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

（２）時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2024年３月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	－	－	9,423	9,423
貸出金	－	－	931,723	931,723
資産計	－	－	941,146	941,146
預金	－	1,047,654	－	1,047,654
譲渡性預金	－	175,200	－	175,200
借用金	－	70,092	－	70,092
負債計	－	1,292,947	－	1,292,947

（注１）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資　産

有価証券

有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関又は情報ベンダーから提示された価格などの公表された相場価格のうち、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル１の時価に分類しています。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル２の時価に分類しています。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル２の時価に分類しております。

相場価格が入手できない場合には、内部格付及び期間に基づく区分ごとに元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いているため、レベル３の時価に分類しています。

貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。デリバティブの要素が含まれている貸出金及び住宅ローン債権は、取引金融機関及び情報ベンダーなど第三者から入手した相場価格を利用しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フロー又は担保及び保証による回収可能見込み額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

いずれの時価についても観察できないインプットによる影響額が重要であるため、レベル３の時価に分類しております。

負　債

預金、及び譲渡性預金

要求払預金について、連結決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としています。また、定期預金、定期積金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いているため、レベル２の時価に分類しております。

借用金

借用金のうち、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を、格付に応じた信用スプレッドを市場金利に加算した利率で割り引いて時価を算出しております。なお、残存期間が短期間（1 年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル３の時価、そうでない場合はレベル２の時価に分類しております。

デリバティブ取引

レベル２に分類しているデリバティブ取引は、インプットである金利が全期間にわたって一般に公表されており、観察可能である同一通貨の固定金利と変動金利を交換する金利スワップ（いわゆるプレイン・バニラ型）であるため、レベル２に分類しています。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報（2024 年３月 31 日）

（単位：百万円）

区分	当連結会計年度
経常収益	15,168
うち役務取引等収益	3,117
預金・貸出業務	1,042
為替業務	630
証券関連業務	131
代理業務	213
保護預り・貸金庫業務	10
保証業務	19
投信窓販業務	177
保険窓販業務	656
その他	236

（注）役務取引等収益は主に銀行業から発生しております。なお、上表には企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」に基づく収益も含んでおります。

（１株当たり情報）

１株当たりの純資産額	1,192円45銭
１株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額	33円59銭

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

内閣府令第19条第1項 第2号

項　　目	添　付　書　類　名
役員の履歴書	・株式会社じもとホールディングス役員一覧 ・株式会社仙台銀行役員一覧
その他の法第四条第一項第三号、第四号及び第七号並びに次項第一号に掲げる事項の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類	

1.「役員の履歴書」

(1)株式会社じもとホールディングス（2024年6月28日現在）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期
代表取締役会長	川　越　浩　司	1963年11月23日生	1987年4月　株式会社山形相互銀行（株式会社山形しあわせ銀行）入行 2010年4月　株式会社きらやか銀行経営企画部長 2014年4月　同行寒河江支店長 2014年6月　同行執行役員寒河江支店長 2016年10月　同行執行役員経理部長兼株式会社じもとホールディングス経営戦略部長 2017年6月　同行常務執行役員経理部長兼当社経営戦略部長 2018年4月　同行常務執行役員当社経営戦略部長 2018年6月　同行取締役 当社取締役 2019年6月　当社常務取締役 2021年6月　同行代表取締役頭取（現職） 当社代表取締役会長（現職）	2024年6月から1年
代表取締役社長	鈴　木　　隆	1954年1月20日生	1977年4月　株式会社振興相互銀行（現株式会社仙台銀行）入行 2003年4月　同行推進部副部長兼個人営業課長 2003年6月　同行取締役融資部長 2005年6月　同行取締役企画部長 2006年4月　同行取締役企画部長兼リスク統括部長 2006年6月　同行取締役総務部長 2007年6月　同行常務取締役総務部長 2008年6月　同行常務取締役 2009年6月　同行代表取締役常務 2012年10月　株式会社じもとホールディングス取締役 2013年6月　同行代表取締役頭取 当社代表取締役会長 2021年6月　当社代表取締役社長（現職） 2024年6月　同行取締役会長（現職）	2024年6月から1年
常務取締役	尾　形　　毅	1966年1月30日生	1989年4月　株式会社仙台銀行入行 2013年10月　同行経営企画部長兼経理部長 2015年6月　同行取締役経営企画部長兼経理部長 2016年6月　同行取締役本店営業部長兼国分町支店長兼東京支店長 2018年6月　同行取締役 株式会社じもとホールディングス取締役 2022年6月　当社常務取締役（現職） 2024年6月　同行代表取締役常務（現職）	2024年6月から1年
常務取締役	内　田　巧　一	1966年9月27日生	1989年4月　株式会社山形しあわせ銀行入行 2014年4月　株式会社きらやか銀行経営企画部長 2015年6月　同行執行役員経営企画部長 2018年6月　同行取締役経営企画部長 2020年6月　同行常務取締役 2021年6月　株式会社じもとホールディングス取締役 2023年6月　同行代表取締役常務（現職） 当社常務取締役（現職）	2024年6月から1年
取締役	坂　爪　敏　雄	1966年1月19日生	1991年4月　株式会社仙台銀行入行 2015年6月　同行融資部長兼管理部長 2019年6月　同行取締役融資部長兼管理部長 2021年6月　同行取締役地元企業応援部長 株式会社仙台銀キャピタル＆コンサルティング取締役 2022年6月　同行常務取締役営業本部長兼地元企業応援部長） 株式会社仙台銀キャピタル＆コンサルティング代表取締役社長 2023年6月　株式会社じもとホールディングス取締役（現職） 2024年6月　同行代表取締役頭取（現職）	2024年6月から1年

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期
取締役	藤　島　正　史	1968年3月12日生	1990年4月　株式会社山形しあわせ銀行入行 2009年4月　株式会社きらやか銀行企業支援部主任調査役 2011年5月　同行事業再生部主任調査役 2015年3月　同行企業支援部副部長 2016年4月　同行企業支援部長 2018年6月　同行執行役員本業支援本部副本部長 2020年4月　同行執行役員天童支店長 2021年6月　同行常務執行役員天童支店長 2022年6月　同行取締役本店営業部長 2024年4月　同行取締役（現職） 2024年6月　株式会社じもとホールディングス取締役（現職）	2024年6月から1年
取締役	芳　賀　隆　之	1961年1月12日生	1984年4月　株式会社振興相互銀行（現株式会社仙台銀行）入行 2009年6月　株式会社仙台銀行企画部長 2011年6月　同行取締役企画部長兼カード事業部長 2012年10月　同行取締役 株式会社じもとホールディングス取締役総合企画部長 2014年6月　同行取締役退任 当社取締役退任 2014年9月　宝来産業株式会社顧問 2018年6月　同社顧問退任 同行取締役営業統括部長 2019年6月　同行常務取締役営業本部長 2020年1月　株式会社仙台銀キャピタル＆コンサルティング代表取締役社長 2022年6月　同社取締役退任 同行常務取締役 2024年6月　同行代表取締役専務（現職） 株式会社じもとホールディングス取締役（現職）	2024年6月から1年
取締役	遠　藤　裕　治	1965年6月28日生	1988年4月　株式会社殖産相互銀行（株式会社殖産銀行）入行 2008年4月　株式会社きらやか銀行鈴川支店長 2008年10月　同行宮内支店長 2011年4月　同行山形北支店長 2014年4月　同行東京支店長 2017年2月　同行新発田支店長 2018年6月　同行執行役員新発田支店長 2019年6月　同行常務執行役員仙台支店長 2020年6月　同行取締役仙台支店長 2021年6月　同行取締役（現職） 2023年6月　株式会社じもとホールディングス取締役（現職）	2024年6月から1年
取締役	半　田　　稔	1957年9月3日生	1989年4月　弁護士登録（山形県弁護士会） 半田稔法律事務所開設 半田稔法律事務所所長（現職） 2009年4月　山形県弁護士会会長 日本弁護士連合会理事 東北弁護士会連合会副会長 2015年1月　天童市情報公開・個人情報保護審査会会長（現職） 2017年2月　山形県弁護士協同組合理事長（現職） 2018年7月　山形県収用委員会会長（現職） 2019年6月　株式会社じもとホールディングス取締役（現職） 2023年5月　株式会社ヤマザワ取締役（現職）	2024年6月から1年

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期
取締役	長谷川　靖	1962年2月22日生	1984年4月　大蔵省入省 2007年7月　金融庁監督局銀行第２課長 2008年7月　同庁監督局保険課長 2010年7月　同庁監督局総務課長 2012年7月　同庁総務企画局企画課長 2014年7月　財務省福岡財務支局長 2015年7月　金融庁総務企画局審議官（企画・市場・官房担当） 2016年7月　財務省東海財務局長 2017年6月　株式会社国際協力銀行常務取締役（審査・リスク管理担当） 2019年6月　財務省退官 2019年11月　三井住友信託銀行株式会社顧問 2020年4月　SBIホールディングス株式会社入社 2020年8月　地方創生パートナーズ株式会社執行役員事務局長（現職） 2021年6月　株式会社福島銀行取締役 株式会社じもとホールディングス取締役（現職） 2022年2月　SBI地銀ホールディングス株式会社取締役(現職) 2023年6月　株式会社きらやか銀行取締役（非業務執行）（現職）	2024年6月から１年
取締役	佐竹　勤	1953年3月2日生	1975年4月　東北電力株式会社入社 2007年6月　同社執行役員企画部長 2009年6月　同社常務取締役お客さま本部長 株式会社ユアテック監査役(非常勤) 2012年6月　同社監査役(非常勤)退任 同社取締役(非常勤) 東北電力株式会社取締役副社長 2013年6月　株式会社ユアテック取締役(非常勤)退任 2014年6月　東北電力株式会社取締役退任 株式会社ユアテック代表取締役社長 2019年6月　同社代表取締役社長 社長執行役員 2021年6月　同社代表取締役会長 2022年6月　株式会社じもとホールディングス取締役（現職） 2023年6月　株式会社ユアテック相談役（現職）	2024年6月から１年
取締役 監査等委員	三瓶　渉	1966年8月8日生	1989年4月　株式会社仙台銀行入行 2008年6月　同行推進部法人営業課長 2012年4月　同行高砂支店長 2013年7月　同行企画部企画課長 2014年10月　同行長町南支店長 2018年6月　同行地元企業応援部長 2019年6月　同行個人営業部長 2023年4月　同行執行役員監査部長 2024年6月　株式会社じもとホールディングス取締役監査等委員（現職）	2024年6月から１年

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期
取締役 監査等委員	伊　藤　吉　明	1950年7月21日生	1976年11月　監査法人太田哲三事務所（現 EY 新日本有限責任監査法人）入所　会計士補登録 1981年3月　公認会計士登録 1983年9月　伊藤栄一公認会計士事務所入所 1983年11月　税理士登録 1988年7月　監査法人朝日新和会計社（現有限責任あずさ監査法人）社員 1999年6月　朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）代表社員山形事務所長 2002年4月　山形県包括外部監査人 2002年7月　日本公認会計士協会東北会副会長 日本公認会計士協会東北会山形県会会長 2007年7月　伊藤公認会計士事務所所長（現職） 2007年9月　山形県指定管理者審査委員会委員 2008年4月　山形地方最低賃金審議会委員 2009年4月　公立大学法人山形県立保健医療大学監事（現職） 2010年6月　株式会社きらやか銀行監査役 2012年10月　株式会社じもとホールディングス監査役 2016年6月　同行監査役退任 2019年6月　当社監査役退任 株式会社じもとホールディングス取締役監査等委員（現職）	2023年6月から2年
取締役 監査等委員	髙　橋　　節	1950年2月3日生	1972年4月　山形県庁入庁 2001年4月　同庁　東京事務所長 2004年4月　同庁　農林水産部長 2006年4月　同庁　庄内総合支庁長 2008年7月　同庁　健康福祉部長 2009年3月　同庁退庁 山形県副知事 山形県スポーツ振興21世紀協会副理事長 2012年4月　同協会理事長 2013年3月　山形県副知事退任 2013年8月　株式会社モンテディオ山形代表取締役社長 2015年11月　同社代表取締役社長退任 2016年6月　株式会社じもとホールディングス監査役 2019年6月　当社監査役退任 株式会社じもとホールディングス取締役監査等委員（現職）	2023年6月から2年
取締役 監査等委員	伊　東　昭　代	1959年1月11日生	1983年4月　宮城県庁入庁 2013年4月　同庁東京事務所長 2014年4月　同庁保険福祉部長 2016年4月　同庁震災復興・企画部長 2018年4月　同庁総務部長 2019年3月　同庁退庁 2019年4月　宮城県教育委員会教育長 2023年3月　同教育委員会教育長退任 2023年4月　宮城県美術館長（現職） 2023年6月　株式会社じもとホールディングス取締役監査等委員（現職）	2023 年6月から2年

（注）取締役の半田稔氏、長谷川靖氏、佐竹勤氏、伊藤吉明氏、髙橋節氏、および伊東昭代氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

(2)株式会社仙台銀行（2024年6月末現在）

役職名	（ふりがな） 氏　名	生　年 月　日	略　　歴	任期	所有株式数（（株））
取締役会長	スズキ　タカシ 鈴木　隆	１９５４年1月２０日 (70歳)	１９７７年 ３月　成蹊大学文学部　卒 １９７７年 ４月　当行入行 ２０００年 ４月　当行推進部統轄課長兼開発課長 ２００２年 ８月　当行推進部個人営業課長 ２００３年 ４月　当行推進部副部長兼個人営業課長 ２００３年 ６月　当行取締役融資部長 ２００５年 ６月　当行取締役企画部長 ２００６年 ４月　当行取締役企画部長兼リスク統括部長 ２００６年 ６月　当行取締役総務部長 年　　６月　当行常務取締役総務部長 ２００８年 ６月　当行常務取締役 ２００９年 ６月　当行代表取締役常務 ２０１２年 10月　㈱じもとホールディングス取締役 ２０１３年 ６月　㈱じもとホールディングス 代表取締役会長 当行代表取締役頭取 ２０２１年 ６月　㈱じもとホールディングス 代表取締役社長（現職） ２０２４年 ６月　当行取締役会長（現職）	2024年6月から1年	－
代表取締役頭取	サカツメ　トシオ 坂爪　敏雄	１９６６年1月１９日 (58歳)	１９９１年 ３月　東北学院大学経済学部　卒 １９９１年 ４月　当行入行 ２００８年 10月　当行本店営業部融資営業課長 ２０１２年 ４月　当行本店営業部融資営業１課兼融資営業２課長 ２０１３年 11月　当行融資部副部長 ２０１５年 ６月　当行融資部長兼管理部長 ２０１９年 ６月　当行取締役融資部長兼管理部長 ２０２１年 ６月　当行取締役地元企業応援部長 ６月　株式会社仙台銀ｷｬﾋﾟﾀﾙ&ｺﾝｻﾙﾃｨﾝｸﾞ取締役 ２０２２年 ６月　当行常務取締役営業本部長兼地元企業応援部長 ㈱仙台銀キャピタル＆コンサルティング 代表取締役社長 ２０２３年 ６月　当行常務取締役営業本部長 ㈱じもとホールディングス取締役（現職） ２０２４年 ６月　当行代表取締役頭取（現職）	2024年6月から1年	－
代表取締役専務	ハガ　タカユキ 芳賀　隆之	１９６１年1月１２日 (63歳)	１９８４年 ３月　明治大学法学部 卒 １９８４年 ４月　当行入行 ２００４年 ４月　当行推進部法人営業課長 ２００６年 ６月　当行東部工場団地支店長 ２００８年 ６月　当行推進部長 ２００９年 ６月　当行企画部長 ２０１１年 ４月　当行企画部長兼カード事業部長 ２０１１年 ６月　当行取締役企画部長兼カード事業部長 ２０１２年 ５月　当行取締役企画部長 ２０１２年 10月　当行取締役 株式会社じもとホールディングス 取締役総合企画部長 ２０１４年 ９月　宝来産業株式会社　顧問 ２０１８年 ６月　当行取締役営業統括部長 ２０１９年 ６月　当行常務取締役営業本部長 ２０２０年 １月　株式会社仙台銀ｷｬﾋﾟﾀﾙ&ｺﾝｻﾙﾃｨﾝｸﾞ 代表取締役社長 ２０２２年 ６月　当行常務取締役 ２０２４年 ６月　当行代表取締役専務（現職） ㈱じもとホールディングス取締役（現職）	2024年6月から1年	－

役職名	（ふりがな） 氏　名	生　年 月　日	略　　歴	任期	所有株式数（（株））
代表取締役常務	オガタ　ツヨシ 尾形　毅	１９６６年1月３０日 (58歳)	１９８９年 ３月　小樽商科大学商学部　卒 １９８９年 ４月　当行入行 ２００５年 ４月　当行企画部企画課長 ２００６年 ４月　当行企画部企画課長兼経営管理室長 ２０１０年 ４月　当行企画部副部長兼企画課長 兼経営管理室長 ２０１２年 10月　当行企画部長 ２０１３年 10月　当行経営企画部長兼経理部長 ２０１５年 ６月　当行取締役経営企画部長兼経理部長 ２０１６年 ６月　当行取締役本店営業部長兼国分町支店長 兼東京支店長 ２０１８年 ６月　㈱じもとホールディングス取締役 総合企画部長 当行取締役 ２０２２年 ６月　㈱じもとホールディングス 常務取締役総合企画部長 ２０２４年 ６月　当行代表取締役常務（現職） ㈱じもとホールディングス常務取締役（現職）	2024年6月から1年	－
常務取締役	ナカザワ　ユウジロウ 中澤　雄二郎	１９６９年１１月２９日 (54歳)	１９９２年 ３月　東北学院大学法学部　卒 １９９２年 ４月　当行入行 ２００９年 ４月　当行大河原支店長 ２０１４年 ２月　当行多賀城支店長 ２０１６年 ４月　当行古川支店長兼三本木支店長 ２０１８年 10月　当行古川支店長兼三本木支店長兼田尻支店長 ２０１９年 ６月　当行地元企業応援部長 ２０２１年 ６月　当行東部工場団地支店長 ２０２２年 ４月　当行執行役員東部工場団地支店長 ２０２３年 ６月　当行取締役融資部長兼管理部長 ２０２４年 １月　当行取締役融資部長 ２０２４年 ６月　当行常務取締役（現職）	2024年6月から1年	－
取締役 本店営業部長 兼国分町支店長 兼東京支店長	イケダ　キヨシ 池田　清	１９７０年7月１４日 (53歳)	１９９３年 ３月　東北学院大学教養学部　卒 １９９３年 ４月　当行入行 ２０１０年 ６月　当行南小泉支店長 ２０１３年 ７月　当行宮町支店長 ２０１５年 ４月　当行石巻支店長兼女川支店長 ２０１８年 ６月　当行長町南支店長 ２０２０年 ６月　当行取締役長町南支店長 ２０２１年 ６月　当行取締役融資部長兼管理部長 ２０２３年 ６月　当行取締役本店営業部長 兼国分町支店長兼東京支店長（現職）	2024年6月から1年	－
取締役 営業本部長 兼地元企業応援部長	タンノ　トシタカ 丹野　俊敬	１９７２年9月２２日 (51歳)	１９９６年 ３月　東北学院大学法学部　卒 １９９６年 ４月　当行入行 ２０１４年 ４月　当行卸町支店長 ２０１８年 ６月　当行東部工場団地支店長 ２０２１年 ４月　当行執行役員東部工場団地支店長 ６月　当行取締役本店営業部長 兼国分町支店長兼東京支店長 ２０２３年 ６月　当行取締役地元企業応援部長 ㈱仙台銀キャピタル＆コンサルティング取締役 ２０２４年 ６月　当行取締役営業本部長兼地元企業応援部長（現 ㈱仙台銀キャピタル＆コンサルティング 代表取締役社長（現職）	2024年6月から1年	－
取締役 経営企画部長 兼経理部長	シバタ　ケン 柴田　健	１９７４年１１月３０日 (49歳)	１９９７年 ３月　東北大学農学部　卒 １９９７年 ４月　農林漁業金融公庫入庫 ２００７年 ３月　同金融公庫退庫 ２００７年 ４月　当行入行 ２０１７年 ４月　当行経営企画課長 ２０１８年 ４月　当行経営企画課長兼IT企画室長 ２０１９年 ６月　当行経営企画部長兼経営企画課長兼経理部長 ２０２２年 ４月　当行執行役員経営企画部長兼経理部長 ６月　㈱仙台銀キャピタル＆コンサルティング 取締役（現職） ２０２３年 ６月　当行取締役経営企画部長兼経理部長（現職）	2024年6月から1年	－

役職名	（ふりがな） 氏　名	生　年 月　日	略　　歴	任期	所有株式数（（株））
社外 取締役	ホリウチ　マサシ 堀内　政司	１９５３年１月１０日 （71歳）	１９７７年 ３月　東京大学法学部　卒 １９７７年 ４月　株式会社東海銀行入行 １９８０年 ３月　同行退職 １９８６年 ４月　弁護士登録（仙台弁護士会） 勅使河原協同法律事務所入所 １９９２年 ４月　堀内法律事務所開設 ２００２年 ４月　仙台弁護士会副会長 ２００６年 ５月　弁護士法人杜都法律事務所共同設立 ２００７年 ５月　仙台弁護士協同組合専務理事 全国弁護士協同組合連合会常務理事 ２０１３年 12月　弁護士法人堀内法律事務所設立（現職） ２０１６年 ６月　当行社外取締役（現職）	2024年6月から1年	－
取締役監査等委員	チバ　ユウコ 千葉　裕子	１９６２年１１月１日 （61歳）	１９８１年 ３月　古川女子高校　卒 １９８１年 12月　当行入行 ２０１３年 ７月　当行瀬峰支店長 ２０１６年 ４月　当行中央通支店長 ２０１９年 ６月　当行常勤監査役 ２０２０年 １月　株式会社仙台銀ｷｬﾋﾟﾀﾙ＆ｺﾝｻﾙﾃｨﾝｸﾞ監査役（現職 ２０２０年 ６月　当行取締役〔常勤監査等委員〕（現職）	2024年6月から2年	－
社外 取締役監査等委員	シバタ　ジュンイチ 柴田　純一	１９５３年２月２７日 （71歳）	１９７５年 ３月　早稲田大学第一商学部　卒 １９７６年 ７月　監査法人太田哲三事務所 （現EY新日本有限責任監査法人）東北事務所　入所 １９８０年 ３月　公認会計士登録 １９８１年 ２月　税理士登録 １９８２年 10月　柴田公認会計士事務所　開設 柴田公認会計士事務所所長（現職） １９９６年 ５月　太田昭和監査法人 （現EY新日本有限責任監査法人）社員 ２０００年 ５月　太田昭和監査法人 （現EY新日本有限責任監査法人）代表社員 ２０１０年 ６月　新日本有限責任監査法人 （現EY新日本有限責任監査法人）　退職 ２０１７年 ９月　当行社外監査役 ２０２０年 ６月　当行社外取締役〔監査等委員〕（現職）	2024年6月から2年	－
社外 取締役監査等委員	ウジイエ　ミチヤ 氏家　道也	１９５８年１２月１５日 （65歳）	１９８１年 ３月　東北大学法学部　卒 １９８１年 ４月　仙台市役所　入庁 ２０１０年 ４月　同市建設局次長 ２０１３年 ４月　同市若林区長 ２０１４年 ４月　同市経済局長 ２０１６年 ４月　仙台市ガス局ガス事業管理者 ２０２２年 ４月　公益財団法人仙台市建設公社　理事長 ２０２４年 ３月　公益財団法人仙台市建設公社　理事長　退任 ６月　当行社外取締役〔監査等委員〕（現職）	2024年6月から2年	－

注（１）　取締役堀内政司氏は、社外取締役であります。
（２）　監査等委員柴田純一氏及び氏家道也氏は、社外取締役であります。

２．「その他の法第４条第１項第３号、第４号及び第７号並びに次項第１号に掲げる事項の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類」

２－１．株式会社じもとホールディングス

①　完全親会社としての経営管理体制

取 組 項 目	準 備 状 況
子会社の議決権の保有	・当該経営強化計画を実施する子銀行の完全親会社であり、両行の議決権 100%を保有。本計画においても、子会社の議決権保有方針に変更なし。
基本的な管理体制	・当社取締役会は、銀行持株会社として、子銀行及びグループ各社の業務の健全かつ適切な運営を確保するため、グループ全体の経営計画・経営戦略を策定し、その進捗状況を管理するとともに、グループ経営において発生するリスク全般について管理する体制。 ・この体制のもと、当社と子銀行は、中期経営計画（計画期間：2024 年度～2027 年度）をグループ 3 社で統一・策定し、併せて 3 社の経営強化計画も統一・管理。 ・グループの取締役会・経営会議において、中期経営計画及び経営強化計画の進捗状況を定期的に管理し、必要な改善を子銀行に指示。 ・コンプライアンスやリスク管理など、高い専門性が求められる部署や機能は、当社に集約し、その機能をより発揮し、経営効率化を図る体制。
内部規程の整備	・「グループ経営管理規程」及び「職務権限規程」等を定め、子銀行及びグループ各社が持株会社に付議・報告を行う事項等を明確にし、グループ全体の経営を適切に管理・監視する態勢を構築。 ・当社の取締役会は、「法令等遵守方針」及び「グループリスク管理方針」等を策定し、子銀行等にその方針に基づくコンプライアンス管理及びリスク管理を行わせる態勢を構築。

② 銀行持株会社としての組織体制

取 組 項 目	準 備 状 況
取締役会	・月１回開催し、グループ経営の重要な事項についての決議、グループ経営計画・戦略の策定、グループ業務執行状況の監視、グループ経営リスク管理を協議。 ・当社は、監査等委員会設置会社であることから、当社定款及び取締役会規程において、重要な業務執行の決定の一部を、取締役全員で構成する経営会議へ委任し、業務意思決定の迅速化に取り組んでいる。併せて、協議事項を設け、付議事項のうち特に重要な議案は、決議に先立って複数回にわたり議論を充実させている。 ・また、決議や報告を要しない事項についても、中長期的な視点から経営課題の議論を行っている。
監査等委員会	・当社監査等委員会は、取締役 4 名（うち社外取締役 3 名）で構成し、社外取締役が委員長を務めている。 ・本会は、原則として月１回開催し、「監査等委員会規程」、「監査等委員会監査等基準」に基づき、監査に関する重要事項の協議、決議を行っており、常勤監査等委員は、経営会議、各種委員会等へ出席し意見を述べるなど、監査を適切に実施するため必要な権限を行使。
経営会議	・原則週１回開催し、取締役会の方針に基づく業務執行に係る事項、グループ経営計画・戦略の執行状況などを協議。
グループコンプライアンス委員会	・原則として月１回開催し、グループ全体のコンプライアンス態勢について討議・決議。
グループリスク管理委員会	・原則として月１回開催し、グループ連結での各種リスクコントロール、資産ポートフォリオ管理、グループ経営リスク管理、グループ全体での資産負債管理などを討議・決議。

③ 子会社の経営管理を担当する役員の配置

取 組 項 目	準 備 状 況
代表取締役及び常勤役員の配置	・当社の代表取締役２名は、きらやか銀行及び仙台銀行の代表取締役頭取が兼職。また、当社の常勤取締役１名（子銀行の代表取締役を兼職）は、持株会社に常勤して当社の持株会社業務全般を統括管理。

取 組 項 目	準 備 状 況
子銀行会議への出席と監督	・当社の常勤取締役１名は、子銀行の取締役会及び経営会議に出席し、子銀行の意思決定及び業務執行状況を監督する体制。 ・当社のコンプライアンス担当取締役及びリスク統括部長は、子銀行のリスク管理委員会及びコンプライアンス委員会に出席し、子銀行の内部管理態勢を監督する体制としている。 ・子銀行の監査部長は、リスクアセスメントの観点を取り入れたリスクベースの内部監査を実施するにあたり、自行の各会議に出席し、リスク状況をモニタリングする体制。

④　子銀行の基幹系システム統一と経営効率化

取 組 項 目	準 備 状 況
子銀行の基幹系システムの統一と経営効率化	・基幹（勘定）系システム更改に向けた、業務全体の改革を検討。 ・両子銀行のサブシステムや事務フォロー、本部管理部門の統一化などを通じて、グループ全体の経営効率化・合理化。

⑤　業務運営組織の機能

取 組 項 目	準 備 状 況
業務運営組織の設置	・銀行持株会社として業務運営組織を設置し、グループ全体で経営機能面の効率化・強化をさらに実現していく方針としており、これまでに市場金融部証券管理課を設置し、きらやか銀行と仙台銀行の市場金融部門の証券管理事務業務を統一している。当社が当該業務を行うことで、グループ全体の業務効率化を進めており、総合企画部に経営戦略部と総務部を統合し、業務を集約。
本業支援戦略部の機能強化	・本業支援戦略部の態勢を充実・強化するため、専門担当者による支援体制の充実、情報収集・管理フォローの仕組み充実、ビジネスマッチング情報・提案ツール作成等を実施。

⑥　業務執行に対する監査又は監督の体制の強化

取 組 項 目	準 備 状 況
監査等委員会	・原則として月 1 回の開催であり、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議または決議をする体制。 ・当社の監査等委員は、4 名のうち 3 名を社外取締役としており、監査等委員は、取締役会などの重要な会議への出席、代表取締役との定期的な意見交換会等を通じて、公正かつ有効に業務執行に対する監査機能が発揮できる体制としている。

取 組 項 目	準 備 状 況
監査部	・監査部は、取締役会のほか、監査等委員会へのデュアルレポートラインを確保。同委員会と連携しながら、内部管理態勢等の適切性及び有効性を客観的・公正に検証し、問題点等の改善方法の提言を行う体制。 ・リスクアセスメントの観点を取り入れたリスクベースの内部監査の一環として、監査部長が経営会議やリスク管理委員会、コンプライアンス委員会などの主要会議に出席し、リスク状況をモニタリング。 ・監査の実施にあたっては、子銀行の内部監査部門と連携し、これまで蓄積したノウハウを活用して効率性と実効性のある内部監査を実施。 ・監査部が子銀行の内部監査部門の態勢評価を行い、子銀行の内部監査部門の強化。 ・子銀行同士による合同監査を実施し、両行監査員が相互に営業店監査に参加することで、監査スキルの共有化とレベルアップ。

⑦　リスク管理（不良債権の適切な管理を含む。）の体制の強化のための方策

取 組 項 目	準 備 状 況
基本方針	・当社取締役会は、「統合的リスク管理方針」を定め、適切なリスク管理態勢の構築と整備を図り、グループ業務の健全かつ適切な運営を確保。
グループリスク管理委員会	・月１回開催し、グループ経営の「健全性の確保」と「収益性の向上」を図るため、「グループのリスク管理態勢の整備」や「グループの各種リスクの状況把握と評価」を協議。
リスク管理部門	・当社取締役会は、リスク管理部門としてリスク統括部を設置し、子銀行の当該部署及び機能を当社に集約することで、経営効率化を図るとともに高い専門性を発揮する体制を構築。
統合的リスク管理	・当社取締役会は、「統合的リスク管理方針」及び「統合的リスク管理規程」を定めており、リスク統括部は、これらを役職員及びグループ子会社に周知し、グループ子会社から統合的リスクに関する事項の報告を受け、取締役会及びグループリスク管理委員会に対しこれを報告する態勢を構築。 ・子会社で顕在化したリスク等がグループ内の子銀行の経営に影響を与えることのないように検討・判断する態勢強化。

取 組 項 目	準 備 状 況
信用リスク管理	・グループとしての信用リスクの計量化を行い、自己資本に見合った適切な信用リスクリミットの設定を行っている。 ・グループリスク管理委員会は、グループ内の与信管理状況について、法令等に抵触しない範囲で総合的に把握するとともに、グループとしての与信限度管理額を設定することで、グループとして特定の業種または特定のグループに対する与信集中の状況等を適切に管理する体制。 ・一方の子銀行において顕在化した融資先の破綻等の信用リスクについて、その取組み状況から破綻に至るまでの判断・管理、該当企業の財務・業況推移などの分析結果を踏まえた対応策等について、法令等に抵触しない範囲で共有し、取引方針及び審査方針として活用している。 ・法令等に抵触しない範囲で、それぞれの子銀行が持つ経営改善及び事業再生に係るノウハウを共有・活用することにより、グループとしての資産内容の健全化につなげている。 ・2024 年３月期においてきらやか銀行が多額の与信関係費用を計上したことを踏まえ、同行においては、仙台銀行の審査担当役員を招くなど、外部視点による企業支援体制や審査体制の再構築に取り組んでいる。
市場リスク管理	・グループリスク管理委員会は、子銀行が制定・運用している市場リスクに係る管理方法等の情報を共有することで、グループとして市場リスク管理を強化し、自己資本に見合った適切な市場リスクリミットの設定をしている。 ・また、グループ内の市場リスク管理の状況を総合的に把握し、グループとしての有価証券等のポートフォリオ状況を適切に管理する体制としている。 ・有価証券運用方針の決定やアラームポイント抵触時の対応権限を、子銀行から当社に移行するなど、入口管理と緊急時管理を中心に、当社の関与・権限を強化。 ・子銀行が抱える有価証券評価損に対しては、ＳＢＩグループと連携しながら、評価損の解消と運用再構築に向けて取組み、子銀行の有価証券運用方針、運用状況と成果、対応について定期的に報告を受けながら、必要な改善を指示。

⑧法令遵守の体制の強化のための方策

取 組 項 目	準 備 状 況
基本方針	・当社取締役会は、「コンプライアンス基本方針」を定め、法実効性あるコンプライアンス態勢を確立し、広く社会からの信頼に応えることを基本方針としている。
グループコンプライアンス委員会	・月１回開催し、当社におけるコンプライアンスの徹底状況を把握するほか、グループ内各社のコンプライアンス委員会から報告を受け、必要に応じ協議。
コンプライアンス統括部署	・当社取締役会は、コンプライアンス統括部署としてリスク統括部を設置。

⑨経営に対する評価の客観性の確保のための方策

取 組 項 目	準 備 状 況
社外取締役の選任	・取締役会は取締役 15 名（うち監査等委員である取締役 4 名）で構成し、このうち独立社外取締役は 5 名（うち監査等委員である社外取締役 3 名）であり、その構成比は 33.3%。 ・当社の社外取締役と兼任することなく、きらやか銀行、仙台銀行はそれぞれ社外取締役 3 名（うち監査等委員である社外取締役 2 名）を選任。 ・当社グループの社外取締役は、宮城県と山形県の地域産業を知る方を中心に構成しており、企業経営の経験、財務会計、法務リスク管理、行政など、豊富な経験と知見を備えられている。

⑩情報開示の充実のための方策

取 組 項 目	準 備 状 況
財務・業績情報の開示	・当社は、グループ財務・業績情報について、四半期の適時開示のほか、プレスリリース、ホームページへの掲載等により、適時適切な開示を実施。
復興支援を含めた経営強化計画実績の開示	・当社は、本業支援・復興支援を含めた経営強化計画の取り組み状況について、ＩＲ活動やディスクロージャー誌、ホームページ、ニュースリリース等を通じて、継続的に発信。

２－２．株式会社仙台銀行

①中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策

取組項目	準備状況
中小企業戦略	・取引先への資金供給を含めた複合取引の推進、経営改善支援を行うほか、新規先、創業先を含む取引先のシェアアップ、ランクアップを図る。 ・それらに加え、預金取引等の総合取引によるソリューションを強化。
営業担当者の配置・育成	・店舗統廃合、営業体制見直し、業務効率化などにより人員を創出し、市場性に応じた適切な人員配置を実施。 ・また、2024 年 4 月には法人推進室を増員したほか、営業店におけるＯＪＴや教育体制を整備するなど、融資渉外人材を育成。
検証体制	・ブロック支店長会議、業績進捗会議、経営会議、取締役会による進捗管理。 ・じもとホールディングスによる進捗管理。
事業性評価	・事業性評価による与信判断、経営支援。 ・事業性評価シートの活用。
経営者保証ガイドラインへの対応	・経営者保証に関するガイドラインに基づく無保証融資への取組み。

②被災者への信用供与の状況及び被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策

取組項目	準備状況
融資相談体制の整備と対応	・地元企業応援部や住宅ローンプラザの設置。
被災者支援に向けたリレーションシップ強化	・被災地、被災者とのリレーションシップ強化による最適な復興支援策の提供。 ・F-Cube（統合顧客情報管理システム）による情報管理。
被災者支援に向けたきらやか銀行等との連携強化	・被災企業等のニーズを踏まえたビジネスマッチング。 ・震災復興に向けた共同イベントの企画・開催 ・広域ビジネスマッチング。
被災企業の状況に応じた事業再建支援策の実施	・経営改善計画の進捗状況のフォロー、債権売却した先のリファイナンスも含めた出口戦略の支援など、被災企業への各種支援。 ・資本性劣後ローンによる事業再生支援。 ・事業再構築補助金の申請支援。

③その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

取組項目	準備状況
創業者向け支援の取組み	・地元中小事業者の創業に関する積極的な融資対応。 ・「ビジネス・パートナーズ・サービス」の取扱い。
経営支援プラットフォーム「Sendai Big Advance」の展開	・クラウド型経営支援プラットフォーム「Sendai Big Advance」の提供。
事業承継やM＆A等への支援	・事業承継やM＆Aのニーズに対するコンサルティングサービスの提供。 ・経営者保証に関するガイドラインの特則への適切な対応実施。
㈱仙台銀キャピタル＆コンサルティングによる経営支援	・事業承継、M&A、人材紹介などにおいて、踏み込んだ経営支援を実施。
各種コンサルティング	・地元活性化応援ローン、ＳＤＧｓ取組支援サービスの取扱い、デジタル化支援の実施。

④経営管理に係る体制及び今後の方針

取組項目	準備状況
取締役会による管理	・頭取を議長とする取締役会を原則毎月１回開催。 ・経営強化計画の実績を半期毎に報告。
経営会議による管理	・頭取を議長とする経営会議（社外取締役を除く。部長等が参加。）を原則毎月１回開催。 ・経営強化計画の実績を半期毎に報告。

⑤業務執行に対する監査又は監督の体制及び今後の方針

取組項目	準備状況
内部監査体制	・監査部によるリスクベースの内部監査を実施。 ・リスクアセスメントの洗い替えを実施。
監査等委員会	・監査等委員で構成する監査等委員会を原則毎月１回開催。 ・監査部と連携の上、取締役の職務執行を監視・監督。

⑥与信リスクの管理（不良債権の適切な管理を含む。）及び市場リスクを含む各種リスクの管理の状況及び今後の方針

取組項目	準備状況
リスク管理体制	・リスク種類毎に主管部署が管理するほか、リスク管理室が総合的に管理。 ・取締役会、リスク管理委員会等によるリスク管理の実施。 ・グループに重大な影響を与える懸念のある事項については、じもとホールディングスのリスク管理委員会の決議事項としている。
統合的リスク管理	・統合的リスク量、自己資本の十分性について、月次でリスク管理委員会に報告。 ・与信集中リスク、金利リスク等について、リスク管理委員会に適宜報告。
信用リスク管理	・金融仲介機能の発揮、経営改善支援により、信用リスクの軽減を図る。 ・信用リスクに関する報告を定期的または必要に応じて、取締役会、リスク管理委員会に報告。
市場リスク管理	・有価証券の運用方針やリスク管理については、半期毎にじもとホールディングスの経営会議で決議。 ・信用リスクに関する報告を定期的または必要に応じて、リスク管理委員会に報告。 ・期中損失限度額を設定し、これを超過した場合には、じもとホールディングスのグループリスク管理委員会で対応を決議。 ・SBI ポートに関するアラームポイントの設定、定期的なリスク管理委員会報告。
流動性リスク管理	・マーケット環境の把握、資金運用調達状況の分析実施。 ・日々の適切かつ安定的な資金繰り管理を実施。
オペレーショナル・リスク管理	・事務リスク、システムリスク、法務リスク、風評リスク、人的リスク、有形資産リスクの 6 つの区分毎に所管部署を定め、リスクの顕在化防止、影響の極小化、削減の取組み。 ・リスク管理室をオペレーショナル・リスクの総合的な管理部署とし、一元管理を実施。

以上

内閣府令第 19 条第 1 項第 3 号

項　　目	添　付　書　類　名
・その他法第十二条第一項の規定による承認に係る審査のため参考となるべき書類	・「償還又は返済に対応することができる財源を確保するための方策」に関する資料

「償還又は返済に対応することができる財源を確保するための方策」に関する資料

1. 配当に関するグループ方針

当行の親会社であるじもとホールディングスは、地域金融グループとしての公共性と健全性維持の観点から、内部留保の充実をはかるとともに、安定した剰余金の配当を維持することを基本方針としております。当社の配当は、中間配当及び期末配当の年２回を基本的な配当としており、期末配当につきましては株主総会、中間配当につきましては当社定款の定めにより取締役会で決議することとしております。

しかしながら、2024年３月期の普通株式に係る期末配当は、今回の赤字決算を踏まえ、無配といたしました。また、当社が発行する普通株式と権利関係が異なる種類株式（Ｂ種優先株式、Ｃ種優先株式、Ｄ種優先株式、Ｅ種優先株式、いずれも非上場で公的資金に係る優先株式）の配当についても無配といたしました。

2025年３月期の当社連結の通期業績予想においては、黒字回復を予想するものの、普通株式及び各優先株式の配当予想は未定としております。なお、上記計画は2025年３月期以降配当を行う前提で記載しています。

また、年間配当水準は当社連結の通期業績予想に連動して予想しますことから、今後、配当予想を開示する場合は、期末配当に一本化する予定でございます。

今後、当社及び子銀行は、経営強化計画を確実に実行することで、黒字決算への回復と復配に取り組むとともに、公的資金返済に向けた剰余金の積上げに取り組んでまいります。

2. 配当に向けた態勢整備

当行は、じもとホールディングスの子銀行として、経営強化計画を確実に実行し、中小規模事業者等貸出の増強等により収益力の強化を図っております。また、財務基盤の安定化の観点から、内部留保の蓄積に努めております。

2024 年 3 月期末の当行単体のその他利益剰余金は 179 億円であり、今後も毎期収益を積み上げ、経営強化計画の終期である 2036 年 3 月期末までに 366 億円を積み上げする計画であり、公的資金 300 億円の返済は十分に可能と考えております。

≪当期純利益、その他利益剰余金の見通し≫　　単位：億円

	当期純利益	その他利益剰余金		当期純利益	その他利益剰余金
2024 年 3 月末	実績　11	実績　179	2031 年 3 月末	計画　19	計画　271
2025 年 3 月末	計画　8	計画　188	2032 年 3 月末	計画　19	計画　290
2026 年 3 月末	計画　11	計画　197	2033 年 3 月末	計画　19	計画　309
2027 年 3 月末	計画　13	計画　209	2034 年 3 月末	計画　19	計画　328
2028 年 3 月末	計画　17	計画　225	2035 年 3 月末	計画　19	計画　347
2029 年 3 月末	計画　18	計画　242	2036 年 3 月末	計画　19	計画　366
2030 年 3 月末	計画　11	計画　253	2037 年 3 月末	計画　19	計画　91

※2024 年 3 月期は実績値であり、2025 年 3 月期以降は、見通しとなっております。
※新勘定系システムの更新は、2030 年 3 月期を更新時期と想定し、更新一時費用を計上のうえ予想しております。
※利益剰余金は、経営強化計画の始期（2011 年 3 月期）から 25 年目（2036 年 3 月期）までに 366 億円を積み上げする計画ですので、公的資金 300 億円の返済は十分可能です。

以上

内閣府令第 54 条第 1 項 第 1 号

・内閣府令第 32 条第 1 号に掲げる書類

項　　目	添 付 書 類 名
1. 貸借対照表等 （提出の日前 6 ヶ月以内の一定の日のもの）	・貸借対照表等 1. 株式会社じもとホールディングス (1)連結 ① 第 12 期末（2024 年 3 月 31 日現在）貸借対照表 ② 第 12 期末（2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日まで）損益計算書 2. 株式会社きらやか銀行 (1)単体 ① 第 176 期末（2024 年 3 月 31 日現在）貸借対照表 ② 第 176 期末(2022 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日まで）損益計算書 (2)連結 ① 第 176 期末（2024 年 3 月 31 日現在）貸借対照表 ② 第 176 期末(2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日まで）損益計算書
2. 自己資本比率を記載した書面 （提出の日前 6 ヶ月以内の一定の日のもの）	・自己資本比率を記載した書面 1. 株式会社じもとホールディングス (連結)自己資本比率の状況（2024 年 3 月末） 2. 株式会社きらやか銀行 ①(単体)自己資本比率の状況（2024 年 3 月末） ②(連結)連結自己資本比率の状況（2024 年 3 月末）
3. 最終の株主資本等変動計算書	・株主資本等変動計算書 1. 株式会社じもとホールディングス (連結)第 12 期末 連結株主資本等変動計算書 2. 株式会社きらやか銀行 ①(単体)第 176 期末 株主資本等変動計算書 ②(連結)第 176 期末 連結株主資本等変動計算書
4. 関連する注記	・注記表 1. 株式会社じもとホールディングス （連結）第 12 期末 連結注記表 2. 株式会社きらやか銀行 ①（単体）第 176 期末 個別注記表 ②（連結）第 176 期末 連結注記表
5. 最近の日計表	・最近の日計表 総勘定元帳（2024 年 5 月 31 日現在）
6. その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることのできる書類	・その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることのできる書類 該当資料なし

第12期末（2024年３月31日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	358,624	預金	2,269,810
買入金銭債権	756	譲渡性預金	181,422
金銭の信託	201	借用金	128,761
有価証券	347,075	その他負債	8,199
貸出金	1,916,174	賞与引当金	714
外国為替	12	退職給付に係る負債	108
リース債権及びリース投資資産	12,392	睡眠預金払戻損失引当金	145
その他資産	51,075	偶発損失引当金	1,058
有形固定資産	20,456	繰延税金負債	677
建物	7,675	再評価に係る繰延税金負債	817
土地	10,275	支払承諾	5,481
建設仮勘定	1	負債の部合計	2,597,198
その他の有形固定資産	2,503	（純資産の部）	
無形固定資産	1,659	資本金	28,733
ソフトウェア	1,418	資本剰余金	78,862
その他の無形固定資産	241	利益剰余金	△ 3,402
退職給付に係る資産	5,015	自己株式	△ 88
繰延税金資産	294	株主資本合計	104,104
支払承諾見返	5,481	その他有価証券評価差額金	△ 22,319
貸倒引当金	△ 38,394	土地再評価差額金	1,806
		退職給付に係る調整累計額	△ 197
		その他の包括利益累計額合計	△ 20,710
		非支配株主持分	232
		純資産の部合計	83,626
資産の部合計	2,680,825	負債及び純資産の部合計	2,680,825

第12期　（2023年４月１日から 2024年３月31日まで）　連結損益計算書

（単位：百万円）

科目	金	額
経常収益		**37,942**
資金運用収益	**23,449**	
貸出金利息	22,403	
有価証券利息配当金	741	
コールローン利息及び買入手形利息	0	
預け金利息	280	
その他の受入利息	23	
役務取引等収益	**6,864**	
その他業務収益	**1,361**	
その他経常収益	**6,267**	
償却債権取立益	91	
株式等売却益	766	
その他の経常収益	5,408	
経常費用		**60,271**
資金調達費用	**269**	
預金利息	197	
譲渡性預金利息	5	
コールマネー利息及び売渡手形利息	△ 0	
借用金利息	56	
その他の支払利息	10	
役務取引等費用	**3,634**	
その他業務費用	**9,672**	
営業経費	**22,258**	
その他経常費用	**24,436**	
貸倒引当金繰入額	17,767	
その他の経常費用	6,669	
経常損失		**22,329**
特別利益		**788**
固定資産処分益	124	
収用補償金	664	
特別損失		**1,881**
固定資産処分損	187	
減損損失	1,694	
税金等調整前当期純損失		**23,422**
法人税、住民税及び事業税	**561**	
法人税等調整額	**△ 525**	
法人税等合計		**36**
当期純損失		**23,458**
非支配株主に帰属する当期純利益		**3**
親会社株主に帰属する当期純損失		**23,462**

第176期末 （2024年３月31日現在） 貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	232,472	預金	1,223,875
現金	19,098	当座預金	70,767
預け金	213,373	普通預金	718,065
有価証券	93,696	貯蓄預金	1,486
社債	17,805	通知預金	3,349
株式	6,608	定期預金	417,141
その他の証券	69,282	定期積金	11,155
貸出金	982,935	その他の預金	1,910
割引手形	4,492	譲渡性預金	6,222
手形貸付	31,595	借用金	50,700
証書貸付	845,739	借入金	50,700
当座貸越	101,109	その他負債	3,569
その他資産	35,863	未決済為替借	657
未決済為替貸	382	未払法人税等	249
前払費用	0	未払費用	614
未収収益	812	前受収益	379
リース投資資産	3,790	従業員預り金	291
その他の資産	30,876	給付補填備金	0
有形固定資産	11,562	資産除去債務	119
建物	3,938	その他の負債	1,255
土地	6,233	賞与引当金	315
建設仮勘定	0	睡眠預金払戻損失引当金	68
その他の有形固定資産	1,390	偶発損失引当金	790
無形固定資産	1,065	繰延税金負債	422
ソフトウェア	894	再評価に係る繰延税金負債	817
その他の無形固定資産	170	支払承諾	5,108
前払年金費用	4,556	負債の部合計	1,291,890
支払承諾見返	5,108	（純資産の部）	
貸倒引当金	△ 30,725	資本金	34,183
		資本剰余金	40,582
		資本準備金	34,183
		その他資本剰余金	6,399
		利益剰余金	△ 22,277
		その他利益剰余金	△ 22,277
		繰越利益剰余金	△ 22,277
		株主資本合計	52,487
		その他有価証券評価差額金	△ 9,648
		土地再評価差額金	1,806
		評価・換算差額等合計	△ 7,842
		純資産の部合計	44,645
資産の部合計	1,336,535	負債及び純資産の部合計	1,336,535

第176期 ［2023年 4月 1日から 2024年 3月 31日まで］ 損益計算書

（単位：百万円）

科目	金	額
経常収益		17,272
資金運用収益	12,020	
貸出金利息	11,378	
有価証券利息配当金	507	
預け金利息	134	
その他の受入利息	0	
役務取引等収益	3,461	
受入為替手数料	769	
その他の役務収益	2,691	
その他業務収益	1,315	
外国為替売買益	41	
その他の業務収益	1,274	
その他経常収益	474	
償却債権取立益	90	
株式等売却益	280	
その他の経常収益	104	
経常費用		41,050
資金調達費用	146	
預金利息	144	
譲渡性預金利息	0	
その他の支払利息	1	
役務取引等費用	1,227	
支払為替手数料	242	
その他の役務費用	984	
その他業務費用	9,252	
国債等債券売却損	1,418	
国債等債券償還損	6,751	
その他の業務費用	1,082	
営業経費	11,606	
その他経常費用	18,818	
貸倒引当金繰入額	17,379	
貸出金償却	486	
株式等売却損	1	
株式等償却	2	
その他の経常費用	947	
経常損失		23,778

（単位：百万円）

科目	金	額
特別利益		788
固定資産処分益	124	
収用補償金	664	
特別損失		1,791
固定資産処分損	100	
減損損失	1,690	
税引前当期純損失		24,781
法人税、住民税及び事業税	35	
法人税等調整額	△ 388	
法人税等合計		△ 352
当期純損失		24,428

第176期末（2024年3月31日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	232,611	預金	1,223,147
有価証券	89,904	譲渡性預金	6,222
貸出金	980,314	借用金	58,658
リース債権及びリース投資資産	12,392	その他負債	5,590
その他資産	39,441	賞与引当金	346
有形固定資産	11,582	退職給付に係る負債	108
建物	3,920	睡眠預金払戻損失引当金	68
土地	6,233	偶発損失引当金	790
建設仮勘定	0	繰延税金負債	460
その他の有形固定資産	1,427	再評価に係る繰延税金負債	817
無形固定資産	1,152	支払承諾	5,108
ソフトウェア	971	負債の部合計	1,301,320
その他の無形固定資産	181	（純資産の部）	
退職給付に係る資産	4,341	資本金	34,183
繰延税金資産	289	資本剰余金	39,381
支払承諾見返	5,108	利益剰余金	△ 21,722
貸倒引当金	△ 31,820	株主資本合計	51,842
		その他有価証券評価差額金	△ 9,636
		土地再評価差額金	1,806
		退職給付に係る調整累計額	△ 246
		その他の包括利益累計額合計	△ 8,076
		非支配株主持分	232
		純資産の部合計	43,998
資産の部合計	1,345,318	負債及び純資産の部合計	1,345,318

第176期 （2023年 4月 1日から 2024年 3月 31日まで） 連結損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**22,860**
資金運用収益	**12,029**	
貸出金利息	11,428	
有価証券利息配当金	465	
預け金利息	134	
その他の受入利息	0	
役務取引等収益	**3,823**	
その他業務収益	**1,322**	
その他経常収益	**5,684**	
償却債権取立益	90	
その他の経常収益	5,594	
経常費用		**46,930**
資金調達費用	**208**	
預金利息	144	
譲渡性預金利息	0	
借用金利息	56	
その他の支払利息	7	
役務取引等費用	**1,327**	
その他業務費用	**9,252**	
営業経費	**12,151**	
その他経常費用	**23,990**	
貸倒引当金繰入額	17,789	
その他の経常費用	6,201	
経常損失		**24,069**
特別利益		**788**
固定資産処分益	124	
収用補償金	664	
特別損失		**1,791**
固定資産処分損	100	
減損損失	1,690	
税金等調整前当期純損失		**25,072**
法人税、住民税及び事業税	**94**	
法人税等調整額	**△ 518**	
法人税等合計		**△ 424**
当期純損失		**24,648**
非支配株主に帰属する当期純利益		**3**
親会社株主に帰属する当期純損失		**24,652**

カード区分	計表番号	勘定区分	業態	銀行番号	(地域・店舗)	時期			カード枚数
						年	月	区分	
1	2 4	5	6	7 10	11 14	15		19	20 22
0	652	1	0	00	0000	06	03	6	002

〔国内基準に係る連結自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	標準的手法

（単位：百万円）

項目	コード	当期末		前期末	
			経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目					
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額		104,104		106,339	
うち、資本金及び資本剰余金の額		107,596		87,629	
うち、利益剰余金の額		△ 3,402		19,042	
うち、自己株式の額（△）		88		92	
うち、社外流出予定額（△）		－		240	
うち、上記以外に該当するものの額		－		－	
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額		△ 197		△ 1,045	
うち、為替換算調整勘定		－		－	
うち、退職給付に係るものの額		△ 197		△ 1,045	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額		－		－	
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額		－		－	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額		8,343		6,218	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額		8,343		6,218	
うち、適格引当金コア資本算入額		－		－	
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		－		－	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		－		－	
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		－		22	
コア資本に係る基礎項目の額　（イ）		112,251		111,735	

コア資本に係る調整項目					
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額		1,151		902	
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額		－		－	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額		1,151		902	
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額		141		－	
適格引当金不足額		－		－	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		1,142		1,278	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		－		－	
退職給付に係る資産の額		3,665		2,579	
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額		0		0	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		－		－	
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額		－		－	
特定項目に係る10%基準超過額		－		－	
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額		－		－	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		－		－	
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		－		－	
特定項目に係る15%基準超過額		－		－	
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額		－		－	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		－		－	
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		－		－	
コア資本に係る調整項目の額（ロ）		6,100		4,760	
自己資本					
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	０１０	106,150		106,975	
リスク・アセット等					
信用リスク・アセットの額の合計額		1,340,581		1,334,638	
資産（オン・バランス）項目		1,334,739		1,328,918	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		－		4,433	
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額		－		－	
うち、上記以外に該当するものの額		－		4,433	
オフ・バランス項目		5,671		5,533	
CVAリスク相当額を8%で除して得た額		161		176	

中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額		8		10	
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額		－		－	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額		51,940		58,378	
信用リスク・アセット調整額		－		－	
オペレーショナル・リスク相当額調整額		－		－	
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	０２０	1,392,521		1,393,017	
連結自己資本比率					
連結自己資本比率（（ハ）／（ニ））		7.62%		7.67%	

カード区分	計表番号	勘定区分	業態	銀行番号	地域・店舗	時期			カード枚数
						年	月	区分	
1	2 4	5	6	7 10	11 14	15		19	20 22
0	380	1	0	0508	0000	06	03	6	002

13 自己資本比率の状況

〔国内基準に係る単体自己資本比率〕

	信用リスク・アセット算出手法	標準的手法

（単位：百万円）

項目	コード	当期末		前期末	
			経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目					
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額		52,487		55,691	
うち、資本金及び資本剰余金の額		74,765		54,799	
うち、利益剰余金の額		-22,277		892	
うち、自己株式の額（△）		－		－	
うち、社外流出予定額（△）		－		－	
うち、上記以外に該当するものの額		－		－	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額		－		－	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額		6,654		4,396	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額		6,654		4,396	
うち、適格引当金コア資本算入額		－		－	
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		－		－	
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		－		－	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		－		－	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		－		199	
コア資本に係る基礎項目の額　（イ）		59,141		60,287	
コア資本に係る調整項目					
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額		740		462	
うち、のれんに係るものの額		－		－	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額		740		462	
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額		－		－	
適格引当金不足額		－		－	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		1,142		1,278	

負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		－		－	
前払年金費用の額		3,168		2,983	
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額		－		－	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		－		－	
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額		－		－	
特定項目に係る10%基準超過額		－		－	
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの		－		－	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		－		－	
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		－		－	
特定項目に係る15%基準超過額		－		－	
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの		－		－	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		－		－	
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		－		－	
コア資本に係る調整項目の額（ロ）		5,051		4,723	
自己資本					
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	０１０	54,090		55,564	
リスク・アセット等					
信用リスク・アセットの額の合計額		671,180		694,077	
資産（オン・バランス）項目		666,414		689,624	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		－		4,433	
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額		－		－	
うち、上記以外に該当するものの額		－		4,433	
オフ・バランス項目		4,649		4,306	
CVAリスク相当額を8%で除して得た額		116		146	
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額		－		－	
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額		－		－	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額		27,853		30,939	
信用リスク・アセット調整額		－		－	
オペレーショナル・リスク相当額調整額		－		－	
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	０２０	699,034		725,016	
自己資本比率					
自己資本比率（（ハ）／（ニ））		7.73%		7.66%	

カード区分	計表番号	勘定区分	業態	銀行番号	(地域・店舗)	時期			カード枚数
						年	月	区分	
1	2 4	5	6	7 10	11 14	15		19	20 22
0	652	1	0	0508	0000	06	03	6	002

〔国内基準に係る連結自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	標準的手法

（単位：百万円）

項目	コード	当期末	当期末 経過措置による不算入額	前期末	前期末 経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目					
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額		51,842		55,269	
うち、資本金及び資本剰余金の額		73,565		53,598	
うち、利益剰余金の額		△ 21,722		1,671	
うち、自己株式の額（△）					
うち、社外流出予定額（△）					
うち、上記以外に該当するものの額					
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額		△ 246		△ 983	
うち、為替換算調整勘定					
うち、退職給付に係るものの額		△ 246		△ 983	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額					
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額					
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額		6,823		4,465	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額		6,823		4,465	
うち、適格引当金コア資本算入額					
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額					
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額					
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				22	
コア資本に係る基礎項目の額　（イ）		58,419		58,974	

コア資本に係る調整項目					
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額		801		522	
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額					
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額		801		522	
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額					
適格引当金不足額					
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		1,142		1,278	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額					
退職給付に係る資産の額		3,018		2,167	
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額					
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額					
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額					
特定項目に係る10%基準超過額					
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額					
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額					
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額					
特定項目に係る15%基準超過額					
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額					
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額					
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額					
コア資本に係る調整項目の額（ロ）		4,962		3,969	
自己資本					
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	０１０	53,456		55,005	
リスク・アセット等					
信用リスク・アセットの額の合計額		679,855		702,604	
資産（オン・バランス）項目		675,089		698,151	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額				4,433	
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額					
うち、上記以外に該当するものの額				4,433	
オフ・バランス項目		4,649		4,306	
CVAリスク相当額を8%で除して得た額		116		146	

中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額					
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額					
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額		28,197		31,291	
信用リスク・アセット調整額					
オペレーショナル・リスク相当額調整額					
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	０２０	708,053		733,896	
連結自己資本比率					
連結自己資本比率（（ハ）／（ニ））		7.54%		7.49%	

第12期 （2023年４月１日から 2024年３月31日まで） 連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本					その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	18,750	68,879	19,042	△ 92	106,579	△ 31,095	3,064	△ 1,045	△ 29,076	227	77,730
当期変動額											
新株の発行	9,983	9,983			19,966						19,966
剰余金の配当			△ 240		△ 240						△ 240
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△ 23,462		△ 23,462						△ 23,462
自己株式の取得				△ 1	△ 1						△ 1
自己株式の処分		△ 0		4	4						4
土地再評価差額金の取崩			1,258		1,258						1,258
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						8,775	△ 1,258	848	8,365	5	8,371
当期変動額合計	9,983	9,983	△ 22,444	3	△ 2,475	8,775	△ 1,258	848	8,365	5	5,896
当期末残高	28,733	78,862	△ 3,402	△ 88	104,104	△ 22,319	1,806	△ 197	△ 20,710	232	83,626

第176期（2023年４月１日から 2024年３月31日まで）株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本							評価・換算差額等			純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計					
当期首残高	24,200	24,200	6,399	30,599	892	892	55,691	△ 17,592	3,064	△ 14,528	41,163
当期変動額											
新株の発行	9,983	9,983		9,983			19,966				19,966
当期純損失（△）					△ 24,428	△ 24,428	△ 24,428				△ 24,428
土地再評価差額金取崩額					1,258	1,258	1,258				1,258
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								7,943	△ 1,258	6,685	6,685
当期変動額合計	9,983	9,983	－	9,983	△ 23,170	△ 23,170	△ 3,203	7,943	△ 1,258	6,685	3,481
当期末残高	34,183	34,183	6,399	40,582	△ 22,277	△ 22,277	52,487	△ 9,648	1,806	△ 7,842	44,645

第176期（2023年４月１日から 2024年３月31日まで）連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本				その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	24,200	29,398	1,671	55,269	△ 17,587	3,064	△ 983	△ 15,506	227	39,990
当期変動額										
新株の発行	9,983	9,983		19,966						19,966
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△ 24,652	△ 24,652						△ 24,652
土地再評価差額金の取崩			1,258	1,258						1,258
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					7,951	△ 1,258	736	7,429	5	7,435
当期変動額合計	9,983	9,983	△ 23,393	△ 3,427	7,951	△ 1,258	736	7,429	5	4,007
当期末残高	34,183	39,381	△ 21,722	51,842	△ 9,636	1,806	△ 246	△ 8,076	232	43,998

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第２条第８項及び銀行法施行令第４条の２に基づいております。

1. 連結計算書類の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項
① 連結される子会社及び子法人等　　７社
会社名
・株式会社きらやか銀行
・株式会社仙台銀行
・きらやかカード株式会社
・きらやかリース株式会社
・きらやかコンサルティング＆パートナーズ株式会社
・山形ビジネスサービス株式会社
・株式会社仙台銀キャピタル＆コンサルティング
② 非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項
① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。
② 持分法適用の関連法人等　　１社
会社名
・株式会社富士通山形インフォテクノ
③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。
④ 持分法非適用の関連法人等
該当ありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項
すべての連結される子会社及び子法人等の決算日は連結決算日（３月末日）と一致しております。

2. 会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

② 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社の有形固定資産は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物　　２年 ～ 50 年

その他　　２年 ～ 20 年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として５年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」（及び「無形固定資産」）中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

銀行業を営む連結される子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後 1 年間の予想損失額又は今後 3 年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1 年間又は 3 年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 2,743 百万円であります。

その他の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、一部の連結される子会社及び子法人等において、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

なお、当連結会計年度は、支給見込額が零であるため計上しておりません。

(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(9) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、銀行業を営む連結される子会社において、信用保証協会の責任共有制度に係る信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来発生する可能性のある負担金支払見積額を計上しております。

(10) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年又は11年）による定額法により費用処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年又は11年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理

なお、一部の連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(11) 収益の計上方法

① 顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務は、金融サービスに係る役務の提供であります。主に約束したサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該サービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

② ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

③ クレジットカード業を営む連結される子会社における受取保証料（役務取引等収益）については、当連結会計年度末における被保証債務残高が全額期限前弁済されると仮定した場合に返戻を要する保証料額（契約に基づく金額）を、受取保証料の総額から除いた額を収益として計上する方法を採用しております。

(12) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

銀行業を営む連結される子会社の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

その他の連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債はありません。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

① 金利リスク・ヘッジ

銀行業を営む一部の連結される子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号　2022年３月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

また、銀行業を営む一部の連結される子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、一部の資産・負債に金利スワップ取引の特例処理を行っております。

② 為替変動リスク・ヘッジ

銀行業を営む連結される子会社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号　2020年10月８日。以下「業種別委員会実務指針第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

その他の連結される子会社及び子法人等は、ヘッジ会計を適用しておりません。

(14) 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

投資信託（上場投資信託を除く。）の解約・償還に伴う損益については、個別取引毎に、解約益及び償

還益は「資金運用収益」の「有価証券利息配当金」として、解約損及び償還損は「その他業務費用」として計上しております。

（重要な会計上の見積り）

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、貸倒引当金であります。

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
   貸倒引当金　38,394百万円
2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
   (1)算出方法
   貸倒引当金の算出方法は、「2. 会計方針に関する事項」「(5) 貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

   (2)主要な仮定
   主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。特に、返済状況、財務内容又は業績が悪化している債務者については「債務者区分の判定における将来の業績見通し」を具体化した経営改善計画等の合理性及び実現可能性を評価しております。
   (3)翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響
   個別債務者の業績の変化等により、見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌連結会計年度に係る連結計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

（追加情報）

1.（株式給付信託（BBT））

当社は、当社並びに当社子会社である株式会社きらやか銀行及び株式会社仙台銀行（以下「当社グループ」という。）の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象役員」という。）に対して業績連動型の株式報酬制度「株式給付信託（BBT)」を導入しております。

(1) 取引の概要

当社が拠出する金銭を原資として、本制度に基づき設定される信託を通じて当社株式を取得します。取得した当社株式は、対象役員に対して、当社グループが定める「役員株式給付規程」に従い受益者要件を満たした者に当社株式等を給付します。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。

当連結会計年度における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、39百万円、45千株であります。

2.（賞与引当金）

前連結会計年度において、当社及び一部の連結子会社の従業員に対する未払賞与については「その他負債」に含めて計上しておりましたが、当連結会計年度において賞与の算定方法を変更したことに伴い、当連結会計年度より「賞与引当金」として計上しております。なお、前連結会計年度において「その他負債」に計上していた従業員未払賞与は376百万円であります。

連結貸借対照表に関する注記

1．関係会社の株式（及び出資金）総額（連結子会社及び連結子法人等の株式（及び出資金）を除く）　112百万円

2．銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）等であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	22,423	百万円
危険債権額	73,465	百万円
三月以上延滞債権額	－	百万円
貸出条件緩和債権額	3,697	百万円
合計額	99,587	百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3．手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、6,045百万円であります。

4．担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金	8	百万円
有価証券	59,291	百万円
貸出金	114,347	百万円
その他資産	1	百万円

担保資産に対応する債務

預金	1,189	百万円
借用金	120,700	百万円

上記のほか、為替決済、共同システム及び金融派生商品取引等の担保として、有価証券290百万円を差し入れております。また、その他資産には、敷金保証金539百万円、金融商品等差入担保金20,000百万円が含まれております。

5．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、336,680百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が336,164百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後

も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律（1998年３月31日公布法律第34号）に基づき、株式会社きらやか銀行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日　　1999年３月31日

同法律第３条第３項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年３月31日公布政令第119号）第２条第１号に定める地価公示法の規定により公示された価格、第２条第３号に定める土地課税台帳及び第４号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額　1,595百万円

7. 有形固定資産の減価償却累計額　22,196百万円

8. 有形固定資産の圧縮記帳額　1,274百万円

9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する保証債務の額は27,281百万円であります。

10. 当社の取締役との間の取引による取締役に対する金銭債権総額　28百万円

連結損益計算書に関する注記

1.「その他の経常費用」には、貸出金償却 495 百万円、株式等売却損 21 百万円、株式等償却 10 百万円を含んでおります。

2. 当連結会計年度において、当社グループが保有する以下の資産について、営業キャッシュ・フローの低下、使用範囲または方法の変更、地価の下落等に伴い投資額の回収が見込めなくなったことから、減損損失を計上しております。

減損損失　（単位：百万円）

用途	種類	場所	金額
営業用店舗	土　地	宮城県	81
営業用店舗	土　地	山形県	291
営業用店舗	建　物	宮城県	4
営業用店舗	建　物	山形県	80
店舗外現金自動設備	建　物	宮城県	1
店舗外現金自動設備	その他	宮城県	0
遊　休	土　地	山形県	1,220
遊　休	建　物	宮城県	2
遊　休	建　物	山形県	12
遊　休	その他	宮城県	0
遊　休	その他	新潟県	0
合計			1,694

資産のグルーピングは、営業用店舗については、それぞれを収益管理上の区分ごとにグルーピングし、最小単位としております。また、遊休資産及び使用中止予定資産並びに処分予定資産は、各資産を最小単位としております。本部等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

なお、当連結会計年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額としております。正味売却価額は、主として不動産鑑定評価基準等に基づき算定しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	21,540	5,300	－	26,840	（注）１
Ｂ種優先株式	13,000	－	－	13,000	
Ｃ種優先株式	10,000	－	－	10,000	
Ｄ種優先株式	5,000	－	－	5,000	
Ｅ種優先株式	－	18,000	－	18,000	（注）２
合　計	49,540	23,300	－	72,840	
自己株式					
普通株式	102	3	5	99	（注）３、４、５
合　計	102	3	5	99	

（注）１．普通株式の発行済株式の増加5,300千株は、第三者割当による新株の発行であります。
２．Ｅ種優先株式の発行済株式の増加18,000千株は、第三者割当による新株の発行であります。
３．当連結会計年度期首及び当連結会計年度末の自己株式（普通株式）には、株式給付信託（BBT）が保有する自社の株式がそれぞれ、51千株、45千株含まれております。
４．自己株式（普通株式）の増加３千株は、単元未満株式の買取請求による増加３千株であります。
５．自己株式（普通株式）の減少５千株は、株式給付信託（BBT）に基づく、対象役員４名の退任に伴う給付による減少５千株、単元未満株式の買増請求による減少０千株であります。

2．配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

（決議）	株式の種　類	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
2023年６月22日定時株主総会	普通株式	107百万円	5.00円	2023年３月31日	2023年６月23日
	Ｂ種優先株式	１百万円	0.11円	2023年３月31日	2023年６月23日
	Ｃ種優先株式	131百万円	13.10円	2023年３月31日	2023年６月23日
	Ｄ種優先株式	０百万円	0.10円	2023年３月31日	2023年６月23日
合　　計		240百万円			

（注）2023年６月22日定時株主総会決議による配当金の総額には、「株式給付信託（BBT）」が保有する当社株式に対する配当金０百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

該当事項はありません。

金融商品に関する注記

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社グループは、銀行業務を中心にクレジットカード業務などの金融サービスに係る事業を行っております。主たる業務である預金業務、貸出業務及び有価証券による運用等において、金利変動及び市場価格の変動を伴う金融資産及び金融負債を有しております。そのため、こうした変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ＡＬＭ）を行っております。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、主として国内のお取引先に対する貸出金及び国内外の有価証券であります。貸出金は、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託及び組合出資金であり、売買目的、満期保有目的、純投資目的及び政策投資目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利リスク、価格変動リスク、為替リスクに晒されております。

金融負債は、主として国内のお取引先からの預金であり、予期せぬ資金流出が発生するなどの流動性リスクが存在します。また、そのほかの資金調達については、一定の環境の下で当社グループが市場を利用できなくなる場合等において必要な資金が確保できない、あるいは、通常よりも高い金利での調達を余儀なくされるといった流動性リスクに晒されております。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社グループでは、信用リスク管理に関する諸規程・基準に従い、個別案件の与信審査、個別債務者の信用格付、貸出資産の自己査定、事業再生支援への取組み、問題債権の管理など適切な信用リスクの管理を行っております。

与信ポートフォリオについては、業種集中度合や大口集中度合等のモニタリングを行い、集中リスクを排除したポートフォリオ構築を図っております。

これらの信用リスク管理は、各営業店のほか与信管理部門により行われ、また、定期的にグループリスク管理委員会等に報告しております。

②市場リスクの管理

当社グループでは、市場リスク管理に関する諸規程・基準に従い、市場取引執行部門であるフロントオフィス、市場取引事務部門であるバックオフィス、及び市場リスク管理部門であるミドルオフィスの３部門による相互牽制体制とし、市場リスクの評価、モニタリング及びコントロールを行い、適切な市場リスクの管理を行っております。

市場リスク管理部門は、計量可能な市場リスクについて市場リスク量を計測するとともに、市場リスク量を適切にコントロールするため、保有限度枠や損失限度枠等を設定し、遵守状況をモニタリングし、月次でグループリスク管理委員会等に報告しております。

また、ストレス・テストやシミュレーション分析を行い、金利・株・為替市場が大きく変動した場合に、市場リスク量や損益に与える影響等を試算し、グループリスク管理委員会等において、市場リスク量が自己資本の状況に対して許容できる状況に収まっていることを確認しております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループでは、流動性リスク管理に関する諸規程・基準に基づき流動性リスク管理部門が、マーケット環境の把握、資金の運用調達状況の分析等により、日々の適切かつ安定的な資金繰り管理を実施しております。

短期間で資金化できる資産を流動性準備として一定水準以上確保するとともに流動性リスク管理指標を設定し、日々モニタリングしております。

（４）市場リスクに係る定量的情報

当社グループにおいて、市場リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、「預金」、「借用金」です。

当社グループでは、これら金融資産、金融負債についてVaR（観測期間は1年、保有期間は政策投資以外の上場株式、国債、地方債、社債、投資信託は２ヶ月、外国証券・預金・貸出金・政策投資株式・その他金利感応性を有する資産・負債は６ヶ月、信頼区間は99%、分散・共分散法）を用いて市場リスク量として、把握・管理しております。

当社グループの市場リスク量は、子銀行であるきらやか銀行及び仙台銀行の市場リスク量を合算した値として管理しており、2024年３月31日における当社グループの市場リスク量は、全体で△13,343百万円（前

連結会計年度末は△6,972百万円）になります。
なお、有価証券評価損益が損失の場合、当該評価損をリスク量に加算せず、資本配賦時に配賦原資から予め控除しております。
また、預金及び貸出金等の金利リスクの影響を受ける金融商品（有価証券を除く）においては、当連結会計年度末現在で指標となる金利が上昇した場合には、全体で価値が高まるため、内部管理上ではリスク量を負の値として計測しております。
有価証券のVaRについて、市場リスク量の計測モデルの正確性を検証するため、モデルが計測したVaRと実際の損益変動額を比較するバックテストを子銀行毎に実施しており、使用する計測モデルは十分な精度で市場リスクを捕捉しているものと考えております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を算出しているため、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

（５）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項
2024年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（(注１）参照)。また、現金預け金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 有価証券（※１）			
満期保有目的の債券	7,738	7,627	△110
その他有価証券	335,622	335,622	－
(2) 貸出金	1,916,174		
貸倒引当金（※２）	△36,987		
	1,879,186	1,883,718	4,531
資産計	2,222,547	2,226,968	4,420
(1) 預金	2,269,810	2,270,004	193
(2) 譲渡性預金	181,422	181,422	0
(3) 借用金	128,761	128,780	18
負債計	2,579,994	2,580,207	212
デリバティブ取引（※３）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	95	95	－
ヘッジ会計が適用されているもの	－	－	－
デリバティブ取引計	95	95	－

（※１）当連結会計年度の有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2021年６月17日）の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。
（※２）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
（※３）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。
（※４）連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

（注１）市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含めておりません。

（単位：百万円）

区　分	連結貸借対照表計上額
非上場株式（※１）（※２）	1,863
組合出資金（※３）	1,850

（※１）非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 19 号 2020年３月31日）第５項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（※２）当連結会計年度において、非上場株式について２百万円減損処理を行っております。

（※３）組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号 2021年６月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券				
その他有価証券				
国債	5,184	－	－	5,184
地方債	－	36,287	－	36,287
社債	－	25,961	19,477	45,439
株式	3,520	－	－	3,520
その他	232	243,639	－	243,871
デリバティブ取引				
金利関連	－	95	－	95
資産計	8,936	305,984	19,477	334,398

（＊） 有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2021年６月17日）第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-3項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は－百万円、第24-9項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は1,319百万円であります。

① 第24-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

（単位：百万円）

期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、償還の純額	投資信託の基準価額を時価とみなすこととした額	投資信託の基準価額を時価とみなさないこととした額	期末残高	当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益（※１）
	損益に計上（※１）	その他の包括利益に計上（※２）					
1,000	－	18	300	－	－	1,319	－

（※１）連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」に含まれております。

（※２）連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	－	－	7,627	7,627
貸出金	－	－	1,883,718	1,883,718
資産計	－	－	1,891,345	1,891,345
預金	－	2,270,004	－	2,270,004
譲渡性預金	－	181,422	－	181,422
借用金	－	120,781	7,999	128,780
負債計	－	2,572,208	7,999	2,580,207

（注１）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

有価証券

有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関又は情報ベンダーから提示された価格などの公表された相場価格のうち、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル１の時価に分類しています。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル２の時価に分類しています。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル２の時価に分類しております。

相場価格が入手できない場合には、内部格付及び期間に基づく区分ごとに元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いているため、レベル３の時価に分類しています。

貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。デリバティブの要素が含まれている貸出金及び住宅ローン債権は、取引金融機関及び情報ベンダーなど第三者から入手した相場価格を利用しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フロー又は担保及び保証による回収可能見込み額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した

金額に近似しており、当該価額を時価としております。
　貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。
　いずれの時価についても観察できないインプットによる影響額が重要であるため、レベル３の時価に分類しております。

負 債
預金、及び譲渡性預金
　要求払預金について、連結決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としています。また、定期預金、定期積金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いているため、レベル２の時価に分類しております。

借用金
　借用金のうち、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を、格付に応じた信用スプレッドを市場金利に加算した利率で割り引いて時価を算出しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル３の時価、そうでない場合はレベル２の時価に分類しております。

デリバティブ取引
　レベル２に分類しているデリバティブ取引は、インプットである金利が全期間にわたって一般に公表されており、観察可能である同一通貨の固定金利と変動金利を交換する金利スワップ（いわゆるプレイン・バニラ型）であるため、レベル２に分類しています。

（注２）時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル３の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報（2024年３月31日）

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券				
その他有価証券				
私募債	割引現在価値法	割引率	0.09%-1.50%	0.39%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益（2024年３月31日）

（単位：百万円）

	期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル３の時価への振替	レベル３の時価からの振替	期末残高	当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益（※１）
		損益に計上（※1）	その他の包括利益に計上（※2）					
有価証券								
その他有価証券								
私募債	20,728	－	△101	△1,149	－	－	19,477	－

（※１）連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」に含まれております。

（※２）連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当社グループはリスク統括部門において時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って同一部門で時価を算定しております。算定された時価は、独立した市場金融部門において、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。検証結果は毎期経理部門に報告され、時価の算定の方針及び手続に関する適切性が確保されております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においては、利用されている評価技法及びインプットの確認や月次推移分析等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

私募債の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットである割引率は、OISなどの基準市場金利に対する調整率であり、主に信用リスクから生じる金融商品のキャッシュ・フローの不確実性に対し市場参加者が必要とする報酬額であるリスク・プレミアムから構成されます。一般に、割引率の著しい上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。

有価証券に関する注記

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券（2024年３月31日現在）

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券（2024年３月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	－	－	－
	地方債	－	－	－
	社債	15	15	0
	その他	－	－	－
	小計	15	15	0
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	－	－	－
	地方債	－	－	－
	社債	7,723	7,612	△110
	その他	－	－	－
	小計	7,723	7,612	△110
合計		7,738	7,627	△110

3. その他有価証券（2024年３月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	3,045	2,107	937
	債券	10,305	10,258	46
	国債	－	－	－
	地方債	84	84	0
	社債	10,220	10,174	45
	その他	1,500	1,422	77
	小計	14,850	13,789	1,061
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	474	511	△37
	債券	76,606	77,173	△567
	国債	5,184	5,292	△107
	地方債	36,202	36,462	△259
	社債	35,218	35,419	△200
	その他	243,691	266,470	△22,779
	小計	320,772	344,156	△23,384
合計		335,622	357,945	△22,322

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2023年４月１日 至 2024年３月31日）

	売却原価（百万円）	売却額（百万円）	売却損益（百万円）
社債	21	20	△0
合計	21	20	△0

（売却の理由）買入消却実施のため。

5．当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 2023年４月１日　至 2024年３月31日）

	売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	2,725	637	6
債券	27,856	－	1,422
国債	－	－	－
地方債	6,749	－	233
社債	21,107	－	1,188
その他	1,764	129	15
合計	32,345	766	1,444

6．減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、７百万円（うち、株式７百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、主として資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先・実質破綻先・破綻懸念先	時価が取得原価に比べ下落
要注意先	時価が取得原価に比べ30％以上下落
正常先	時価が取得原価に比べ50％以上下落、または、時価が取得原価に比べ30％以上50％未満下落したもので市場価格が一定水準以下で推移等

破綻先：破産、特別清算、会社更生、民事再生、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社

実質破綻先：実質的に経営破綻に陥っている発行会社

破綻懸念先：今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社

要注意先：今後の管理に注意を要する発行会社

正常先：上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要

金銭の信託に関する注記

１.運用目的の金銭の信託（2024年３月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	201	0

２.満期保有目的の金銭の信託（2024年３月31日現在）

該当事項はありません。

３.その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2024年３月31日現在）

該当事項はありません。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を分解した情報（2024年３月31日）

（単位：百万円）

区分	当連結会計年度
経常収益	37,942
うち役務取引等収益	6,864
預金・貸出業務	2,968
為替業務	1,395
証券関連業務	261
代理業務	190
保護預り・貸金庫業務	20
保証業務	91
投信窓販業務	352
保険窓販業務	1,199
その他	384

（注）役務取引等収益は主に銀行業から発生しております。なお、上表には企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づく収益も含んでおります。

１株当たり情報に関する注記

１株当たりの純資産額　201円72銭

１株当たりの親会社株主に帰属する当期純損失金額　1,023円15銭

（注）潜在株式調整後１株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの１株当たり親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載しておりません。

重要な後発事象に関する注記

公的資金返済に関する国との協議開始の決定

当社と当社連結子会社の株式会社きらやか銀行（以下「きらやか銀行」といいます。）は、2024年４月26日開催の取締役会において、当社グループにおける公的資金返済について、国との間で協議を開始することを決定いたしました。

（１）協議開始の決定理由

当社ときらやか銀行は、これまで国から資本参加を受けた公的資金を活用し、地元企業の支援を通じた地域経済の活性化に取組んできております。

この公的資金のうち、2009 年にきらやか銀行が資本参加を受けた 200 億円（当社Ｃ種優先株式、震災特例）につきましては、本年９月に返済を予定しておりましたが、今般、きらやか銀行において、抜本的な再生支援を要する企業への引当金計上などにより、2024 年３月期に多額の当期純損失を計上しております。

このため当社ときらやか銀行は、きらやか銀行の自己資本比率の状況に鑑み、きらやか銀行が地元山形県において引き続き金融仲介機能を発揮し、地元の中小企業を支える責務を果たしていくためには、2024 年９月に予定していた当該公的資金の返済は困難と判断いたしました。

（２）今後の対応

こうした方針を踏まえ、当社ときらやか銀行は、当該公的資金の取扱いについて、今後、公的資金の返済に向けた財源の確保に取り組むとともに、改めて国との間で、返済時期の見直しを含めた、公的資金返済に関する協議をしてまいります。

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
(1) 有形固定資産（リース資産を除く）
有形固定資産は、定額法を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建　物　　15年～50年
その他　　３年～６年
(2) 無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。
(3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」（及び「無形固定資産」）中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
5. 繰延資産の処理方法
株式交付費は、３年間の均等償却を行っております。
なお、繰延資産は、その他資産に含めて計上しております。
6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産及び負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. 引当金の計上基準
(1) 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権につ

いては、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後１年間の予想損失額又は今後３年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、１年間又は３年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,840百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により費用処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(5) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に係る信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来発生する可能性のある負担金支払見積額を計上しております。

8. 収益の計上方法

(1) 顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務は、金融サービスに係る役務の提供であります。主に約束したサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該サービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

9. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号　2022年３月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ･フロー

を固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号　2020年10月８日。以下「業種別委員会実務指針第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

10. 消費税等の会計処理

有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

11. 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

投資信託(上場投資信託を除く。)の解約・償還に伴う損益については、個別取引毎に、解約益及び償還益は「資金運用収益」の「有価証券利息配当金」として、解約損及び償還損は「その他業務費用」の「国債等債券償還損」として計上しております。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、貸倒引当金であります。

1.当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金　30,725百万円

2.識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(1) 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針」「7. 引当金の計上基準」「(1) 貸倒引当金」に記載しております。

(2) 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」 であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。特に、返済状況、財務内容又は業績が悪化している債務者については「債務者区分の判定における将来の業績見通し」を具体化した経営改善計画等の合理性及び実現可能性を評価しております。

(3) 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別債務者の業績の変化等により、見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

追加情報

（賞与引当金）

前事業年度において、従業員に対する未払賞与については「その他負債」に含めて計上しておりましたが、当事業年度において賞与の算定方法を変更したことに伴い、当事業年度より「賞与引当金」として計上しております。なお、前事業年度において「その他負債」に計上していた従業員未払賞与は 338 百万円であります。

貸借対照表に関する注記

1．関係会社の株式（及び出資金）総額　4,088百万円

2．銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）等であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	19,827百万円
危険債権額	46,313百万円
三月以上延滞債権額	－百万円
貸出条件緩和債権額	389百万円
合計額	66,530百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3．手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、4,492百万円であります。

4．担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
現金預け金	7百万円
貸出金	88,956百万円
担保資産に対応する債務	
預金	227百万円
借用金	50,700百万円

また、その他の資産には、金融商品等差入担保金10,000百万円及び保証金414百万円が含まれております。

5．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、149,632百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が149,632百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6．土地の再評価に関する法律（1998年３月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日　　1999年３月31日

同法律第３条第３項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年３月31日公布政令第119号）第２条第１号に定める地価公示法の規定により公示された価格、第２条第３号に定める土地課税台帳及び第４号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額　1,595百万円

7．有形固定資産の減価償却累計額　15,740百万円

8．有形固定資産の圧縮記帳額　1,008百万円

9．「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する当行の保証債務の額は 17,741百万円であります。

10．取締役との間の取引による取締役に対する金銭債権総額　51百万円

11．関係会社に対する金銭債権総額　3,166百万円

12．関係会社に対する金銭債務総額　955百万円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	88百万円
役務取引等に係る収益総額	21百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	5百万円
その他の取引に係る収益総額	－百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	0百万円
役務取引等に係る費用総額	92百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	1,138百万円
その他の取引に係る費用総額	－百万円

2.減損損失

当事業年度において、当行が保有する以下の資産について、営業キャッシュ・フローの低下、使用範囲または方法の変更、地価の下落等に伴い投資額の回収が見込めなくなったことから、減損損失を計上しております。

減損損失　（単位：百万円）

用途	種類	場所	金額
営業用店舗	土　地	山形県	291
営業用店舗	土　地	宮城県	81
営業用店舗	建　物	山形県	80
営業用店舗	建　物	宮城県	4
遊　休	土　地	山形県	1,220
遊　休	建　物	山形県	12
遊　休	その他	新潟県	0
合計			1,690

資産のグルーピングは、営業用店舗については、それぞれを収益管理上の区分ごとにグルーピングし、最小単位としております。また、遊休資産及び使用中止予定資産並びに処分予定資産は、各資産を最小単位としております。本部等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

なお、当事業年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額としております。正味売却価額は、主として不動産鑑定評価基準等に基づき算定しております。

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

有価証券に関する注記

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券（2024 年３月 31 日現在）

	当事業年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	－

2. 満期保有目的の債券（2024年３月31日現在）

該当事項はありません。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（2024年３月31日現在）

	貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
子会社・子法人等株式	－	－	－
関連法人等株式	－	－	－
合計	－	－	－

（注）上表に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額（百万円）
子会社・子法人等株式	4,088
関連法人等株式	0

4. その他有価証券（2024年３月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	736	485	250
	債券	9,469	9,424	45
	国債	－	－	－
	地方債	－	－	－
	社債	9,469	9,424	45
	その他	1,014	952	61
	小計	11,220	10,862	357
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	301	333	△31
	債券	8,336	8,422	△85
	国債	－	－	－
	地方債	－	－	－
	社債	8,336	8,422	△85
	その他	67,004	76,900	△9,895
	小計	75,642	85,655	△10,013
合計		86,862	96,518	△9,655

（注）上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	1,481
組合出資金	1,263

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2021年６月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2023年４月１日 至 2024年３月31日）

該当事項はありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 2023年４月１日 至 2024年３月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	412	280	1
債券	27,359	－	1,418
国債	－	－	－
地方債	6,749	－	233
社債	20,610	－	1,185
その他	－	－	－
合計	27,772	280	1,420

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、主として資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先・実質破綻先・破綻懸念先	時価が取得原価に比べ下落
要注意先	時価が取得原価に比べ30％以上下落
正常先	時価が取得原価に比べ50％以上下落、または、時価が取得原価に比べ30％以上50％未満下落したもので市場価格が一定水準以下で推移等

破綻先：破産、特別清算、会社更生、民事再生、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社
実質破綻先：実質的に経営破綻に陥っている発行会社
破綻懸念先：今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社
要注意先：今後の管理に注意を要する発行会社
正常先：上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金（注２）	4,510	百万円
貸倒引当金	8,615	
退職給付引当金	395	
減価償却	145	
その他有価証券評価差額金	2,979	
その他	935	
繰延税金資産小計	17,582	
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注２）	△4,510	
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△12,369	
評価性引当額小計（注１）	△16,880	
繰延税金資産合計	702	
繰延税金負債		
資産除去費用の資産計上額	12	
前払年金費用	1,112	
繰延税金負債合計	1,125	
繰延税金資産（負債）の純額	△422	百万円

（注１）評価性引当額が4,508百万円増加しております。この増加の主な内容は、貸倒引当金に係る評価性引当額を4,848百万円追加的に認識したこと及び繰越欠損金に係る評価性引当額が2,027百万円増加した一方で、その他有価証券評価差額に関する評価性引当額が2,407百万円減少したことによるものです。

（注２）税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度（2024年３月31日）

	１年以内（百万円）	１年超２年以内（百万円）	２年超３年以内（百万円）	３年超４年以内（百万円）	４年超５年以内（百万円）	５年超６年以内（百万円）
税務上の繰越欠損金（※１）	937	－	392	－	－	－
評価性引当額	△937	－	△392	－	－	－
繰延税金資産	－	－	－	－	－	－

	６年超７年以内（百万円）	７年超８年以内（百万円）	８年超９年以内（百万円）	９年超10年以内（百万円）	合計（百万円）
税務上の繰越欠損金（※１）	938	－	－	2,243	4,510
評価性引当額	△938	－	－	△2,243	△4,510
繰延税金資産	－	－	－	－	－

（※１）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

１株当たり情報に関する注記

１株当たりの純資産額	50 円 76 銭
１株当たりの当期純損失金額	33 円 41 銭

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	株式会社じもとホールディングス	被所有直接100%	経営管理	増資の割当(注)	19,966	資本金 資本準備金	9,983 9,983

(注) 親会社である株式会社じもとホールディングスは、株式会社整理回収機構及び関係会社であるSBI地銀ホールディングスより計19,966百万円を第三者割当増資により資金調達し、全額を当行に出資しております。

2. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	きらやかカード株式会社	100% (－)	債権被保証	被保証	△3,471	－	－
				支払保証料(注)	92	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 保証料率については、代弁率を基礎として、毎期交渉の上決定しております。また、当事業年度末における債権被保証残高は24,539百万円であります。

3. 兄弟会社等

該当事項はありません。

4. 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)(注1)	科目	期末残高(百万円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	有限会社五十嵐会計事務所(注2)	山形県米沢市	3	会計事務所	－	金銭貸借関係	資金の貸付 貸付金の返済 利息の受取	7 11 0	貸出金	31

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 融資取引については、一般の取引条件と同様に決定しております。

(注2) 有限会社五十嵐会計事務所は、社外取締役監査等委員五十嵐正明氏及びその近親者が議決権の過半数を保有しております。

重要な後発事象に関する注記

公的資金返済に関する国との協議開始の決定

親会社である株式会社じもとホールディングス(以下「じもとホールディングス」といいます。)及び当行は、2024年４月26日開催の取締役会において、じもとホールディングスグループにおける公的資金返済について、国との間で協議を開始することを決定いたしました。

（１）協議開始の決定理由

じもとホールディングスと当行は、これまで国から資本参加を受けた公的資金を活用し、地元企業の支援を通じた地域経済の活性化に取組んできております。

この公的資金のうち、2009 年に当行が資本参加を受けた 200 億円（じもとホールディングスＣ種優先株式、震災特例）につきましては、本年９月に返済を予定しておりましたが、今般、当行において、抜本的な再生支援を要する企業への引当金計上などにより、2024年３月期に多額の当期純損失を計上しております。

このためじもとホールディングスと当行は、当行の自己資本比率の状況に鑑み、当行が地元山形県において引き続き金融仲介機能を発揮し、地元の中小企業を支える責務を果たしていくためには、2024年９月に予定していた当該公的資金の返済は困難と判断いたしました。

（２）今後の対応

こうした方針を踏まえ、じもとホールディングスと当行は、当該公的資金の取扱いについて、今後、公的資金の返済に向けた財源の確保に取り組むとともに、改めて国との間で、返済時期の見直しを含めた、公的資金返済に関する協議をしてまいります。

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第２条第８項及び銀行法施行令第４条の２に基づいております。

1. 連結計算書類の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項
① 連結される子会社及び子法人等　　４社
会社名
・きらやかカード株式会社
・きらやかリース株式会社
・きらやかコンサルティング＆パートナーズ株式会社
・山形ビジネスサービス株式会社
② 非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。
(2) 持分法の適用に関する事項
① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。
② 持分法適用の関連法人等　　１社
会社名
・株式会社富士通山形インフォテクノ
③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。
④ 持分法非適用の関連法人等
該当ありません。
(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項
すべての連結される子会社及び子法人等の決算日は連結決算日（３月末日）と一致しております。

2. 会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
(2) 有価証券の評価基準及び評価方法
① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
② 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
(4) 固定資産の減価償却の方法
① 有形固定資産（リース資産を除く）
有形固定資産は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建　物　　15年 ～ 50年
その他　　３年 ～ ６年
② 無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として５年）に基づいて償却しております。
③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」（及び「無形固定資産」）中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後１年間の予想損失額又は今後３年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、１年間又は３年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,840百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、一部の連結される子会社及び子法人等において、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

なお、当連結会計年度は、支給見込額が零であるため計上しておりません。

(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(9) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に係る信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来発生する可能性のある負担金支払見積額を計上しております。

(10) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により費用処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理

なお、一部の連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(11) 収益の計上方法

① 顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務は、金融サービスに係る役務の提供であります。主に約束したサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該サービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

② ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

③ クレジットカード業を営む連結される子会社における受取保証料（役務取引等収益）については、当連結会計年度末における被保証債務残高が全額期限前弁済されると仮定した場合に返戻を要する保証料額（契約に基づく金額）を、受取保証料の総額から除いた額を収益として計上する方法を採用しております。

(12) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産及び負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。連結される子会社及び子法人等の外貨建資産及び負債はありません。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

① 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号　2022年３月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

② 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号　2020年10月８日。以下「業種別委員会実務指針第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

連結される子会社及び子法人等は、ヘッジ会計を適用しておりません。

(14) 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

投資信託(上場投資信託を除く。)の解約・償還に伴う損益については、個別取引毎に、解約益及び償還益は「資金運用収益」の「有価証券利息配当金」として、解約損及び償還損は「その他業務費用」として計上しております。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、貸倒引当金であります。

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

貸倒引当金　31,820百万円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(1)算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「2．会計方針に関する事項」「(5) 貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

(2)主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。特に、返済状況、財務内容又は業績が悪化している債務者については「債務者区分の判定における将来の業績見通し」を具体化した経営改善計画等の合理性及び実現可能性を評価しております。

(3)翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

個別債務者の業績の変化等により、見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌連結会計年度に係る連結計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

追加情報

（賞与引当金）

前連結会計年度において、当行の従業員に対する未払賞与については「その他負債」に含めて計上しておりましたが、当連結会計年度において賞与の算定方法を変更したことに伴い、当連結会計年度より「賞与引当金」として計上しております。なお、前連結会計年度において「その他負債」に計上していた従業員未払賞与は376百万円であります。

連結貸借対照表に関する注記

1．関係会社の株式（及び出資金）総額（連結子会社及び連結子法人等の株式（及び出資金）を除く） 112 百万円

2．銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）等であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	20,295百万円
危険債権額	46,843百万円
三月以上延滞債権額	－百万円
貸出条件緩和債権額	389百万円
合計額	67,528百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3．手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、4,492百万円であります。

4．担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
現金預け金	7百万円
貸出金	88,956百万円
担保資産に対応する債務	
預金	227百万円
借用金	50,700百万円

また、その他資産には、金融商品等差入担保金10,000百万円及び保証金428百万円が含まれております。

5．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、156,849百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が156,849百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6．土地の再評価に関する法律（1998年３月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日　　1999 年３月 31 日

同法律第３条第３項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998 年３月 31 日公布政令第 119 号）第２条第１号に定める地価公示法の規定により公示された価格、第２条第３号に定める土地課税台帳及び第４号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算等合理的な調整を行って算出。

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額　　1,595 百万円

7．有形固定資産の減価償却累計額　16,313 百万円

8．有形固定資産の圧縮記帳額　1,008 百万円

9．「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する保証債務の額は 17,741 百万円であります。

10．当行の取締役との間の取引による取締役に対する金銭債権総額　52百万円

連結損益計算書に関する注記

1.「その他の経常費用」には、貸出金償却 495 百万円、株式等償却 2 百万円及び株式等売却損 1 百万円を含んでおります。

2. 減損損失

当連結会計年度において、当行が保有する以下の資産について、営業キャッシュ・フローの低下、使用範囲または方法の変更、地価の下落等に伴い投資額の回収が見込めなくなったことから、減損損失を計上しております。

減損損失　（単位：百万円）

用途	種類	場所	金額
営業用店舗	土　地	山形県	291
営業用店舗	土　地	宮城県	81
営業用店舗	建　物	山形県	80
営業用店舗	建　物	宮城県	4
遊　休	土　地	山形県	1,220
遊　休	建　物	山形県	12
遊　休	その他	新潟県	0
合計			1,690

資産のグルーピングは、営業用店舗については、それぞれを収益管理上の区分ごとにグルーピングし、最小単位としております。また、遊休資産及び使用中止予定資産並びに処分予定資産は、各資産を最小単位としております。本部等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

なお、当連結会計年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額としております。正味売却価額は、主として不動産鑑定評価基準等に基づき算定しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘　要
発行済株式					
普通株式	592,216	287,285	－	879,501	
合　計	592,216	287,285	－	879,501	

（注）当連結会計年度期首において自己株式はなく、当連結会計年度における異動がありませんので、自己株式の種類及び株式数について記載しておりません。

2．配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

該当事項はありません。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループ（以下、「当行」という。）は、銀行業務としてローン事業、有価証券での資金の運用及び投資商品の販売などの金融サービス事業を行っております。これらの事業を行うため、主に預金によって資金調達を行っております。

当行では金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ＡＬＭ）をしております。

また、将来の為替変動によるリスクを回避するため、デリバティブ取引を行っております。

当行の一部の連結される子会社及び子法人等では、リース業務、クレジットカード業務及びベンチャーキャピタル業務を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行が保有する金融資産は、主として国内の取引先及び個人に対する貸出金であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託及び組合出資金であり、その他保有目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、為替リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

社債は、一定の環境の下で当行が市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

また、外貨建金融商品から生じる為替変動リスクをヘッジするために、通貨関連取引（為替予約等）を行っております。外貨建金銭債権･債務の為替変動リスクを減殺するために行っている先物為替取引は、時価評価をしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないしは消失し、損失を被るリスクをいいます。

当行が、個別債務者に対する厳正な与信審査・管理を行うことで個別債務者の信用リスクを管理するとともに、ポートフォリオ管理により銀行全体の信用リスクの分散を図っております。

個別債務者の信用リスク管理については、審査部門が債務者毎に財務分析、業界動向、資金使途、返済計画等の評価を行っております。評価は、新規与信実行時及び、実行後の自己査定において定期的に行い、常に個別債務者の信用状況を把握するよう努めております。

自己査定とは、債務者区分及び担保・保証等の状況をもとに、債権の回収の危険性の度合いに応じて資産の分類を行うものです。審査部門は、自己査定の集計結果等を経営に報告しております。

銀行全体の与信ポートフォリオについては、リスク管理部門が、業種集中度合や大口集中度合等のモニタリングを定期的に行い、集中リスクを排除したポートフォリオ構築を図っております。

リスク管理部門は、モニタリング結果を定期的に経営に報告しております。

当行では、行内格付制度を導入しております。行内格付制度は、個別債務者の信用度に応じて信用格付を付与し分類するもので、案件審査や与信管理、与信ポートフォリオのモニタリングを行う際に利用しております。

② 市場リスクの管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産・負債の価格が変動し損失を被るリスクや、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいいます。

当行において、市場取引執行部門であるフロントオフィス、市場取引事務部門であるバックオフィス、及びリスク管理部門であるミドルオフィスの３部門による相互牽制体制とし、市場リスク管理態勢の強化に努めております。

リスク管理部門は、市場リスク量を適切にコントロールするために市場リスクの状況をモニタリングしております。具体的には、計量可能な市場リスクについては市場リスク量を計測し、また、ストレス・テストやシミュレーション分析を行って、金利・株・為替市場が大きく変動した場合に、当行が抱える市場リスク量や、当行の損益に与える影響等を試算しております。また、リスク管理部門は、市場リスクの状況について定期的に経営に報告しており、リスク管理委員会等において、市場リスクが当行の自己資本の状況に対して許容できる状況に収まっていることを確認するとともに、市場リスクのコントロールに関する方針の検討を行っております。

当行において、市場リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、「預金」、「借用金」であります。

当行では、これらの金融資産、金融負債についてVaR(観測期間は１年、保有期間は政策投資以外の上場株式、国債、地方債、社債、投資信託は２ヶ月、外国証券、預金、貸出金、政策投資株式は６ヶ月、信頼区間は99%、分散・共分散法)を用いて市場リスク量として把握・管理しております。

当行の市場リスク量(VaR)は、2024年３月31日現在、全体で△3,322百万円となっております。預金及び貸出金等の金利リスクの影響を受ける金融商品(有価証券を除く)においては、当連結会計年度末現在で指標となる金利が上昇した場合には、全体で価値が高まるため、内部管理上ではリスク量を負の値として計測しております。

なお、有価証券評価損益が損失の場合、当該評価損をリスク量に加算せず、資本配賦時に配賦原資から予め控除しております。

有価証券のVaRについて、市場リスク量の計測モデルの正確性を検証するため、モデルが計測したVaRと実際の損益変動額を比較するバックテストを実施しており、使用する計測モデルは十分な精度で市場リスクを捕捉しているものと考えております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を算出しているため、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスク量は捕捉できない可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

流動性リスクとは、運用と調達の期間のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる場合や、通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被る資金繰りリスク及び市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被る市場流動性リスクをいいます。

当行は、日々の資金の運用、調達の状況の適切な管理を行い安定的な資金繰りを達成するとともに、状況に応じた流動性準備や資金調達手段の方法を定めるなど、流動性の確保に十分配慮した運営を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

2024年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（(注１）参照)。また、現金預け金、コールマネー及び売渡手形は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時　価	差　額
(1) 有価証券（※１）			
その他有価証券	86,957	86,957	－
(2) 貸出金	980,314		
貸倒引当金（※２）	△30,484		
	949,830	951,995	2,164
資産計	1,036,788	1,038,952	2,164
(1) 預金	1,223,147	1,223,315	167
(2) 譲渡性預金	6,222	6,222	0
(3) 借用金	58,658	58,687	29
負債計	1,288,028	1,288,225	196

（※１）当連結会計年度の有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2021年６月17日）の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

（※２）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（※３）連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

（注１）市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区　分	連結貸借対照表計上額
非上場株式（※１）（※２）	1,682
組合出資金（※３）	1,263

（※１）非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号　2020年３月31日）第５項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（※２）当連結会計年度において、非上場株式について２百万円減損処理を行っております。

（※３）組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2021年６月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

3．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。
レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価
レベル２の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2024年３月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券				
その他有価証券				
国債	－	－	－	－
地方債	－	－	－	－
社債	－	133	17,682	17,815
株式	1,078	－	－	1,078
その他	－	67,049	－	67,049
資産計	1,078	67,182	17,682	85,943

（＊）　有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2021年６月17日）第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-3項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は－百万円、第24-9項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は1,014百万円であります。

①第24-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

（単位：百万円）

期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、及び償還の純額	投資信託の基準価額を時価とみなすこととした額	投資信託の基準価額を時価とみなさないこととした額	期末残高	当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益（※１）
	損益に計上（※1）	その他の包括利益に計上（※2）					
1,000	－	13	－	－	－	1,014	－

（※１）連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」に含まれております。
（※２）連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(2)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2024年３月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
貸出金	－	－	951,995	951,995
資産計	－	－	951,995	951,995
預金	－	1,223,315	－	1,223,315
譲渡性預金	－	6,222	－	6,222
借用金	－	50,688	7,999	58,687
負債計	－	1,280,225	7,999	1,288,225

（注１）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資　産

有価証券

有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関又は情報ベンダーから提示された価格などの公表された相場価格のうち、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル１の時価に分類しています。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル２の時価に分類しています。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル２の時価に分類しております。

相場価格が入手できない場合には、内部格付及び期間に基づく区分ごとに元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いているため、レベル３の時価に分類しています。

貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。デリバティブの要素が含まれている貸出金及び住宅ローン債権は、取引金融機関及び情報ベンダーなど第三者から入手した相場価格を利用しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フロー又は担保及び保証による回収可能見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

いずれの時価についても観察できないインプットによる影響額が重要であるため、レベル３の時価に分類しております。

負　債

預金、及び譲渡性預金

要求払預金について、連結決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としています。また、定期預金、定期積金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いているため、レベル２の時価に分類しております。

借用金

借用金のうち、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を、格付に応じた信用スプレッドを市場金利に加算した利率で割り引いて時価を算出しております。観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル３の時価、そうでない場合はレベル２の時価に分類しております。

（注２）時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル３の時価に関する情報

(1)重要な観察できないインプットに関する定量的情報（2024年３月31日）

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券				
その他有価証券				
私募債	割引現在価値法	割引率	0.09%-1.50%	0.37%

(2)期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益（2024年３月31日）

（単位：百万円）

	期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル３の時価への振替	レベル３の時価からの振替	期末残高	当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益（※1）
		損益に計上（※1）	その他の包括利益に計上（※2）					
有価証券								
その他有価証券								
私募債	18,068	－	△106	△279	－	－	17,682	－

（※1）連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」に含まれております。

（※2）連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(3)時価の評価プロセスの説明

当行グループはリスク統括部門において時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って同一部門で時価を算定しております。算定された時価は、独立した市場金融部門において、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。検証結果は毎期経理部門に報告され、時価の算定の方針及び手続に関する適切性が確保されております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においては、

利用されている評価技法及びインプットの確認や月次推移分析等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

私募債の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットである割引率は、OISなどの基準市場金利に対する調整率であり、主に信用リスクから生じる金融商品のキャッシュ・フローの不確実性に対し市場参加者が必要とする報酬額であるリスク・プレミアムから構成されます。一般に、割引率の著しい上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。

有価証券に関する注記

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券（2024 年３月 31 日現在）

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	－

2. 満期保有目的の債券（2024年３月31日現在）

該当事項はありません。

3. その他有価証券（2024年３月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	777	504	272
	債券	9,469	9,424	45
	国債	－	－	－
	地方債	－	－	－
	社債	9,469	9,424	45
	その他	1,058	993	65
	小計	11,305	10,922	383
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	301	333	△31
	債券	8,346	8,432	△85
	国債	－	－	－
	地方債	－	－	－
	社債	8,346	8,432	△85
	その他	67,004	76,900	△9,895
	小計	75,652	85,665	△10,013
合計		86,957	96,587	△9,629

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2023年４月１日 至 2024年３月31日）

該当事項はありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 2023年４月１日　至 2024年３月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	419	282	1
債券	27,359	－	1,418
国債	－	－	－
地方債	6,749	－	233
社債	20,610	－	1,185
その他	－	－	－
合計	27,779	282	1,420

6. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、主として資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先・実質破綻先・破綻懸念先	時価が取得原価に比べ下落
要注意先	時価が取得原価に比べ30％以上下落
正常先	時価が取得原価に比べ50％以上下落、または、時価が取得原価に比べ30％以上50％未満下落したもので市場価格が一定水準以下で推移等

破綻先：破産、特別清算、会社更生、民事再生、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社
実質破綻先：実質的に経営破綻に陥っている発行会社
破綻懸念先：今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社
要注意先：今後の管理に注意を要する発行会社
正常先：上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を分解した情報（2024年３月31日）

（単位：百万円）

区分	当連結会計年度
経常収益	22,860
うち役務取引等収益	3,823
預金・貸出業務	1,926
為替業務	767
証券関連業務	130
代理業務	51
保護預り・貸金庫業務	9
保証業務	72
投信窓販業務	174
保険窓販業務	543
その他	148

（注）役務取引等収益は主に銀行業から発生しております。なお、上表には企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づく収益も含んでおります。

１株当たり情報に関する注記

１株当たりの純資産額	49円76銭
１株当たりの親会社株主に帰属する当期純損失金額	33円71銭

重要な後発事象に関する注記

公的資金返済に関する国との協議開始の決定

親会社である株式会社じもとホールディングス（以下「じもとホールディングス」といいます。）及び当行は、2024年４月26日開催の取締役会において、じもとホールディングスグループにおける公的資金返済について、国との間で協議を開始することを決定いたしました。

（１）協議開始の決定理由

じもとホールディングスと当行は、これまで国から資本参加を受けた公的資金を活用し、地元企業の支援を通じた地域経済の活性化に取組んできております。

この公的資金のうち、2009 年に当行が資本参加を受けた 200 億円（じもとホールディングスＣ種優先株式、震災特例）につきましては、本年９月に返済を予定しておりましたが、今般、当行において、抜本的な再生支援を要する企業への引当金計上などにより、2024年３月期に多額の当期純損失を計上しております。

このためじもとホールディングスと当行は、当行の自己資本比率の状況に鑑み、当行が地元山形県において引き続き金融仲介機能を発揮し、地元の中小企業を支える責務を果たしていくためには、2024年９月に予定していた当該公的資金の返済は困難と判断いたしました。

（２）今後の対応

こうした方針を踏まえ、じもとホールディングスと当行は、当該公的資金の取扱いについて、今後、公的資金の返済に向けた財源の確保に取り組むとともに、改めて国との間で、返済時期の見直しを含めた、公的資金返済に関する協議をしてまいります。

別紙様式1-1の1

計表ID	FN001	Ver.202103
基準日(西暦年/月)	2024	5
金融機関コード	0508	
金融機関名	きらやか銀行	
担当部署	経理部	

末 残 日 計 表 (銀行勘定、国内店)

(令和6年5月末現在)

(単位:百万円)

借方 科目	コード	金額	貸方 科目	コード	金額
現金預け金	16058014	189,412	預金	16059824	1,146,367
現金	16058024	30,408	当座預金	16059844	50,111
(うち切手手形)	16058034	(853)	普通預金	16059854	686,433
外国通貨	16058044		貯蓄預金	16109974	1,404
金	16058054		通知預金	16059864	2,814
預け金	16058074	159,003	定期預金	16059904	387,303
(うち日銀預け金)	16058094	(158,289)	定期積金	16059944	10,739
(うち譲渡性預け金)	16058104	( )	別段預金	16059874	7,337
コールローン	16058124		納税準備預金	16059884	221
買現先勘定	16151044		非居住者円預金	16059974	
債券貸借取引支払保証金	16178174		外貨預金	16059984	
買入手形	16058134		(金融機関預金)	16060004	(1,910)
買入金銭債権	16058184		譲渡性預金	16060054	5,766
商品有価証券	16058224		コールマネー	16060064	
商品国債	16058234		売現先勘定	16151074	
商品地方債	16058244		債券貸借取引受入担保金	16178194	
商品政府保証債	16058254		売渡手形	16060074	
その他の商品有価証券	16140994		コマーシャル・ペーパー	16141004	
金銭の信託	16058114		借用金	16060094	50,700
有価証券	16058264	103,378	再割引手形	16060104	
国債	16058274		(うち日銀再割引手形)	16060114	( )
(うち手元現在高)	16058284	( )	借入金	16060124	50,700
地方債	16058294		(うち日銀借入金)	16060134	(50,700)
短期社債	16178184		当座借越	16060144	
社債	16058304	17,797	外国為替	16060164	
(公社公団債)	16058314	(124)	外国他店預り	16060174	
(金融債)	16058324	( )	外国他店借	16060184	
(事業債)	16058334	(17,672)	売渡外国為替	16060194	
株式	16058344	6,468	未払外国為替	16060204	
外国証券	16058354	3,000	短期社債	16178204	
その他の証券	16058404	76,113	社債	16139294	
貸出金	16058444	964,307	新株予約権付社債	16060024	
割引手形	16058494	4,122	信託勘定借	16060214	
(うち商業手形)	16058504	(4,122)	その他負債	16060224	8,989
貸付金	16058514	960,184	未決済為替借	16060234	
(手形貸付)	16058534	(29,447)	未払法人税等	16060304	
(証書貸付)	16058554	(841,424)	未払費用	16060314	
(当座貸越)	16058564	(89,313)	前受収益	16060324	
外国為替	16058574		従業員預り金	16060334	287
外国他店預け	16058584		給付補填備金	16060344	0
外国他店貸	16058594		先物取引受入証拠金	16097964	
買入外国為替	16058604		先物取引差金勘定	16097974	
取立外国為替	16058614		借入商品債券	16097984	
その他資産	16058624	25,951	借入有価証券	16060354	
未決済為替貸	16058634		売付商品債券	16109854	
前払費用	16058644		売付債券	16109864	
未収収益	16058654		金融派生商品	16151084	
先物取引差入証拠金	16097924		金融商品等受入担保金	16321864	
先物取引差金勘定	16097934		リース債務	16312794	
保管有価証券等	16097944		資産除去債務	16318594	119
金融派生商品	16151054		代理店借	16060364	
金融商品等差入担保金	16321854		未払配当金	16060384	
社債発行費	16149934		未払送金為替	16060244	0
リース投資資産	16321724	3,695	預金利子税等預り金	16060394	14
代理店貸	16058724		仮受金	16060404	8,533
仮払金	16058714	1,256	その他の負債	16060414	34
その他の資産	16058734	20,999	本支店未達	16060254	
本支店未達	16058674		賞与引当金	16162594	
有形固定資産	16192024	11,582	役員賞与引当金	16188634	
建物	16192034	3,938	退職給付引当金	16060524	
土地	16192044	6,233	役員退職慰労引当金	16311584	
リース資産	16312774		その他の引当金	16060534	858
建設仮勘定	16058834	5	特別法上の引当金	16060544	
その他の有形固定資産	16192054	1,404	繰延税金負債	16146184	422
無形固定資産	16192064	1,083	再評価に係る繰延税金負債	16147214	817
ソフトウェア	16192074	917	支払承諾	16060574	5,048
のれん	16192084		純資産	16060594	54,293
リース資産	16312784		資本金	16060604	34,183
その他の無形固定資産	16192094	165	新株式申込証拠金	16192114	
前払年金費用	16327664	4,556	資本剰余金	16178214	40,582
繰延税金資産	16146174		資本準備金	16060634	34,183
再評価に係る繰延税金資産	16147204		その他資本剰余金	16165514	6,399
支払承諾見返	16058884	5,048	利益剰余金	16178254	△ 22,277
貸倒引当金	16060504	△ 30,725	利益準備金	16060644	
投資損失引当金	16149944		その他利益剰余金	16192124	△ 22,277
			積立金	16060664	
			繰越利益剰余金	16192134	△ 22,277
			自己株式	16162604	
			自己株式申込証拠金	16192144	
			その他有価証券評価差額金	16151104	
			繰延ヘッジ損益	16192154	
			土地再評価差額金	16147224	1,806
			株式引受権	16356764	
			新株予約権	16192164	
			期中損益	16060744	1,330
合計	16058894	1,274,595	合計	16060754	1,274,595

コールローン(外貨建分を除く)のうち無担保分			コールマネー(外貨建分を除く)のうち無担保分		
コールローンのうち外貨建分			コールマネーのうち外貨建分		
割引手形のうち手形割引市場関係分			再割引手形のうち手形割引市場関係分		
貸付金のうち金融機関貸付金	16065974	30,108	借入金のうち金融機関借入金	16066004	
貸付金のうち現地貸付			定期預金のうち円デポ取引		

内閣府令第 54 条第 1 項 第 1 号

・内閣府令第 32 条第 1 号から第 3 号までに掲げる書類

・内閣府令第 32 条第 2 号に掲げる書類

項　　目	添 付 書 類 名
代表者が前号の書類に記載された事項が適正であると確認し、その旨を記載した書面	・代表者による記載事項について適正であることの確認書

・内閣府令第 32 条第 3 号に掲げる書類

項　　目	添 付 書 類 名
第 1 号の貸借対照表等及び株主資本等変動計算書につき公認会計士等の監査証明を受けたことを証する書面	・（単体）（連結）独立監査人の監査報告書

2024年6月28日

記載事項について適正であることの確認書

宮城県仙台市青葉区一番町二丁目1番1号
株式会社じもとホールディングス
代表取締役社長　鈴木　隆
山形県山形市旅篭町三丁目2番3号
株式会社きらやか銀行
代表取締役頭取　川越　浩司

株式会社じもとホールディングスおよび株式会社きらやか銀行が、金融機能強化法第22条第1項の規程により、経営強化計画を提出するにあたり添付すべき金融機能強化のための特別措置に関する内閣府令第54条第1項第1号に規定する以下の書類につきまして、記載された事項が適正であることを確認しております。

記

1. 株式会社じもとホールディングス
   - 第12期末（2024年3月31日現在）連結貸借対照表及び第12期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）連結損益計算書
   - 連結自己資本比率の状況（2024年3月末）
   - 第12期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）連結株主資本変動計算書

2. 株式会社きらやか銀行
   - 第176期末（2024年3月31日現在）貸借対照表及び第176期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）損益計算書（単体）
   - 第176期末（2024年3月31日現在）連結貸借対照表及び第176期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）連結損益計算書
   - 単体自己資本比率の状況（2024年3月末）
   - 連結自己資本比率の状況（2024年3月末）
   - 第176期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）株主資本等変動計算書（単体）
   - 第176期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）連結株主資本変動計算書
   - 総勘定元帳（2024年5月31日現在）

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

２０２４年5月１３日

株式会社じもとホールディングス

取締役会　　御　中

EY新日本有限責任監査法人

東　　京　　事　　務　　所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	浅　野	功
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山　田	修

監査意見

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社じもとホールディングスの２０２３年４月１日から２０２４年３月３１日までの第１２期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は２０２４年４月２６日開催の取締役会において、公的資金返済について国との間で協議を開始することを決定している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

第12期

（2023年４月１日
2024年３月31日）

計　　算　　書　　類

貸借対照表
損益計算書
株主資本等変動計算書
個別注記表

株式会社じもとホールディングス

第12期末 （2024年3月31日現在） 貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	946	未払金	1
貯蔵品	0	未払費用	1
前払費用	2	未払法人税等	7
未収収益	0	未払消費税等	5
未収入金	47	未払配当金	24
その他	5	預り金	1
流動資産合計	1,002	賞与引当金	7
固定資産		流動負債合計	50
有形固定資産		固定負債	
工具、器具及び備品	1	その他	4
有形固定資産合計	1	固定負債合計	4
無形固定資産		負債の部合計	54
ソフトウェア	5	（純資産の部）	
無形固定資産合計	5	株主資本	
投資その他の資産		資本金	28,733
関係会社株式	117,032	資本剰余金	
敷金	7	資本準備金	27,233
繰延税金資産	4	その他資本剰余金	60,868
投資その他の資産合計	117,044	資本剰余金合計	88,101
固定資産合計	117,051	利益剰余金	
繰延資産		その他利益剰余金	1,284
株式交付費	31	繰越利益剰余金	1,284
繰延資産合計	31	利益剰余金合計	1,284
		自己株式	△ 88
		株主資本合計	118,030
		純資産の部合計	118,030
資産の部合計	118,085	負債及び純資産の部合計	118,085

第12期（2023年４月１日から 2024年３月31日まで）損益計算書

（単位：百万円）

科目	金	額
営業収益		
手数料収入	401	
受取配当金	271	
営業収益合計		672
営業費用		
販売費及び一般管理費	342	
営業費用合計		342
営業利益		329
営業外収益		
受取利息	0	
受取家賃	8	
雑収入	7	
営業外収益合計		15
営業外費用		
株式交付費償却	10	
雑損失	28	
営業外費用合計		39
経常利益		306
税引前当期純利益		306
法人税、住民税及び事業税	12	
法人税等調整額	△ 0	
法人税等合計		11
当期純利益		294

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社株式については、移動平均法による原価法により行っております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

工具、器具及び備品　５年　～　15 年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。

3. 繰延資産の処理方法

株式交付費　　３年間の均等償却を行っております。

4. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

5. 消費税等の会計処理

固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

追加情報

1.（株式給付信託（BBT））

当社は、当社並びに当社子会社である株式会社きらやか銀行及び株式会社仙台銀行（以下「当社グループ」という。）の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象役員」という。）に対して業績連動型の株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」を導入しております。

（1）取引の概要

当社が拠出する金銭を原資として、本制度に基づき設定される信託を通じて当社株式を取得します。取得した当社株式は、対象役員に対して、当社グループが定める「役員株式給付規程」に従い受益者要件を満たした者に当社株式等を給付します。

（2）信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。

当事業年度末における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、39 百万円、45 千株であります。

2.（賞与引当金）

前事業年度において、従業員に対する未払賞与については「流動負債」の「その他」に含めて計上しておりましたが、当事業年度において賞与の算定方法を変更したことに伴い、当事業年度より「賞与引当金」として計上しております。なお、前事業年度において「流動負債」の「その他」に計上していた従業員未払賞与は8百万円であります。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額　　10 百万円
2. 関係会社に対する金銭債権

　現金及び預金　　946 百万円

　未収収益　　0 百万円
3. 関係会社に対する金銭債務

　その他　　9 百万円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

(1) 営業取引による取引高

　営業収益

　　手数料収入　　401 百万円

　　受取配当金　　271 百万円

　販売費及び一般管理費　　128 百万円

(2) 営業取引以外の取引による取引高

　営業外収益

　　受取利息　　0 百万円

　　受取家賃　　8 百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	102	3	5	99	注
合　計	102	3	5	99	

（注）１．自己株式（普通株式）の当事業年度期首及び当事業年度末株式数には、株式給付信託（BBT）が保有する株式がそれぞれ、51 千株、45 千株が含まれております。

２．自己株式（普通株式）の増加３千株は、単元未満株式の買取請求による増加３千株であります。

３．自己株式（普通株式）の減少５千株は、株式給付信託（BBT）に基づく対象役員４名の退任に伴う給付による減少５千株、単元未満株式の買増請求０千株であります。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

（単位：百万円）

繰延税金資産	
未払金	0
未払費用	0
未払事業税	1
賞与引当金	2
繰延税金資産合計	4
繰延税金負債合計	－
繰延税金資産の純額	4

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

（単位：百万円）

種　類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内　容	取　引金　額	科　目	期　末残　高
その他の関係会社	SBI 地銀ホールディングス株式会社	被所有直　接33.89%	資本業務提携の締結	増資の割当（注）	1,966	資本金 資本準備金	983 983

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)普通株式の第三者割当による新株式の発行は、当該第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前営業日（2023 年 8 月 31 日）の株式会社東京証券取引所における普通株式の終値である 407 円を参考とし、1 株 371 円で行っております。

2. 子会社

（単位：百万円）

種　類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内　容	議決権等の所有(被所有)割　合	関連当事者との関係	取引の内　容	取　引金　額	科　目	期　末残　高
子会社	株式会社きらやか銀行	山形県山形市	34,183	銀行業	所　有直　接100%	経　営管　理 役員の兼　任	経営管理料の受取（注1）	229	―	―
							増資の引受（注2）	19,966	―	―
子会社	株式会社仙台銀　行	仙台市青葉区	22,735	銀行業	所　有直　接100%	経　営管　理 役員の兼　任	経営管理料の受取（注1）	171	―	―

(注) 1.当社の業務予算に基づき、経営活動に必要な諸経費を鑑みて算定しております。

(注) 2.増資の引受は、株式会社きらやか銀行の行った株主割当増資を引き受けたものです。

3. 兄弟会社等

該当事項はありません。

4. 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たりの純資産額　1,497 円 00 銭

2. 1株当たりの当期純利益金額　12 円 82 銭

３．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額　　１円 81 銭

重要な後発事象に関する注記

公的資金返済に関する国との協議開始の決定

当社と当社連結子会社の株式会社きらやか銀行（以下「きらやか銀行」といいます。）は、2024 年４月 26 日開催の取締役会において、当社グループにおける公的資金返済について、国との間で協議を開始することを決定いたしました。

（１）協議開始の決定理由

当社ときらやか銀行は、これまで国から資本参加を受けた公的資金を活用し、地元企業の支援を通じた地域経済の活性化に取組んできております。

この公的資金のうち、2009 年にきらやか銀行が資本参加を受けた 200 億円（当社Ｃ種優先株式、震災特例）につきましては、本年９月に返済を予定しておりましたが、今般、きらやか銀行において、抜本的な再生支援を要する企業への引当金計上などにより、2024 年３月期に多額の当期純損失を計上しております。

このため当社ときらやか銀行は、きらやか銀行の自己資本比率の状況に鑑み、きらやか銀行が地元山形県において引き続き金融仲介機能を発揮し、地元の中小企業を支える責務を果たしていくためには、2024 年９月に予定していた当該公的資金の返済は困難と判断いたしました。

（２）今後の対応

こうした方針を踏まえ、当社ときらやか銀行は、当該公的資金の取扱いについて、今後、公的資金の返済に向けた財源の確保に取り組むとともに、改めて国との間で、返済時期の見直しを含めた、公的資金返済に関する協議をしてまいります。

第12期　附 属 明 細 書

〔　2023年４月１日から
　2024年３月31日まで　〕

株式会社じもとホールディングス

目　　次

１　計算書類に関する事項

２　事業報告に関する事項

1．計算書類に関する事項

（1）有形固定資産及び無形固定資産

(単位：百万円)

種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	償却累計額	償却累計率
有形固定資産	2	-	-	0	1	10	86.72%
無形固定資産	0	6	0	0	5	25	80.74%
計	2	6	0	0	7	35	82.45%

（2）引当金

(単位：百万円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高	計上理由及び算定方法
			目的使用	その他		
賞与引当金	-	7	-	-	7	

（3）営業経費

(単位：百万円)

区分	金額	摘要
広告宣伝費	6	
給料・手当	172	
法定福利費	21	
通信費	4	
水道光熱費	1	
保険料	5	
地代家賃	20	
支払手数料	0	
会議費	6	
租税公課	8	
外部報酬	64	
保守料	16	
減価償却費	0	
雑費	11	
その他	1	
計	342	

（4）その他の重要な事項

該当事項はありません。

２.事業報告に関する事項

（１）会社役員の状況

区　分	氏　名	兼職法人等名	役　職	摘　要
取　締　役	川　越　浩　司	(株)きらやか銀行	代表取締役頭取	当社及び(株)きらやか銀行に従事する取締役のため、銀行法の規定に基づき、兼職の認可を受けております。
取　締　役	鈴　木　　隆	(株)仙台銀行	代表取締役頭取	当社及び(株)仙台銀行に従事する取締役のため、銀行法の規定に基づき、兼職の認可を受けております。
取　締　役	尾　形　　毅	(株)仙台銀行	取　締　役	
取　締　役	内　田　巧　一	(株)きらやか銀行	代表取締役常務	
取　締　役	太　田　順　一	(株)仙台銀行	代表取締役常務	
取　締　役	遠　藤　裕　治	(株)きらやか銀行	取　締　役	
取　締　役	坂　爪　敏　雄	(株)仙台銀行	常務取締役	
取　締　役	笠　原　　守	(株)きらやか銀行	取　締　役	
取　締　役	半　田　　稔	半田稔法律事務所	所　　長	
取　締　役	長谷川　靖	地方創生パートナーズ(株)	執行役員事務局長	
		SBI地銀ホールディングス(株)	取　締　役	
		(株)きらやか銀行	取　締　役	
取　締　役	佐　竹　　勤			
取　締　役 (監査等委員)	遠　藤　　宏			
取　締　役 (監査等委員)	伊　藤　吉　明	伊藤公認会計士事務所	所　　長	
取　締　役 (監査等委員)	髙　橋　　節			
取　締　役 (監査等委員)	伊　東　昭　代	宮城県美術館	館　　長	

（２）その他の重要な事項

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

２０２４年5月１３日

株式会社じもとホールディングス

取締役会　　御　中

EY新日本有限責任監査法人

東　京　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	浅　野	功
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山　田	修

監査意見

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、株式会社じもとホールディングスの２０２３年４月１日から２０２４年３月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社じもとホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は２０２４年４月２６日開催の取締役会において、公的資金返済について国との間で協議を開始することを決定している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

第12期

（2023年４月１日
2024年３月31日）

連　結　計　算　書　類

連結貸借対照表
連結損益計算書
連結株主資本等変動計算書
連結注記表

株式会社じもとホールディングス

第12期末（2024年３月31日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	358,624	預金	2,269,810
買入金銭債権	756	譲渡性預金	181,422
金銭の信託	201	借用金	128,761
有価証券	347,075	その他負債	8,199
貸出金	1,916,174	賞与引当金	714
外国為替	12	退職給付に係る負債	108
リース債権及びリース投資資産	12,392	睡眠預金払戻損失引当金	145
その他資産	51,075	偶発損失引当金	1,058
有形固定資産	20,456	繰延税金負債	677
建物	7,675	再評価に係る繰延税金負債	817
土地	10,275	支払承諾	5,481
建設仮勘定	1	負債の部合計	2,597,198
その他の有形固定資産	2,503	（純資産の部）	
無形固定資産	1,659	資本金	28,733
ソフトウェア	1,418	資本剰余金	78,862
その他の無形固定資産	241	利益剰余金	△ 3,402
退職給付に係る資産	5,015	自己株式	△ 88
繰延税金資産	294	株主資本合計	104,104
支払承諾見返	5,481	その他有価証券評価差額金	△ 22,319
貸倒引当金	△ 38,394	土地再評価差額金	1,806
		退職給付に係る調整累計額	△ 197
		その他の包括利益累計額合計	△ 20,710
		非支配株主持分	232
		純資産の部合計	83,626
資産の部合計	2,680,825	負債及び純資産の部合計	2,680,825

第12期　（2023年４月１日から 2024年３月31日まで）　連結損益計算書

（単位：百万円）

科目	金	額
経常収益		37,942
資金運用収益	23,449	
貸出金利息	22,403	
有価証券利息配当金	741	
コールローン利息及び買入手形利息	0	
預け金利息	280	
その他の受入利息	23	
役務取引等収益	6,864	
その他業務収益	1,361	
その他経常収益	6,267	
償却債権取立益	91	
株式等売却益	766	
その他の経常収益	5,408	
経常費用		60,271
資金調達費用	269	
預金利息	197	
譲渡性預金利息	5	
コールマネー利息及び売渡手形利息	△ 0	
借用金利息	56	
その他の支払利息	10	
役務取引等費用	3,634	
その他業務費用	9,672	
営業経費	22,258	
その他経常費用	24,436	
貸倒引当金繰入額	17,767	
その他の経常費用	6,669	
経常損失		22,329
特別利益		788
固定資産処分益	124	
収用補償金	664	
特別損失		1,881
固定資産処分損	187	
減損損失	1,694	
税金等調整前当期純損失		23,422
法人税、住民税及び事業税	561	
法人税等調整額	△ 525	
法人税等合計		36
当期純損失		23,458
非支配株主に帰属する当期純利益		3
親会社株主に帰属する当期純損失		23,462

第12期 （2023年４月１日から 2024年３月31日まで） 連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本					その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	18,750	68,879	19,042	△ 92	106,579	△ 31,095	3,064	△ 1,045	△ 29,076	227	77,730
当期変動額											
新株の発行	9,983	9,983			19,966						19,966
剰余金の配当			△ 240		△ 240						△ 240
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△ 23,462		△ 23,462						△ 23,462
自己株式の取得				△ 1	△ 1						△ 1
自己株式の処分		△ 0		4	4						4
土地再評価差額金の取崩			1,258		1,258						1,258
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						8,775	△ 1,258	848	8,365	5	8,371
当期変動額合計	9,983	9,983	△ 22,444	3	△ 2,475	8,775	△ 1,258	848	8,365	5	5,896
当期末残高	28,733	78,862	△ 3,402	△ 88	104,104	△ 22,319	1,806	△ 197	△ 20,710	232	83,626

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第２条第８項及び銀行法施行令第４条の２に基づいております。

１．連結計算書類の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等　　７社

会社名

・株式会社きらやか銀行
・株式会社仙台銀行
・きらやかカード株式会社
・きらやかリース株式会社
・きらやかコンサルティング＆パートナーズ株式会社
・山形ビジネスサービス株式会社
・株式会社仙台銀キャピタル＆コンサルティング

② 非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

② 持分法適用の関連法人等　　１社

会社名

・株式会社富士通山形インフォテクノ

③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

④ 持分法非適用の関連法人等

該当ありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

すべての連結される子会社及び子法人等の決算日は連結決算日（３月末日）と一致しております。

2．会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

② 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社の有形固定資産は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物　　２年 ～ 50年

その他　　２年 ～ 20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として５年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」（及び「無形固定資産」）中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

銀行業を営む連結される子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該

部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,743百万円であります。

その他の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、一部の連結される子会社及び子法人等において、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

なお、当連結会計年度は、支給見込額が零であるため計上しておりません。

(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(9) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、銀行業を営む連結される子会社において、信用保証協会の責任共有制度に係る信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来発生する可能性のある負担金支払見積額を計上しております。

(10) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年又は11年）による定額法により費用処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年又は11年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理

なお、一部の連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(11) 収益の計上方法

① 顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務は、金融サービスに係る役務の提供であります。主に約束したサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該サービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

② ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

③ クレジットカード業を営む連結される子会社における受取保証料（役務取引等収益）については、当連結会計年度末における被保証債務残高が全額期限前弁済されると仮定した場合に返戻を要する保証料額（契約に基づく金額）を、受取保証料の総額から除いた額を収益として計上する方法を採用しております。

(12) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

銀行業を営む連結される子会社の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

その他の連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債はありません。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

① 金利リスク・ヘッジ

銀行業を営む一部の連結される子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号　2022年３月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

また、銀行業を営む一部の連結される子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、一部の資産・負債に金利スワップ取引の特例処理を行っております。

② 為替変動リスク・ヘッジ

銀行業を営む連結される子会社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号　2020年10月８日。以下「業種別委員会実務指針第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

その他の連結される子会社及び子法人等は、ヘッジ会計を適用しておりません。

(14) 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

投資信託(上場投資信託を除く。)の解約・償還に伴う損益については、個別取引毎に、解約益及び償還益は「資金運用収益」の「有価証券利息配当金」として、解約損及び償還損は「その他業務費用」として計上しております。

（重要な会計上の見積り）

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、貸倒引当金であります。

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

貸倒引当金　38,394百万円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(1)算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「2. 会計方針に関する事項」「(5) 貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

(2)主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。特に、返済状況、財務内容又は業績が悪化している債務者については「債務者区分の判定における将来の業績見通し」を具体化した経営改善計画等の合理性及び実現可能性を評価しております。

(3)翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

個別債務者の業績の変化等により、見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌連結会計年度に係る連結計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

（追加情報）

1.（株式給付信託（BBT））

当社は、当社並びに当社子会社である株式会社きらやか銀行及び株式会社仙台銀行（以下「当社グループ」という。）の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象役員」という。）に対して業績連動型の株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」を導入しております。

（1）取引の概要

当社が拠出する金銭を原資として、本制度に基づき設定される信託を通じて当社株式を取得します。取得した当社株式は、対象役員に対して、当社グループが定める「役員株式給付規程」に従い受益者要件を満たした者に当社株式等を給付します。

（2）信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。

当連結会計年度における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、39百万円、45千株であります。

2.（賞与引当金）

前連結会計年度において、当社及び一部の連結子会社の従業員に対する未払賞与については「その他負債」に含めて計上しておりましたが、当中間連結会計年度において賞与の算定方法を変更したことに伴い、当中間連結会計年度より「賞与引当金」として計上しております。なお、前連結会計年度において「その他負債」に計上していた従業員未払賞与は376百万円であります。

連結貸借対照表に関する注記

1．関係会社の株式（及び出資金）総額（連結子会社及び連結子法人等の株式（及び出資金）を除く）　112 百万円

2．銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）等であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	22,423	百万円
危険債権額	73,465	百万円
三月以上延滞債権額	―	百万円
貸出条件緩和債権額	3,697	百万円
合計額	99,587	百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3．手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、6,045百万円であります。

4．担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金	8	百万円
有価証券	59,291	百万円
貸出金	114,347	百万円
その他資産	1	百万円

担保資産に対応する債務

預金	1,189	百万円
借用金	120,700	百万円

上記のほか、為替決済、共同システム及び金融派生商品取引等の担保として、有価証券290百万円を差し入れております。また、その他資産には、敷金保証金539百万円、金融商品等差入担保金20,000百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、336,680百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が336,164百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律（1998年３月31日公布法律第34号）に基づき、株式会社きらやか銀行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日　　1999年３月31日

同法律第３条第３項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年３月31日公布政令第119号）第２条第１号に定める地価公示法の規定により公示された価格、第２条第３号に定める土地課税台帳及び第４号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額　1,595百万円

7. 有形固定資産の減価償却累計額　22,196百万円

8. 有形固定資産の圧縮記帳額　1,274百万円

9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する保証債務の額は27,281百万円であります。

10. 当社の取締役との間の取引による取締役に対する金銭債権総額　28百万円

連結損益計算書に関する注記

1.「その他の経常費用」には、貸出金償却 495 百万円、株式等売却損 21 百万円、株式等償却 10 百万円を含んでおります。

2．当連結会計年度において、当社グループが保有する以下の資産について、営業キャッシュ・フローの低下、使用範囲または方法の変更、地価の下落等に伴い投資額の回収が見込めなくなったことから、減損損失を計上しております。

減損損失　（単位：百万円）

用途	種類	場所	金額
営業用店舗	土　地	宮城県	81
営業用店舗	土　地	山形県	291
営業用店舗	建　物	宮城県	4
営業用店舗	建　物	山形県	80
店舗外現金自動設備	建　物	宮城県	1
店舗外現金自動設備	その他	宮城県	0
遊　休	土　地	山形県	1,220
遊　休	建　物	宮城県	2
遊　休	建　物	山形県	12
遊　休	その他	宮城県	0
遊　休	その他	新潟県	0
合計			1,694

資産のグルーピングは、営業用店舗については、それぞれを収益管理上の区分ごとにグルーピングし、最小単位としております。また、遊休資産及び使用中止予定資産並びに処分予定資産は、各資産を最小単位としております。本部等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

なお、当連結会計年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額としております。正味売却価額は、主として不動産鑑定評価基準等に基づき算定しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	21,540	5,300	－	26,840	（注）１
Ｂ種優先株式	13,000	－	－	13,000	
Ｃ種優先株式	10,000	－	－	10,000	
Ｄ種優先株式	5,000	－	－	5,000	
Ｅ種優先株式	－	18,000	－	18,000	（注）２
合　計	49,540	23,300	－	72,840	
自己株式					
普通株式	102	3	5	99	(注)３、４、５
合　計	102	3	5	99	

（注）１．普通株式の発行済株式の増加5,300千株は、第三者割当による新株の発行であります。

２．Ｅ種優先株式の発行済株式の増加18,000千株は、第三者割当による新株の発行であります。

３．当連結会計年度期首及び当連結会計年度末の自己株式（普通株式）には、株式給付信託（BBT）が保有する自社の株式がそれぞれ、51千株、45千株含まれております。

４．自己株式（普通株式）の増加３千株は、単元未満株式の買取請求による増加３千株であります。

５．自己株式（普通株式）の減少５千株は、株式給付信託（BBT）に基づく、対象役員４名の退任に伴う給付による減少５千株、単元未満株式の買増請求による減少０千株であります。

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

（決議）	株式の種　類	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
2023年６月22日定時株主総会	普通株式	107百万円	5.00円	2023年３月31日	2023年６月23日
	Ｂ種優先株式	１百万円	0.11円	2023年３月31日	2023年６月23日
	Ｃ種優先株式	131百万円	13.10円	2023年３月31日	2023年６月23日
	Ｄ種優先株式	０百万円	0.10円	2023年３月31日	2023年６月23日
合　　計		240百万円			

（注）2023年６月22日定時株主総会決議による配当金の総額には、「株式給付信託（BBT）」が保有する当社株式に対する配当金０百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

該当事項はありません。

金融商品に関する注記

１．金融商品の状況に関する事項

(１) 金融商品に対する取組方針

当社グループは､銀行業務を中心にクレジットカード業務などの金融サービスに係る事業を行っております。主たる業務である預金業務、貸出業務及び有価証券による運用等において、金利変動及び市場価格の変動を伴う金融資産及び金融負債を有しております。そのため、こうした変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ＡＬＭ)を行っております。

(２) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、主として国内のお取引先に対する貸出金及び国内外の有価証券であります。貸出金は、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託及び組合出資金であり、売買目的、満期保有目的、純投資目的及び政策投資目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利リスク、価格変動リスク、為替リスクに晒されております。

金融負債は、主として国内のお取引先からの預金であり、予期せぬ資金流出が発生するなどの流動性リスクが存在します。また、そのほかの資金調達については、一定の環境の下で当社グループが市場を利用できなくなる場合等において必要な資金が確保できない、あるいは、通常よりも高い金利での調達を余儀なくされるといった流動性リスクに晒されております。

(３) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社グループでは、信用リスク管理に関する諸規程・基準に従い、個別案件の与信審査、個別債務者の信用格付、貸出資産の自己査定、事業再生支援への取組み、問題債権の管理など適切な信用リスクの管理を行っております。

与信ポートフォリオについては、業種集中度合や大口集中度合等のモニタリングを行い、集中リスクを排除したポートフォリオ構築を図っております。

これらの信用リスク管理は、各営業店のほか与信管理部門により行われ、また、定期的にグループリスク管理委員会等に報告しております。

②市場リスクの管理

当社グループでは、市場リスク管理に関する諸規程・基準に従い、市場取引執行部門であるフロントオフィス、市場取引事務部門であるバックオフィス、及び市場リスク管理部門であるミドルオフィスの３部門による相互牽制体制とし、市場リスクの評価、モニタリング及びコントロールを行い、適切な市場リスクの管理を行っております。

市場リスク管理部門は、計量可能な市場リスクについて市場リスク量を計測するとともに、市場リスク量を適切にコントロールするため､保有限度枠や損失限度枠等を設定し､遵守状況をモニタリングし、月次でグループリスク管理委員会等に報告しております。

また、ストレス・テストやシミュレーション分析を行い、金利・株・為替市場が大きく変動した場合に、市場リスク量や損益に与える影響等を試算し、グループリスク管理委員会等において、市場リスク量が自己資本の状況に対して許容できる状況に収まっていることを確認しております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループでは、流動性リスク管理に関する諸規程・基準に基づき流動性リスク管理部門が、マーケット環境の把握、資金の運用調達状況の分析等により、日々の適切かつ安定的な資金繰り管理を実施しております。

短期間で資金化できる資産を流動性準備として一定水準以上確保するとともに流動性リスク管理指標を設定し、日々モニタリングしております。

(４)市場リスクに係る定量的情報

当社グループにおいて、市場リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、「預金」、「借用金」です。

当社グループでは、これら金融資産、金融負債についてVaR（観測期間は1年、保有期間は政策投資以外の上場株式、国債、地方債、社債、投資信託は２ヶ月、外国証券・預金・貸出金・政策投資株式・その他金利感応性を有する資産・負債は６ヶ月、信頼区間は99%、分散・共分散法）を用いて市場リスク量として、把握・管理しております。

当社グループの市場リスク量は、子銀行であるきらやか銀行及び仙台銀行の市場リスク量を合算した値

として管理しており、2024年３月31日における当社グループの市場リスク量は、全体で△13,343百万円（前連結会計年度末は△6,972百万円）になります。

なお、有価証券評価損益が損失の場合、当該評価損をリスク量に加算せず、資本配賦時に配賦原資から予め控除しております。

また、預金及び貸出金等の金利リスクの影響を受ける金融商品（有価証券を除く）においては、当連結会計年度末現在で指標となる金利が上昇した場合には、全体で価値が高まるため、内部管理上ではリスク量を負の値として計測しております。

有価証券のVaRについて、市場リスク量の計測モデルの正確性を検証するため、モデルが計測したVaRと実際の損益変動額を比較するバックテストを子銀行毎に実施しており、使用する計測モデルは十分な精度で市場リスクを捕捉しているものと考えております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を算出しているため、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

（５）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

2024年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（(注１）参照)。また、現金預け金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 有価証券（※１）			
満期保有目的の債券	7,738	7,627	△110
その他有価証券	335,622	335,622	－
(2) 貸出金	1,916,174		
貸倒引当金（※２）	△36,987		
	1,879,186	1,883,718	4,531
資産計	2,222,547	2,226,968	4,420
(1) 預金	2,269,810	2,270,004	193
(2) 譲渡性預金	181,422	181,422	0
(3) 借用金	128,761	128,780	18
負債計	2,579,994	2,580,207	212
デリバティブ取引（※３）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	95	95	－
ヘッジ会計が適用されているもの	－	－	－
デリバティブ取引計	95	95	－

（※１）当連結会計年度の有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2021年６月17日）の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

（※２）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（※３）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

（※４）連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

（注１）市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含めておりません。

（単位：百万円）

区　分	連結貸借対照表計上額
非上場株式（※１）（※２）	1,863
組合出資金（※３）	1,850

（※１）非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 19 号 2020年３月31日）第５項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（※２）当連結会計年度において、非上場株式について２百万円減損処理を行っております。

（※３）組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号 2021年６月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券				
その他有価証券				
国債	5,184	－	－	5,184
地方債	－	36,287	－	36,287
社債	－	25,961	19,477	45,439
株式	3,520	－	－	3,520
その他	232	243,639	－	243,871
デリバティブ取引				
金利関連	－	95	－	95
資産計	8,936	305,984	19,477	334,398

（＊） 有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年６月17日）第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-3項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は－百万円、第24-9項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は1,319百万円であります。

① 第24-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

（単位：百万円）

期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、償還の純額	投資信託の基準価額を時価とみなすこととした額	投資信託の基準価額を時価とみなさないこととした額	期末残高	当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益（※１）
	損益に計上（※１）	その他の包括利益に計上（※２）					
1,000	－	18	300	－	－	1,319	－

（※１）連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」に含まれております。

（※２）連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	－	－	7,627	7,627
貸出金	－	－	1,883,718	1,883,718
資産計	－	－	1,891,345	1,891,345
預金	－	2,270,004	－	2,270,004
譲渡性預金	－	181,422	－	181,422
借用金	－	120,781	7,999	128,780
負債計	－	2,572,208	7,999	2,580,207

（注１）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

有価証券

有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関又は情報ベンダーから提示された価格などの公表された相場価格のうち、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル１の時価に分類しています。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル２の時価に分類しています。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル２の時価に分類しております。

相場価格が入手できない場合には、内部格付及び期間に基づく区分ごとに元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いているため、レベル３の時価に分類しています。

貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。デリバティブの要素が含まれている貸出金及び住宅ローン債権は、取引金融機関及び情報ベンダーなど第三者から入手した相場価格を利用しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フロー又は担保及び保証による回収可能見込み額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

いずれの時価についても観察できないインプットによる影響額が重要であるため、レベル３の時価に分類しております。

負 債

預金、及び譲渡性預金

要求払預金について、連結決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としています。また、定期預金、定期積金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いているため、レベル２の時価に分類しております。

借用金

借用金のうち、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を、格付に応じた信用スプレッドを市場金利に加算した利率で割り引いて時価を算出しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル３の時価、そうでない場合はレベル２の時価に分類しております。

デリバティブ取引

レベル２に分類しているデリバティブ取引は、インプットである金利が全期間にわたって一般に公表されており、観察可能である同一通貨の固定金利と変動金利を交換する金利スワップ（いわゆるプレイン・バニラ型）であるため、レベル２に分類しています。

（注２）時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル３の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報（2024年３月31日）

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券				
その他有価証券				
私募債	割引現在価値法	割引率	0.09%-1.50%	0.39%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益（2024年３月31日）

（単位：百万円）

	期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル３の時価への振替	レベル３の時価からの振替	期末残高	当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益（※１）
		損益に計上（※1）	その他の包括利益に計上（※2）					
有価証券								
その他有価証券								
私募債	20,728	-	△101	△1,149	-	-	19,477	-

（※１）連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」に含まれております。

（※２）連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当社グループはリスク統括部門において時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って同一部門で時価を算定しております。算定された時価は、独立した市場金融部門において、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。検証結果は毎期経理部門に報告され、時価の算定の方針及び手続に関する適切性が確保されております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においては、利用されている評価技法及びインプットの確認や月次推移分析等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

私募債の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットである割引率は、OISなどの基準市場金利に対する調整率であり、主に信用リスクから生じる金融商品のキャッシュ・フローの不確実性に対し市場参加者が必要とする報酬額であるリスク・プレミアムから構成されます。一般に、割引率の著しい上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。

有価証券に関する注記

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券（2024年３月31日現在）

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券（2024年３月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	―	―	―
	地方債	―	―	―
	社債	15	15	0
	その他	―	―	―
	小計	15	15	0
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	―	―	―
	地方債	―	―	―
	社債	7,723	7,612	△110
	その他	―	―	―
	小計	7,723	7,612	△110
合計		7,738	7,627	△110

3. その他有価証券（2024年３月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	3,045	2,107	937
	債券	10,305	10,258	46
	国債	―	―	―
	地方債	84	84	0
	社債	10,220	10,174	45
	その他	1,500	1,422	77
	小計	14,850	13,789	1,061
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	474	511	△37
	債券	76,606	77,173	△567
	国債	5,184	5,292	△107
	地方債	36,202	36,462	△259
	社債	35,218	35,419	△200
	その他	243,691	266,470	△22,779
	小計	320,772	344,156	△23,384
合計		335,622	357,945	△22,322

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2023年４月１日 至 2024年３月31日）

	売却原価(百万円)	売却額(百万円)	売却損益(百万円)
社債	21	20	△0
合計	21	20	△0

（売却の理由）買入消却実施のため。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 2023年４月１日　至 2024年３月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	2,725	637	6
債券	27,856	－	1,422
国債	－	－	－
地方債	6,749	－	233
社債	21,107	－	1,188
その他	1,764	129	15
合計	32,345	766	1,444

6. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、７百万円（うち、株式７百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、主として資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先・実質破綻先・破綻懸念先	時価が取得原価に比べ下落
要注意先	時価が取得原価に比べ30％以上下落
正常先	時価が取得原価に比べ50％以上下落、または、時価が取得原価に比べ30％以上50％未満下落したもので市場価格が一定水準以下で推移等

破綻先：破産、特別清算、会社更生、民事再生、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社
実質破綻先：実質的に経営破綻に陥っている発行会社
破綻懸念先：今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社
要注意先：今後の管理に注意を要する発行会社
正常先：上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社

金銭の信託に関する注記

１.運用目的の金銭の信託（2024年３月31日現在）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	201	0

２.満期保有目的の金銭の信託（2024年３月31日現在）

該当事項はありません。

３.その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2024年３月31日現在）

該当事項はありません。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を分解した情報（2024年３月31日）

（単位：百万円）

区分	当連結会計年度
経常収益	37,942
うち役務取引等収益	6,864
預金・貸出業務	2,968
為替業務	1,395
証券関連業務	261
代理業務	190
保護預り・貸金庫業務	20
保証業務	91
投信窓販業務	352
保険窓販業務	1,199
その他	384

（注）役務取引等収益は主に銀行業から発生しております。なお、上表には企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づく収益も含んでおります。

１株当たり情報に関する注記

１株当たりの純資産額　201円72銭

１株当たりの親会社株主に帰属する当期純損失金額　1,023円15銭

（注）潜在株式調整後１株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの１株当たり親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載しておりません。

重要な後発事象に関する注記

公的資金返済に関する国との協議開始の決定

当社と当社連結子会社の株式会社きらやか銀行（以下「きらやか銀行」といいます。）は、2024年４月26日開催の取締役会において、当社グループにおける公的資金返済について、国との間で協議を開始することを決定いたしました。

（１）協議開始の決定理由

当社ときらやか銀行は、これまで国から資本参加を受けた公的資金を活用し、地元企業の支援を通じた地域経済の活性化に取組んできております。

この公的資金のうち、2009 年にきらやか銀行が資本参加を受けた 200 億円（当社Ｃ種優先株式、震災特例）につきましては、本年９月に返済を予定しておりましたが、今般、きらやか銀行において、抜本的な再生支援を要する企業への引当金計上などにより、2024 年３月期に多額の当期純損失を計上しております。

このため当社ときらやか銀行は、きらやか銀行の自己資本比率の状況に鑑み、きらやか銀行が地元山形県において引き続き金融仲介機能を発揮し、地元の中小企業を支える責務を果たしていくためには、2024 年９月に予定していた当該公的資金の返済は困難と判断いたしました。

（２）今後の対応

こうした方針を踏まえ、当社ときらやか銀行は、当該公的資金の取扱いについて、今後、公的資金の返済に向けた財源の確保に取り組むとともに、改めて国との間で、返済時期の見直しを含めた、公的資金返済に関する協議をしてまいります。

独立監査人の監査報告書

２０２４年5月１３日

株式会社きらやか銀行
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	浅野	功
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田	修

監査意見
当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社きらやか銀行の２０２３年４月１日から２０２４年３月３１日までの第１７６期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項
重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は２０２４年４月２６日開催の取締役会において、公的資金返済について国との間で協議を開始することを決定している。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

第176期

（2023年４月１日　から
2024年３月31日　まで）

計　　算　　書　　類

貸借対照表
損益計算書
株主資本等変動計算書
個別注記表

株式会社きらやか銀行

第176期末 （2024年３月31日現在） 貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	232,472	預金	1,223,875
現金	19,098	当座預金	70,767
預け金	213,373	普通預金	718,065
有価証券	93,696	貯蓄預金	1,486
社債	17,805	通知預金	3,349
株式	6,608	定期預金	417,141
その他の証券	69,282	定期積金	11,155
貸出金	982,935	その他の預金	1,910
割引手形	4,492	譲渡性預金	6,222
手形貸付	31,595	借用金	50,700
証書貸付	845,739	借入金	50,700
当座貸越	101,109	その他負債	3,569
その他資産	35,863	未決済為替借	657
未決済為替貸	382	未払法人税等	249
前払費用	0	未払費用	614
未収収益	812	前受収益	379
リース投資資産	3,790	従業員預り金	291
その他の資産	30,876	給付補填備金	0
有形固定資産	11,562	資産除去債務	119
建物	3,938	その他の負債	1,255
土地	6,233	賞与引当金	315
建設仮勘定	0	睡眠預金払戻損失引当金	68
その他の有形固定資産	1,390	偶発損失引当金	790
無形固定資産	1,065	繰延税金負債	422
ソフトウェア	894	再評価に係る繰延税金負債	817
その他の無形固定資産	170	支払承諾	5,108
前払年金費用	4,556	負債の部合計	1,291,890
支払承諾見返	5,108	（純資産の部）	
貸倒引当金	△ 30,725	資本金	34,183
		資本剰余金	40,582
		資本準備金	34,183
		その他資本剰余金	6,399
		利益剰余金	△ 22,277
		その他利益剰余金	△ 22,277
		繰越利益剰余金	△ 22,277
		株主資本合計	52,487
		その他有価証券評価差額金	△ 9,648
		土地再評価差額金	1,806
		評価・換算差額等合計	△ 7,842
		純資産の部合計	44,645
資産の部合計	1,336,535	負債及び純資産の部合計	1,336,535

第176期 ［2023年 4月 1日から 2024年 3月 31日まで］ 損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		17,272
資金運用収益	12,020	
貸出金利息	11,378	
有価証券利息配当金	507	
預け金利息	134	
その他の受入利息	0	
役務取引等収益	3,461	
受入為替手数料	769	
その他の役務収益	2,691	
その他業務収益	1,315	
外国為替売買益	41	
その他の業務収益	1,274	
その他経常収益	474	
償却債権取立益	90	
株式等売却益	280	
その他の経常収益	104	
経常費用		41,050
資金調達費用	146	
預金利息	144	
譲渡性預金利息	0	
その他の支払利息	1	
役務取引等費用	1,227	
支払為替手数料	242	
その他の役務費用	984	
その他業務費用	9,252	
国債等債券売却損	1,418	
国債等債券償還損	6,751	
その他の業務費用	1,082	
営業経費	11,606	
その他経常費用	18,818	
貸倒引当金繰入額	17,379	
貸出金償却	486	
株式等売却損	1	
株式等償却	2	
その他の経常費用	947	
経常損失		23,778

（単位：百万円）

科目	金	額
特別利益		788
固定資産処分益	124	
収用補償金	664	
特別損失		1,791
固定資産処分損	100	
減損損失	1,690	
税引前当期純損失		24,781
法人税、住民税及び事業税	35	
法人税等調整額	△ 388	
法人税等合計		△ 352
当期純損失		24,428

第176期（2023年４月１日から 2024年３月31日まで）株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本							評価・換算差額等			純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計					
当期首残高	24,200	24,200	6,399	30,599	892	892	55,691	△ 17,592	3,064	△ 14,528	41,163
当期変動額											
新株の発行	9,983	9,983		9,983			19,966				19,966
当期純損失（△）					△ 24,428	△ 24,428	△ 24,428				△ 24,428
土地再評価差額金取崩額					1,258	1,258	1,258				1,258
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								7,943	△ 1,258	6,685	6,685
当期変動額合計	9,983	9,983	-	9,983	△ 23,170	△ 23,170	△ 3,203	7,943	△ 1,258	6,685	3,481
当期末残高	34,183	34,183	6,399	40,582	△ 22,277	△ 22,277	52,487	△ 9,648	1,806	△ 7,842	44,645

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法
   商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
   なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
   デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
(1) 有形固定資産（リース資産を除く）
   有形固定資産は、定額法を採用しております。
   また、主な耐用年数は次のとおりであります。
   建　物　　15年～50年
   その他　　３年～６年
(2) 無形固定資産（リース資産を除く）
   無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。
(3) リース資産
   所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」（及び「無形固定資産」）中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
5. 繰延資産の処理方法
   株式交付費は、３年間の均等償却を行っております。
   なお、繰延資産は、その他資産に含めて計上しております。
6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
   外貨建資産及び負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. 引当金の計上基準
(1) 貸倒引当金
   貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
   破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権につ

いては、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後１年間の予想損失額又は今後３年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、１年間又は３年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,840百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により費用処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(5) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に係る信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来発生する可能性のある負担金支払見積額を計上しております。

8. 収益の計上方法

(1) 顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務は、金融サービスに係る役務の提供であります。主に約束したサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該サービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

9. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号　2022年３月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ･フロー

を固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号　2020年10月８日。以下「業種別委員会実務指針第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

10. 消費税等の会計処理

有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

11. 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

投資信託(上場投資信託を除く。)の解約・償還に伴う損益については、個別取引毎に、解約益及び償還益は「資金運用収益」の「有価証券利息配当金」として、解約損及び償還損は「その他業務費用」の「国債等債券償還損」として計上しております。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、貸倒引当金であります。

1.当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金　30,725百万円

2.識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(1) 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針」「7. 引当金の計上基準」「(1) 貸倒引当金」に記載しております。

(2) 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」 であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。特に、返済状況、財務内容又は業績が悪化している債務者については「債務者区分の判定における将来の業績見通し」を具体化した経営改善計画等の合理性及び実現可能性を評価しております。

(3) 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別債務者の業績の変化等により、見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

追加情報

（賞与引当金）

前事業年度において、従業員に対する未払賞与については「その他負債」に含めて計上しておりましたが、当事業年度において賞与の算定方法を変更したことに伴い、当事業年度より「賞与引当金」として計上しております。なお、前事業年度において「その他負債」に計上していた従業員未払賞与は 338 百万円であります。

貸借対照表に関する注記

1. 関係会社の株式（及び出資金）総額　4,088百万円

2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）等であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	19,827百万円
危険債権額	46,313百万円
三月以上延滞債権額	－百万円
貸出条件緩和債権額	389百万円
合計額	66,530百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、4,492百万円であります。

4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
現金預け金	7百万円
貸出金	88,956百万円
担保資産に対応する債務	
預金	227百万円
借用金	50,700百万円

また、その他の資産には、金融商品等差入担保金10,000百万円及び保証金414百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、149,632百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が149,632百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律（1998年３月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日　　1999年３月31日

同法律第３条第３項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年３月31日公布政令第119号）第２条第１号に定める地価公示法の規定により公示された価格、第２条第３号に定める土地課税台帳及び第４号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額　1,595百万円

7. 有形固定資産の減価償却累計額　15,740百万円

8. 有形固定資産の圧縮記帳額　1,008百万円

9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する当行の保証債務の額は 17,741百万円であります。

10. 取締役との間の取引による取締役に対する金銭債権総額　51百万円

11. 関係会社に対する金銭債権総額　3,166百万円

12. 関係会社に対する金銭債務総額　955百万円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	88百万円
役務取引等に係る収益総額	21百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	5百万円
その他の取引に係る収益総額	－百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	0百万円
役務取引等に係る費用総額	92百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	1,138百万円
その他の取引に係る費用総額	－百万円

2.減損損失

当事業年度において、当行が保有する以下の資産について、営業キャッシュ・フローの低下、使用範囲または方法の変更、地価の下落等に伴い投資額の回収が見込めなくなったことから、減損損失を計上しております。

減損損失　（単位：百万円）

用途	種類	場所	金額
営業用店舗	土　地	山形県	291
営業用店舗	土　地	宮城県	81
営業用店舗	建　物	山形県	80
営業用店舗	建　物	宮城県	4
遊　休	土　地	山形県	1,220
遊　休	建　物	山形県	12
遊　休	その他	新潟県	0
合計			1,690

資産のグルーピングは、営業用店舗については、それぞれを収益管理上の区分ごとにグルーピングし、最小単位としております。また、遊休資産及び使用中止予定資産並びに処分予定資産は、各資産を最小単位としております。本部等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

なお、当事業年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額としております。正味売却価額は、主として不動産鑑定評価基準等に基づき算定しております。

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

有価証券に関する注記

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券（2024年３月31日現在）

	当事業年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	－

2. 満期保有目的の債券（2024年３月31日現在）

該当事項はありません。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（2024年３月31日現在）

	貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
子会社・子法人等株式	－	－	－
関連法人等株式	－	－	－
合計	－	－	－

（注）上表に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額（百万円）
子会社・子法人等株式	4,088
関連法人等株式	0

4. その他有価証券（2024年３月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	736	485	250
	債券	9,469	9,424	45
	国債	－	－	－
	地方債	－	－	－
	社債	9,469	9,424	45
	その他	1,014	952	61
	小計	11,220	10,862	357
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	301	333	△31
	債券	8,336	8,422	△85
	国債	－	－	－
	地方債	－	－	－
	社債	8,336	8,422	△85
	その他	67,004	76,900	△9,895
	小計	75,642	85,655	△10,013
合計		86,862	96,518	△9,655

（注）上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	1,481
組合出資金	1,263

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2021年６月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

5．当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2023年４月１日 至 2024年３月31日）

該当事項はありません。

6．当事業年度中に売却したその他有価証券（自 2023年４月１日 至 2024年３月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	412	280	1
債券	27,359	－	1,418
国債	－	－	－
地方債	6,749	－	233
社債	20,610	－	1,185
その他	－	－	－
合計	27,772	280	1,420

7．減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、主として資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先・実質破綻先・破綻懸念先	時価が取得原価に比べ下落
要注意先	時価が取得原価に比べ30％以上下落
正常先	時価が取得原価に比べ50％以上下落、または、時価が取得原価に比べ30％以上50％未満下落したもので市場価格が一定水準以下で推移等

破綻先：破産、特別清算、会社更生、民事再生、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社

実質破綻先：実質的に経営破綻に陥っている発行会社

破綻懸念先：今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社

要注意先：今後の管理に注意を要する発行会社

正常先：上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金（注２）	4,510	百万円
貸倒引当金	8,615	
退職給付引当金	395	
減価償却	145	
その他有価証券評価差額金	2,979	
その他	935	
繰延税金資産小計	17,582	
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注２）	△4,510	
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△12,369	
評価性引当額小計（注１）	△16,880	
繰延税金資産合計	702	
繰延税金負債		
資産除去費用の資産計上額	12	
前払年金費用	1,112	
繰延税金負債合計	1,125	
繰延税金資産（負債）の純額	△422	百万円

（注１）評価性引当額が4,508百万円増加しております。この増加の主な内容は、貸倒引当金に係る評価性引当額を4,848百万円追加的に認識したこと及び繰越欠損金に係る評価性引当額が2,027百万円増加した一方で、その他有価証券評価差額に関する評価性引当額が2,407百万円減少したことによるものです。

（注２）税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度（2024年３月31日）

	１年以内（百万円）	１年超２年以内（百万円）	２年超３年以内（百万円）	３年超４年以内（百万円）	４年超５年以内（百万円）	５年超６年以内（百万円）
税務上の繰越欠損金（※１）	937	－	392	－	－	－
評価性引当額	△937	－	△392	－	－	－
繰延税金資産	－	－	－	－	－	－

	６年超７年以内（百万円）	７年超８年以内（百万円）	８年超９年以内（百万円）	９年超10年以内（百万円）	合計（百万円）
税務上の繰越欠損金（※1）	938	－	－	2,243	4,510
評価性引当額	△938	－	－	△2,243	△4,510
繰延税金資産	－	－	－	－	－

（※１）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

１株当たり情報に関する注記

１株当たりの純資産額	50円76銭
１株当たりの当期純損失金額	33円41銭

関連当事者との取引に関する注記

1．親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	株式会社じもとホールディングス	被所有直接100%	経営管理	増資の割当(注)	19,966	資本金 資本準備金	9,983 9,983

（注）親会社である株式会社じもとホールディングスは、株式会社整理回収機構及び関係会社であるSBI地銀ホールディングスより計19,966百万円を第三者割当増資により資金調達し、全額を当行に出資しております。

2．子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	きらやかカード株式会社	100% (－)	債権被保証	被保証	△3,471	－	－
				支払保証料(注)	92	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）保証料率については、代弁率を基礎として、毎期交渉の上決定しております。また、当事業年度末における債権被保証残高は24,539百万円であります。

3．兄弟会社等

該当事項はありません。

4．役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)(注1)	科目	期末残高(百万円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	有限会社五十嵐会計事務所(注2)	山形県米沢市	3	会計事務所	－	金銭貸借関係	資金の貸付 貸付金の返済 利息の受取	7 11 0	貸出金	31

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）融資取引については、一般の取引条件と同様に決定しております。

（注２）有限会社五十嵐会計事務所は、社外取締役監査等委員五十嵐正明氏及びその近親者が議決権の過半数を保有しております。

重要な後発事象に関する注記

公的資金返済に関する国との協議開始の決定

親会社である株式会社じもとホールディングス（以下「じもとホールディングス」といいます。）及び当行は、2024年４月26日開催の取締役会において、じもとホールディングスグループ

における公的資金返済について、国との間で協議を開始することを決定いたしました。

（１）協議開始の決定理由

じもとホールディングスと当行は、これまで国から資本参加を受けた公的資金を活用し、地元企業の支援を通じた地域経済の活性化に取組んできております。

この公的資金のうち、2009 年に当行が資本参加を受けた 200 億円（じもとホールディングスＣ種優先株式、震災特例）につきましては、本年９月に返済を予定しておりましたが、今般、当行において、抜本的な再生支援を要する企業への引当金計上などにより、2024年３月期に多額の当期純損失を計上しております。

このためじもとホールディングスと当行は、当行の自己資本比率の状況に鑑み、当行が地元山形県において引き続き金融仲介機能を発揮し、地元の中小企業を支える責務を果たしていくためには、2024年９月に予定していた当該公的資金の返済は困難と判断いたしました。

（２）今後の対応

こうした方針を踏まえ、じもとホールディングスと当行は、当該公的資金の取扱いについて、今後、公的資金の返済に向けた財源の確保に取り組むとともに、改めて国との間で、返済時期の見直しを含めた、公的資金返済に関する協議をしてまいります。

第 176 期　　附 属 明 細 書

（ 2023年　4月　1日から
　2024年　3月　31日まで ）

株式会社きらやか銀行

第176期 (2023年 4月 1日から
2024年 3月 31日まで) 附 属 明 細 書

住　　所　山形市旅篭町三丁目２番３号
株 式 会 社　き ら や か 銀 行
代表取締役　川　越　　浩　司

目　　次

１　計算書類に関する事項

（１）有形固定資産及び無形固定資産

（２）引当金

（３）営業経費

（４）その他の重要な事項

２　事業報告に関する事項

（１）会社役員の兼務の状況

（２）その他の重要な事項

1　計算書類に関する事項

（１）有形固定資産及び無形固定資産　　（単位：百万円）

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	償却累計額	償却累計率
有形固定資産							%
建物	4,272	58	119 (97)	272	3,938	14,165	78.24
土地	8,404	-	2,170 (1,593)	-	6,233	4,342	41.05
建設仮勘定	44	70	115	-	0	-	-
その他の有形固定資産	722	866	1 (0)	198	1,390	2,062	59.74
有形固定資産計	13,444	995	2,406 (1,690)	471	11,562	20,570	64.01
無形固定資産							
ソフトウェア	498	1,025	398	230	894	2,516	73.77
その他の無形固定資産	165	4	-	-	170	-	-
無形固定資産計	664	1,030	398	230	1,065	2,516	70.25

（注１）　「当期減少額」欄の（　）内は内書きで、減損損失の計上額であります。

（注２）　償却累計率は、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。

（２）引当金　　（単位：百万円）

区　分	当期首残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高	計上理由及び算定方法
			目的使用	その他		
貸倒引当金	14,099	30,725	754	13,345	30,725	重要な会計方針に係る事項に関する注記7.(1)の通りであります。
賞与引当金	-	315	-	-	315	重要な会計方針に係る事項に関する注記7.(2)の通りであります。
睡眠預金払戻損失引当金	109	35	77	-	68	重要な会計方針に係る事項に関する注記7.(4)の通りであります。
偶発損失引当金	260	790	-	260	790	重要な会計方針に係る事項に関する注記7.(5)の通りであります。
計	14,470	31,866	831	13,605	31,899	

（注）当期減少額「その他」欄に記載の減少額は次の理由によるものであります。

貸倒引当金 ‥‥‥‥‥‥‥‥ 洗替による取崩額

偶発損失引当金 ‥‥‥‥‥‥ 洗替による取崩額

（3）営業経費　　（単位：百万円）

区　　分	金　　額
給　料　・　手　当	3,906
退　職　給　付　費　用	165
福　利　厚　生　費	839
減　価　償　却　費	695
土　地　建　物　機　械　賃　借　料	488
営　繕　費	36
消　耗　品　費	82
給　水　光　熱　費	148
旅　費	20
通　信　費	223
広　告　宣　伝　費	47
諸　会　費　・　寄　附　金　・　交　際　費	96
租　税　公　課	1,011
そ　の　他	3,842
計	11,606

（4）その他の重要な事項

該当事項はありません。

2 事業報告に関する事項

（1）会社役員の兼務の状況

区　　分	氏　　名	兼職法人等名	役　　職	摘要
取　　締　　役	長谷川　靖	㈱じもとホールディングス SBI地銀ホールディングス㈱ 地方創生パートナーズ㈱	取締役 取締役 執行役員事務局長	
監　査　等　委　員	結城　章夫	学校法人富澤学園	理事長	
監　査　等　委　員	五十嵐　正明	－	－	

（2）その他の重要な事項

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

２０２４年5月１３日

株式会社きらやか銀行
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	浅野	功
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田	修

監査意見

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、株式会社きらやか銀行の２０２３年４月１日から２０２４年３月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社きらやか銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は２０２４年４月２６日開催の取締役会において、公的資金返済について国との間で協議を開始することを決定している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

第176期

（2023年４月１日　から
2024年３月31日　まで）

連　結　計　算　書　類

連結貸借対照表
連結損益計算書
連結株主資本等変動計算書
連結注記表

株式会社きらやか銀行

第176期末（2024年3月31日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	232,611	預金	1,223,147
有価証券	89,904	譲渡性預金	6,222
貸出金	980,314	借用金	58,658
リース債権及びリース投資資産	12,392	その他負債	5,590
その他資産	39,441	賞与引当金	346
有形固定資産	11,582	退職給付に係る負債	108
建物	3,920	睡眠預金払戻損失引当金	68
土地	6,233	偶発損失引当金	790
建設仮勘定	0	繰延税金負債	460
その他の有形固定資産	1,427	再評価に係る繰延税金負債	817
無形固定資産	1,152	支払承諾	5,108
ソフトウェア	971	負債の部合計	1,301,320
その他の無形固定資産	181	（純資産の部）	
退職給付に係る資産	4,341	資本金	34,183
繰延税金資産	289	資本剰余金	39,381
支払承諾見返	5,108	利益剰余金	△ 21,722
貸倒引当金	△ 31,820	株主資本合計	51,842
		その他有価証券評価差額金	△ 9,636
		土地再評価差額金	1,806
		退職給付に係る調整累計額	△ 246
		その他の包括利益累計額合計	△ 8,076
		非支配株主持分	232
		純資産の部合計	43,998
資産の部合計	1,345,318	負債及び純資産の部合計	1,345,318

第176期　（2023年 4月　1日から 2024年 3月 31日まで）　連結損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		22,860
資金運用収益	12,029	
貸出金利息	11,428	
有価証券利息配当金	465	
預け金利息	134	
その他の受入利息	0	
役務取引等収益	3,823	
その他業務収益	1,322	
その他経常収益	5,684	
償却債権取立益	90	
その他の経常収益	5,594	
経常費用		46,930
資金調達費用	208	
預金利息	144	
譲渡性預金利息	0	
借用金利息	56	
その他の支払利息	7	
役務取引等費用	1,327	
その他業務費用	9,252	
営業経費	12,151	
その他経常費用	23,990	
貸倒引当金繰入額	17,789	
その他の経常費用	6,201	
経常損失		24,069
特別利益		788
固定資産処分益	124	
収用補償金	664	
特別損失		1,791
固定資産処分損	100	
減損損失	1,690	
税金等調整前当期純損失		25,072
法人税、住民税及び事業税	94	
法人税等調整額	△ 518	
法人税等合計		△ 424
当期純損失		24,648
非支配株主に帰属する当期純利益		3
親会社株主に帰属する当期純損失		24,652

第176期 （2023年４月１日から 2024年３月31日まで） 連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本				その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	24,200	29,398	1,671	55,269	△ 17,587	3,064	△ 983	△ 15,506	227	39,990
当期変動額										
新株の発行	9,983	9,983		19,966						19,966
親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△ 24,652	△ 24,652						△ 24,652
土地再評価差額金の取崩			1,258	1,258						1,258
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					7,951	△ 1,258	736	7,429	5	7,435
当期変動額合計	9,983	9,983	△ 23,393	△ 3,427	7,951	△ 1,258	736	7,429	5	4,007
当期末残高	34,183	39,381	△ 21,722	51,842	△ 9,636	1,806	△ 246	△ 8,076	232	43,998

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第２条第８項及び銀行法施行令第４条の２に基づいております。

１．連結計算書類の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等　　４社

会社名

・きらやかカード株式会社
・きらやかリース株式会社
・きらやかコンサルティング＆パートナーズ株式会社
・山形ビジネスサービス株式会社

② 非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

② 持分法適用の関連法人等　　１社

会社名

・株式会社富士通山形インフォテクノ

③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

④ 持分法非適用の関連法人等

該当ありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

すべての連結される子会社及び子法人等の決算日は連結決算日（３月末日）と一致しております。

２．会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

①　有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法)、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

②　有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物　　15年 ～ 50年

その他　　３年 ～ ６年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として５年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」（及び「無形固定資産」）中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後１年間の予想損失額又は今後３年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、１年間又は３年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,840百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、一部の連結される子会社及び子法人等において、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

なお、当連結会計年度は、支給見込額が零であるため計上しておりません。

(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(9) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に係る信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来発生する可能性のある負担金支払見積額を計上しております。

(10) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により費用処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理

なお、一部の連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(11) 収益の計上方法

① 顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務は、金融サービスに係る役務の提供であります。主に約束したサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該サービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

② ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

③ クレジットカード業を営む連結される子会社における受取保証料（役務取引等収益）については、当連結会計年度末における被保証債務残高が全額期限前弁済されると仮定した場合に返戻を要する保証料額（契約に基づく金額）を、受取保証料の総額から除いた額を収益として計上する方法を採用しております。

(12) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産及び負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。連結される子会社及び子法人等の外貨建資産及び負債はありません。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

① 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号　2022年３月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

② 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号　2020年10月８日。以下「業種別委員会実務指針

第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

連結される子会社及び子法人等は、ヘッジ会計を適用しておりません。

(14) 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

投資信託(上場投資信託を除く。)の解約・償還に伴う損益については、個別取引毎に、解約益及び償還益は「資金運用収益」の「有価証券利息配当金」として、解約損及び償還損は「その他業務費用」として計上しております。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、貸倒引当金であります。

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

貸倒引当金　31,820百万円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(1)算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「2. 会計方針に関する事項」「(5) 貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

(2)主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。特に、返済状況、財務内容又は業績が悪化している債務者については「債務者区分の判定における将来の業績見通し」を具体化した経営改善計画等の合理性及び実現可能性を評価しております。

(3)翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

個別債務者の業績の変化等により、見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌連結会計年度に係る連結計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

追加情報

（賞与引当金)

前連結会計年度において、当行の従業員に対する未払賞与については「その他負債」に含めて計上しておりましたが、当連結会計年度において賞与の算定方法を変更したことに伴い、当連結会計年度より「賞与引当金」として計上しております。なお、前連結会計年度において「その他負債」に計上していた従業員未払賞与は376百万円であります。

連結貸借対照表に関する注記

1．関係会社の株式（及び出資金）総額（連結子会社及び連結子法人等の株式（及び出資金）を除く） 112 百万円

2．銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）等であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	20,295百万円
危険債権額	46,843百万円
三月以上延滞債権額	－百万円
貸出条件緩和債権額	389百万円
合計額	67,528百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3．手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、4,492百万円であります。

4．担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
現金預け金	7百万円
貸出金	88,956百万円
担保資産に対応する債務	
預金	227百万円
借用金	50,700百万円

また、その他資産には、金融商品等差入担保金10,000百万円及び保証金428百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、156,849百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が156,849百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律（1998年３月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日　　1999 年３月 31 日

同法律第３条第３項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998 年３月 31 日公布政令第 119 号）第２条第１号に定める地価公示法の規定により公示された価格、第２条第３号に定める土地課税台帳及び第４号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算等合理的な調整を行って算出。

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額　　1,595 百万円

7. 有形固定資産の減価償却累計額　16,313 百万円

8. 有形固定資産の圧縮記帳額　1,008 百万円

9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する保証債務の額は 17,741 百万円であります。

10. 当行の取締役との間の取引による取締役に対する金銭債権総額　52百万円

連結損益計算書に関する注記

1.「その他の経常費用」には、貸出金償却 495 百万円、株式等償却 2 百万円及び株式等売却損 1 百万円を含んでおります。

2．減損損失

当連結会計年度において、当行が保有する以下の資産について、営業キャッシュ・フローの低下、使用範囲または方法の変更、地価の下落等に伴い投資額の回収が見込めなくなったことから、減損損失を計上しております。

減損損失　（単位：百万円）

用途	種類	場所	金額
営業用店舗	土　地	山形県	291
営業用店舗	土　地	宮城県	81
営業用店舗	建　物	山形県	80
営業用店舗	建　物	宮城県	4
遊　休	土　地	山形県	1,220
遊　休	建　物	山形県	12
遊　休	その他	新潟県	0
合計			1,690

資産のグルーピングは、営業用店舗については、それぞれを収益管理上の区分ごとにグルーピングし、最小単位としております。また、遊休資産及び使用中止予定資産並びに処分予定資産は、各資産を最小単位としております。本部等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

なお、当連結会計年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額としております。正味売却価額は、主として不動産鑑定評価基準等に基づき算定しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘　要
発行済株式					
普通株式	592,216	287,285	－	879,501	
合　計	592,216	287,285	－	879,501	

（注）当連結会計年度期首において自己株式はなく、当連結会計年度における異動がありませんので、自己株式の種類及び株式数について記載しておりません。

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

該当事項はありません。

金融商品に関する注記

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループ（以下、「当行」という。）は、銀行業務としてローン事業、有価証券での資金の運用及び投資商品の販売などの金融サービス事業を行っております。これらの事業を行うため、主に預金によって資金調達を行っております。

当行では金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ＡＬＭ）をしております。

また、将来の為替変動によるリスクを回避するため、デリバティブ取引を行っております。

当行の一部の連結される子会社及び子法人等では、リース業務、クレジットカード業務及びベンチャーキャピタル業務を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行が保有する金融資産は、主として国内の取引先及び個人に対する貸出金であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託及び組合出資金であり、その他保有目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、為替リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

社債は、一定の環境の下で当行が市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

また、外貨建金融商品から生じる為替変動リスクをヘッジするために、通貨関連取引（為替予約等）を行っております。外貨建金銭債権･債務の為替変動リスクを減殺するために行っている先物為替取引は、時価評価をしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないしは消失し、損失を被るリスクをいいます。

当行が、個別債務者に対する厳正な与信審査・管理を行うことで個別債務者の信用リスクを管理するとともに、ポートフォリオ管理により銀行全体の信用リスクの分散を図っております。

個別債務者の信用リスク管理については、審査部門が債務者毎に財務分析、業界動向、資金使途、返済計画等の評価を行っております。評価は、新規与信実行時及び、実行後の自己査定において定期的に行い、常に個別債務者の信用状況を把握するよう努めております。

自己査定とは、債務者区分及び担保・保証等の状況をもとに、債権の回収の危険性の度合いに応じて資産の分類を行うものです。審査部門は、自己査定の集計結果等を経営に報告しております。

銀行全体の与信ポートフォリオについては、リスク管理部門が、業種集中度合や大口集中度合等のモニタリングを定期的に行い、集中リスクを排除したポートフォリオ構築を図っております。

リスク管理部門は、モニタリング結果を定期的に経営に報告しております。

当行では、行内格付制度を導入しております。行内格付制度は、個別債務者の信用度に応じて信用格付を付与し分類するもので、案件審査や与信管理、与信ポートフォリオのモニタリングを行う際に利用しております。

② 市場リスクの管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産・負債の価格が変動し損失を被るリスクや、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいいます。

当行において、市場取引執行部門であるフロントオフィス、市場取引事務部門であるバックオフィス、及びリスク管理部門であるミドルオフィスの３部門による相互牽制体制とし、市場リスク管理態勢の強化に努めております。

リスク管理部門は、市場リスク量を適切にコントロールするために市場リスクの状況をモニタリングしております。具体的には、計量可能な市場リスクについては市場リスク量を計測し、また、ストレス・テストやシミュレーション分析を行って、金利・株・為替市場が大きく変動した場合に、当行が抱える市場リスク量や、当行の損益に与える影響等を試算しております。また、リスク管理部門は、市場リスクの状況について定期的に経営に報告しており、リスク管理委員会等において、市場リスクが当行の自己資本の状況に対して許容できる状況に収まっていることを確認するとともに、市場リスクのコントロールに関する方針の検討を行っております。

当行において、市場リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、「預金」、「借用金」であります。

当行では、これらの金融資産、金融負債についてVaR(観測期間は１年、保有期間は政策投資以外の上場株式、国債、地方債、社債、投資信託は２ヶ月、外国証券、預金、貸出金、政策投資株式は６ヶ月、信頼区間は99%、分散・共分散法)を用いて市場リスク量として把握・管理しております。

当行の市場リスク量(VaR)は、2024年３月31日現在、全体で△3,322百万円となっております。預金及び貸出金等の金利リスクの影響を受ける金融商品(有価証券を除く)においては、当連結会計年度末現在で指標となる金利が上昇した場合には、全体で価値が高まるため、内部管理上ではリスク量を負の値として計測しております。

なお、有価証券評価損益が損失の場合、当該評価損をリスク量に加算せず、資本配賦時に配賦原資から予め控除しております。

有価証券のVaRについて、市場リスク量の計測モデルの正確性を検証するため、モデルが計測したVaRと実際の損益変動額を比較するバックテストを実施しており、使用する計測モデルは十分な精度で市場リスクを捕捉しているものと考えております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を算出しているため、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスク量は捕捉できない可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

流動性リスクとは、運用と調達の期間のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる場合や、通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被る資金繰りリスク及び市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被る市場流動性リスクをいいます。

当行は、日々の資金の運用、調達の状況の適切な管理を行い安定的な資金繰りを達成するとともに、状況に応じた流動性準備や資金調達手段の方法を定めるなど、流動性の確保に十分配慮した運営を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（(注１）参照)。また、現金預け金、コールマネー及び売渡手形は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時　価	差　額
(1) 有価証券（※１）			
その他有価証券	86,957	86,957	－
(2) 貸出金	980,314		
貸倒引当金（※２）	△30,484		
	949,830	951,995	2,164
資産計	1,036,788	1,038,952	2,164
(1) 預金	1,223,147	1,223,315	167
(2) 譲渡性預金	6,222	6,222	0
(3) 借用金	58,658	58,687	29
負債計	1,288,028	1,288,225	196

（※１）当連結会計年度の有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2021年６月17日）の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

（※２）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（※３）連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

（注１）市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区　分	連結貸借対照表計上額
非上場株式（※１）（※２）	1,682
組合出資金（※３）	1,263

（※１）非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号　2020年３月31日）第５項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（※２）当連結会計年度において、非上場株式について２百万円減損処理を行っております。

（※３）組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2021年６月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。
レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価
レベル２の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2024年３月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券				
その他有価証券				
国債	－	－	－	－
地方債	－	－	－	－
社債	－	133	17,682	17,815
株式	1,078	－	－	1,078
その他	－	67,049	－	67,049
資産計	1,078	67,182	17,682	85,943

（＊）　有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2021年６月17日）第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-3項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は－百万円、第24-9項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は1,014百万円であります。

①第24-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

（単位：百万円）

期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、及び償還の純額	投資信託の基準価額を時価とみなすこととした額	投資信託の基準価額を時価とみなさないこととした額	期末残高	当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益（※１）
	損益に計上（※1）	その他の包括利益に計上（※2）					
1,000	-	13	-	-	-	1,014	-

（※１）連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」に含まれております。
（※２）連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(2)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2024年３月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
貸出金	－	－	951,995	951,995
資産計	－	－	951,995	951,995
預金	－	1,223,315	－	1,223,315
譲渡性預金	－	6,222	－	6,222
借用金	－	50,688	7,999	58,687
負債計	－	1,280,225	7,999	1,288,225

（注１）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資　産

有価証券

有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関又は情報ベンダーから提示された価格などの公表された相場価格のうち、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル１の時価に分類しています。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル２の時価に分類しています。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル２の時価に分類しております。

相場価格が入手できない場合には、内部格付及び期間に基づく区分ごとに元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いているため、レベル３の時価に分類しています。

貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。デリバティブの要素が含まれている貸出金及び住宅ローン債権は、取引金融機関及び情報ベンダーなど第三者から入手した相場価格を利用しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フロー又は担保及び保証による回収可能見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

いずれの時価についても観察できないインプットによる影響額が重要であるため、レベル３の時価に分類しております。

負　債

預金、及び譲渡性預金

要求払預金について、連結決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としています。また、定期預金、定期積金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いているため、レベル２の時価に分類しております。

借用金

借用金のうち、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を、格付に応じた信用スプレッドを市場金利に加算した利率で割り引いて時価を算出しております。観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル３の時価、そうでない場合はレベル２の時価に分類しております。

（注２）時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル３の時価に関する情報

(1)重要な観察できないインプットに関する定量的情報（2024年３月31日）

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券				
その他有価証券				
私募債	割引現在価値法	割引率	0.09％-1.50％	0.37％

(2)期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益（2024年３月31日）

（単位：百万円）

	期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル３の時価への振替	レベル３の時価からの振替	期末残高	当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益（※1）
		損益に計上（※1）	その他の包括利益に計上（※2）					
有価証券								
その他有価証券								
私募債	18,068	-	△106	△279	-	-	17,682	-

（※1）連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」に含まれております。

（※2）連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(3)時価の評価プロセスの説明

当行グループはリスク統括部門において時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って同一部門で時価を算定しております。算定された時価は、独立した市場金融部門において、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。検証結果は毎期経理部門に報告され、時価の算定の方針及び手続に関する適切性が確保されております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においては、

利用されている評価技法及びインプットの確認や月次推移分析等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

私募債の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットである割引率は、OISなどの基準市場金利に対する調整率であり、主に信用リスクから生じる金融商品のキャッシュ・フローの不確実性に対し市場参加者が必要とする報酬額であるリスク・プレミアムから構成されます。一般に、割引率の著しい上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。

有価証券に関する注記

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券（2024年３月31日現在）

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	―

2. 満期保有目的の債券（2024年３月31日現在）

該当事項はありません。

3. その他有価証券（2024年３月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	777	504	272
	債券	9,469	9,424	45
	国債	―	―	―
	地方債	―	―	―
	社債	9,469	9,424	45
	その他	1,058	993	65
	小計	11,305	10,922	383
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	301	333	△31
	債券	8,346	8,432	△85
	国債	―	―	―
	地方債	―	―	―
	社債	8,346	8,432	△85
	その他	67,004	76,900	△9,895
	小計	75,652	85,665	△10,013
合計		86,957	96,587	△9,629

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2023年４月１日 至 2024年３月31日）

該当事項はありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 2023年４月１日　至 2024年３月31日）

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	419	282	1
債券	27,359	―	1,418
国債	―	―	―
地方債	6,749	―	233
社債	20,610	―	1,185
その他	―	―	―
合計	27,779	282	1,420

6. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、主として資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先・実質破綻先・破綻懸念先	時価が取得原価に比べ下落
要注意先	時価が取得原価に比べ30％以上下落
正常先	時価が取得原価に比べ50％以上下落、または、時価が取得原価に比べ30％以上50％未満下落したもので市場価格が一定水準以下で推移等

破綻先：破産、特別清算、会社更生、民事再生、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社
実質破綻先：実質的に経営破綻に陥っている発行会社
破綻懸念先：今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社
要注意先：今後の管理に注意を要する発行会社
正常先：上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を分解した情報（2024年３月31日）

（単位：百万円）

区分	当連結会計年度
経常収益	22,860
うち役務取引等収益	3,823
預金・貸出業務	1,926
為替業務	767
証券関連業務	130
代理業務	51
保護預り・貸金庫業務	9
保証業務	72
投信窓販業務	174
保険窓販業務	543
その他	148

（注）役務取引等収益は主に銀行業から発生しております。なお、上表には企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づく収益も含んでおります。

１株当たり情報に関する注記

１株当たりの純資産額	49円76銭
１株当たりの親会社株主に帰属する当期純損失金額	33円71銭

重要な後発事象に関する注記

公的資金返済に関する国との協議開始の決定

親会社である株式会社じもとホールディングス（以下「じもとホールディングス」といいます。）及び当行は、2024年４月26日開催の取締役会において、じもとホールディングスグループにおける公的資金返済について、国との間で協議を開始することを決定いたしました。

（１）協議開始の決定理由

じもとホールディングスと当行は、これまで国から資本参加を受けた公的資金を活用し、地元企業の支援を通じた地域経済の活性化に取組んできております。

この公的資金のうち、2009 年に当行が資本参加を受けた 200 億円（じもとホールディングスＣ種優先株式、震災特例）につきましては、本年９月に返済を予定しておりましたが、今般、当行において、抜本的な再生支援を要する企業への引当金計上などにより、2024年３月期に多額の当期純損失を計上しております。

このためじもとホールディングスと当行は、当行の自己資本比率の状況に鑑み、当行が地元山形県において引き続き金融仲介機能を発揮し、地元の中小企業を支える責務を果たしていくためには、2024年９月に予定していた当該公的資金の返済は困難と判断いたしました。

（２）今後の対応

こうした方針を踏まえ、じもとホールディングスと当行は、当該公的資金の取扱いについて、今後、公的資金の返済に向けた財源の確保に取り組むとともに、改めて国との間で、返済時期の見直しを含めた、公的資金返済に関する協議をしてまいります。

内閣府令第54条第1項 第2号

項　　目	添　付　書　類　名
1.役員の履歴書	1－1．株式会社じもとホールディングス役員一覧 1－2．株式会社きらやか銀行役員一覧
2.その他の法第十六条第一項第四号並びに第五号イ及びロ並びに次項第一号に掲げる事項の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類	2－1．株式会社じもとホールディングス 2－2．株式会社きらやか銀行

1.「役員の履歴書」

１－１．株式会社じもとホールディングス役員一覧（2024 年６月末現在）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期
代表取締役会長	川　越　浩　司	1963 年 11 月 23 日生	1987 年４月　株式会社山形相互銀行（株式会社山形しあわせ銀行）入行 2010 年４月　株式会社きらやか銀行経営企画部長 2014 年４月　同行寒河江支店長 2014 年６月　同行執行役員寒河江支店長 2016 年 10 月　同行執行役員経理部長兼株式会社じもとホールディングス経営戦略部長 2017 年６月　同行常務執行役員経理部長兼当社経営戦略部長 2018 年４月　同行常務執行役員当社経営戦略部長 2018 年６月　同行取締役 当社取締役 2019 年６月　当社常務取締役 2021 年６月　同行代表取締役頭取（現職） 当社代表取締役会長（現職）	2024 年６月から１年
代表取締役社長	鈴　木　　隆	1954 年１月 20 日生	1977 年４月　株式会社振興相互銀行（現株式会社仙台銀行）入行 2003 年４月　同行推進部副部長兼個人営業課長 2003 年６月　同行取締役融資部長 2005 年６月　同行取締役企画部長 2006 年４月　同行取締役企画部長兼リスク統括部長 2006 年６月　同行取締役総務部長 2007 年６月　同行常務取締役総務部長 2008 年６月　同行常務取締役 2009 年６月　同行代表取締役常務 2012 年 10 月　株式会社じもとホールディングス取締役 2013 年６月　同行代表取締役頭取 当社代表取締役会長 2021 年６月　当社代表取締役社長（現職） 2024 年６月　同行取締役会長（現職）	2024 年６月から１年
常務取締役	尾　形　　毅	1966 年１月 30 日生	1989 年４月　株式会社仙台銀行入行 2013 年 10 月　同行経営企画部長兼経理部長 2015 年６月　同行取締役経営企画部長兼経理部長 2016 年６月　同行取締役本店営業部長兼国分町支店長兼東京支店長 2018 年６月　同行取締役 株式会社じもとホールディングス取締役 2022 年６月　当社常務取締役（現職） 2024 年６月　同行代表取締役常務（現職）	2024 年６月から１年
常務取締役	内　田　巧　一	1966 年９月 27 日生	1989 年４月　株式会社山形しあわせ銀行入行 2014 年４月　株式会社きらやか銀行経営企画部長 2015 年６月　同行執行役員経営企画部長 2018 年６月　同行取締役経営企画部長 2020 年６月　同行常務取締役 2021 年６月　株式会社じもとホールディングス取締役 2023 年６月　同行代表取締役常務（現職） 当社常務取締役（現職）	2024 年６月から１年
取締役	坂　爪　敏　雄	1966年１月19日生	1991年４月　株式会社仙台銀行入行 2015年６月　同行融資部長兼管理部長 2019年６月　同行取締役融資部長兼管理部長 2021年６月　同行取締役地元企業応援部長 株式会社仙台銀キャピタル＆コンサルティング取締役 2022年６月　同行常務取締役営業本部長兼地元企業応援部長） 株式会社仙台銀キャピタル＆コンサルティング代表取締役社長 2023年６月　株式会社じもとホールディングス取締役（現職） 2024年６月　同行代表取締役頭取（現職）	2024年６月から１年

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期
取締役	藤　島　正　史	1968年3月12日生	1990年4月　株式会社山形しあわせ銀行入行 2009年4月　株式会社きらやか銀行企業支援部主任調査役 2011年5月　同行事業再生部主任調査役 2015年3月　同行企業支援部副部長 2016年4月　同行企業支援部長 2018年6月　同行執行役員本業支援本部副本部長 2020年4月　同行執行役員天童支店長 2021年6月　同行常務執行役員天童支店長 2022年6月　同行取締役本店営業部長 2024年4月　同行取締役（現職） 2024年6月　株式会社じもとホールディングス取締役（現職）	2024年6月から1年
取締役	芳　賀　隆　之	1961年1月12日生	1984年4月　株式会社振興相互銀行（現株式会社仙台銀行）入行 2009年6月　株式会社仙台銀行企画部長 2011年6月　同行取締役企画部長兼カード事業部長 2012年10月　同行取締役 株式会社じもとホールディングス取締役総合企画部長 2014年6月　同行取締役退任 当社取締役退任 2014年9月　宝来産業株式会社顧問 2018年6月　同社顧問退任 同行取締役営業統括部長 2019年6月　同行常務取締役営業本部長 2020年1月　株式会社仙台銀キャピタル＆コンサルティング代表取締役社長 2022年6月　同社取締役退任 同行常務取締役 2024年6月　同行代表取締役専務（現職） 株式会社じもとホールディングス取締役（現職）	2024年6月から1年
取締役	遠　藤　裕　治	1965年6月28日生	1988年4月　株式会社殖産相互銀行（株式会社殖産銀行）入行 2008年4月　株式会社きらやか銀行鈴川支店長 2008年10月　同行宮内支店長 2011年4月　同行山形北支店長 2014年4月　同行東京支店長 2017年2月　同行新発田支店長 2018年6月　同行執行役員新発田支店長 2019年6月　同行常務執行役員仙台支店長 2020年6月　同行取締役仙台支店長 2021年6月　同行取締役（現職） 2023年6月　株式会社じもとホールディングス取締役（現職）	2024年6月から1年
取締役	半　田　　稔	1957年9月3日生	1989年4月　弁護士登録（山形県弁護士会） 半田稔法律事務所開設 半田稔法律事務所所長（現職） 2009年4月　山形県弁護士会会長 日本弁護士連合会理事 東北弁護士会連合会副会長 2015年1月　天童市情報公開・個人情報保護審査会会長（現職） 2017年2月　山形県弁護士協同組合理事長（現職） 2018年7月　山形県収用委員会会長（現職） 2019年6月　株式会社じもとホールディングス取締役（現職） 2023年5月　株式会社ヤマザワ取締役（現職）	2024年6月から1年

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期
取締役	長谷川　靖	1962年2月22日生	1984年4月　大蔵省入省 2007年7月　金融庁監督局銀行第２課長 2008年7月　同庁監督局保険課長 2010年7月　同庁監督局総務課長 2012年7月　同庁総務企画局企画課長 2014年7月　財務省福岡財務支局長 2015年7月　金融庁総務企画局審議官（企画・市場・官房担当） 2016年7月　財務省東海財務局長 2017年6月　株式会社国際協力銀行常務取締役（審査・リスク管理担当） 2019年6月　財務省退官 2019年11月　三井住友信託銀行株式会社顧問 2020年4月　SBIホールディングス株式会社入社 2020年8月　地方創生パートナーズ株式会社執行役員事務局長（現職） 2021年6月　株式会社福島銀行取締役 株式会社じもとホールディングス取締役（現職） 2022年2月　SBI地銀ホールディングス株式会社取締役(現職) 2023年6月　株式会社きらやか銀行取締役（非業務執行）（現職）	2024年6月から１年
取締役	佐竹　勤	1953年3月2日生	1975年4月　東北電力株式会社入社 2007年6月　同社執行役員企画部長 2009年6月　同社常務取締役お客さま本部長 株式会社ユアテック監査役(非常勤) 2012年6月　同社監査役(非常勤)退任 同社取締役(非常勤) 東北電力株式会社取締役副社長 2013年6月　株式会社ユアテック取締役(非常勤)退任 2014年6月　東北電力株式会社取締役退任 株式会社ユアテック代表取締役社長 2019年6月　同社代表取締役社長 社長執行役員 2021年6月　同社代表取締役会長 2022年6月　株式会社じもとホールディングス取締役（現職） 2023年6月　株式会社ユアテック相談役（現職）	2024年6月から１年
取締役 監査等委員	三瓶　渉	1966年8月8日生	1989年4月　株式会社仙台銀行入行 2008年6月　同行推進部法人営業課長 2012年4月　同行高砂支店長 2013年7月　同行企画部企画課長 2014年10月　同行長町南支店長 2018年6月　同行地元企業応援部長 2019年6月　同行個人営業部長 2023年4月　同行執行役員監査部長 2024年6月　株式会社じもとホールディングス取締役監査等委員（現職）	2024年6月から１年

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期
取締役 監査等委員	伊　藤　吉　明	1950年7月21日生	1976年11月　監査法人太田哲三事務所（現 EY 新日本有限責任監査法人）入所　会計士補登録 1981年3月　公認会計士登録 1983年9月　伊藤栄一公認会計士事務所入所 1983年11月　税理士登録 1988年7月　監査法人朝日新和会計社（現有限責任あずさ監査法人）社員 1999年6月　朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）代表社員山形事務所長 2002年4月　山形県包括外部監査人 2002年7月　日本公認会計士協会東北会副会長 日本公認会計士協会東北会山形県会会長 2007年7月　伊藤公認会計士事務所所長（現職） 2007年9月　山形県指定管理者審査委員会委員 2008年4月　山形地方最低賃金審議会委員 2009年4月　公立大学法人山形県立保健医療大学監事（現職） 2010年6月　株式会社きらやか銀行監査役 2012年10月　株式会社じもとホールディングス監査役 2016年6月　同行監査役退任 2019年6月　当社監査役退任 株式会社じもとホールディングス取締役監査等委員（現職）	2023年6月から2年
取締役 監査等委員	髙　橋　　節	1950年2月3日生	1972年4月　山形県庁入庁 2001年4月　同庁　東京事務所長 2004年4月　同庁　農林水産部長 2006年4月　同庁　庄内総合支庁長 2008年7月　同庁　健康福祉部長 2009年3月　同庁退庁 山形県副知事 山形県スポーツ振興21世紀協会副理事長 2012年4月　同協会理事長 2013年3月　山形県副知事退任 2013年8月　株式会社モンテディオ山形代表取締役社長 2015年11月　同社代表取締役社長退任 2016年6月　株式会社じもとホールディングス監査役 2019年6月　当社監査役退任 株式会社じもとホールディングス取締役監査等委員（現職）	2023年6月から2年
取締役 監査等委員	伊　東　昭　代	1959年1月11日生	1983年4月　宮城県庁入庁 2013年4月　同庁東京事務所長 2014年4月　同庁保険福祉部長 2016年4月　同庁震災復興・企画部長 2018年4月　同庁総務部長 2019年3月　同庁退庁 2019年4月　宮城県教育委員会教育長 2023年3月　同教育委員会教育長退任 2023年4月　宮城県美術館長（現職） 2023年6月　株式会社じもとホールディングス取締役監査等委員（現職）	2023 年6月から2年

（注）取締役の半田稔氏、長谷川靖氏、佐竹勤氏、伊藤吉明氏、髙橋節氏、および伊東昭代氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

１－２．株式会社きらやか銀行役員一覧（2024 年６月末現在）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期
代表取締役頭取	川　越　浩　司	1963 年 11 月 23 日生	1987 年４月　株式会社山形相互銀行（株式会社山形しあわせ銀行）入行 2010 年４月　株式会社きらやか銀行経営企画部長 2014 年４月　当行寒河江支店長 2014 年６月　当行執行役員寒河江支店長 2016 年 10 月　当行執行役員経理部長兼株式会社じもとホールディングス経営戦略部長 2017 年６月　当行常務執行役員経理部長兼当社経営戦略部長 2018 年４月　当行常務執行役員当社経営戦略部長 2018 年６月　当行取締役 当社取締役 2019 年６月　当社常務取締役 2021 年６月　当行代表取締役頭取（現職） 当社代表取締役会長（現職）	2024 年６月から１年
代表取締役常務	内　田　巧　一	1966 年９月 27 日生	1989 年４月　株式会社山形しあわせ銀行入行 2014 年４月　株式会社きらやか銀行経営企画部長 2015 年６月　当行執行役員経営企画部長 2018 年６月　当行取締役経営企画部長 2020 年６月　当行常務取締役 2021 年６月　株式会社じもとホールディングス取締役 2023 年６月　当行代表取締役常務（現職） 当社常務取締役（現職）	2024 年６月から１年
取締役	藤　島　正　史	1968 年３月 12 日生	1990 年４月　株式会社山形しあわせ銀行入行 2009 年４月　株式会社きらやか銀行企業支援部主任調査役 2011 年５月　当行事業再生部主任調査役 2015 年３月　当行企業支援部副部長 2016 年４月　当行企業支援部長 2018 年６月　当行執行役員本業支援本部副本部長 2020 年４月　当行執行役員天童支店長 2021 年６月　当行常務執行役員天童支店長 2022 年６月　当行取締役本店営業部長 2024 年４月　当行取締役（現職） 2024 年６月　株式会社じもとホールディングス取締役（現職）	2024 年６月から１年
取締役	遠　藤　裕　治	1965年６月28日生	1988年４月　株式会社殖産相互銀行（株式会社殖産銀行）入行 2008年４月　株式会社きらやか銀行鈴川支店長 2008年10月　当行宮内支店長 2011年４月　当行山形北支店長 2014年４月　当行東京支店長 2017年２月　当行新発田支店長 2018年６月　当行執行役員新発田支店長 2019年６月　当行常務執行役員仙台支店長 2020年６月　当行取締役仙台支店長 2021年６月　当行取締役（現職） 2023年６月　株式会社じもとホールディングス取締役（現職）	2024年６月から１年
取締役	笠　原　　守	1967年３月８日生	1990年４月　株式会社山形しあわせ銀行入行 2018年６月　株式会社きらやか銀行融資部長 2020年６月　当行執行役員融資部長 2021年６月　当行取締役監査等委員 2022年６月　当行取締役市場金融部長 2023年２月　当行取締役（現職） 2023年６月　株式会社じもとホールディングス取締役 2024年６月　当社取締役退任	2024年６月から１年

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期
取締役	西　塚　英　樹	1971年11月26日生	1995年４月　株式会社殖産銀行入行 2013年４月　株式会社きらやか銀行経営企画課長兼東京事務所長 2015年10月　当行営業本部営業統括部営業企画室長 2017年８月　当行福島支店長 2020年４月　当行経営企画部長兼経理部長 2023年６月　当行執行役員経営企画部長 2024年４月　当行執行役員広域営業部長 2024年６月　当行取締役（現職）	2024年６月から１年
取締役	鈴　木　　治	1971年12月17日	1995年４月　株式会社山形しあわせ銀行入行 2021年４月　株式会社きらやか銀行本業支援戦略部副部長 2022年10月　当行企業支援部長 2023年６月　当行執行役員企業支援部長 2024年６月　当行取締役企業支援部長（現職）	2024年６月から１年
取締役 （非常勤・ 非業務執行）	長谷川　　靖	1962年２月22日生	1984年４月　大蔵省入省 2007年７月　金融庁監督局銀行第２課長 2008年７月　同庁監督局保険課長 2010年７月　同庁監督局総務課長 2012年７月　同庁総務企画局企画課長 2014年７月　財務省福岡財務支局長 2015年７月　金融庁総務企画局審議官（企画・市場・官房担当） 2016年７月　財務省東海財務局長 2017年６月　株式会社国際協力銀行常務取締役（審査・リスク管理担当） 2019年６月　財務省退官 2019年11月　三井住友信託銀行株式会社顧問 2020年４月　SBIホールディングス株式会社入社 2020年８月　地方創生パートナーズ株式会社執行役員事務局長（現職） 2021年６月　株式会社福島銀行取締役 株式会社じもとホールディングス取締役（現職） 2022年２月　SBI地銀ホールディングス株式会社取締役(現職) 2023年６月　株式会社きらやか銀行取締役（現職）	2024年６月から１年
取締役 監査等委員	野　本　高　誉	1965年９月12日生	1988年４月　株式会社殖産相互銀行（株式会社殖産銀行）入行 2008年４月　株式会社きらやか銀行天童北支店長 2008年10月　当行左沢支店長 2011年10月　当行山辺支店長 2014年４月　当行西支店長 2015年10月　当行営業本部本業支援部長 2016年６月　当行執行役員営業本部本業支援部長 2018年６月　当行常務執行役員仙台支店長 2019年６月　当行取締役本店営業部長 2022年６月　当行取締役 2023年６月　当行取締役監査等委員（現職）	2024年６月から２年
取締役 監査等委員	結　城　章　夫	1948年９月23日生	1971年７月　科学技術庁入庁 1998年７月　文化庁長官官房審議官 1999年７月　科学技術庁長官官房審議官 1999年11月　科学審議官 2000年６月　研究開発局長 2001年１月　文部科学省大臣官房長 2003年７月　文部科学審議官 2005年１月　文部科学事務次官 2007年９月　国立大学法人山形大学長 2014年３月　国立大学法人山形大学長　退任 2014年４月　公益財団法人山形県産業技術振興機構　顧問 2014年４月　国立大学法人山形大学名誉教授 2014年６月　当行社外監査役 2015年４月　公益財団法人山形県産業技術振興機構　理事長 2018年４月　学校法人富澤学園　副理事長 2019年４月　学校法人富澤学園　理事長（現職） 2020年６月　当行社外取締役監査等委員（現職）	2024年６月から２年

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期
取締役 監査等委員	五十嵐　正　明	1951年4月6日生	1975年4月　青山監査法人（プライスウォーターハウフ会計事務所）入社 1977年7月　同監査法人退職 1977年11月　五十嵐公認会計士・税理士事務所開設 1989年4月　有限会社五十嵐会計事務所 代表取締役(現職) 1991年12月　みすず監査法人社員 1997年9月　同監査法人代表社員 2007年6月　同監査法人代表社員退任 2011年3月　公立大学法人山形県米沢女子短期大学監事（現職） 2016年6月　当行社外監査役 2020年6月　当行社外取締役監査等委員（現職）	2024 年6月から2年

（注）１．取締役の長谷川靖氏は非常勤・非業務執行の取締役であります。

２．取締役の結城章夫氏及び五十嵐正明氏は会社法第2条第16号に定める社外取締役であります。

３．当行は、経営の意思決定・監督と業務執行の機能を分離し、責任と権限を明確にするため、執行役員制度を導入しております。

常務執行役員は２名で、支店サポートグループ長松浦等、本店営業部長斎藤秀、執行役員10名でリスク統括部長胡桃澤智、寒河江支店長渡辺琢治、経理部長佐々木克司、中央営業部長芦野正光、仙台支店長木村哲也、総務部長岡崎和弘、法人サポート部長鈴木拓志、鶴岡中央支店長菅井崇広、天童支店長佐藤竜、融資部長阿部浩で構成されております。

２．その他の法第十六条第一項第四号並びに第五号イ及びロ並びに次項第一号に掲げる事項の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

２－１．株式会社じもとホールディングス

(1)完全親会社としての経営管理体制

取 組 項 目	準 備 状 況
①子会社の議決権の保有	・当該経営強化計画を実施する子銀行の完全親会社であり、両行の議決権 100％を保有。本計画においても、子会社の議決権保有方針に変更なし。
②基本的な管理体制	・当社取締役会は、銀行持株会社として、子銀行及びグループ各社の業務の健全かつ適切な運営を確保するため、グループ全体の経営計画・経営戦略を策定し、その進捗状況を管理するとともに、グループ経営において発生するリスク全般について管理する体制。 ・この体制のもと、当社と子銀行は、中期経営計画（計画期間：2024 年度～2027 年度）をグループ 3 社で統一・策定し、併せて 3 社の経営強化計画も統一・管理。 ・グループの取締役会・経営会議において、中期経営計画及び経営強化計画の進捗状況を定期的に管理し、必要な改善を子銀行に指示。 ・コンプライアンスやリスク管理など、高い専門性が求められる部署や機能は、当社に集約し、その機能をより発揮し、経営効率化を図る体制。
③内部規程の整備	・「グループ経営管理規程」及び「職務権限規程」等を定め、子銀行及びグループ各社が持株会社に付議・報告を行う事項等を明確にし、グループ全体の経営を適切に管理・監視する態勢を構築。 ・当社の取締役会は、「法令等遵守方針」及び「グループリスク管理方針」等を策定し、子銀行等にその方針に基づくコンプライアンス管理及びリスク管理を行わせる態勢を構築。

(2)銀行持株会社としての組織体制

取 組 項 目	準 備 状 況
①取締役会	・月 1 回開催し、グループ経営の重要な事項についての決議、グループ経営計画・戦略の策定、グループ業務執行状況の監視、グループ経営リスク管理を協議。 ・当社は、監査等委員会設置会社であることから、当社定款及び取締役会規程において、重要な業務執行の決定の一部を、取締役全員で構成する経営会議へ委任し、業務意思決定の迅速化に取り組んでいる。併せて、協議事項を設け、付議事項のうち特に重要な議案は、決議に先立って複数回にわたり議論を充実させている。 ・また、決議や報告を要しない事項についても、中長期的な視点から経営課題の議論を行っている。

取 組 項 目	準 備 状 況
②監査等委員会	・当社監査等委員会は、取締役 4 名（うち社外取締役 3 名）で構成し、社外取締役が委員長を務めている。 ・本会は、原則として月 1 回開催し、「監査等委員会規程」、「監査等委員会監査等基準」に基づき、監査に関する重要事項の協議、決議を行っており、常勤監査等委員は、経営会議、各種委員会等へ出席し意見を述べるなど、監査を適切に実施するため必要な権限を行使。
③経営会議	・原則週 1 回開催し、取締役会の方針に基づく業務執行に係る事項、グループ経営計画・戦略の執行状況などを協議。
④グループコンプライアンス委員会	・原則として月 1 回開催し、グループ全体のコンプライアンス態勢について討議・決議。
⑤グループリスク管理委員会	・原則として月 1 回開催し、グループ連結での各種リスクコントロール、資産ポートフォリオ管理、グループ経営リスク管理、グループ全体での資産負債管理などを討議・決議。

(3) 子会社の経営管理を担当する役員の配置

取 組 項 目	準 備 状 況
①代表取締役及び常勤役員の配置	・当社の代表取締役 2 名は、きらやか銀行及び仙台銀行の代表取締役頭取が兼職。また、当社の常勤取締役 1 名（子銀行の代表取締役を兼職）は、持株会社に常勤して当社の持株会社業務全般を統括管理。
②子銀行会議への出席と監督	・当社の常勤取締役 1 名は、子銀行の取締役会及び経営会議に出席し、子銀行の意思決定及び業務執行状況を監督する体制。 ・当社のコンプライアンス担当取締役及びリスク統括部長は、子銀行のリスク管理委員会及びコンプライアンス委員会に出席し、子銀行の内部管理態勢を監督する体制としている。 ・子銀行の監査部長は、リスクアセスメントの観点を取り入れたリスクベースの内部監査を実施するにあたり、自行の各会議に出席し、リスク状況をモニタリングする体制。

(4) 子銀行の基幹系システム統一と経営効率化

取 組 項 目	準 備 状 況
①子銀行の基幹系システムの統一と経営効率化	・基幹（勘定）系システム更改に向けた、業務全体の改革を検討。 ・両子銀行のサブシステムや事務フォロー、本部管理部門の統一化などを通じて、グループ全体の経営効率化・合理化。

(5) 業務運営組織の機能

取 組 項 目	準 備 状 況
①業務運営組織の設置	・銀行持株会社として業務運営組織を設置し、グループ全体で経営機能面の効率化・強化をさらに実現していく方針としており、これまでに市場金融部証券管理課を設置し、きらやか銀行と仙台銀行の市場金融部門の証券管理事務業務を統一している。当社が当該業務を行うことで、グループ全体の業務効率化を進めており、総合企画部に経営戦略部と総務部を統合し、業務を集約。

取 組 項 目	準 備 状 況
②本業支援戦略部の機能強化	・本業支援戦略部の態勢を充実・強化するため、専門担当者による支援体制の充実、情報収集・管理フォローの仕組み充実、ビジネスマッチング情報・提案ツール作成等を実施。

(6) 業務執行に対する監査又は監督の体制の強化

取 組 項 目	準 備 状 況
①監査等委員会	・原則として月１回の開催であり、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議または決議をする体制。 ・当社の監査等委員は、４名のうち３名を社外取締役としており、監査等委員は、取締役会などの重要な会議への出席、代表取締役との定期的な意見交換会等を通じて、公正かつ有効に業務執行に対する監査機能が発揮できる体制としている。
②監査部	・監査部は、取締役会のほか、監査等委員会へのデュアルレポートラインを確保。同委員会と連携しながら、内部管理態勢等の適切性及び有効性を客観的・公正に検証し、問題点等の改善方法の提言を行う体制。 ・リスクアセスメントの観点を取り入れたリスクベースの内部監査の一環として、監査部長が経営会議やリスク管理委員会、コンプライアンス委員会などの主要会議に出席し、リスク状況をモニタリング。 ・監査の実施にあたっては、子銀行の内部監査部門と連携し、これまで蓄積したノウハウを活用して効率性と実効性のある内部監査を実施。 ・監査部が子銀行の内部監査部門の態勢評価を行い、子銀行の内部監査部門の強化。 ・子銀行同士による合同監査を実施し、両行監査員が相互に営業店監査に参加することで、監査スキルの共有化とレベルアップ。

(7) リスク管理（不良債権の適切な管理を含む。）の体制の強化のための方策

取 組 項 目	準 備 状 況
①基本方針	・当社取締役会は、「統合的リスク管理方針」を定め、適切なリスク管理態勢の構築と整備を図り、グループ業務の健全かつ適切な運営を確保。
②グループリスク管理委員会	・月１回開催し、グループ経営の「健全性の確保」と「収益性の向上」を図るため、「グループのリスク管理態勢の整備」や「グループの各種リスクの状況把握と評価」を協議。
③リスク管理部門	・当社取締役会は、リスク管理部門としてリスク統括部を設置し、子銀行の当該部署及び機能を当社に集約することで、経営効率化を図るとともに高い専門性を発揮する体制を構築。
④統合的リスク管理	・当社取締役会は、「統合的リスク管理方針」及び「統合的リスク管理規程」を定めており、リスク統括部は、これらを役職員及びグループ子会社に周知し、グループ子会社から統合的リスクに関する事項の報告を受け、取締役会及びグループリスク管理委員会に対しこれを報告する態勢を構築。 ・子会社で顕在化したリスク等がグループ内の子銀行の経営に影響を与えることのないように検討・判断する態勢強化。

取 組 項 目	準 備 状 況
⑤信用リスク管理	・グループとしての信用リスクの計量化を行い、自己資本に見合った適切な信用リスクリミットの設定を行っている。 ・グループリスク管理委員会は、グループ内の与信管理状況について、法令等に抵触しない範囲で総合的に把握するとともに、グループとしての与信限度管理額を設定することで、グループとして特定の業種または特定のグループに対する与信集中の状況等を適切に管理する体制。 ・一方の子銀行において顕在化した融資先の破綻等の信用リスクについて、その取組み状況から破綻に至るまでの判断・管理、該当企業の財務・業況推移などの分析結果を踏まえた対応策等について、法令等に抵触しない範囲で共有し、取引方針及び審査方針として活用している。 ・法令等に抵触しない範囲で、それぞれの子銀行が持つ経営改善及び事業再生に係るノウハウを共有・活用することにより、グループとしての資産内容の健全化につなげている。 ・2024 年３月期においてきらやか銀行が多額の与信関係費用を計上したことを踏まえ、同行においては、仙台銀行の審査担当役員を招くなど、外部視点による企業支援体制や審査体制の再構築に取り組んでいる。
⑥市場リスク管理	・グループリスク管理委員会は、子銀行が制定・運用している市場リスクに係る管理方法等の情報を共有することで、グループとして市場リスク管理を強化し、自己資本に見合った適切な市場リスクリミットの設定をしている。 ・また、グループ内の市場リスク管理の状況を総合的に把握し、グループとしての有価証券等のポートフォリオ状況を適切に管理する体制としている。 ・有価証券運用方針の決定やアラームポイント抵触時の対応権限を、子銀行から当社に移行するなど、入口管理と緊急時管理を中心に、当社の関与・権限を強化。 ・子銀行が抱える有価証券評価損に対しては、ＳＢＩグループと連携しながら、評価損の解消と運用再構築に向けて取組み、子銀行の有価証券運用方針、運用状況と成果、対応について定期的に報告を受けながら、必要な改善を指示。

⑻法令遵守の体制の強化のための方策

取 組 項 目	準 備 状 況
①基本方針	・当社取締役会は、「コンプライアンス基本方針」を定め、法実効性あるコンプライアンス態勢を確立し、広く社会からの信頼に応えることを基本方針としている。
②グループコンプライアンス委員会	・月１回開催し、当社におけるコンプライアンスの徹底状況を把握するほか、グループ内各社のコンプライアンス委員会から報告を受け、必要に応じ協議。
③コンプライアンス統括部署	・当社取締役会は、コンプライアンス統括部署としてリスク統括部を設置。

(9) 経営に対する評価の客観性の確保のための方策

取 組 項 目	準 備 状 況
①社外取締役の選任	・取締役会は取締役 15 名（うち監査等委員である取締役４名）で構成し、このうち独立社外取締役は５名（うち監査等委員である社外取締役３名）であり、その構成比は 33.3%。 ・当社の社外取締役と兼任することなく、きらやか銀行、仙台銀行はそれぞれ社外取締役３名（うち監査等委員である社外取締役２名）を選任。 ・当社グループの社外取締役は、宮城県と山形県の地域産業を知る方を中心に構成しており、企業経営の経験、財務会計、法務リスク管理、行政など、豊富な経験と知見を備えられている。

(10) 情報開示の充実のための方策

取 組 項 目	準 備 状 況
①財務・業績情報の開示	・当社は、グループ財務・業績情報について、四半期の適時開示のほか、プレスリリース、ホームページへの掲載等により、適時適切な開示を実施。
②復興支援を含めた経営強化計画実績の開示	・当社は、本業支援・復興支援を含めた経営強化計画の取り組み状況について、ＩＲ活動やディスクロージャー誌、ホームページ、ニュースリリース等を通じて、継続的に発信。

２－２．株式会社きらやか銀行

(1)経営改善の目標を達成するための方策

取組項目	確実な実施のための準備の状況
3-2 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策	
(1)経営方針	・第７次中期経営計画では中小企業支援を軸として財務基盤の安定化を図り、「きらやかの“想い”をひとつに、地元に“信頼”され、ともに将来を創る銀行」をスローガンに経営理念の実現に向けて、地元中小企業支援に真摯に取組み、早期の業績回復を実現
(2)経営戦略	・第７次中期経営計画の５つの柱は以下の通り ①財務基盤の強化 ・営業店主導の「地元密着営業戦略」と本部主導の「広域展開営業戦略」を戦略上の二本柱として推進 ・信用リスクをはじめとした各種経営上のリスク管理を徹底し、上記営業戦略との両輪 ②中小企業支援 ・中小企業支援はこれまで同様、お客様と対話し、事業の内容、課題やニーズを共有し、お客様のゴール（将来像）を共有 ・ニーズに合わせて、融資や販路紹介、お客様と一緒に汗をかいて働く職員の派遣、抜本的な経営改善といった様々なアクションをお客様と一緒に実施 ③人的資本 ・職員一人ひとりが当行にとって大切な「財産（人財）であり、経営理念や目指す姿を実現するためには必要不可欠であるため、職員が働きやすく、かつ、成長できる環境を整備 ・多様化していくお客様のニーズに対応していくため、専門性の高い知識やスキルの習得は勿論のこと、職員の自己成長を促し、きらやか銀行としての価値を創造 ④ガバナンス ・社外取締役より外部知見を活かした積極的な経営への助言 ・信用リスクや市場リスクなど各種リスクに対して、じもとＨＤやＳＢＩグループの関与を得ながら管理態勢を整備 ⑤デジタル化 ・お客様の手続きの簡略化やＷＥＢ取引の拡充による非来店化の促進を行い、利便性の向上や顧客満足度の高いサービスの提供 ・業務のやり方を抜本的に変える仕組を検討し、効率的な組織運営を実施。

(3)　ＳＢＩホールディングス株式会社との連携	・ＳＢＩグループ企業からの助言のもと中長期的な安定運用を目指した有価証券ポートフォリオ「ＳＢＩポート」の再構築や、ビジネスマッチングなどの地域経済活性化に向けた連携、新規技術の導入やコスト削減など幅広い協業が可能 ・ＳＢＩグループが有する商品・サービス・ノウハウなどを最大限活用しながら競争力・収益力を高め、企業価値の向上を図り当行の「本業支援」をさらに強化
(4)業績回復に向けた取組み	・２期連続の大幅な赤字決算に至り、特に課題となっている企業支援体制、貸出審査・管理体制、有価証券運用体制について改善を図り、早期の黒字計上を目指していく
①企業支援体制	ア．課題背景 ・企業支援を最重要方針としてまいりましたが、企業再生支援における課題認識、対応スピードが不十分 ・経営陣は、長年のメイン取引先を中心に行内職員派遣などの経営支援策を実施してきたが、対象業種や財務状況が多岐にわたることから、実効性のあるオーダーメイド型支援を展開するまでに至っていなかった ・また、行内職員の取引先の業種別に応じた支援ノウハウや専門性の蓄積が途上であることを十分に認識しておらず、職員の能力向上に向けた取組みも不十分であった。 ・経営課題を解決するために様々なサービスや商品を提供してきたことが、結果としてお客様の経営課題に向き合う時間や意識を奪い、いつしか本業支援は「商品売り」となり、職員の貸出審査や実行後管理に対するウエイトの低下にも繋がったものと認識 イ．企業支援体制の強化 ・2022 年 10 月に行内において経営支援のノウハウを有する職員を中心に 5 名で企業支援部を新設。2024 年 4 月 1 日時点では、さらに 10 名の増員を図り 15 名体制し、経営支援のノウハウを有する職員の育成を併せて実施 ・企業支援部の職員は、担当企業の経営会議への参加、経営改善に向けた提言、経営改善計画書の策定等を行うなど取引先企業と伴走した支援を実施するほか、経営改善可能性の見極めを早期に行い、より有効な再生支援を実施 ・地元企業への職員派遣や企業支援の現場実践で優れた実績を有する外部専門家を招き助言を受け、企業支援体制を強化 ・今後は外部専門家より専門的な知見を仰ぎながら、取引先の状況に合わせた経営改善支援を行う体制構築を進め、経営改善支援や抜本的再生支援、事業整理や廃業支援などに注力

②貸出審査・管理体制	ア．課題背景 ・当行は 2022 年９月以降、大口取引先の粉飾決算に伴う信用コスト増大による大幅赤字計上を受けて、貸出審査体制の強化に着手 ・長年のメイン取引先が多く、特に業績不振先には中長期的な業況改善のため資金繰り支援を続けてきたが、取引先の業況を踏まえた事業継続の見極めが十分に出来ていないために、事業整理や廃業などに向けた支援に踏み切れなかった ・一見、優良企業とみられる取引先への審査及びモニタリングが不十分であり、大口取引先の粉飾決算による突発破綻が発生したことなどが、信用コストの増大に繋がったものと認識 イ．貸出審査・管理体制の強化 ・審査部門の人員を増加したほか、格付審査と案件審査を審査課で行うこととし、融資先管理を一元化することでより深い取引先分析を行う体制としたものの、実効性確保に向けては未だ途上であると認識 ・今後、同様の事象の発生を防止すべく以下の 3 点が必要 (ア)深度のある企業実態の把握 ・新たに制定した「粉飾チェックシート」を用いて、債務者の不健全資産の調査を行い、実態財務を把握する取組み ・ランクダウン検討先や大口与信先において正常先から要注意先にランクダウンが想定される先は、融資部長を含めた融資部内で合議を行い、審査目線を統一する体制 (イ)業況不芳先における経営改善可能性の早期の見極め ・自己査定の決裁部署である融資部審査課の職員はもちろん、取引先と直接応対している営業店職員の審査能力の向上 ・融資部にて実施する貸出債権の自己査定において債務者区分が要注意先以下となり早期の対処が必要と判断された債務者については、融資部及び企業支援部にて経営改善の可能性、経営改善に向けた手法について協議を行い、必要に応じて管理強化先等の管理区分に指定したうえで、企業支援部の関与のもと経営改善支援を行う体制 (ウ)与信先の大口化の抑制 ・信用リスクを分散させる観点から与信先の大口化を抑制していく必要がある ・格付上位の優良先や当行メイン先の場合においても必要に応じ融資限度額を設定し、政府系金融機関の利用や他行協調での対応を検討するなど、リスク分散を図ります。 ・2024 年６月より、適切な与信管理に向けて、仙台銀行における融資審査・管理手法について直接アドバイスを受けるべく、仙

	台銀行の融資担当役員であった斎藤義明氏が当行に常駐
③有価証券ポートフォリオの再構築	・海外金利の上昇などを背景に有価証券評価損が拡大したことを受け、ＳＢＩファンド内での評価損拡大を抑制 ・2024年３月の日本銀行の金利政策の変更により、今後の金融市場が大きく変動し、従来と比べて安定的に収益を獲得できる市場環境になってきたことから、有価証券評価損の一部解消とともに、今後の財務の健全性を高めることを企図して、有価証券の一部を売却し、より安全性の高い運用を通じて収益力の改善を図った
④本部組織体制の整備	・2024年４月より、本部にグループ制を導入し、本部各部を本部営業グループ、企画管理グループ、与信管理グループ、支店サポートグループに再編し、本部の役割及び責任の明確化や本部の収益力の向上、営業店サポート体制の強化を行い、各グループ長のもと意思決定の迅速化を実施 ・特に営業推進部門を大きく再編し、中小企業への取組みはこれまで以上に注力していくことから、本部が営業店のサポートを十分に果たしていく必要があるため、本業支援部・個人営業部をそれぞれ法人サポート部・個人サポート部とし、お客様への本業支援を統括する業務や預金関連、預かり資産関連業務など営業店に関わる業務を集約することで営業店をサポートする役割を明確化 ・また、本部営業部門として広域営業部を新設し、戦略エリア営業部の機能を移管しました。これにより、営業店のマンパワーによらず本部主導で収益を獲得するミッションを担当 ・WEB を活用した営業や効率化を行うデジタル営業部を設置し、広域リテール戦略部およびDX推進室の機能を移管し、デジタルチャネル活用による利便性向上・商品拡充による幅広い顧客獲得や当行内の業務効率化に係る担当部署を一元化
(5)信用供与の実施状況を検証するための体制	
①支店長会議の進捗管理	・毎年１月、４月、７月、10月の計４回の支店長会議を開催（必要に応じて臨時支店長会議も開催） ・支店長会議は、全役員、関連会社社長、全支店長および全部長が参加し、当行の現状や方針などを共有
②経営会議での進捗管理	・頭取を委員長とする経営会議（委員は常勤取締役、オブザーバーとして本部部長が参加）を開催（定例開催は毎週金曜日、取締役会の開催週は除く） ・経営強化計画の施策の進捗状況や収益状況について管理するとともに、計画に乖離が生じた場合は、問題点の洗出し・改善策の検討を行ない、以降の推進策を構築
③取締役会での進捗管理	・取締役会は、定期的に経営強化計画の進捗状況の報告を受け、社

	内役員のほか、非常勤・非業務執行の取締役（1 名）及び社外取締役監査等委員（2 名）による進捗管理への適切な関与。

(2)**従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項**

取組項目	確実な実施のための準備の状況
6-1 経営管理に係る体制及び今後の方針 (1)経営管理態勢 ①現状の振り返りと課題認識について	・当行は 2023 年３月期及び 2024 年３月期に大幅な赤字計上となったことで、経営強化計画についても大幅な未達 ・当行の現状と赤字計上の原因究明、責任の所在を取りまとめるべく、振り返りを実施。また、振り返りのなかで、洗い出された当行の経営課題である企業支援体制の整備や貸出審査・管理体制の整備について改善策を策定 ・経営陣は、企業支援を最重要方針としておりましたが、貸出管理・審査体制や企業再生支援における課題認識、対応スピードが不十分であり、多額の与信費用を計上するなどの一連の問題は、ガバナンスの改革・改善が必要であると考え、再度課題を認識した上で改善に向けて取組み
②現在の経営管理態勢について	・抜本的な収益改善策と経営体力に応じたリスクテイクにより、確実に利益剰余金の積上げを行っていくべく、迅速かつ実効性の高い意思決定ができる経営管理態勢を構築 ア．役員体制の刷新 イ．仙台銀行からの役員の派遣 ウ．リスク管理の強化
6-2 業務執行に対する監査又は監督の体制及び今後の方針 (1)内部監査体制	・リスクアセスメントの観点を取り入れたリスクベースの内部監査を実施。 ・定期的にリスクアセスメントの洗い替えを実施するとともに、監査部長が経営会議やリスク管理委員会など当行の各種会議に出席し、リスク状況をモニタリングする態勢。
(2)監査等委員会	・監査部と連携を深め、監査計画の策定・管理に関与し、取締役の職務執行を監視・監督。 ・常勤監査等委員は、経営会議・各種委員会等へ出席し必要に応じて意見を述べるなど、監査の適切な実施に必要な権限を行使。

7-3 与信リスクの管理(不良債権の適切な管理を含む。) 及び市場リスクを含む各種リスクの管理の状況及び今後の方針 (1)リスク管理体制	・じもとホールディングスが定めるグループの「リスク管理方針」に基づき、子銀行として適切なリスク管理態勢の構築と整備を図り、グループ業務の健全かつ適切な運営を確保。 ・リスク状況を定期的または必要に応じてグループリスク管理委員会へ随時報告。コロナ影響先への資金繰り支援、経営改善支援の実施状況や今後の対応について定期的に報告を行うほか、グループ収益に一定影響のある重要事案を、適時適切にホールディングスへ報告を行い、グループとしての対応方針を重点的に協議。
(2)統合的リスク管理	・信用リスク量、市場リスク量、及びオペレーショナル・リスク量を合算して、統合的リスク量を算出し、自己資本の十分性を確認する体制とし、月次でリスク管理委員会に報告。 ・リスク管理委員会では、与信集中リスク、銀行勘定の金利リスク等についても、適時報告を受け、必要な改善指示を出すなど、適切なリスク管理の実施
(3)信用リスク管理 ①信用リスク管理方針	・信用リスク管理について、「信用リスク管理方針」等を定め、リスク管理の強化に取組み。適切なリスク管理態勢のもと、金融仲介機能を積極的に発揮し、債務者の実態を踏まえた適切な経営改善支援を行うことにより、信用リスクの軽減を図る方針 ・2022 年度及び 2023 年度決算におきまして、与信関係費用が大幅に増加したことに伴い大幅な赤字決算の反省を踏まえ、現状と原因究明、責任の所在を取りまとめ、振り返りを実施し、洗い出された経営課題について改善策を策定
②与信関係費用が増加した原因	・大口取引先の突発的な破たんが発生したこと及び取引先の経営改善支援や事業再生支援、事業整理・廃業支援のために貸倒引当金を計上したことで、与信関係費用が増加 ・2023 年度においても取引先の粉飾決算が判明したほか、コロナ禍の収束後の物価上昇等の影響から業績がさらに悪化している取引先も顕在化したことを受け、改めてより踏み込んで取引先の実態把握を実施 ・この結果、既に財務が悪化していた一部取引先では、経営改善の見込みが立たないことが判明し、当該取引先に対しては引当金を計上のうえ、事業整理や廃業へ向けたサポートを実施 ・また、今後の事業継続に向けて、負債の整理や一部事業の売却、事業再編等が必要な取引先に対しては、必要な引当金を計上した上で、事業の立て直しに向けて再生支援を継続 ・以上により、コロナ特例経営強化計画において、再生支援費用として 10 年間累計で計画していた与信関係費用 144 億円のうち、

③信用リスク面の課題背景	141 億円を前倒しで計上 ア．経営管理態勢 ・経営陣は本業支援の確立を最重要方針としていたが、収益の積上げを意識しすぎるあまり、取引先の経営環境が急速に悪化するなかで、抱えている潜在的な信用リスクに対する対応・判断が不十分であった ・同様の事象を発生させないためには、収益の積上げを優先の企業風土を払拭し、業況不芳先に対する経営改善可能性の早期の見極めを行うことで、より有効な再生支援を実施が可能な体制を構築 イ．貸出管理・審査体制 ・粉飾決算等を踏まえ、審査体制の再構築に取り組んだものの、その実効性確保が未だ途上 ・取引先への付加価値を生まないまま資金繰り支援のための融資を継続してきた結果、取引先に対する与信額が大口化していたことから、信用リスクを分散させる観点から与信先の大口化を抑制していくことが必要 ウ．抜本的な企業再生支援 ・コロナ禍による影響が長期間に及んだことや、収束後も物価上昇の影響等が加わり、業績が悪化する取引先が顕在化 ・長年のメイン取引先を中心に行内職員派遣などの経営支援策を実施してきたが、対象業種や財務状況が多岐に亘ることから、目先の収益改善や資金繰り支援にとどまり、抜本的な経営改善や事業整理など踏み込んだ支援までに至らなかった ・行内における取引先の業種別に応じた支援ノウハウや専門性の蓄積が途上であり、抜本的な企業再生支援に向けた取組みも不十分であった
④今後の信用リスク管理態勢について	・企業支援体制は、外部から有識者を招聘し、専門的な知見を仰ぎながら、取引先の状況に合わせた経営改善支援を行う体制構築を進めており、今後も、経営改善支援や抜本的再生支援、事業整理や廃業支援などに注力 ・企業支援部では、業種別に製造・建設業、小売・飲食・サービス業、宿泊・医療介護業の３つのチームを編成しており、業種特有のノウハウの蓄積を図りながら経営改善支援を実施 ・貸出審査・管理体制につきましても、信用リスクを軽減させる観点から与信先の大口化を抑制していく必要なため、必要に応じ政府系金融機関の利用や他行協調での対応を検討するなど与信先の大口化を抑制 ・2024 年６月より、融資審査・管理手法について直接アドバイスを受けるべく仙台銀行の融資担当役員であった斎藤義明氏の派遣を受けている

(4)市場リスク管理	・有価証券評価損益は、日本銀行の政策変更などにより国内金利が上昇し、従来と比べて安定的に収益を獲得できる市場環境となったため、2024年３月に有価証券の一部を売却 ・海外金利の上昇に伴い評価損が大幅に拡大となった背景、原因も含め、市場リスク管理面での振り返りを実施 ①リスク許容度の検証 ②モニタリングの実効性 ③アクションプラン ④リスクテイクの方向性 ・運用状況のモニタリング指標として、米国地方債のスプレッドリスクのほか、豪州、カナダ、デンマークなどの金利感応度について、当該指標のポートフォリオへの影響を随時把握し、リスク管理委員会への報告を引き続き実施 ・グループのガバナンスの観点から、有価証券運用方針についてはじもとホールディングスの経営会議決議としており、有価証券ポートフォリオの状況について、月次でじもとホールディングスの経営会議、取締役会に報告し、適時適切な管理しており、今後もこの態勢を継続 ・中長期的な評価損の解消に向けて、ＳＢＩグループと連携しながら協議を進めてまいります。当行の経営会議、リスク管理委員会において十分な協議を行い、じもとホールディングスとも様々な検討を行いながら、市場リスクが拡大することのないように管理。 ・今後につきましては、引き続き現在の市場リスク管理態勢を維持していくほか、2024年３月に実施した有価証券の一部売却により捻出した資金について、より安全性の高い運用を通じて収益力の改善に繋げていく方向性
(5)流動性リスク管理	・短期間で資金化できる資産を流動性準備として一定水準以上保有することとするなど、日々資金繰り管理や資金調達の状況を監視し、リスク管理委員会はその監視状況について定期的に報告を受ける体制。 ・万が一、不測の事態が生じた場合でも十分資金を確保できるよう、危機管理計画を策定。
(6)オペレーショナル・リスク管理	・「事務リスク」、「システムリスク」、「法務リスク」、「風評リスク」、「人的リスク」、「有形資産リスク」の６つの区分ごとに、各リスク所管部署を定め、オペレーショナル・リスクの顕在化の防止、影響の極小化および削減

⑶ 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化とその他の主として業務を行っている地域における経済活性化に資する方策

取組項目	確実な実施のための準備の状況
3-2-2　担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策	
⑴担保又は保証に過度に依存しない融資体制	・財務をリバランスすることにより、資金繰りを改善し本業に専念してもらう環境を作り企業の「稼ぐ力」向上を後押しすることを取組むため、キャッシュフロー改善に資する取組みを拡充。
⑵「経営者保証に関するガイドライン」への対応	・「経営者保証に関するガイドライン」及び事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則の趣旨を尊重した取扱いを実施。
⑶私募債の取組	・社会貢献を目的に寄付・寄贈を行う私募債として、発行時に受け取る手数料の一部を優遇し、その優遇分を原資に新型コロナウイルス感染症の予防・対策等に有効となる「新しい生活様式」に資する取組みを実施。 ・発行企業が行っているＳＤＧｓの取組みを紹介し、発行企業の地域貢献への取組みと財務内容の優良性およびＳＤＧｓの取組みを対外的にＰＲするための本業支援を取組み。
3-3 被災者への信用供与の状況及び被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策 3-3-2 被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策	
⑴被災者支援に向けた仙台銀行等との連携強化 ①協調融資取組等による資金供給機能の強化	・じもとグループとして東日本大震災からの復興に向けた支援態勢を整備し、単独行では対応が難しい大口融資案件についても協調融資にて積極的に対応し、被災地域における復興支援のための資金供給を目的として取組みを継続的に実施。
②ビジネスマッチングの強化	・震災以降、人手不足への対応や、販売先および仕入先の紹介等、

	宮城県と山形県をつなぐビジネスマッチングを強化。
③復興イベント、商談会の共同開催	・被災企業や新型コロナウイルス感染症による影響を受けた企業の売上回復支援のため、継続的に実施。
(2)当行独自の復興支援に係る施策	
①山形市との連携	・山形市と「地域振興・活性化に向けた連携協力の協定書」を締結。 ・山形市売上増進支援センター（Ｙ-ｂｉｚ）へ派遣していた職員を企業支援部や法人サポート部へ配置し、震災復興及び今般のコロナ禍における売上増強ニーズに対応する体制を整備。
②東日本大震災事業者再生支援機構との連携強化	・「東日本大震災事業者再生支援機構」と連携し、事業再生計画に基づいて新規資金の対応。（2021 年３月 31 日をもって支援決定の申込受付を終了）
③私的整理ガイドライン・自然災害ガイドラインの活用	・震災の影響により既往債務の弁済に困難をきたしている個人債務者が、自助努力による生活や事業の再建への取組みを支援。
④その他外部機関との連携	・取引先の復興支援に向けて、地域経済活性化支援機構（旧：企業再生支援機構）や中小企業活性化協議会（旧：中小企業再生支援協議会）などの外部機関と連携
4-4 新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた者への信用供与の状況及び新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた者への支援をはじめとする地域経済の再生に資する方策	
(1)地元企業への職員の派遣	・地元企業の経営を支援するために、業務管理やマーケティング等のノウハウを有する職員を中心として 2024 年３月末現在 10 名を派遣。 ・当行職員の派遣を行っていくことで、取引先の役職員とともに、現場での経営改善を一緒になって取組み。
(2)継続した資金繰り支援	・コロナによる影響が沈静化していくなかで、取引先の業況が回復していくためにも、これまで以上に長期間の継続した資金繰り支援を積極的に取組み。
(3)抜本的な経営改善・事業再生支援	・債権カットを含めた金融支援やＤＤＳなどの活用した長期の財務支援など、取引先の事業実態を把握したうえで、必要となる抜本的な経営改善・事業再生支援策を実施。

(4)実効性のある中小企業支援体制の構築	
①企業支援体制の強化	・コロナ支援や事業再生支援の専門部署として企業支援部を新設し、抜本的な再生支援や経営改善計画策定支援、職員の派遣などによるハンズオンの改善支援を実施。 ・その他にも、営業店主導による支援状況を定期的にモニタリングし、本部・営業店と役員間での状況の共有、補助金活用支援や事業承継支援などのサポートのほか、生産性改善などのより専門的な経営改善支援が必要な取引先には、コンサル会社や外部専門家と連携した支援を実施するなど、グループ全体での企業支援を取組み。
②外部専門家による企業支援体制の検証	・ 企業支援の現場実践に優れた実績を有する外部専門家を招き、当行の行内支援体制の検証。 ・ 人材育成や業務の選択・集中も含め、企業支援の更なる実効性の向上に向けてアドバイスを受け、企業支援体制の実効性を向上。
3-5 その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策	
3-5-1 創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能強化のための方策	
(1)創業・新事業進出支援	・山形県制度融資「開業支援資金」の他、日本政策金融公庫山形支店との連携商品「煌やかな未来」による創業・新事業進出支援。 ・山形県内の新技術・新製品等の研究開発を行うベンチャー企業等の支援を目的とした「ベンチャービジネス奨励事業」による助成金を贈呈
3-5-2 経営に関する相談その他の取引先の企業(個人事業主を含む)に対する支援に係る機能の強化のための施策	
(1)きらやかＳＤＧｓ取組支援サービス	・ＳＤＧｓ取組状況を診断の上、診断結果から判明した「強み」のさらなる強化、また「弱み」を補う今後の方針や対策等の策定を支援。 ・「企業価値向上」をサポートオリジナルとなる「ＳＤＧｓ宣言書」の策定も支援
(2)エネルギー設備投資に係る利子補給金	・省エネに向けた取組みに係る融資を通じて、環境に配慮した取組みを支援するとともに地域経済の活性化。
(3)デジタル地域通貨の取扱い	・デジタル商品券や地域ポイントを発行・運用するための情報プラ

	ットフォームを活用した地方創生および地域経済活性化に対する取組み
(4)産学官金連携等外部連携強化	・山形大学と受託事業実施契約を締結し、取引先企業の人材育成を支援する「きらやかマネジメントスクール」を開講
(5)きらやか産業賞の贈呈	・山形県内において「技術革新」「経営革新」「国際化」「教育訓練」の面において特に優れた実績を上げている企業として、助成金を贈呈。
3-5-3 早期の事業再生に資する方策 (1)経営改善取組企業に対する方策	
①「重点再生支援先」の指定による改善支援及び管理の実施	・これまで特に経営改善支援を要すると判断した先として選定していた「指導企業」から「重点再生支援先」に名称変更し、抜本再生を視野に入れた取組みを強化 ・重点再生支援先に対する具体的な改善支援や管理方法としては、当該企業の業績向上を目的に企業支援部に専任担当者を配置し、当該企業の経営層のみならず、必要に応じて現場社員に至るまでコミュニケーションを密にとりながら、より専門的な見地でコンサルティング機能を発揮 ・資金繰りの安定化の観点からも、企業支援部が主導となり融資部審査課と連携を取りながら与信管理に取組み
②重点再生支援先への支援強化	・経営改善計画の策定支援のみならず、計画進捗状況のモニタリングを月次（必要に応じて週次）で管理・把握 ・企業支援部担当者が当該企業の会議体（経営会議、営業会議、生産会議、資金繰り会議 等）に出席し、当該企業が抱える課題に対する解決策の立案や専門家を活用した支援、改善行動のモニタリング等、徹底した伴走支援を実施 ・企業再生のプロフェッショナルである外部有識者をアドバイザーとして招き入れ、担当企業に対する再生支援機能を強化
③「管理強化先」の指定によるモニタリング及び経営改善支援の実施	・「重点再生支援先」以外の取引先で与信供与額が大きく、債務者区分が要注意先・要管理先・破綻懸念先で赤字・債務超過・借入過多・借入急増に該当する先等を「管理強化先」として選定し、突発破綻（倒産等により破綻懸念先以下に突発的にランクダウンする）の発生を未然に防止することを目的に管理 ・管理強化先に対しても外部有識者の助言を仰ぎながら関与度合を強化し経営改善の実行性を確保 ・2024 年 4 月に企業支援部の職員を増員し管理強化先全先に専担担当者を配置することで企業支援部が一括で担当。 ・業種別に製造・建設業、小売・飲食・サービス業、宿泊・医療介

	護業の 3 つのチームを編成し、業種特有のノウハウの蓄積を図りながら経営改善支援を実施
④中小企業金融円滑化法終了後の支援の実施	・法終了後も従前と変わらない対応を実施。
3-5-4 事業の承継に対する支援に係る機能強化のための方策	
(1)コンサルティング体制の強化	・コンサルティング子会社の人員体制　2024 年 6 月現在 10 名 ・事業承継に関するニーズに　対するコンサルティング業務を拡充
(2)外部機関との連携	・仙台銀行やきらぼし銀行、あおぞら銀行、日本政策投資銀行等との連携や、「山形県事業承継・引継ぎ支援センター」等の公共外部機関との連携を強化

内閣府令第 54 条 第１項第３号

項　　目	添　付　書　類　名
（当該金融機関等が銀行持株会社等である場合） ・法第 17 条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより行った株式の引受けに係る申込みに係る資金を当該銀行持株会社等又はその子会社等の自己資本の充実に活用するための方針を記載した書面	（じもとホールディングス） 1．自己資本の充実に活用するための方針

1. 自己資本の充実に活用するための方針

当社は、グループの自己資本の充実に活用するための方針として、下記のとおり経営強化計画に内部留保の方針を盛り込んでおります。

1－1. 配当方針

当社は、地域金融グループとしての公共性と健全性維持の観点から、内部留保の充実をはかるとともに、安定した剰余金の配当を維持することを基本方針としております。当社の配当は、中間配当及び期末配当の年２回を基本的な配当としており、期末配当につきましては株主総会、中間配当につきましては当社定款の定めにより取締役会で決議することとしております。

しかしながら、2024 年３月期の普通株式に係る期末配当は、今回の赤字決算を踏まえ、無配といたしました。また、当社が発行する普通株式と権利関係が異なる種類株式（Ｂ種優先株式、Ｃ種優先株式、Ｄ種優先株式、Ｅ種優先株式、いずれも非上場で公的資金に係る優先株式）の配当についても無配といたしました。

2025 年３月期の普通株式及び各優先株式の配当は、当社連結の通期業績予想において黒字回復を予想しておりますが、国との間での公的資金の返済時期の見直しも含めた協議を開始していることなどから、普通株式及び各優先株式の配当予想を全て未定としております。

なお、年間配当水準は当社連結の通期業績予想に連動して予想しますことから、今後、配当予想を開示する場合は、期末配当に一本化する予定でございます。

今後、当社及び子銀行は、経営強化計画を確実に実行することで、黒字決算への回復と復配に取り組むとともに、公的資金返済に向けた剰余金の積上げに取り組んでまいります。

1－2. 内部留保の状況

(1) じもとホールディングス

当社は各事業年度において、子銀行から受け取る配当金を原資に配当を行っており、当社単体のその他利益剰余金は 2024 年３月期 12 億円となりました。

本計画期間中、その他利益剰余金は横這いで推移する見通しです

今後、当社、きらやか銀行、仙台銀行は、金融機能強化法に基づく経営強化計画において、公的資金返済に向けたその他利益剰余金の積上げを図ってまいります。

(2) きらやか銀行

じもとホールディングスの子銀行として、経営強化計画を確実に実行し、中小規模事業者貸出の増強等により収益力の強化を図っております。また、財務基盤の安定化の観点から、内部留保の蓄積に努めております。

2024年３月期のその他利益剰余金は△222億円と計画を下回る実績となっていることから、2024年９月末に返済期日が到来する震災特例公的資金200億円については、返済期限を2037年９月とします。

当行では、当局の認可を前提として、2024 年９月末までに資本金および資本準備金の取崩しを予定しております。これにより、2024 年３月期末の繰越損失を解消すべく欠損補填を行う予定であり、2025 年３月期末の利益剰余金は１億円と前期末比＋223 億円を計画しております。

今後につきましては、経営強化計画を着実に実行することにより、早期の業績回復を果たして継続的に黒字を計上し、利益剰余金の積上げを図ってまいります。2037 年３月期末までに 183 億円

の積上げ計画により 2037 年 12 月を返済期限とする震災特例公的資金 100 億円の返済と、その後、2048 年３月期末までに 300 億円の積上げ計画により 2048 年９月を返済期限とするコロナ特例公的資金 180 億円の返済は十分に可能と考えております。

また、今回返済期限を 2037 年９月末に変更する震災特例公的資金 200 億円については、当該返済期限までに返済原資となる利益剰余金を毎期の利益で積み上げることは困難である一方、コロナ特例による公的資金を除いた株主資本により返済することは可能と考えておりますが、返済後の自己資本比率状況を鑑み、必要に応じて新たな資本調達についても検討してまいります。

(3)仙台銀行

じもとホールディングスの子銀行として、経営強化計画を確実に実行し、中小規模事業者等貸出の増強等により収益力の強化を図っております。また、財務基盤の安定化の観点から、内部留保の蓄積に努めております。

2024 年３月期末の当行単体のその他利益剰余金は 179 億円であり、今後も毎期収益を積上げ、経営強化計画の終期である 2036 年３月期末までに 366 億円を積み上げする計画であり、公的資金 300 億円の返済は十分に可能と考えております。

≪2049年3月までの当期純利益とその他利益剰余金の見通し≫ **（単位：億円）**

		2021/3末 実績	2022/3末 実績	2023/3末 実績	2024/3末 実績	2025/3末	2026/3末	2027/3末	2028/3末
じもとHD	当期純利益	4	4	2	2	0	1	1	1
	その他利益剰余金	18	16	12	12	13	12	12	12
きらやか銀行	当期純利益	△48	10	△83	△244	1	4	14	4
	その他利益剰余金	84	92	8	△222	1	6	20	25
仙台銀行	当期純利益	17	15	11	11	8	11	13	17
	その他利益剰余金	146	160	171	179	188	197	209	225

		2029/3末	2030/3末	2031/3末	2032/3末	2033/3末	2034/3末	2035/3末	2036/3末
じもとHD	当期純利益	1	1	1	4	4	4	3	1
	その他利益剰余金	12	12	12	15	18	21	23	23
きらやか銀行	当期純利益	16	18	18	18	18	20	20	20
	その他利益剰余金	42	61	79	94	109	125	144	163
仙台銀行	当期純利益	18	11	19	19	19	19	19	19
	その他利益剰余金	242	253	271	290	309	328	347	366

		2037/3末	2038/3末	2039/3末	2040/3末	2041/3末	2042/3末	2043/3末	2044/3末
じもとHD	当期純利益	1	1	1	1	1	1	1	1
	その他利益剰余金	23	24	24	24	24	24	25	25
きらやか銀行	当期純利益	20	20	20	20	20	20	20	20
	その他利益剰余金	183	103	122	142	162	182	202	221
仙台銀行	当期純利益	19	19	19	19	19	19	19	19
	その他利益剰余金	91	110	129	148	167	186	205	224

		2045/3末	2046/3末	2047/3末	2048/3末	2049/3末
じもとHD	当期純利益	1	1	1	1	1
	その他利益剰余金	25	25	25	26	17
きらやか銀行	当期純利益	20	20	20	20	20
	その他利益剰余金	241	261	281	300	140
仙台銀行	当期純利益	19	19	19	19	19
	その他利益剰余金	243	262	281	300	319

1－3. 自己資本比率の状況

本計画期間における、きらやか銀行及び仙台銀行の自己資本比率の見通しは、以下のとおりです。

(1)きらやか銀行

きらやか銀行は、地元である山形県経済はもとより、じもとホールディングスとして活動しております宮城県経済におきましても、その担うべき役割は非常に大きいものと認識しております。

本計画では、自己資本比率について、利益の確実な計上により自己資本を積み上げてまいります。

リスクアセットにつきましては金融仲介機能の発揮による中小企業への資金支援等による貸出金の積み上げを実施していく一方で、限られた自己資本を有効に活用するため大企業向け等の低採算融資の見直しなどによるアセットコントロールを実施することで、中長期的な自己資本比率の維持、向上を目指してまいります。

なお、2024 年９月末に返済期日が到来します震災特例公的資金 200 億円については、当行の自己資本比率の状況に鑑み、当行が地元山形県において引き続き金融仲介機能を十全に発揮し、地元の中小企業を支える責務を果たしていくためには、当該公的資金の期日通りの返済は困難と判断しております。そのため、返済時期の見直しを含めて協議を行った結果、返済期限を 2037 年９月末とすることにより、自己資本額が維持されることとなったため、計画終期となる 2027 年３月期につきましては、7.35％程度を確保できる見通しとなっております。

(2)仙台銀行

仙台銀行の営業基盤である宮城県経済において、同行が担うべき役割は非常に大きいものがあります。

同行は、東日本大震災からの地域経済の復興及び活性化に向けて、中小規模事業者をはじめとする取引先への安定的かつ円滑な資金供給機能を積極的に果たすことを目的に、当行が受入れております公的資金 300 億円を引き続き活用してまいります。

本計画では、中小企業貸出の積み上げなどにより、リスクアセット（分母）は増加する見込みです。その一方、自己資本（分子）は貸出金利低下の影響もあり、積み上げには時間を要する見込みです。このため計画終期の 2027 年 3 月期に 7.42％となる見込みです。

≪自己資本比率の状況≫

	2024 年 3 月期実績	2025 年 3 月期計画	2026 年 3 月期計画	2027 年 3 月期計画
きらやか銀行（単体）	7.73%	7.73%程度	7.44%程度	7.35%程度
仙台銀行　　（単体）	7.70%	7.63%程度	7.50%程度	7.42%程度

内閣府令第 54 条 第１項第４号

項　　目	添　付　書　類　名
・その他法第 22 条第１項の規定による承認に係る審査のため参考となるべき書類	（きらやか銀行） 1．償還又は返済に対応することができる財源を確保するための方策

1. 償還又は返済に対応することができる財源を確保するための方策

1－1. 配当に関するグループ方針

当行の親会社であるじもとホールディングスは、地域金融グループとしての公共性と健全性維持の観点から、内部留保の充実をはかるとともに、安定した剰余金の配当を維持することを基本方針としております。当社の配当は、中間配当及び期末配当の年２回を基本的な配当としており、期末配当につきましては株主総会、中間配当につきましては当社定款の定めにより取締役会で決議することとしております。

しかしながら、2024年３月期の普通株式に係る期末配当は、今回の赤字決算を踏まえ、無配といたしました。また、当社が発行する普通株式と権利関係が異なる種類株式（Ｂ種優先株式、Ｃ種優先株式、Ｄ種優先株式、Ｅ種優先株式、いずれも非上場で公的資金に係る優先株式）の配当についても無配といたしました。

2025年３月期の当社連結の通期業績予想においては、黒字回復を予想するものの、普通株式及び各優先株式の配当予想は未定としております。なお、利益剰余金の積上げ計画は2025年３月期以降配当を行う前提で記載しています。

また、年間配当水準は当社連結の通期業績予想に連動して予想しますことから、今後、配当予想を開示する場合は、期末配当に一本化する予定でございます。

今後、当社及び子銀行は、経営強化計画を確実に実行することで、黒字決算への回復と復配に取り組むとともに、公的資金返済に向けた剰余金の積上げに取り組んでまいります。

1－2. 配当に向けた態勢整備

当行は、じもとホールディングスの子銀行として、経営強化計画を確実に実行し、中小規模事業者等貸出の増強等により収益力の強化を図っております。また、財務基盤の安定化の観点から、内部留保の蓄積に努めております。

2024 年３月期末の当行単体のその他利益剰余金は△222 億円と計画を下回る実績となっていることから、2024 年９月末に返済期日が到来する震災特例公的資金 200 億円については、返済期限を 2037 年９月末とします。

（単位：億円）

	2024/3期	2025/3期	2026/3期	2027/3期	2028/3期	2029/3期	2030/3期	2031/3期	2032/3期
	実績	計画	計画	計画	計画	計画	計画	計画	計画
利益剰余金	△ 222	1	6	20	25	42	61	79	94
当期純利益	△ 244	1	4	14	4	16	18	18	18

	2033/3期	2034/3期	2035/3期	2036/3期	2037/3期	2038/3期	2039/3期	2040/3期	2041/3期
	計画	計画	計画	計画	計画	計画	計画	計画	計画
利益剰余金	109	125	144	163	183	103	122	142	162
当期純利益	18	20	20	20	20	20	20	20	20

	2042/3期	2043/3期	2044/3期	2045/3期	2046/3期	2047/3期	2048/3期	2049/3期
	計画	計画	計画	計画	計画	計画	計画	計画
利益剰余金	182	201	221	241	261	281	300	140
当期純利益	20	20	20	20	20	20	20	20

当行では、当局の認可を前提として、2024 年９月末までに資本金および資本準備金の取崩しを予定しております。これにより、2024 年３月期末の繰越損失を解消すべく欠損填補を行う予定であり、2025 年３月期末の利益剰余金は１億円と前期末比＋223 億円を計画しております。

今後につきましては、経営強化計画を着実に実行することにより、早期の業績回復を果たして継続的に黒字を計上し、利益剰余金の積上げを図ってまいります。

2037 年３月期末までに 183 億円の積上げ計画により、2037 年 12 月を返済期限とする震災特例公的資金 100 億円の返済と、その後、2048 年３月期末までに 300 億円の積上げ計画により、2048 年９月を返済期限とするコロナ特例公的資金 180 億円の返済は十分に可能と考えております。

また、今回返済期限を 2037 年９月末に変更する震災特例公的資金 200 億円については、当該返済期限までに返済原資となる利益剰余金を毎期の利益で積み上げることは困難である一方、コロナ特例による公的資金を除いた株主資本により返済することは可能と考えておりますが、返済後の自己資本比率状況を鑑み、必要に応じて新たな資本調達についても検討してまいります。

「金融機能強化のための特別措置に関する内閣府令」

第 15 条第 2 項に定められる提出書類

内閣府令第 15 条第 2 項 第 1 号

項　　目	添 付 書 類 名
・経営強化計画の変更の理由書	・同左

経営強化計画の変更の理由書

宮城県仙台市青葉区一番町二丁目１番１号
株式会社じもとホールディングス
代表取締役社長　鈴木　隆
山形県山形市旅篭町三丁目２番３号
株式会社きらやか銀行
代表取締役頭取　川越　浩司

金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第 26 条第２項に基づき、2023 年９月１日に承認を受けました 2023 年４月（計画の始期）より 2027 年３月（計画の終期）までとする経営強化計画について、金融機能の強化のための特別措置に関する法律第９条第１項に基づき、変更後の経営強化計画を提出する理由は以下のとおりであります。

記

１．損益状況

（単位：百万円）	2023/3期	2024/3期				2025/3期		2026/3期		2027/3期	
	計画・始期	計画1年目				計画2年目		計画3年目		計画4年目	
	実績	計画	実績	計画比	前年比	計画	前年比	計画	前年比	計画	前年比
業務粗利益	**14,407**	**13,934**	**6,171**	**▲ 7,763**	**▲ 8,237**	**14,201**	**8,030**	**14,529**	**328**	**14,671**	**142**
（除く国債等債券関係損益）	14,428	13,984	14,341	357	▲ 87	14,201	▲ 140	14,529	328	14,671	142
資金利益	12,155	11,857	11,873	16	▲ 282	12,176	303	12,576	400	12,763	187
うち、貸出金利息	11,395	11,487	11,378	▲ 109	▲ 16	11,932	554	12,351	419	12,568	217
うち、有価証券利息	721	312	507	195	▲ 214	303	▲ 204	285	▲ 18	255	▲ 30
うち、預金利息	94	80	145	65	50	80	▲ 65	80	0	80	0
役務取引等利益	2,013	1,981	2,234	253	220	1,915	▲ 319	1,870	▲ 45	1,851	▲ 19
役務取引等収益	3,414	3,345	3,461	116	46	3,316	▲ 145	3,308	▲ 8	3,303	▲ 5
うち、預り資産手数料	642	643	682	39	40	656	▲ 26	676	20	676	0
うち、新役務手数料	818	848	889	41	70	819	▲ 70	797	▲ 22	797	0
役務取引等費用	1,400	1,363	1,227	▲ 136	▲ 173	1,401	174	1,438	37	1,451	13
その他業務利益	238	96	▲ 7,937	▲ 8,033	▲ 8,175	110	8,047	83	▲ 27	56	▲ 27
経費（除く臨時的経費）	**11,559**	**11,400**	**11,487**	**87**	**▲ 72**	**10,923**	**▲ 564**	**10,557**	**▲ 366**	**10,257**	**▲ 300**
人件費	5,585	5,410	5,295	▲ 115	▲ 290	5,322	27	5,049	▲ 273	4,796	▲ 253
物件費	5,038	5,050	5,180	130	141	4,677	▲ 503	4,584	▲ 93	4,537	▲ 47
税金	935	940	1,012	72	75	924	▲ 88	924	0	924	0
コア業務純益	**2,868**	**2,582**	**2,854**	**272**	**▲ 14**	**3,278**	**424**	**3,971**	**693**	**4,414**	**443**
＜除く投信解約益＞	2,868	2,582	2,779	197	▲ 89	3,278	499	3,971	693	4,414	443
一般貸倒引当金繰入額	396	▲ 200	2,257	2,457	1,861	▲ 377	▲ 2,634	▲ 1,159	▲ 782	1,400	2,559
業務純益	2,452	2,732	▲ 7,573	▲ 10,305	▲ 10,025	3,655	11,228	5,130	1,475	3,014	▲ 2,116
うち国債等債券損益	▲ 20	▲ 50	▲ 8,170	▲ 8,120	▲ 8,149	0	8,170	0	0	0	0
臨時収益	283	85	475	390	191	85	▲ 390	85	0	85	0
臨時費用	8,657	2,723	16,680	13,957	8,023	2,804	▲ 13,876	3,619	815	1,113	▲ 2,506
うち不良債権等処理損失	8,260	2,468	16,247	13,779	7,986	2,549	▲ 13,698	3,364	815	858	▲ 2,506
経常利益	**▲ 5,921**	**94**	**▲ 23,778**	**▲ 23,872**	**▲ 17,857**	**936**	**24,714**	**1,596**	**660**	**1,986**	**390**
特別損益	▲ 458	270	▲ 1,003	▲ 1,273	▲ 544	0	1,003	0	0	0	0
税引前当期純利益	**▲ 6,380**	**364**	**▲ 24,781**	**▲ 25,145**	**▲ 18,401**	**936**	**25,717**	**1,596**	**660**	**1,986**	**390**
法人税、住民税及び事業税	25	436	36	▲ 400	9	156	120	177	21	191	14
法人税等調整額	1,928	▲ 828	▲ 389	439	▲ 2,316	76	465	76	0	77	1
当期純利益	**▲ 8,334**	**756**	**▲ 24,428**	**▲ 25,184**	**▲ 16,094**	**704**	**25,132**	**1,342**	**638**	**1,718**	**376**
与信関係費用	**8,656**	**2,268**	**18,505**	**16,237**	**9,847**	**2,172**	**▲ 16,333**	**2,205**	**33**	**2,258**	**53**

きらやか銀行は、計画１年目にあたる 2024 年３月期決算の当期純利益が 244 億 28 百万円の大幅な赤字となり、計画比△251 億 84 百万円と大幅な未達となりました。

収益計画が大幅な未達となった主な要因は以下の通りであります。

⑴与信関係費用

①当初計画と 2024 年３月期第３四半期までの状況

当初計画では、2023 年９月１日に公表しましたコロナ特例公的資金の経営強化計画にも記載のとおり、新型コロナウイルス感染症等による影響を受けた取引先に対して中長期的に経営改善・事業再生支援を行う方針としており、通期の与信関係費用を 22 億円と計画しておりました。

2024 年３月期第３四半期までに、取引先の経営破たんに伴う引当金や事業再生支援先の法的整理に伴う引当金を計上しておりますが、当初計画の範囲内となっておりました。

②2024 年３月期第４四半期での引当対応

地元企業への中長期的な事業再生支援に注力してまいりましたが、コロナ禍の収束以降も物価上昇の影響等が加わり、さらに業績が悪化する取引先が顕在化してきたことから、改めて取引先の実態把握に踏み込みました。

この結果、既に財務が悪化していた一部取引先では、今後も事業から十分なキャッシュフローが得られず、経営改善の見込みが立たないことが判明したことから、引当金を計上のうえ、事業整理や廃業へ向けたサポートを行うことにしました。

また、事業運営に必要なキャッシュフローを確保できているものの、今後の事業継続に向けて、負債の整理や一部事業の売却、事業再編等が必要な取引先に対しては、今回、必要な引当金を計上した上で、事業の立て直しに向けて再生支援を継続することにいたしました。

これに伴い、前回提出しました経営強化計画では地元企業支援のため、再生支援費用として 10 年間累計で与信関係費用 144 億円を計画しておりましたが、そのうち 141 億円を前倒しで引当金を計上いたしました。

また、特定の再生支援先へ引当金を計上することに併せて、同行の貸出金全体に対する引当水準も引き上げており 33 億円の引当金を計上いたしました。

以上により、通期の与信関係費用は 185 億円（当初計画比＋163 億円）となりました。

【きらやか銀行 2024 年３月期 与信関係費用の要因】

	当初計画	実績	増減
地元企業の再生支援	12 億円	144 億円	＋132 億円
再生支援費用の前倒計上		141 億円	
支援先の法的整理等		3 億円	
引当水準の引上げ・突発経営破たん	10 億円	41 億円	＋31 億円
貸出金全体の引当水準引上げ		33 億円	
突発的な経営破たん等		4 億円	
その他		4 億円	
与信関係費用	22 億円	185 億円	＋163 億円

③今後の与信関係費用の見通し

今般の多額の引当金計上により、現時点で大口の与信関係費用の発生が懸念される取引先への対応を行いました。

今後、他取引先の経営状況が悪化することで新たな与信関係費用が発生する可能性がありますが、これに対しては、改善している本来の業務における収益力と有価証券ポートフォリオの見直しによって生み出される利益でカバーをしていくことを見込んでおります。

⑵ 有価証券関係損失

①当初計画と 2024 年３月期第３四半期までの状況

2023 年 12 月末のその他有価証券評価損益は△178 億 21 百万円（2023 年３月末比△２億 12 百万円）であり、既に保有するファンド内で一時的に日本国債などの短期の債券へ切り替えを行うことで　評価損の拡大を抑制してまいりました。

当初計画においては、ＳＢＩグループと連携し、ファンド内にて信用力の高い海外債券に投資を行うことで、その収益の一部を評価損の解消に順次充当し、中長期的な解消に取り組む方針としてまいりました。

②2024 年３月期第４四半期での損失処理

金融市場の動向が大きく変動し、従来と比べて安定的に収益を獲得できる市場環境となることが見込まれたことから、有価証券の一部を売却することで 1,100 億円の手元資金を捻出し、より安全性の高い運用を通じて収益力の改善を図ることが必要であると判断いたしました。

これによって有価証券評価損の一部解消に取り組むことも可能となり、財務の健全性が高まることが見込まれます。

以上により通期の有価証券等関係損失は 81 億円（当初計画比△81 億円）となりました。一方で、2024 年３月末のその他有価証券評価損益は△96 億円と前期末比 79 億円の改善となり、今後につきましては、運用によって生み出される利益を充当することなどにより、評価損の解消に取り組んでまいります。

【きらやか銀行 2024 年３月期 有価証券関係損益の要因】

	当初計画	実績	増減
株式等売却損益	－	2 億円	＋2 億円
有価証券ポートフォリオ、評価損改善	－	△81 億円	△81 億円
有価証券関係損益	－	△78 億円	△78 億円

きらやか銀行 その他有価証券評価損益

	2023 年 3 月末実績	2024 年 3 月末実績	増減
その他有価証券評価損益	△176 億円	△96 億円	＋79 億円

⑶ 店舗等の減損損失

①当初計画と 2024 年３月期第３四半期までの状況

きらやか銀行の山形駅前支店が公共事業に伴い撤去・移転し収用となり、本収用に係る補償金６億円を特別利益、土地の減損損失５億円を特別損失にそれぞれ計上しておりました。

この結果、第 3 四半期までに店舗再編等と上記収用に伴う減損損失を計上しておりますが、当初計画の範囲内となっておりました。

②2024 年３月期第４四半期での減損損失＞

同行が大幅な赤字決算見通しとなったことから、改めて将来の同行収益見通しを踏まえ、減損損失 10 億円を追加計上することといたしました。

以上により、通期の減損損失は 16 億円（前回予想比＋16 億円）となる見通しであります。

【きらやか銀行 2024 年３月期 固定資産の減損損失】

	当初計画	実績	増減
店舗等の減損損失	－	16 億円	＋16 億円

⑷ 収益計画の大幅未達を受けての対応

きらやか銀行は、2022 年９月に最初に決算の大幅な下方修正と赤字決算予想を公表して以降、これまでの営業戦略や経営体制などを振り返り、様々な改善アクションに取り組んでまいりました。しかしながら、2023 年３月期に続き、2024 年３月期においても大幅な赤字決算に至り、特に課題となっている企業支援体制、貸出審査・管理体制、有価証券運用体制について改善を図り、早期の黒字計上を目指してまいります。

①企業支援体制

同行は、企業支援を最重要方針としてまいりましたが、企業再生支援における課題認識、対応スピードが不十分でありました。

経営陣は、長年のメイン取引先を中心に行内職員派遣などの経営支援策を実施してきてまいりましたが、対象業種や財務状況が多岐にわたることから、実効性のあるオーダーメイド型支援を展開するまでに至っておりませんでした。また、行内職員の取引先の業種別に応じた支援ノウハウや専門性の蓄積が途上であることを十分に認識しておらず、職員の能力向上に向けた取組みも不十分でありました。

さらには「本業支援」を旗印として、お客様の経営課題を解決するために様々なサービスや商品を提供してまいりましたが、その多岐に亘るメニューが結果としてお客様の経営課題に向き合う時間や意識を奪い、いつしか本業支援は「商品売り」となってしまいました。そして、結果として職員の貸出審査や実行後管理に対するウエイトの低下にも繋がってしまったと認識しております。

このような状況を踏まえ、同行は企業支援体制の強化として、2022 年 10 月に行内において経営支援のノウハウを有する職員を中心に５名で企業支援部を新設いたしました。2024 年４月１日時点では、さらに 10 名の増員を図り 15 名体制としております。30 歳代半ばの中堅職員や同行取引先企業への出向経験のある職員を増員しており、経営支援のノウハウを有する職員の育成を併せて行っております。

企業支援部の職員は、担当する取引先企業の主担当者となり当該企業の経営会議への参加、経営

改善に向けた提言、経営改善計画書の策定等を行うなど取引先企業と伴走した支援を行っております。また、担当先企業の経営改善可能性の見極めを早期に行い、より有効な再生支援を実施してまいります。さらに、地元企業への職員派遣や企業支援の現場実践で優れた実績を有する外部専門家を招き助言を受けることで、企業支援体制を強化しております。

同行は2022年10月に企業支援部を新設する以前から、長年のメイン取引先を中心に行内職員派遣などの経営改善策を実施してきましたが、抜本的な経営改善に向けた議論を行わず、目先の収益改善、資金繰り支援に終始しておりました。また、同行は行内職員の取引先の業種別に応じた支援ノウハウや専門性の蓄積が途上であることを十分に認識しておらず、職員の能力向上に向けた取組みが不十分でありました。

地域の特性上、業歴や取引歴が長い取引先が多いことから、資金繰り支援が優先となり、抜本的な経営課題の解決支援にまで踏み込めていない事例もあったことから、2024年３月期において改めて取引先の実態をより踏み込んで行ったところ、コロナ禍収束以降も物価上昇で更に業績が悪化している先が顕在化し、そのような取引先の一部は、今後も十分なキャッシュフローが得られず、経営改善の見込みが立たない状況であることが判明いたしました。

ここ２年当行は突発的な大口の与信関連費用の発生により、赤字を計上した反省から、財務状況が悪化したまま経営改善の見込みがたたない大口与信先は、引当金を計上し、事業の整理や廃業をサポートすることにいたしました。また、キャッシュフローは回っているものの、事業再編などが必要な先もあり、これらの取引先に対し引当金を計上し、廃業支援や再生支援に取り組むこととしました。これにより、当初10年間で再生支援費用として計画していた144億円の与信関連費用のうち、141億円を前倒しで計上しております。

現在、企業支援アドバイザーとして招聘している外部専門家より専門的な知見を仰ぎながら、取引先の状況に合わせた経営改善支援を行う体制構築を進めているところですが、今後も引き続き助言を受け、経営改善支援や抜本的再生支援、事業整理や廃業支援などに注力してまいります。

②貸出審査・管理体制

同行は2022年９月以降、大口取引先の粉飾決算に伴う信用コスト増大による大幅赤字計上を受けて、貸出審査体制の強化に着手いたしました。

同行取引先には、長年のメイン取引先が多く、特に業績不振先には中長期的な業況改善のため資金繰り支援を続けてきましたが、取引先の業況を踏まえた事業継続の見極めが十分に出来ていないために、事業整理や廃業などに向けた支援に踏み切れませんでした。また、一見、優良企業とみられる取引先への審査及びモニタリングが不十分であり、大口取引先の粉飾決算による突発破綻が発生したことなどが、信用コストの増大に繋がったものと認識しております。

同行では、貸出審査・管理体制を強化すべく、審査部門の人員を増加したほか、これまで独立性を持たせるために融資部内の違う課において行っていた格付審査と案件審査を審査課で行うこととし、融資先管理を一元化することでより深い取引先分析を行う体制としましたが、貸出審査・管理体制の実効性確保に向けては未だ途上であると認識しております。

今後同様の事象を発生させないためには、債務者区分のランクダウン、貸倒引当金の積み増しを極力避けるといった企業風土を払拭し、業況が悪化している融資取引先について本質的な議論を行っていく必要があるものと考えております。そのためには、①深度のある企業実態の把握、②業況不芳先における経営改善可能性の早期の見極め、③与信先の大口化の抑制、の３点が必要であると考えております。

深度のある企業実態の把握でありますが、2022年12月に新たに制定した「粉飾チェックシート」を用いて、債務者の不健全資産の調査を行い、実態財務を把握する取り組みを行っております。また、正常先・要注意先から破綻懸念先へのランクダウンを検討する先や大口与信先において正常先

から要注意先にランクダウンが想定される先においては、融資部長を含めた融資部内で合議を行い、審査目線を統一する体制としております。

適正な債務者区分を判定するにあたり、自己査定の決裁部署である融資部審査課の職員はもちろん、取引先と直接応対している営業店職員の審査能力の向上が必要不可欠となります。融資部において営業店の経験の浅い若手職員を中心に２日間の自己査定トレーニーをほぼ毎月実施しており、自己査定能力の向上、底上げを図っております。

次に、業況不芳先における経営改善可能性の早期の見極めを行うことで、経営改善手法の選択肢が広がり、より有効な再生支援を実施することが可能となることから、早期見極めの実施体制を構築してまいります。現在、融資部にて実施する貸出債権の自己査定において債務者区分が要注意先以下となり早期の対処が必要と判断された債務者については、融資部及び企業支援部にて経営改善の可能性、経営改善に向けた手法について協議を行い、必要に応じて管理強化先等の管理区分に指定したうえで、企業支援部の関与のもと経営改善支援を行う体制としております。

また、与信先の大口化の抑制について、未保全での与信額が大きい取引先において業績が悪化した場合、債務者区分のランクダウン等により貸倒引当金の積み増しが発生し、当行の収益上大きな影響を受けることとなるため、信用リスクを分散させる観点から与信先の大口化を抑制していく必要があるものと考えております。そのために、格付上位の優良先や同行メイン先の場合においても必要に応じ融資限度額を設定し、政府系金融機関の利用や他行協調での対応を検討するなど、リスク分散を図ります。

2024 年６月より仙台銀行の融資担当役員であった斎藤義明氏が当行に常駐し、仙台銀行における融資審査・管理手法について直接アドバイスを受けながら、適切な与信管理を行って参ります。

きらやか銀行は、一連の問題につきましては、ガバナンスの改革・改善が必要であると考え、再度課題を認識した上で改善に向けて、各種リスク管理体制も含めた見直しを実施し、新たに策定しております経営強化計画にも織り込んで、取組んでいきたいと考えております。

２．利益剰余金計画

きらやか銀行は、2024 年 3 月期決算が大幅な赤字となったことで、2024 年 3 月期末のその他利益剰余金は△222 億円と計画比△255 億円となりました。

（単位：百万円）

	23/3期	24/3期				25/3期	26/3期	27/3期
	計画・始期	計画	実績	計画比	前年比	計画	計画	計画
その他利益剰余金	892	756	△ 22,278	△ 25,580	△ 23,170	704	1,342	1,718

現計画の終期であります 2027 年 3 月期末の利益剰余金は 17 億円までの積み上げを計画しておりましたが、現行では計画達成は困難な状況となっております。

３．経営強化計画の変更理由

当社ときらやか銀行は、これまで国から資本参加を受けた公的資金を活用し、地元企業の支援を通じた地域経済の活性化に取組んできております。

同行では新型コロナウイルス感染症により多大な影響を受けた事業者に対して、新規融資をはじめ、

既往債務の条件変更に最大限柔軟に対応するなど資金繰りを支援するとともに、事業者への経営改善支援に多面的に対応して参りました。しかしながら、新型コロナウイルスの感染状況は沈静化してきたものの、事業者への影響は長期化が懸念されるなか、昨今のウクライナ情勢や原油価格の上昇等の影響も加わり、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業者が業績を回復するために、長期にわたって支援していくためには地域金融機関の役割が必要不可欠であると考え、さらなる金融機能の強化を図ることを目的に、2023 年９月に「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」附則第 26 条第 2 項の規定に基づき現在の経営強化計画を策定し、公的資金の申請をいたしました。

しかしながら、同行が 2024 年３月期決算で多額の赤字を計上したことにより、2009 年に同行が資本参加を受けた 200 億円（当社Ｃ種優先株式、震災特例）につきましては、2024 年９月に返済を予定しておりましたが、当社ときらやか銀行は、同行の自己資本比率の状況に鑑み、同行が地元山形県において引き続き金融仲介機能を十全に発揮し、地元の中小企業を支える責務を果たしていくためには、2024 年９月に予定していた当該公的資金の返済は困難と判断いたしました。

こうした方針を踏まえ、当社及びきらやか銀行は、当該公的資金の取扱いについて、今後、公的資金返済に向けた財源の確保に取り組むとともに、改めて国との間で、当社Ｃ種優先株式の返済時期の見直しも含め、公的資金返済に関する協議を行った結果、返済期限を 2037 年９月末とすることといたしました。

以上のことから、2023 年９月１日承認を受けました現行の経営強化計画に記載された事項について変更が生じるため、金融機能の強化のための特別措置に関する法律第９条第１項に基づき、変更後の経営強化計画を提出するものであります。

以　上

内閣府令第15条第2項 第3号

項　　目	添 付 書 類 名
1.役員の履歴書	2－1．株式会社じもとホールディングス 2－2．株式会社きらやか銀行
2.その他の変更後の当該事項の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類	2－1．株式会社じもとホールディングス 2－2．株式会社きらやか銀行

1.「役員の履歴書」

１－１．株式会社じもとホールディングス役員一覧（2024 年６月末現在）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期
代表取締役会長	川　越　浩　司	1963 年 11 月 23 日生	1987 年４月　株式会社山形相互銀行（株式会社山形しあわせ銀行）入行 2010 年４月　株式会社きらやか銀行経営企画部長 2014 年４月　同行寒河江支店長 2014 年６月　同行執行役員寒河江支店長 2016 年 10 月　同行執行役員経理部長兼株式会社じもとホールディングス経営戦略部長 2017 年６月　同行常務執行役員経理部長兼当社経営戦略部長 2018 年４月　同行常務執行役員当社経営戦略部長 2018 年６月　同行取締役 当社取締役 2019 年６月　当社常務取締役 2021 年６月　同行代表取締役頭取（現職） 当社代表取締役会長（現職）	2024 年６月から１年
代表取締役社長	鈴　木　　隆	1954 年１月 20 日生	1977 年４月　株式会社振興相互銀行（現株式会社仙台銀行）入行 2003 年４月　同行推進部副部長兼個人営業課長 2003 年６月　同行取締役融資部長 2005 年６月　同行取締役企画部長 2006 年４月　同行取締役企画部長兼リスク統括部長 2006 年６月　同行取締役総務部長 2007 年６月　同行常務取締役総務部長 2008 年６月　同行常務取締役 2009 年６月　同行代表取締役常務 2012 年 10 月　株式会社じもとホールディングス取締役 2013 年６月　同行代表取締役頭取 当社代表取締役会長 2021 年６月　当社代表取締役社長（現職） 2024 年６月　同行取締役会長（現職）	2024 年６月から１年
常務取締役	尾　形　　毅	1966 年１月 30 日生	1989 年４月　株式会社仙台銀行入行 2013 年 10 月　同行経営企画部長兼経理部長 2015 年６月　同行取締役経営企画部長兼経理部長 2016 年６月　同行取締役本店営業部長兼国分町支店長兼東京支店長 2018 年６月　同行取締役 株式会社じもとホールディングス取締役 2022 年６月　当社常務取締役（現職） 2024 年６月　同行代表取締役常務（現職）	2024 年６月から１年
常務取締役	内　田　巧　一	1966 年９月 27 日生	1989 年４月　株式会社山形しあわせ銀行入行 2014 年４月　株式会社きらやか銀行経営企画部長 2015 年６月　同行執行役員経営企画部長 2018 年６月　同行取締役経営企画部長 2020 年６月　同行常務取締役 2021 年６月　株式会社じもとホールディングス取締役 2023 年６月　同行代表取締役常務（現職） 当社常務取締役（現職）	2024 年６月から１年
取締役	坂　爪　敏　雄	1966年１月19日生	1991年４月　株式会社仙台銀行入行 2015年６月　同行融資部長兼管理部長 2019年６月　同行取締役融資部長兼管理部長 2021年６月　同行取締役地元企業応援部長 株式会社仙台銀キャピタル＆コンサルティング取締役 2022年６月　同行常務取締役営業本部長兼地元企業応援部長） 株式会社仙台銀キャピタル＆コンサルティング代表取締役社長 2023年６月　株式会社じもとホールディングス取締役（現職） 2024年６月　同行代表取締役頭取（現職）	2024年６月から１年

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期
取締役	藤　島　正　史	1968年3月12日生	1990年4月　株式会社山形しあわせ銀行入行 2009年4月　株式会社きらやか銀行企業支援部主任調査役 2011年5月　同行事業再生部主任調査役 2015年3月　同行企業支援部副部長 2016年4月　同行企業支援部長 2018年6月　同行執行役員本業支援本部副本部長 2020年4月　同行執行役員天童支店長 2021年6月　同行常務執行役員天童支店長 2022年6月　同行取締役本店営業部長 2024年4月　同行取締役（現職） 2024年6月　株式会社じもとホールディングス取締役（現職）	2024年6月から1年
取締役	芳　賀　隆　之	1961年1月12日生	1984年4月　株式会社振興相互銀行（現株式会社仙台銀行）入行 2009年6月　株式会社仙台銀行企画部長 2011年6月　同行取締役企画部長兼カード事業部長 2012年10月　同行取締役 株式会社じもとホールディングス取締役総合企画部長 2014年6月　同行取締役退任 当社取締役退任 2014年9月　宝来産業株式会社顧問 2018年6月　同社顧問退任 同行取締役営業統括部長 2019年6月　同行常務取締役営業本部長 2020年1月　株式会社仙台銀キャピタル＆コンサルティング代表取締役社長 2022年6月　同社取締役退任 同行常務取締役 2024年6月　同行代表取締役専務（現職） 株式会社じもとホールディングス取締役（現職）	2024年6月から1年
取締役	遠　藤　裕　治	1965年6月28日生	1988年4月　株式会社殖産相互銀行（株式会社殖産銀行）入行 2008年4月　株式会社きらやか銀行鈴川支店長 2008年10月　同行宮内支店長 2011年4月　同行山形北支店長 2014年4月　同行東京支店長 2017年2月　同行新発田支店長 2018年6月　同行執行役員新発田支店長 2019年6月　同行常務執行役員仙台支店長 2020年6月　同行取締役仙台支店長 2021年6月　同行取締役（現職） 2023年6月　株式会社じもとホールディングス取締役（現職）	2024年6月から1年
取締役	半　田　　稔	1957年9月3日生	1989年4月　弁護士登録（山形県弁護士会） 半田稔法律事務所開設 半田稔法律事務所所長（現職） 2009年4月　山形県弁護士会会長 日本弁護士連合会理事 東北弁護士会連合会副会長 2015年1月　天童市情報公開・個人情報保護審査会会長（現職） 2017年2月　山形県弁護士協同組合理事長（現職） 2018年7月　山形県収用委員会会長（現職） 2019年6月　株式会社じもとホールディングス取締役（現職） 2023年5月　株式会社ヤマザワ取締役（現職）	2024年6月から1年

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期
取締役	長谷川　靖	1962年2月22日生	1984年4月　大蔵省入省 2007年7月　金融庁監督局銀行第２課長 2008年7月　同庁監督局保険課長 2010年7月　同庁監督局総務課長 2012年7月　同庁総務企画局企画課長 2014年7月　財務省福岡財務支局長 2015年7月　金融庁総務企画局審議官（企画・市場・官房担当） 2016年7月　財務省東海財務局長 2017年6月　株式会社国際協力銀行常務取締役（審査・リスク管理担当） 2019年6月　財務省退官 2019年11月　三井住友信託銀行株式会社顧問 2020年4月　SBIホールディングス株式会社入社 2020年8月　地方創生パートナーズ株式会社執行役員事務局長（現職） 2021年6月　株式会社福島銀行取締役 株式会社じもとホールディングス取締役（現職） 2022年2月　SBI地銀ホールディングス株式会社取締役(現職) 2023年6月　株式会社きらやか銀行取締役（非業務執行）（現職）	2024年6月から１年
取締役	佐竹　勤	1953年3月2日生	1975年4月　東北電力株式会社入社 2007年6月　同社執行役員企画部長 2009年6月　同社常務取締役お客さま本部長 株式会社ユアテック監査役(非常勤) 2012年6月　同社監査役(非常勤)退任 同社取締役(非常勤) 東北電力株式会社取締役副社長 2013年6月　株式会社ユアテック取締役(非常勤)退任 2014年6月　東北電力株式会社取締役退任 株式会社ユアテック代表取締役社長 2019年6月　同社代表取締役社長 社長執行役員 2021年6月　同社代表取締役会長 2022年6月　株式会社じもとホールディングス取締役（現職） 2023年6月　株式会社ユアテック相談役（現職）	2024年6月から１年
取締役 監査等委員	三瓶　渉	1966年8月8日生	1989年4月　株式会社仙台銀行入行 2008年6月　同行推進部法人営業課長 2012年4月　同行高砂支店長 2013年7月　同行企画部企画課長 2014年10月　同行長町南支店長 2018年6月　同行地元企業応援部長 2019年6月　同行個人営業部長 2023年4月　同行執行役員監査部長 2024年6月　株式会社じもとホールディングス取締役監査等委員（現職）	2024年6月から１年

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期
取締役 監査等委員	伊　藤　吉　明	1950年7月21日生	1976年11月　監査法人太田哲三事務所（現 EY 新日本有限責任監査法人）入所　会計士補登録 1981年3月　公認会計士登録 1983年9月　伊藤栄一公認会計士事務所入所 1983年11月　税理士登録 1988年7月　監査法人朝日新和会計社（現有限責任あずさ監査法人）社員 1999年6月　朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）代表社員山形事務所長 2002年4月　山形県包括外部監査人 2002年7月　日本公認会計士協会東北会副会長 日本公認会計士協会東北会山形県会会長 2007年7月　伊藤公認会計士事務所所長（現職） 2007年9月　山形県指定管理者審査委員会委員 2008年4月　山形地方最低賃金審議会委員 2009年4月　公立大学法人山形県立保健医療大学監事（現職） 2010年6月　株式会社きらやか銀行監査役 2012年10月　株式会社じもとホールディングス監査役 2016年6月　同行監査役退任 2019年6月　当社監査役退任 株式会社じもとホールディングス取締役監査等委員（現職）	2023年6月から2年
取締役 監査等委員	髙　橋　　節	1950年2月3日生	1972年4月　山形県庁入庁 2001年4月　同庁　東京事務所長 2004年4月　同庁　農林水産部長 2006年4月　同庁　庄内総合支庁長 2008年7月　同庁　健康福祉部長 2009年3月　同庁退庁 山形県副知事 山形県スポーツ振興21世紀協会副理事長 2012年4月　同協会理事長 2013年3月　山形県副知事退任 2013年8月　株式会社モンテディオ山形代表取締役社長 2015年11月　同社代表取締役社長退任 2016年6月　株式会社じもとホールディングス監査役 2019年6月　当社監査役退任 株式会社じもとホールディングス取締役監査等委員（現職）	2023年6月から2年
取締役 監査等委員	伊　東　昭　代	1959年1月11日生	1983年4月　宮城県庁入庁 2013年4月　同庁東京事務所長 2014年4月　同庁保険福祉部長 2016年4月　同庁震災復興・企画部長 2018年4月　同庁総務部長 2019年3月　同庁退庁 2019年4月　宮城県教育委員会教育長 2023年3月　同教育委員会教育長退任 2023年4月　宮城県美術館長（現職） 2023年6月　株式会社じもとホールディングス取締役監査等委員（現職）	2023 年6月から2年

（注）取締役の半田稔氏、長谷川靖氏、佐竹勤氏、伊藤吉明氏、髙橋節氏、および伊東昭代氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

１－２．株式会社きらやか銀行役員一覧（2024 年６月末現在）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期
代表取締役頭取	川　越　浩　司	1963 年 11 月 23 日生	1987 年４月　株式会社山形相互銀行（株式会社山形しあわせ銀行）入行 2010 年４月　株式会社きらやか銀行経営企画部長 2014 年４月　当行寒河江支店長 2014 年６月　当行執行役員寒河江支店長 2016 年 10 月　当行執行役員経理部長兼株式会社じもとホールディングス経営戦略部長 2017 年６月　当行常務執行役員経理部長兼当社経営戦略部長 2018 年４月　当行常務執行役員当社経営戦略部長 2018 年６月　当行取締役 当社取締役 2019 年６月　当社常務取締役 2021 年６月　当行代表取締役頭取（現職） 当社代表取締役会長（現職）	2024 年６月から１年
代表取締役常務	内　田　巧　一	1966 年９月 27 日生	1989 年４月　株式会社山形しあわせ銀行入行 2014 年４月　株式会社きらやか銀行経営企画部長 2015 年６月　当行執行役員経営企画部長 2018 年６月　当行取締役経営企画部長 2020 年６月　当行常務取締役 2021 年６月　株式会社じもとホールディングス取締役 2023 年６月　当行代表取締役常務（現職） 当社常務取締役（現職）	2024 年６月から１年
取締役	藤　島　正　史	1968 年３月 12 日生	1990 年４月　株式会社山形しあわせ銀行入行 2009 年４月　株式会社きらやか銀行企業支援部主任調査役 2011 年５月　当行事業再生部主任調査役 2015 年３月　当行企業支援部副部長 2016 年４月　当行企業支援部長 2018 年６月　当行執行役員本業支援本部副本部長 2020 年４月　当行執行役員天童支店長 2021 年６月　当行常務執行役員天童支店長 2022 年６月　当行取締役本店営業部長 2024 年４月　当行取締役（現職） 2024 年６月　株式会社じもとホールディングス取締役（現職）	2024 年６月から１年
取締役	遠　藤　裕　治	1965年６月28日生	1988年４月　株式会社殖産相互銀行（株式会社殖産銀行）入行 2008年４月　株式会社きらやか銀行鈴川支店長 2008年10月　当行宮内支店長 2011年４月　当行山形北支店長 2014年４月　当行東京支店長 2017年２月　当行新発田支店長 2018年６月　当行執行役員新発田支店長 2019年６月　当行常務執行役員仙台支店長 2020年６月　当行取締役仙台支店長 2021年６月　当行取締役（現職） 2023年６月　株式会社じもとホールディングス取締役（現職）	2024年６月から１年
取締役	笠　原　　守	1967年３月８日生	1990年４月　株式会社山形しあわせ銀行入行 2018年６月　株式会社きらやか銀行融資部長 2020年６月　当行執行役員融資部長 2021年６月　当行取締役監査等委員 2022年６月　当行取締役市場金融部長 2023年２月　当行取締役（現職） 2023年６月　株式会社じもとホールディングス取締役 2024年６月　当社取締役退任	2024年６月から１年

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期
取締役	西　塚　英　樹	1971年11月26日生	1995年４月　株式会社殖産銀行入行 2013年４月　株式会社きらやか銀行経営企画課長兼東京事務所長 2015年10月　当行営業本部営業統括部営業企画室長 2017年８月　当行福島支店長 2020年４月　当行経営企画部長兼経理部長 2023年６月　当行執行役員経営企画部長 2024年４月　当行執行役員広域営業部長 2024年６月　当行取締役（現職）	2024年６月から１年
取締役	鈴　木　　治	1971年12月17日	1995年４月　株式会社山形しあわせ銀行入行 2021年４月　株式会社きらやか銀行本業支援戦略部副部長 2022年10月　当行企業支援部長 2023年６月　当行執行役員企業支援部長 2024年６月　当行取締役企業支援部長（現職）	2024年６月から１年
取締役 （非常勤・ 非業務執行）	長谷川　　靖	1962年２月22日生	1984年４月　大蔵省入省 2007年７月　金融庁監督局銀行第２課長 2008年７月　同庁監督局保険課長 2010年７月　同庁監督局総務課長 2012年７月　同庁総務企画局企画課長 2014年７月　財務省福岡財務支局長 2015年７月　金融庁総務企画局審議官（企画・市場・官房担当） 2016年７月　財務省東海財務局長 2017年６月　株式会社国際協力銀行常務取締役（審査・リスク管理担当） 2019年６月　財務省退官 2019年11月　三井住友信託銀行株式会社顧問 2020年４月　SBIホールディングス株式会社入社 2020年８月　地方創生パートナーズ株式会社執行役員事務局長（現職） 2021年６月　株式会社福島銀行取締役 株式会社じもとホールディングス取締役（現職） 2022年２月　SBI地銀ホールディングス株式会社取締役(現職) 2023年６月　株式会社きらやか銀行取締役（現職）	2024年６月から１年
取締役 監査等委員	野　本　高　誉	1965年９月12日生	1988年４月　株式会社殖産相互銀行（株式会社殖産銀行）入行 2008年４月　株式会社きらやか銀行天童北支店長 2008年10月　当行左沢支店長 2011年10月　当行山辺支店長 2014年４月　当行西支店長 2015年10月　当行営業本部本業支援部長 2016年６月　当行執行役員営業本部本業支援部長 2018年６月　当行常務執行役員仙台支店長 2019年６月　当行取締役本店営業部長 2022年６月　当行取締役 2023年６月　当行取締役監査等委員（現職）	2024年６月から２年
取締役 監査等委員	結　城　章　夫	1948年９月23日生	1971年７月　科学技術庁入庁 1998年７月　文化庁長官官房審議官 1999年７月　科学技術庁長官官房審議官 1999年11月　科学審議官 2000年６月　研究開発局長 2001年１月　文部科学省大臣官房長 2003年７月　文部科学審議官 2005年１月　文部科学事務次官 2007年９月　国立大学法人山形大学長 2014年３月　国立大学法人山形大学長　退任 2014年４月　公益財団法人山形県産業技術振興機構　顧問 2014年４月　国立大学法人山形大学名誉教授 2014年６月　当行社外監査役 2015年４月　公益財団法人山形県産業技術振興機構　理事長 2018年４月　学校法人富澤学園　副理事長 2019年４月　学校法人富澤学園　理事長（現職） 2020年６月　当行社外取締役監査等委員（現職）	2024年６月から２年

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期
取締役 監査等委員	五十嵐　正　明	1951年4月6日生	1975年4月　青山監査法人（プライスウォーターハウフ会計事務所）入社 1977年7月　同監査法人退職 1977年11月　五十嵐公認会計士・税理士事務所開設 1989年4月　有限会社五十嵐会計事務所 代表取締役(現職) 1991年12月　みすず監査法人社員 1997年9月　同監査法人代表社員 2007年6月　同監査法人代表社員退任 2011年3月　公立大学法人山形県米沢女子短期大学監事（現職） 2016年6月　当行社外監査役 2020年6月　当行社外取締役監査等委員（現職）	2024 年6月から2年

（注）１．取締役の長谷川靖氏は非常勤・非業務執行の取締役であります。

２．取締役の結城章夫氏及び五十嵐正明氏は会社法第2条第16号に定める社外取締役であります。

３．当行は、経営の意思決定・監督と業務執行の機能を分離し、責任と権限を明確にするため、執行役員制度を導入しております。

常務執行役員は２名で、支店サポートグループ長松浦等、本店営業部長斎藤秀、執行役員10名でリスク統括部長胡桃澤智、寒河江支店長渡辺琢治、経理部長佐々木克司、中央営業部長芦野正光、仙台支店長木村哲也、総務部長岡崎和弘、法人サポート部長鈴木拓志、鶴岡中央支店長菅井崇広、天童支店長佐藤竜、融資部長阿部浩で構成されております。

２．その他の変更後の当該事項の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

２－１．株式会社じもとホールディングス

(1)完全親会社としての経営管理体制

取 組 項 目	準 備 状 況
①子会社の議決権の保有	・当該経営強化計画を実施する子銀行の完全親会社であり、両行の議決権 100％を保有。本計画においても、子会社の議決権保有方針に変更なし。
②基本的な管理体制	・当社取締役会は、銀行持株会社として、子銀行及びグループ各社の業務の健全かつ適切な運営を確保するため、グループ全体の経営計画・経営戦略を策定し、その進捗状況を管理するとともに、グループ経営において発生するリスク全般について管理する体制。 ・この体制のもと、当社と子銀行は、中期経営計画（計画期間：2024 年度～2027 年度）をグループ 3 社で統一・策定し、併せて 3 社の経営強化計画も統一・管理。 ・グループの取締役会・経営会議において、中期経営計画及び経営強化計画の進捗状況を定期的に管理し、必要な改善を子銀行に指示。 ・コンプライアンスやリスク管理など、高い専門性が求められる部署や機能は、当社に集約し、その機能をより発揮し、経営効率化を図る体制。
③内部規程の整備	・「グループ経営管理規程」及び「職務権限規程」等を定め、子銀行及びグループ各社が持株会社に付議・報告を行う事項等を明確にし、グループ全体の経営を適切に管理・監視する態勢を構築。 ・当社の取締役会は、「法令等遵守方針」及び「グループリスク管理方針」等を策定し、子銀行等にその方針に基づくコンプライアンス管理及びリスク管理を行わせる態勢を構築。

(2)銀行持株会社としての組織体制

取 組 項 目	準 備 状 況
①取締役会	・月 1 回開催し、グループ経営の重要な事項についての決議、グループ経営計画・戦略の策定、グループ業務執行状況の監視、グループ経営リスク管理を協議。 ・当社は、監査等委員会設置会社であることから、当社定款及び取締役会規程において、重要な業務執行の決定の一部を、取締役全員で構成する経営会議へ委任し、業務意思決定の迅速化に取り組んでいる。併せて、協議事項を設け、付議事項のうち特に重要な議案は、決議に先立って複数回にわたり議論を充実させている。 ・また、決議や報告を要しない事項についても、中長期的な視点から経営課題の議論を行っている。

取 組 項 目	準 備 状 況
②監査等委員会	・当社監査等委員会は、取締役 4 名（うち社外取締役 3 名）で構成し、社外取締役が委員長を務めている。 ・本会は、原則として月 1 回開催し、「監査等委員会規程」、「監査等委員会監査等基準」に基づき、監査に関する重要事項の協議、決議を行っており、常勤監査等委員は、経営会議、各種委員会等へ出席し意見を述べるなど、監査を適切に実施するため必要な権限を行使。
③経営会議	・原則週 1 回開催し、取締役会の方針に基づく業務執行に係る事項、グループ経営計画・戦略の執行状況などを協議。
④グループコンプライアンス委員会	・原則として月 1 回開催し、グループ全体のコンプライアンス態勢について討議・決議。
⑤グループリスク管理委員会	・原則として月 1 回開催し、グループ連結での各種リスクコントロール、資産ポートフォリオ管理、グループ経営リスク管理、グループ全体での資産負債管理などを討議・決議。

(3) 子会社の経営管理を担当する役員の配置

取 組 項 目	準 備 状 況
①代表取締役及び常勤役員の配置	・当社の代表取締役 2 名は、きらやか銀行及び仙台銀行の代表取締役頭取が兼職。また、当社の常勤取締役 1 名（子銀行の代表取締役を兼職）は、持株会社に常勤して当社の持株会社業務全般を統括管理。
②子銀行会議への出席と監督	・当社の常勤取締役 1 名は、子銀行の取締役会及び経営会議に出席し、子銀行の意思決定及び業務執行状況を監督する体制。 ・当社のコンプライアンス担当取締役及びリスク統括部長は、子銀行のリスク管理委員会及びコンプライアンス委員会に出席し、子銀行の内部管理態勢を監督する体制としている。 ・子銀行の監査部長は、リスクアセスメントの観点を取り入れたリスクベースの内部監査を実施するにあたり、自行の各会議に出席し、リスク状況をモニタリングする体制。

(4) 子銀行の基幹系システム統一と経営効率化

取 組 項 目	準 備 状 況
①子銀行の基幹系システムの統一と経営効率化	・基幹（勘定）系システム更改に向けた、業務全体の改革を検討。 ・両子銀行のサブシステムや事務フォロー、本部管理部門の統一化などを通じて、グループ全体の経営効率化・合理化。

(5) 業務運営組織の機能

取 組 項 目	準 備 状 況
①業務運営組織の設置	・銀行持株会社として業務運営組織を設置し、グループ全体で経営機能面の効率化・強化をさらに実現していく方針としており、これまでに市場金融部証券管理課を設置し、きらやか銀行と仙台銀行の市場金融部門の証券管理事務業務を統一している。当社が当該業務を行うことで、グループ全体の業務効率化を進めており、総合企画部に経営戦略部と総務部を統合し、業務を集約。

取 組 項 目	準 備 状 況
②本業支援戦略部の機能強化	・本業支援戦略部の態勢を充実・強化するため、専門担当者による支援体制の充実、情報収集・管理フォローの仕組み充実、ビジネスマッチング情報・提案ツール作成等を実施。

(6) 業務執行に対する監査又は監督の体制の強化

取 組 項 目	準 備 状 況
①監査等委員会	・原則として月１回の開催であり、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議または決議をする体制。 ・当社の監査等委員は、４名のうち３名を社外取締役としており、監査等委員は、取締役会などの重要な会議への出席、代表取締役との定期的な意見交換会等を通じて、公正かつ有効に業務執行に対する監査機能が発揮できる体制としている。
②監査部	・監査部は、取締役会のほか、監査等委員会へのデュアルレポートラインを確保。同委員会と連携しながら、内部管理態勢等の適切性及び有効性を客観的・公正に検証し、問題点等の改善方法の提言を行う体制。 ・リスクアセスメントの観点を取り入れたリスクベースの内部監査の一環として、監査部長が経営会議やリスク管理委員会、コンプライアンス委員会などの主要会議に出席し、リスク状況をモニタリング。 ・監査の実施にあたっては、子銀行の内部監査部門と連携し、これまで蓄積したノウハウを活用して効率性と実効性のある内部監査を実施。 ・監査部が子銀行の内部監査部門の態勢評価を行い、子銀行の内部監査部門の強化。 ・子銀行同士による合同監査を実施し、両行監査員が相互に営業店監査に参加することで、監査スキルの共有化とレベルアップ。

(7) リスク管理（不良債権の適切な管理を含む。）の体制の強化のための方策

取 組 項 目	準 備 状 況
①基本方針	・当社取締役会は、「統合的リスク管理方針」を定め、適切なリスク管理態勢の構築と整備を図り、グループ業務の健全かつ適切な運営を確保。
②グループリスク管理委員会	・月１回開催し、グループ経営の「健全性の確保」と「収益性の向上」を図るため、「グループのリスク管理態勢の整備」や「グループの各種リスクの状況把握と評価」を協議。
③リスク管理部門	・当社取締役会は、リスク管理部門としてリスク統括部を設置し、子銀行の当該部署及び機能を当社に集約することで、経営効率化を図るとともに高い専門性を発揮する体制を構築。
④統合的リスク管理	・当社取締役会は、「統合的リスク管理方針」及び「統合的リスク管理規程」を定めており、リスク統括部は、これらを役職員及びグループ子会社に周知し、グループ子会社から統合的リスクに関する事項の報告を受け、取締役会及びグループリスク管理委員会に対しこれを報告する態勢を構築。 ・子会社で顕在化したリスク等がグループ内の子銀行の経営に影響を与えることのないように検討・判断する態勢強化。

取 組 項 目	準 備 状 況
⑤信用リスク管理	・グループとしての信用リスクの計量化を行い、自己資本に見合った適切な信用リスクリミットの設定を行っている。 ・グループリスク管理委員会は、グループ内の与信管理状況について、法令等に抵触しない範囲で総合的に把握するとともに、グループとしての与信限度管理額を設定することで、グループとして特定の業種または特定のグループに対する与信集中の状況等を適切に管理する体制。 ・一方の子銀行において顕在化した融資先の破綻等の信用リスクについて、その取組み状況から破綻に至るまでの判断・管理、該当企業の財務・業況推移などの分析結果を踏まえた対応策等について、法令等に抵触しない範囲で共有し、取引方針及び審査方針として活用している。 ・法令等に抵触しない範囲で、それぞれの子銀行が持つ経営改善及び事業再生に係るノウハウを共有・活用することにより、グループとしての資産内容の健全化につなげている。 ・2024 年３月期においてきらやか銀行が多額の与信関係費用を計上したことを踏まえ、同行においては、仙台銀行の審査担当役員を招くなど、外部視点による企業支援体制や審査体制の再構築に取り組んでいる。
⑥市場リスク管理	・グループリスク管理委員会は、子銀行が制定・運用している市場リスクに係る管理方法等の情報を共有することで、グループとして市場リスク管理を強化し、自己資本に見合った適切な市場リスクリミットの設定をしている。 ・また、グループ内の市場リスク管理の状況を総合的に把握し、グループとしての有価証券等のポートフォリオ状況を適切に管理する体制としている。 ・有価証券運用方針の決定やアラームポイント抵触時の対応権限を、子銀行から当社に移行するなど、入口管理と緊急時管理を中心に、当社の関与・権限を強化。 ・子銀行が抱える有価証券評価損に対しては、ＳＢＩグループと連携しながら、評価損の解消と運用再構築に向けて取組み、子銀行の有価証券運用方針、運用状況と成果、対応について定期的に報告を受けながら、必要な改善を指示。

⑻法令遵守の体制の強化のための方策

取 組 項 目	準 備 状 況
①基本方針	・当社取締役会は、「コンプライアンス基本方針」を定め、法実効性あるコンプライアンス態勢を確立し、広く社会からの信頼に応えることを基本方針としている。
②グループコンプライアンス委員会	・月１回開催し、当社におけるコンプライアンスの徹底状況を把握するほか、グループ内各社のコンプライアンス委員会から報告を受け、必要に応じ協議。
③コンプライアンス統括部署	・当社取締役会は、コンプライアンス統括部署としてリスク統括部を設置。

(9) 経営に対する評価の客観性の確保のための方策

取 組 項 目	準 備 状 況
①社外取締役の選任	・取締役会は取締役 15 名（うち監査等委員である取締役４名）で構成し、このうち独立社外取締役は５名（うち監査等委員である社外取締役３名）であり、その構成比は 33.3%。 ・当社の社外取締役と兼任することなく、きらやか銀行、仙台銀行はそれぞれ社外取締役３名（うち監査等委員である社外取締役２名）を選任。 ・当社グループの社外取締役は、宮城県と山形県の地域産業を知る方を中心に構成しており、企業経営の経験、財務会計、法務リスク管理、行政など、豊富な経験と知見を備えられている。

(10) 情報開示の充実のための方策

取 組 項 目	準 備 状 況
①財務・業績情報の開示	・当社は、グループ財務・業績情報について、四半期の適時開示のほか、プレスリリース、ホームページへの掲載等により、適時適切な開示を実施。
②復興支援を含めた経営強化計画実績の開示	・当社は、本業支援・復興支援を含めた経営強化計画の取り組み状況について、ＩＲ活動やディスクロージャー誌、ホームページ、ニュースリリース等を通じて、継続的に発信。

２－２．株式会社きらやか銀行

(1)経営改善の目標を達成するための方策

取組項目	確実な実施のための準備の状況
3-2 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策	
(1)経営方針	・第７次中期経営計画では中小企業支援を軸として財務基盤の安定化を図り、「きらやかの“想い”をひとつに、地元に“信頼”され、ともに将来を創る銀行」をスローガンに経営理念の実現に向けて、地元中小企業支援に真摯に取組み、早期の業績回復を実現
(2)経営戦略	・第７次中期経営計画の５つの柱は以下の通り ①財務基盤の強化 ・営業店主導の「地元密着営業戦略」と本部主導の「広域展開営業戦略」を戦略上の二本柱として推進 ・信用リスクをはじめとした各種経営上のリスク管理を徹底し、上記営業戦略との両輪 ②中小企業支援 ・中小企業支援はこれまで同様、お客様と対話し、事業の内容、課題やニーズを共有し、お客様のゴール（将来像）を共有 ・ニーズに合わせて、融資や販路紹介、お客様と一緒に汗をかいて働く職員の派遣、抜本的な経営改善といった様々なアクションをお客様と一緒に実施 ③人的資本 ・職員一人ひとりが当行にとって大切な「財産（人財）であり、経営理念や目指す姿を実現するためには必要不可欠であるため、職員が働きやすく、かつ、成長できる環境を整備 ・多様化していくお客様のニーズに対応していくため、専門性の高い知識やスキルの習得は勿論のこと、職員の自己成長を促し、きらやか銀行としての価値を創造 ④ガバナンス ・社外取締役より外部知見を活かした積極的な経営への助言 ・信用リスクや市場リスクなど各種リスクに対して、じもとＨＤやＳＢＩグループの関与を得ながら管理態勢を整備 ⑤デジタル化 ・お客様の手続きの簡略化やＷＥＢ取引の拡充による非来店化の促進を行い、利便性の向上や顧客満足度の高いサービスの提供 ・業務のやり方を抜本的に変える仕組を検討し、効率的な組織運営を実施。

(3)　ＳＢＩホールディングス株式会社との連携	・ＳＢＩグループ企業からの助言のもと中長期的な安定運用を目指した有価証券ポートフォリオ「ＳＢＩポート」の再構築や、ビジネスマッチングなどの地域経済活性化に向けた連携、新規技術の導入やコスト削減など幅広い協業が可能 ・ＳＢＩグループが有する商品・サービス・ノウハウなどを最大限活用しながら競争力・収益力を高め、企業価値の向上を図り当行の「本業支援」をさらに強化
(4)業績回復に向けた取組み	・２期連続の大幅な赤字決算に至り、特に課題となっている企業支援体制、貸出審査・管理体制、有価証券運用体制について改善を図り、早期の黒字計上を目指していく
①企業支援体制	ア．課題背景 ・企業支援を最重要方針としてまいりましたが、企業再生支援における課題認識、対応スピードが不十分 ・経営陣は、長年のメイン取引先を中心に行内職員派遣などの経営支援策を実施してきたが、対象業種や財務状況が多岐にわたることから、実効性のあるオーダーメイド型支援を展開するまでに至っていなかった ・また、行内職員の取引先の業種別に応じた支援ノウハウや専門性の蓄積が途上であることを十分に認識しておらず、職員の能力向上に向けた取組みも不十分であった。 ・経営課題を解決するために様々なサービスや商品を提供してきたことが、結果としてお客様の経営課題に向き合う時間や意識を奪い、いつしか本業支援は「商品売り」となり、職員の貸出審査や実行後管理に対するウエイトの低下にも繋がったものと認識 イ．企業支援体制の強化 ・2022 年 10 月に行内において経営支援のノウハウを有する職員を中心に 5 名で企業支援部を新設。2024 年 4 月 1 日時点では、さらに 10 名の増員を図り 15 名体制し、経営支援のノウハウを有する職員の育成を併せて実施 ・企業支援部の職員は、担当企業の経営会議への参加、経営改善に向けた提言、経営改善計画書の策定等を行うなど取引先企業と伴走した支援を実施するほか、経営改善可能性の見極めを早期に行い、より有効な再生支援を実施 ・地元企業への職員派遣や企業支援の現場実践で優れた実績を有する外部専門家を招き助言を受け、企業支援体制を強化 ・今後は外部専門家より専門的な知見を仰ぎながら、取引先の状況に合わせた経営改善支援を行う体制構築を進め、経営改善支援や抜本的再生支援、事業整理や廃業支援などに注力

②貸出審査・管理体制	ア．課題背景 ・当行は 2022 年９月以降、大口取引先の粉飾決算に伴う信用コスト増大による大幅赤字計上を受けて、貸出審査体制の強化に着手 ・長年のメイン取引先が多く、特に業績不振先には中長期的な業況改善のため資金繰り支援を続けてきたが、取引先の業況を踏まえた事業継続の見極めが十分に出来ていないために、事業整理や廃業などに向けた支援に踏み切れなかった ・一見、優良企業とみられる取引先への審査及びモニタリングが不十分であり、大口取引先の粉飾決算による突発破綻が発生したことなどが、信用コストの増大に繋がったものと認識 イ．貸出審査・管理体制の強化 ・審査部門の人員を増加したほか、格付審査と案件審査を審査課で行うこととし、融資先管理を一元化することでより深い取引先分析を行う体制としたものの、実効性確保に向けては未だ途上であると認識 ・今後、同様の事象の発生を防止すべく以下の 3 点が必要 (ア)深度のある企業実態の把握 ・新たに制定した「粉飾チェックシート」を用いて、債務者の不健全資産の調査を行い、実態財務を把握する取組み ・ランクダウン検討先や大口与信先において正常先から要注意先にランクダウンが想定される先は、融資部長を含めた融資部内で合議を行い、審査目線を統一する体制 (イ)業況不芳先における経営改善可能性の早期の見極め ・自己査定の決裁部署である融資部審査課の職員はもちろん、取引先と直接応対している営業店職員の審査能力の向上 ・融資部にて実施する貸出債権の自己査定において債務者区分が要注意先以下となり早期の対処が必要と判断された債務者については、融資部及び企業支援部にて経営改善の可能性、経営改善に向けた手法について協議を行い、必要に応じて管理強化先等の管理区分に指定したうえで、企業支援部の関与のもと経営改善支援を行う体制 (ウ)与信先の大口化の抑制 ・信用リスクを分散させる観点から与信先の大口化を抑制していく必要がある ・格付上位の優良先や当行メイン先の場合においても必要に応じ融資限度額を設定し、政府系金融機関の利用や他行協調での対応を検討するなど、リスク分散を図ります。 ・2024 年６月より、適切な与信管理に向けて、仙台銀行における融資審査・管理手法について直接アドバイスを受けるべく、仙

	台銀行の融資担当役員であった斎藤義明氏が当行に常駐
③有価証券ポートフォリオの再構築	・海外金利の上昇などを背景に有価証券評価損が拡大したことを受け、ＳＢＩファンド内での評価損拡大を抑制 ・2024年３月の日本銀行の金利政策の変更により、今後の金融市場が大きく変動し、従来と比べて安定的に収益を獲得できる市場環境になってきたことから、有価証券評価損の一部解消とともに、今後の財務の健全性を高めることを企図して、有価証券の一部を売却し、より安全性の高い運用を通じて収益力の改善を図った
④本部組織体制の整備	・2024年４月より、本部にグループ制を導入し、本部各部を本部営業グループ、企画管理グループ、与信管理グループ、支店サポートグループに再編し、本部の役割及び責任の明確化や本部の収益力の向上、営業店サポート体制の強化を行い、各グループ長のもと意思決定の迅速化を実施 ・特に営業推進部門を大きく再編し、中小企業への取組みはこれまで以上に注力していくことから、本部が営業店のサポートを十分に果たしていく必要があるため、本業支援部・個人営業部をそれぞれ法人サポート部・個人サポート部とし、お客様への本業支援を統括する業務や預金関連、預かり資産関連業務など営業店に関わる業務を集約することで営業店をサポートする役割を明確化 ・また、本部営業部門として広域営業部を新設し、戦略エリア営業部の機能を移管しました。これにより、営業店のマンパワーによらず本部主導で収益を獲得するミッションを担当 ・WEB を活用した営業や効率化を行うデジタル営業部を設置し、広域リテール戦略部およびDX推進室の機能を移管し、デジタルチャネル活用による利便性向上・商品拡充による幅広い顧客獲得や当行内の業務効率化に係る担当部署を一元化
(5)信用供与の実施状況を検証するための体制	
①支店長会議の進捗管理	・毎年１月、４月、７月、10月の計４回の支店長会議を開催（必要に応じて臨時支店長会議も開催） ・支店長会議は、全役員、関連会社社長、全支店長および全部長が参加し、当行の現状や方針などを共有
②経営会議での進捗管理	・頭取を委員長とする経営会議（委員は常勤取締役、オブザーバーとして本部部長が参加）を開催（定例開催は毎週金曜日、取締役会の開催週は除く） ・経営強化計画の施策の進捗状況や収益状況について管理するとともに、計画に乖離が生じた場合は、問題点の洗出し・改善策の検討を行ない、以降の推進策を構築
③取締役会での進捗管理	・取締役会は、定期的に経営強化計画の進捗状況の報告を受け、社

	内役員のほか、非常勤・非業務執行の取締役（1 名）及び社外取締役監査等委員（2 名）による進捗管理への適切な関与。

(2)**従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項**

取組項目	確実な実施のための準備の状況
6-1 経営管理に係る体制及び今後の方針 (1)経営管理態勢 ①現状の振り返りと課題認識について	・当行は 2023 年３月期及び 2024 年３月期に大幅な赤字計上となったことで、経営強化計画についても大幅な未達 ・当行の現状と赤字計上の原因究明、責任の所在を取りまとめるべく、振り返りを実施。また、振り返りのなかで、洗い出された当行の経営課題である企業支援体制の整備や貸出審査・管理体制の整備について改善策を策定 ・経営陣は、企業支援を最重要方針としておりましたが、貸出管理・審査体制や企業再生支援における課題認識、対応スピードが不十分であり、多額の与信費用を計上するなどの一連の問題は、ガバナンスの改革・改善が必要であると考え、再度課題を認識した上で改善に向けて取組み
②現在の経営管理態勢について	・抜本的な収益改善策と経営体力に応じたリスクテイクにより、確実に利益剰余金の積上げを行っていくべく、迅速かつ実効性の高い意思決定ができる経営管理態勢を構築 ア．役員体制の刷新 イ．仙台銀行からの役員の派遣 ウ．リスク管理の強化
6-2 業務執行に対する監査又は監督の体制及び今後の方針 (1)内部監査体制	・リスクアセスメントの観点を取り入れたリスクベースの内部監査を実施。 ・定期的にリスクアセスメントの洗い替えを実施するとともに、監査部長が経営会議やリスク管理委員会など当行の各種会議に出席し、リスク状況をモニタリングする態勢。
(2)監査等委員会	・監査部と連携を深め、監査計画の策定・管理に関与し、取締役の職務執行を監視・監督。 ・常勤監査等委員は、経営会議・各種委員会等へ出席し必要に応じて意見を述べるなど、監査の適切な実施に必要な権限を行使。

7-3 与信リスクの管理(不良債権の適切な管理を含む。) 及び市場リスクを含む各種リスクの管理の状況及び今後の方針 (1)リスク管理体制	・じもとホールディングスが定めるグループの「リスク管理方針」に基づき、子銀行として適切なリスク管理態勢の構築と整備を図り、グループ業務の健全かつ適切な運営を確保。 ・リスク状況を定期的または必要に応じてグループリスク管理委員会へ随時報告。コロナ影響先への資金繰り支援、経営改善支援の実施状況や今後の対応について定期的に報告を行うほか、グループ収益に一定影響のある重要事案を、適時適切にホールディングスへ報告を行い、グループとしての対応方針を重点的に協議。
(2)統合的リスク管理	・信用リスク量、市場リスク量、及びオペレーショナル・リスク量を合算して、統合的リスク量を算出し、自己資本の十分性を確認する体制とし、月次でリスク管理委員会に報告。 ・リスク管理委員会では、与信集中リスク、銀行勘定の金利リスク等についても、適時報告を受け、必要な改善指示を出すなど、適切なリスク管理の実施
(3)信用リスク管理 ①信用リスク管理方針	・信用リスク管理について、「信用リスク管理方針」等を定め、リスク管理の強化に取組み。適切なリスク管理態勢のもと、金融仲介機能を積極的に発揮し、債務者の実態を踏まえた適切な経営改善支援を行うことにより、信用リスクの軽減を図る方針 ・2022 年度及び 2023 年度決算におきまして、与信関係費用が大幅に増加したことに伴い大幅な赤字決算の反省を踏まえ、現状と原因究明、責任の所在を取りまとめ、振り返りを実施し、洗い出された経営課題について改善策を策定
②与信関係費用が増加した原因	・大口取引先の突発的な破たんが発生したこと及び取引先の経営改善支援や事業再生支援、事業整理・廃業支援のために貸倒引当金を計上したことで、与信関係費用が増加 ・2023 年度においても取引先の粉飾決算が判明したほか、コロナ禍の収束後の物価上昇等の影響から業績がさらに悪化している取引先も顕在化したことを受け、改めてより踏み込んで取引先の実態把握を実施 ・この結果、既に財務が悪化していた一部取引先では、経営改善の見込みが立たないことが判明し、当該取引先に対しては引当金を計上のうえ、事業整理や廃業へ向けたサポートを実施 ・また、今後の事業継続に向けて、負債の整理や一部事業の売却、事業再編等が必要な取引先に対しては、必要な引当金を計上した上で、事業の立て直しに向けて再生支援を継続 ・以上により、コロナ特例経営強化計画において、再生支援費用として 10 年間累計で計画していた与信関係費用 144 億円のうち、

③信用リスク面の課題背景	141 億円を前倒しで計上 ア．経営管理態勢 ・経営陣は本業支援の確立を最重要方針としていたが、収益の積上げを意識しすぎるあまり、取引先の経営環境が急速に悪化するなかで、抱えている潜在的な信用リスクに対する対応・判断が不十分であった ・同様の事象を発生させないためには、収益の積上げを優先の企業風土を払拭し、業況不芳先に対する経営改善可能性の早期の見極めを行うことで、より有効な再生支援を実施が可能な体制を構築 イ．貸出管理・審査体制 ・粉飾決算等を踏まえ、審査体制の再構築に取り組んだものの、その実効性確保が未だ途上 ・取引先への付加価値を生まないまま資金繰り支援のための融資を継続してきた結果、取引先に対する与信額が大口化していたことから、信用リスクを分散させる観点から与信先の大口化を抑制していくことが必要 ウ．抜本的な企業再生支援 ・コロナ禍による影響が長期間に及んだことや、収束後も物価上昇の影響等が加わり、業績が悪化する取引先が顕在化 ・長年のメイン取引先を中心に行内職員派遣などの経営支援策を実施してきたが、対象業種や財務状況が多岐に亘ることから、目先の収益改善や資金繰り支援にとどまり、抜本的な経営改善や事業整理など踏み込んだ支援までに至らなかった ・行内における取引先の業種別に応じた支援ノウハウや専門性の蓄積が途上であり、抜本的な企業再生支援に向けた取組みも不十分であった
④今後の信用リスク管理態勢について	・企業支援体制は、外部から有識者を招聘し、専門的な知見を仰ぎながら、取引先の状況に合わせた経営改善支援を行う体制構築を進めており、今後も、経営改善支援や抜本的再生支援、事業整理や廃業支援などに注力 ・企業支援部では、業種別に製造・建設業、小売・飲食・サービス業、宿泊・医療介護業の３つのチームを編成しており、業種特有のノウハウの蓄積を図りながら経営改善支援を実施 ・貸出審査・管理体制につきましても、信用リスクを軽減させる観点から与信先の大口化を抑制していく必要なため、必要に応じ政府系金融機関の利用や他行協調での対応を検討するなど与信先の大口化を抑制 ・2024 年６月より、融資審査・管理手法について直接アドバイスを受けるべく仙台銀行の融資担当役員であった斎藤義明氏の派遣を受けている

(4)市場リスク管理	・有価証券評価損益は、日本銀行の政策変更などにより国内金利が上昇し、従来と比べて安定的に収益を獲得できる市場環境となったため、2024年３月に有価証券の一部を売却 ・海外金利の上昇に伴い評価損が大幅に拡大となった背景、原因も含め、市場リスク管理面での振り返りを実施 ①リスク許容度の検証 ②モニタリングの実効性 ③アクションプラン ④リスクテイクの方向性 ・運用状況のモニタリング指標として、米国地方債のスプレッドリスクのほか、豪州、カナダ、デンマークなどの金利感応度について、当該指標のポートフォリオへの影響を随時把握し、リスク管理委員会への報告を引き続き実施 ・グループのガバナンスの観点から、有価証券運用方針についてはじもとホールディングスの経営会議決議としており、有価証券ポートフォリオの状況について、月次でじもとホールディングスの経営会議、取締役会に報告し、適時適切な管理しており、今後もこの態勢を継続 ・中長期的な評価損の解消に向けて、ＳＢＩグループと連携しながら協議を進めてまいります。当行の経営会議、リスク管理委員会において十分な協議を行い、じもとホールディングスとも様々な検討を行いながら、市場リスクが拡大することのないように管理。 ・今後につきましては、引き続き現在の市場リスク管理態勢を維持していくほか、2024年３月に実施した有価証券の一部売却により捻出した資金について、より安全性の高い運用を通じて収益力の改善に繋げていく方向性
(5)流動性リスク管理	・短期間で資金化できる資産を流動性準備として一定水準以上保有することとするなど、日々資金繰り管理や資金調達の状況を監視し、リスク管理委員会はその監視状況について定期的に報告を受ける体制。 ・万が一、不測の事態が生じた場合でも十分資金を確保できるよう、危機管理計画を策定。
(6)オペレーショナル・リスク管理	・「事務リスク」、「システムリスク」、「法務リスク」、「風評リスク」、「人的リスク」、「有形資産リスク」の６つの区分ごとに、各リスク所管部署を定め、オペレーショナル・リスクの顕在化の防止、影響の極小化および削減

⑶ 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化とその他の主として業務を行っている地域における経済活性化に資する方策

取組項目	確実な実施のための準備の状況
3-2-2　担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策	
⑴担保又は保証に過度に依存しない融資体制	・財務をリバランスすることにより、資金繰りを改善し本業に専念してもらう環境を作り企業の「稼ぐ力」向上を後押しすることを取組むため、キャッシュフロー改善に資する取組みを拡充。
⑵「経営者保証に関するガイドライン」への対応	・「経営者保証に関するガイドライン」及び事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則の趣旨を尊重した取扱いを実施。
⑶私募債の取組	・社会貢献を目的に寄付・寄贈を行う私募債として、発行時に受け取る手数料の一部を優遇し、その優遇分を原資に新型コロナウイルス感染症の予防・対策等に有効となる「新しい生活様式」に資する取組みを実施。 ・発行企業が行っているＳＤＧｓの取組みを紹介し、発行企業の地域貢献への取組みと財務内容の優良性およびＳＤＧｓの取組みを対外的にＰＲするための本業支援を取組み。
3-3 被災者への信用供与の状況及び被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策 3-3-2 被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策	
⑴被災者支援に向けた仙台銀行等との連携強化 ①協調融資取組等による資金供給機能の強化	・じもとグループとして東日本大震災からの復興に向けた支援態勢を整備し、単独行では対応が難しい大口融資案件についても協調融資にて積極的に対応し、被災地域における復興支援のための資金供給を目的として取組みを継続的に実施。
②ビジネスマッチングの強化	・震災以降、人手不足への対応や、販売先および仕入先の紹介等、

	宮城県と山形県をつなぐビジネスマッチングを強化。
③復興イベント、商談会の共同開催	・被災企業や新型コロナウイルス感染症による影響を受けた企業の売上回復支援のため、継続的に実施。
(2)当行独自の復興支援に係る施策	
①山形市との連携	・山形市と「地域振興・活性化に向けた連携協力の協定書」を締結。 ・山形市売上増進支援センター（Ｙ-ｂｉｚ）へ派遣していた職員を企業支援部や法人サポート部へ配置し、震災復興及び今般のコロナ禍における売上増強ニーズに対応する体制を整備。
②東日本大震災事業者再生支援機構との連携強化	・「東日本大震災事業者再生支援機構」と連携し、事業再生計画に基づいて新規資金の対応。（2021 年３月 31 日をもって支援決定の申込受付を終了）
③私的整理ガイドライン・自然災害ガイドラインの活用	・震災の影響により既往債務の弁済に困難をきたしている個人債務者が、自助努力による生活や事業の再建への取組みを支援。
④その他外部機関との連携	・取引先の復興支援に向けて、地域経済活性化支援機構（旧：企業再生支援機構）や中小企業活性化協議会（旧：中小企業再生支援協議会）などの外部機関と連携
4-4 新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた者への信用供与の状況及び新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた者への支援をはじめとする地域経済の再生に資する方策	
(1)地元企業への職員の派遣	・地元企業の経営を支援するために、業務管理やマーケティング等のノウハウを有する職員を中心として 2024 年３月末現在 10 名を派遣。 ・当行職員の派遣を行っていくことで、取引先の役職員とともに、現場での経営改善を一緒になって取組み。
(2)継続した資金繰り支援	・コロナによる影響が沈静化していくなかで、取引先の業況が回復していくためにも、これまで以上に長期間の継続した資金繰り支援を積極的に取組み。
(3)抜本的な経営改善・事業再生支援	・債権カットを含めた金融支援やＤＤＳなどの活用した長期の財務支援など、取引先の事業実態を把握したうえで、必要となる抜本的な経営改善・事業再生支援策を実施。

(4)実効性のある中小企業支援体制の構築	
①企業支援体制の強化	・コロナ支援や事業再生支援の専門部署として企業支援部を新設し、抜本的な再生支援や経営改善計画策定支援、職員の派遣などによるハンズオンの改善支援を実施。 ・その他にも、営業店主導による支援状況を定期的にモニタリングし、本部・営業店と役員間での状況の共有、補助金活用支援や事業承継支援などのサポートのほか、生産性改善などのより専門的な経営改善支援が必要な取引先には、コンサル会社や外部専門家と連携した支援を実施するなど、グループ全体での企業支援を取組み。
②外部専門家による企業支援体制の検証	・ 企業支援の現場実践に優れた実績を有する外部専門家を招き、当行の行内支援体制の検証。 ・ 人材育成や業務の選択・集中も含め、企業支援の更なる実効性の向上に向けてアドバイスを受け、企業支援体制の実効性を向上。
3-5 その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策	
3-5-1 創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能強化のための方策	
(1)創業・新事業進出支援	・山形県制度融資「開業支援資金」の他、日本政策金融公庫山形支店との連携商品「煌やかな未来」による創業・新事業進出支援。 ・山形県内の新技術・新製品等の研究開発を行うベンチャー企業等の支援を目的とした「ベンチャービジネス奨励事業」による助成金を贈呈
3-5-2 経営に関する相談その他の取引先の企業(個人事業主を含む)に対する支援に係る機能の強化のための施策	
(1)きらやかＳＤＧｓ取組支援サービス	・ＳＤＧｓ取組状況を診断の上、診断結果から判明した「強み」のさらなる強化、また「弱み」を補う今後の方針や対策等の策定を支援。 ・「企業価値向上」をサポートオリジナルとなる「ＳＤＧｓ宣言書」の策定も支援
(2)エネルギー設備投資に係る利子補給金	・省エネに向けた取組みに係る融資を通じて、環境に配慮した取組みを支援するとともに地域経済の活性化。
(3)デジタル地域通貨の取扱い	・デジタル商品券や地域ポイントを発行・運用するための情報プラ

	ットフォームを活用した地方創生および地域経済活性化に対する取組み
(4)産学官金連携等外部連携強化	・山形大学と受託事業実施契約を締結し、取引先企業の人材育成を支援する「きらやかマネジメントスクール」を開講
(5)きらやか産業賞の贈呈	・山形県内において「技術革新」「経営革新」「国際化」「教育訓練」の面において特に優れた実績を上げている企業として、助成金を贈呈。
3-5-3 早期の事業再生に資する方策 (1)経営改善取組企業に対する方策	
①「重点再生支援先」の指定による改善支援及び管理の実施	・これまで特に経営改善支援を要すると判断した先として選定していた「指導企業」から「重点再生支援先」に名称変更し、抜本再生を視野に入れた取組みを強化 ・重点再生支援先に対する具体的な改善支援や管理方法としては、当該企業の業績向上を目的に企業支援部に専任担当者を配置し、当該企業の経営層のみならず、必要に応じて現場社員に至るまでコミュニケーションを密にとりながら、より専門的な見地でコンサルティング機能を発揮 ・資金繰りの安定化の観点からも、企業支援部が主導となり融資部審査課と連携を取りながら与信管理に取組み
②重点再生支援先への支援強化	・経営改善計画の策定支援のみならず、計画進捗状況のモニタリングを月次（必要に応じて週次）で管理・把握 ・企業支援部担当者が当該企業の会議体（経営会議、営業会議、生産会議、資金繰り会議 等）に出席し、当該企業が抱える課題に対する解決策の立案や専門家を活用した支援、改善行動のモニタリング等、徹底した伴走支援を実施 ・企業再生のプロフェッショナルである外部有識者をアドバイザーとして招き入れ、担当企業に対する再生支援機能を強化
③「管理強化先」の指定によるモニタリング及び経営改善支援の実施	・「重点再生支援先」以外の取引先で与信供与額が大きく、債務者区分が要注意先・要管理先・破綻懸念先で赤字・債務超過・借入過多・借入急増に該当する先等を「管理強化先」として選定し、突発破綻（倒産等により破綻懸念先以下に突発的にランクダウンする）の発生を未然に防止することを目的に管理 ・管理強化先に対しても外部有識者の助言を仰ぎながら関与度合を強化し経営改善の実行性を確保 ・2024 年 4 月に企業支援部の職員を増員し管理強化先全先に専担担当者を配置することで企業支援部が一括で担当。 ・業種別に製造・建設業、小売・飲食・サービス業、宿泊・医療介

	護業の 3 つのチームを編成し、業種特有のノウハウの蓄積を図りながら経営改善支援を実施
④中小企業金融円滑化法終了後の支援の実施	・法終了後も従前と変わらない対応を実施。
3-5-4 事業の承継に対する支援に係る機能強化のための方策	
(1)コンサルティング体制の強化	・コンサルティング子会社の人員体制　2024 年 6 月現在 10 名 ・事業承継に関するニーズに　対するコンサルティング業務を拡充
(2)外部機関との連携	・仙台銀行やきらぼし銀行、あおぞら銀行、日本政策投資銀行等との連携や、「山形県事業承継・引継ぎ支援センター」等の公共外部機関との連携を強化

内閣府令第15条 第２項第４号

項　　目	添　付　書　類　名
・その他法第９条第１項の規定による承認に係る審査のため参考となるべき書類	（じもとホールディングス） 1．自己資本の充実に活用するための方針 （きらやか銀行） 2．償還又は返済に対応することができる財源を確保するための方策

1. 自己資本の充実に活用するための方針

当社は、グループの自己資本の充実に活用するための方針として、下記のとおり経営強化計画に内部留保の方針を盛り込んでおります。

1－1. 配当方針

当社は、地域金融グループとしての公共性と健全性維持の観点から、内部留保の充実をはかるとともに、安定した剰余金の配当を維持することを基本方針としております。当社の配当は、中間配当及び期末配当の年２回を基本的な配当としており、期末配当につきましては株主総会、中間配当につきましては当社定款の定めにより取締役会で決議することとしております。

しかしながら、2024年３月期の普通株式に係る期末配当は、今回の赤字決算を踏まえ、無配といたしました。また、当社が発行する普通株式と権利関係が異なる種類株式（Ｂ種優先株式、Ｃ種優先株式、Ｄ種優先株式、Ｅ種優先株式、いずれも非上場で公的資金に係る優先株式）の配当についても無配といたしました。

2025年３月期の当社連結の通期業績予想においては、黒字回復を予想するものの、普通株式及び各優先株式の配当予想は未定としております。なお、利益剰余金の積上げ計画は2025年３月期以降配当を行う前提で記載しています。

また、年間配当水準は当社連結の通期業績予想に連動して予想しますことから、今後、配当予想を開示する場合は、期末配当に一本化する予定でございます。

今後、当社及び子銀行は、経営強化計画を確実に実行することで、黒字決算への回復と復配に取り組むとともに、公的資金返済に向けた剰余金の積上げに取り組んでまいります。

1－2. 内部留保の状況

(1) じもとホールディングス

じもとホールディングス単体では、その他利益剰余金 12 億円を計上しております。

今後、当社、きらやか銀行、仙台銀行は、金融機能強化法に基づく経営強化計画（震災特例計画の更新、コロナ特例計画の一部変更）において、公的資金返済に向けたその他利益剰余金の積上げを図ってまいります。

(2) きらやか銀行

きらやか銀行は、2024 年３月期に多額の与信関係費用と有価証券関係損失の計上などにより、当期純利益が△244 億円となり、その他利益剰余金は△222 億円と計画を下回る実績となりました。

同行では、当局の認可を前提として、2024 年９月末までに資本金および資本準備金の取崩しを予定しております。これにより、2024 年３月期末の繰越損失を解消すべく欠損補填を行う予定であり、2025 年３月期末の利益剰余金は１億円と前期末比＋223 億円を計画しております。

その後、経営強化計画を着実に実行することにより、早期の業績回復を果たして継続的に黒字を計上し、利益剰余金の積上げを図ることで、その他利益剰余金は本計画の終期となる 2027 年３月期末までに 20 億円まで積上げとなる見通しであります。

今後につきましては、経営強化計画を着実に実行することにより、早期の業績回復を果たして継続的に黒字を計上し、利益剰余金の積上げを図ってまいります。2037 年３月期末までに 183 億円の積上げ計画により 2037 年 12 月を返済期限とする震災特例公的資金 100 億円の返済と、その後、2048 年３月期末までに 300 億円の積上げ計画により 2048 年９月を返済期限とするコロナ特例公的

資金 180 億円の返済は十分に可能と考えております。

また、今回返済期限を 2037 年９月末に変更する震災特例公的資金 200 億円については、当該返済期限までに返済原資となる利益剰余金を毎期の利益で積み上げることは困難である一方、コロナ特例による公的資金を除いた株主資本により返済することは可能と考えておりますが、返済後の自己資本比率状況を鑑み、必要に応じて新たな資本調達についても検討してまいります。

(3)仙台銀行

仙台銀行は、経営強化計画を確実に実行し、中小規模事業者等貸出の増強等により収益力の強化を図っております。また、財務基盤の安定化の観点から、内部留保の蓄積に努めております。

2024 年３月期末の当行単体のその他利益剰余金は 179 億円であり、今後も毎期収益を積上げ、経営強化計画の終期である 2036 年３月期末までに 366 億円を積み上げする計画であり、公的資金 300 億円の返済は十分に可能と考えております。

≪2049年3月までの当期純利益とその他利益剰余金の見通し≫ **（単位：億円）**

		2021/3末 実績	2022/3末 実績	2023/3末 実績	2024/3末 実績	2025/3末	2026/3末	2027/3末	2028/3末
じもとHD	当期純利益	4	4	2	2	0	1	1	1
	その他利益剰余金	18	16	12	12	13	12	12	12
きらやか銀行	当期純利益	△48	10	△83	△244	1	4	14	4
	その他利益剰余金	84	92	8	△222	1	6	20	25
仙台銀行	当期純利益	17	15	11	11	8	11	13	17
	その他利益剰余金	146	160	171	179	188	197	209	225

		2029/3末	2030/3末	2031/3末	2032/3末	2033/3末	2034/3末	2035/3末	2036/3末
じもとHD	当期純利益	1	1	1	4	4	4	3	1
	その他利益剰余金	12	12	12	15	18	21	23	23
きらやか銀行	当期純利益	16	18	18	18	18	20	20	20
	その他利益剰余金	42	61	79	94	109	125	144	163
仙台銀行	当期純利益	18	11	19	19	19	19	19	19
	その他利益剰余金	242	253	271	290	309	328	347	366

		2037/3末	2038/3末	2039/3末	2040/3末	2041/3末	2042/3末	2043/3末	2044/3末
じもとHD	当期純利益	1	1	1	1	1	1	1	1
	その他利益剰余金	23	24	24	24	24	24	25	25
きらやか銀行	当期純利益	20	20	20	20	20	20	20	20
	その他利益剰余金	183	103	122	142	162	182	202	221
仙台銀行	当期純利益	19	19	19	19	19	19	19	19
	その他利益剰余金	91	110	129	148	167	186	205	224

		2045/3末	2046/3末	2047/3末	2048/3末	2049/3末
じもとHD	当期純利益	1	1	1	1	1
	その他利益剰余金	25	25	25	26	17
きらやか銀行	当期純利益	20	20	20	20	20
	その他利益剰余金	241	261	281	300	140
仙台銀行	当期純利益	19	19	19	19	19
	その他利益剰余金	243	262	281	300	319

1－3. 自己資本比率の状況

本計画期間における、きらやか銀行及び仙台銀行の自己資本比率の見通しは、以下のとおりです。

(1)きらやか銀行

きらやか銀行は、地元である山形県経済はもとより、じもとホールディングスとして活動しております宮城県経済におきましても、その担うべき役割は非常に大きいものと認識しております。

本計画では、自己資本比率について、利益の確実な計上により自己資本を積み上げてまいります。

リスクアセットにつきましては金融仲介機能の発揮による中小企業への資金支援等による貸出金の積み上げを実施していく一方で、限られた自己資本を有効に活用するため大企業向け等の低採算融資の見直しなどによるアセットコントロールを実施することで、中長期的な自己資本比率の維持、向上を目指してまいります。

なお、2024年９月末に返済期日が到来します震災特例公的資金200億円については、当行の自己資本比率の状況に鑑み、当行が地元山形県において引き続き金融仲介機能を十全に発揮し、地元の中小企業を支える責務を果たしていくためには、当該公的資金の期日通りの返済は困難と判断しております。そのため、返済時期の見直しを含めて協議を行った結果、返済期限を 2037 年９月末とすることにより、自己資本額が維持されることとなったため、計画終期となる 2027 年３月期につきましては、7.35％程度を確保できる見通しとなっております。

(2)仙台銀行

仙台銀行の営業基盤である宮城県経済において、同行が担うべき役割は非常に大きいものがあります。

同行は、東日本大震災からの地域経済の復興及び活性化に向けて、中小規模事業者をはじめとする取引先への安定的かつ円滑な資金供給機能を積極的に果たすことを目的に、当行が受入れております公的資金300億円を引き続き活用してまいります。

本計画では、中小企業貸出の積み上げなどにより、リスクアセット（分母）は増加する見込みです。その一方、自己資本（分子）は貸出金利低下の影響もあり、積み上げには時間を要する見込みです。このため計画終期の2027年3月期に7.42％となる見込みです。

≪自己資本比率の状況≫

	2024年 3月期実績	2025年 3月期計画	2026年 3月期計画	2027年 3月期計画
きらやか銀行（単体）	7.73%	7.73%程度	7.44%程度	7.35%程度
仙台銀行　　（単体）	7.70%	7.63%程度	7.50%程度	7.42%程度

2. 償還又は返済に対応することができる財源を確保するための方策

2－1. 配当に関するグループ方針

当行の親会社であるじもとホールディングスは、地域金融グループとしての公共性と健全性維持の観点から、内部留保の充実をはかるとともに、安定した剰余金の配当を維持することを基本方針としております。当社の配当は、中間配当及び期末配当の年２回を基本的な配当としており、期末配当につきましては株主総会、中間配当につきましては当社定款の定めにより取締役会で決議することとしております。

しかしながら、2024年３月期の普通株式に係る期末配当は、今回の赤字決算を踏まえ、無配といたしました。また、当社が発行する普通株式と権利関係が異なる種類株式（Ｂ種優先株式、Ｃ種優先株式、Ｄ種優先株式、Ｅ種優先株式、いずれも非上場で公的資金に係る優先株式）の配当についても無配といたしました。

2025年３月期の当社連結の通期業績予想においては、黒字回復を予想するものの、普通株式及び各優先株式の配当予想は未定としております。なお、利益剰余金の積上げ計画は2025年３月期以降配当を行う前提で記載しています。

また、年間配当水準は当社連結の通期業績予想に連動して予想しますことから、今後、配当予想を開示する場合は、期末配当に一本化する予定でございます。

今後、当社及び子銀行は、経営強化計画を確実に実行することで、黒字決算への回復と復配に取り組むとともに、公的資金返済に向けた剰余金の積上げに取り組んでまいります。

2－2. 配当に向けた態勢整備

当行は、じもとホールディングスの子銀行として、経営強化計画を確実に実行し、中小規模事業者等貸出の増強等により収益力の強化を図っております。また、財務基盤の安定化の観点から、内部留保の蓄積に努めております。

2024 年３月期末の当行単体のその他利益剰余金は△222 億円と計画を下回る実績となっていることから、2024 年９月末に返済期日が到来する震災特例公的資金 200 億円については、返済期限を 2037 年９月末とします。

（単位：億円）

	2024/3期	2025/3期	2026/3期	2027/3期	2028/3期	2029/3期	2030/3期	2031/3期	2032/3期
	実績	計画	計画	計画	計画	計画	計画	計画	計画
利益剰余金	△ 222	1	6	20	25	42	61	79	94
当期純利益	△ 244	1	4	14	4	16	18	18	18

	2033/3期	2034/3期	2035/3期	2036/3期	2037/3期	2038/3期	2039/3期	2040/3期	2041/3期
	計画	計画	計画	計画	計画	計画	計画	計画	計画
利益剰余金	109	125	144	163	183	103	122	142	162
当期純利益	18	20	20	20	20	20	20	20	20

	2042/3期	2043/3期	2044/3期	2045/3期	2046/3期	2047/3期	2048/3期	2049/3期
	計画	計画	計画	計画	計画	計画	計画	計画
利益剰余金	182	201	221	241	261	281	300	140
当期純利益	20	20	20	20	20	20	20	20

当行では、当局の認可を前提として、2024 年９月末までに資本金および資本準備金の取崩しを予定しております。これにより、2024 年３月期末の繰越損失を解消すべく欠損填補を行う予定であり、2025 年３月期末の利益剰余金は１億円と前期末比＋223 億円を計画しております。

今後につきましては、経営強化計画を着実に実行することにより、早期の業績回復を果たして継続的に黒字を計上し、利益剰余金の積上げを図ってまいります。

2037 年３月期末までに 183 億円の積上げ計画により、2037 年 12 月を返済期限とする震災特例公的資金 100 億円の返済と、その後、2048 年３月期末までに 300 億円の積上げ計画により、2048 年９月を返済期限とするコロナ特例公的資金 180 億円の返済は十分に可能と考えております。

また、今回返済期限を 2037 年９月末に変更する震災特例公的資金 200 億円については、当該返済期限までに返済原資となる利益剰余金を毎期の利益で積み上げることは困難である一方、コロナ特例による公的資金を除いた株主資本により返済することは可能と考えておりますが、返済後の自己資本比率状況を鑑み、必要に応じて新たな資本調達についても検討してまいります。